HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日中台における契約の拘束力に関する比較研究 : 事情変更法理とリスク配分論を素材として
Author(s)	鄧, 乾坤
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第13248号
Issue Date	2018-06-29
DOI	10.14943/doctoral.k13248
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/71237
Type	theses (doctoral)
File Information	Qiankun_Deng.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位（博士）申請論文

日中台における契約の拘束力に関する比較研究

―事情変更法理とリスク配分論を素材として―

鄧乾坤

目次

序 章 **1**
第一節　本稿の問題意識 **1**
第二節　本稿の検討範囲及び比較法の対象 **4**
第三節　本研究の構成 **6**
第一章　日本における事情変更法理とリスク配分論 **7**
第一節　学説の状況 **7**
第一款　通説の定着に至る議論 7
第二款　近時の議論の展開――通説の揺らぎ 17
第二節　事情変更法理に関する実務状況 **23**
第一款　判例の立場 23
第二款　下級審の裁判例の概況 25
第三節　事情変更法理に関する債権法改正の経緯 **26**
第一款　債権法改正の背景 26
第二款　民法（債権法）改正検討委員会全体会議提案 29
第三款　債権法改正の基本方針 32
第四款　法制審議会民法（債権関係）部会第 19 回会議における議論 34
第五款　民法（債権関係）の改正に関する中間試案 40
第六款　事情変更法理の明文化の断念 41
第七款　本節のまとめ 41
第四節　小括 **42**
第二章　中国における事情変更法理 **43**
第一節　序　説 **43**
第一款　中国伝統的契約観による事情変更法理の考察 43
第二款　民国時期（1912 年～1949 年）における事情変更法理 45
第二節　事情変更法理に関する法規定の変遷 **46**
第一款　契約法制定過程における議論 46
第二款「契約法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈（二）」26 条 47
第三款　民法典立法における事情変更法理に関する動向 51
第三節　学説の状況 **55**
第一款　要件論 56
第二款　効果論の変遷 56
第四節　中国法における主な論点及びその検討 **57**
第一款　事情変更法理と不可抗力規範の関係 57
第二款　事情変更法理と商業リスクの関係 64

第五節　事情変更法理に関する裁判例の類型化研究 70
第一款　等価関係の破壊 71
第二款　履行困難 77
第三款　契約目的の実現不能 78
第六節　小括 83
第三章　台湾における事情変更法理 85
第一節　台湾における事情変更法理の沿革 86
第一款　債権法改正前の法規定および実務 86
第二款　1999 年債権法改正における事情変更法理 94
第二節　　学説の状況 97
第一款　事情変更法理の理論的根拠 97
第二款　事情変更法理の要件 100
第三款　事情変更法理の効果 104
第四款　本節まとめ 110
第三節　事情変更により生じる紛争とその解決 112
第一款　リーディングケースの分析 112
第二款　最高裁判決の全体像 118
第三款　具体例の分析――主な契約類型ごとに 153
第四款　本節のまとめ 186
第四節　小括 187
第四章　終章 189
第一節　日中台における事情変更法理の比較 189
第一款　法規定及びその立法経緯から見る事情変更法理の意義 189
第二款　要件・効果の相違 194
第三款　日本法への示唆―中国・台湾法における事情変更法理の運用から 198
第二節　事情変更法理と契約拘束力の関係 204
第一款　潮見教授の見解 204
第二款　本稿の立場 205
第三節　残された課題 206

学位申請論文
鄧乾坤

日中台における契約の拘束力に関する比較研究

―事情変更法理とリスク配分論を素材として―

序 章

第一節　本稿の問題意識

契約の拘束力は契約法の核心的問題の一つである。近代民法において、契約の拘束力の根拠は私的自治の原則に求められる。すなわち、近代民法のもとでは、人は他者からの干渉を受けることなく、自らの意思に基づき、自らの生活関係を形成することができる。そして、国家はこれを尊重、保護しなければならない[1]。契約が締結された後、債権者は債務者に対して契約の履行を請求することができる。もし債務者が債務を履行しなければ、原則として、債権者は債務者に対して損害賠償、解除、追完請求などの救済手段を用いることができる。

一方、契約の拘束力に限界がないわけではない。不可抗力による履行不能の場合に、契約の解除によって、債権者は契約の拘束から解放される。さらに、事情変更法理により契約が改訂或いは解除された場合、本来の契約の拘束力は影響を受けることになる。すなわち、事情変更法理を広く認めれば、契約の拘束力が弱まり、狭く解せば契約の拘束力が強まると言えよう。本稿は日中台における事情変更法理の比較研究を素材として、事情変更法理と契約拘束力の関係を検討するものである。

事情変更法理の起源は、中世末よりの「clausula rebus sic stantibus」理論（すべての契約は、事情の不変更を（黙示的の）条件とする）に遡る[2]。18 世紀後半から 19 世紀にかけては、取引安全の要請の高まりに伴い、「pacta sunt servanda」（契約は守られるべきである）の原則が中心的となった。しかし、20 世紀に入ると第一次世界大戦や世界的な経済危機などの大事件が次々と発生し、事情変更の法理が再び注目されるようになった。比較法的に見れば、事情変更法理に関して、英米法の「契約のフラストレイション法理（the doctrine on frustration of contract）」、フランス法の「不可予見理論（la théorie de l'imprévision）」、及びドイツ法の「行

[1] 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017）85 頁参照。
[2] 勝本博士は、Hammurabi 法典から、古代ローマ法および普通法を事情変更の原則の視点から詳細に考察した。五十嵐清教授は、事情変更の原則の歴史に関して、勝本正晃の研究が優れていると評価している。勝本正晃『民法における事情変更の法理』（有斐閣、1926 年）60 頁以下、五十嵐清『契約と事情変更』（有斐閣、1969 年）74 頁以下を参照。

為基礎論（die Lehre von der Geschäftsgrundlage）」の三つの基礎議論が存在する[3]。

日本では、世界や国内の情勢が急激に変動した 1920 年代から、小町谷操三、岩田新、勝本正晃の研究によって、事情変更法理が一時的に注目を浴びることとなった[4]。五十嵐清は、勝本正晃説を踏襲しながら、比較法の成果を取り込んで本法理の要件、効果を洗練し、その後勝本・五十嵐説が通説となった。

通説では、契約締結後、その基礎となった事情が当事者の予見しえなかった事実の発生によって変更し、このために当初の契約内容に当事者を拘束することがきわめて苛酷になった場合に、契約の解除または改訂が認められるかという問題が「事情変更の原則」という名称で論じられている[5]。このような伝統的な理解によれば、「事情変更の原則」の実定法上の根拠は一般的に信義則にあるとされ、同原則は当事者が締結した契約の内容を制限または変更する法理として位置づけられている[6]。また、同原則は「pacta sunt servanda」の例外として位置づけられ、極めて厳格な要件の下で顧慮されうると考えられてきた[7]。

一方で近時の議論においては、ドイツの伝統的な理解の影響をうけた「意思表示アプローチ」と、それと対立する新たな「契約規範アプローチ」という見解が提唱されている[8]。通説である意思表示アプローチは当事者の意思に着目し、事情変更法理を当事者の意思に対する制約として位置づける。これに対して契約規範アプローチにおいては、事情変更の問題は、当事者の合意とリスク配分に関する規範からなる契約規範の内容確定と適用の問題に解消されることになる。

潮見佳男は「契約規範アプローチ」を支持しないものの、事情変更法理をリスクの配分の問題としてとらえる立場に賛成する。そのうえで、契約利益の確定手続を経て「契約締結に

3　谷口知平＝五十嵐清『新版注釈民法（13)』（有斐閣、補訂版、2006 年）66～69 頁参照。

4　小町谷操三の『貨幣価値の変動と契約』においては、19 世紀後半から 20 世紀初頭までのドイツにおける戦争・革命などによる貨幣制度の変化やマルクの価値の下落を研究の背景とし、それらの事情の変動が当時ほとんど疑われなかった「pacta sunt servanda」の原則に基づく契約の強い拘束力へどのような影響を与えるのかについて、判例を中心に検討した。小町谷操三『貨幣価値の変動と契約』（有斐閣、1925 年)。また、岩田先生は、「clausula rebus sic stantibus」を「事情変更の抗弁」という概念として取り扱ってドイツの判例を事案。岩田新『経済事情の変動と債権の効力』（同文館、1926 年)。勝本正晃『民法に於ける事情変更の原則』（有斐閣、1926 年)。

5　この学説は日本における事情変更の法理の通説とも言えよう。日本において事情変更の法理に関する通説は勝本正晃、五十嵐清により、確立されたと言われている。谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）66 頁、中村肇「事情変更の考慮とその判断過程について（1)」成城法学 75 号（2007 年）60 頁、山本敬三『民法講義Ⅳ−１契約』（有斐閣、2005 年）102 頁注〔18〕)、吉政知宏『事情変更法理と契約規範』（有斐閣、2014 年）58 頁参照。

6　吉政・前掲注（5）58 頁参照。

7　中村肇「後発的事情変更の顧慮とその妥当性（1）──clausula rebus sic stantibus 理論の展開を中心に─」富山経済論集 47 巻 2（2000 年）号 158 頁参照。

8　「今日のドイツにおいては、行為基礎論で扱われているのは契約におけるリスク配分という問題、つまり、契約締結後に、事情が変動したことによって、生じた不利益をいずれの当事者が負担するのかという問題にほかならないと考える見解が有力となっている。」吉政・前掲注（5）27 頁参照。

よって当事者により自律的に引き受けられたリスク配分」が判明した後に、これを超えるリスクにどのように対処すべきかを問うのが、clausula rebus sic stantibus 原則が機能する問題領域であり、当事者の自律的活動を基礎した契約内容の確定問題に収斂するだけではなお不十分であると指摘する[9]。

本稿では以上の状況を踏まえて、以下のように課題を設定する。

第一に、近時の日本における学説の対立状況を整理し、事情変更の法理を当事者意思に対する制限としてとらえるべきか、例外的法理としてとらえるべきかを検討する（課題①）。

第二に、事情変更法理を検討する際に、リスク配分規範をどのように位置づけるべきかを明らかにする（課題②）。この点について、上述したように、吉政の提唱する契約規範アプローチはリスク配分規範を重視するが、本稿は必ずしも同アプローチの立場にとらわれず、契約締結後に現実化したリスクを事情変更法理によっていかに配分すべきかに着目する（本稿は、契約内容の確定だけではなく、契約外のリスクについてのリスク配分も事情変更法理の内容であると考える）。

第三に、事情変更に関するリスク配分規範の具体的な内容を解明することは本稿の重要な課題である（課題③）。この問題につき議論するには、個々の事案において裁判官がどのように事情変更の法理を適用し、事情変更により生じるリスクをどのように配分するのかを考察する必要がある。もっとも、周知のように、日本の最高裁判決は理論的には事情変更法理を認めているものの、実際に同法理を適用して契約を改訂又は解除する判決を出したことはない。そこでこの点については比較法の視点から検討していきたい。本稿は同法理を適用した裁判例の蓄積がある中国及び台湾を主な検討の対象とする。事情変更の法理が適用される場面、すなわち、事情変更により生ずるリスクの分配が行われる場面について個別・具体的に検討を加えることにより、同法理の日中台における実務上の異同を明らかにし、差異がある場合にはその差異が生じる原因・背景を究明することによって、各国における契約の拘束力の強度を比較する。

結論を先取りしてみれば、課題①について、事情変更の法理は当事者の意思を制限するものではない。むしろ、契約締結当時の当事者の意思が及ばない事由によって事情が変更された場合に、その事情変更によるリスクを当事者間でいかに合理的且つ公平に分配するかを決定する法理である。また、本法理の例外性を強調することは、本法理の空洞化につながりかねず、立法論や解釈論からも不適切であると思われる。

その例外性については、古典的契約論を根本から見直して事情変更法理を正当化する議論もみられるものの、締結された契約の効力につき一定の保障がなければ、当事者が契約を

[9] 潮見佳男『債権総論Ⅰ〔第2版〕債権関係・契約規範・履行障碍』（信山社、2003年）221頁参照。

締結し、守るモチベーションがなくなるとも考えられる。例外性を強調するのであれば、特別法（日本における借地借家法など）により事情変更の問題を処理する方法もあろう。しかしながら、契約の類型は複雑であり、時代の発展とともに新たな契約類型における事情変更の問題が生じ得るため、あらゆる場面を特別法によってカバーすることは不可能である。事情変更法理の適用につき実務上慎重になり過ぎると、事情変更法理は結局空洞化しかねない。

課題②について、本稿は、事情変更によって現実化するリスクをどのように配分すべきかを検討する。特に当事者意思の重視（契約規範の解釈）、再交渉義務の機能の発揮、そして裁判所による介入の正当性（当事者意思の追求、あるいは解釈には限界がある）について検討する。リスク配分によって当事者間の紛争を効率的に解決することは、契約の尊重を重視する立場（favor contractus）にも資するものであると考える[10]。なお、リスク配分の要件については、個別的な要件に拘るのではなく、契約の公平性を重視しながら総合的に判断すべきである。

課題③について、日中台の契約法における事情変更法理の比較研究、特に実務の比較から見れば、上述したように厳格な立場を採用する日本の最高裁に対して、台湾法は明らかに緩やかに同法理の適用を認めている。中国法は時期によって厳格に適用を制限したり、緩やかに認めたりするようである。いずれにせよ、同法理の適用にあたって日本の最高裁が最も重視しているのは、予見可能性及び帰責性の要件であり、換言すれば当事者の意思を極めて重視しているといえる。従って、全体的見れば、日本法における契約の拘束力が最も強いといえる。中国法では――時期によって変わるものの――契約の拘束力は日本よりも弱く、事情変更法理が頻繁に適用される台湾法では契約の拘束力が最も弱いと考えられる。

第二節　本稿の検討範囲及び比較法の対象

事情変更の法理は私法を中心に発達してきたものであるが、「私法上のみならず、公法上も問題となりうる」との見解がある[11]。私法においても、契約法に限らず、扶養義務について問題となり得る。扶養義務は契約により生ずる場合もあるが、法律上生ずる場合でも、義務発生後の事情変更は考慮されるべきことが多いと考えられる[12]。とはいえ、事情変更法理

[10] この点については、契約の解除或いは終止は本法理の効果としてどのように位置づけられることに関わる。本稿は、契約解除は事情変更法理の効果として認めるものの、契約を消滅させる解除あるいは終止はあくまでも最後の手段であるので、二次的効果であると思われる。
[11] 五十嵐清・前掲注（2）152 頁参照。
[12] 同上。

が最も議論ないし適用されてきたのは契約法においてであるので、本稿は日本の契約法上の問題を出発点とし、中国・台湾の契約法における事情変更法理に関する立法、学説および実務の状況を比較法研究の対象とする。

中国・台湾法における事情変更の法理は、日本法の影響を大きく受けており、研究の蓄積は日本ほど多くはないものの、一定の独自性を有する。

中国の立法においては、以下の二点がよく議論されてきた。一つは、事情変更法理と不可抗力規範（不可抗力による目的不到達）の関係――つまり、契約締結後の不可抗力により生じる結果について、事情変更法理に従って裁判所の介入によりリスクを再分配するか、あるいは、不可抗力規範に従って契約解除によりリスクを分配するのか――である。

もう一つは、事情変更法理が適用されるリスクと商業リスクとの関係である。日本法における議論を見ると、事情変更法理を検討する際、「契約の内在的リスクと外在的リスク」[13]、或いは「契約内容となっているリスク、契約内容となっていないリスク」[14]を区別すべきであるとの見解もある。この点、中国法の事情変更法理におけるリスク配分規範は、日本法にも示唆をもたらし得るのではないかと思われる。本稿では、中国法の立法過程、実務の状況についての基礎研究の成果[15]を踏襲しながら、主に近時の学説上の議論に基づいて、中国法上の事情変更法理と不可抗力規範との関係、事情変更法理と商業リスクとの関係を分析する。

一方台湾法では、事情変更の法理は、1999 年の債権法改正により民法典に明文化された。本法理の明文化を契機とし、事情変更法理の適用の有無を争点とする裁判例も増加している。台湾の最高裁判決では、事情変更の法理を適用したものも稀ではない。従って、本稿は主にこれらの最高裁判決を手がかりにして、台湾法における事情変更法理の意義、要件及び効果を検討する。もっとも、裁判所による契約改訂が事情変更原則の効果として認められるとすれば（台湾法において契約改訂は事情変更法理の主たる効果である）、裁判所による当事者の意思自治への侵害が懸念されよう。この問題の解決策として、今日の台湾法においては、再交渉義務の導入が議論されているところである。

---

[13]「大規模な自然災害のように、その事象の性質上本来的に契約の支配領域外留まらざるを得ない『契約外在的リスク』によって履行が困難となった場合こそが、債権債務関係の例外的変更をもたらす事情変更の原則の活用領域である」。石川博康「契約外在的リスクと事情変更の原則」ジュリスト『特集・震災と民法学』（2013・6）22 頁参照。

[14] 潮見佳男・前掲注（9）222～223 頁参照。

[15] 小口彦太は、中国法における事情変更法理に関する法律を含む諸規定、実務上の変化などについて、詳細に紹介している。本稿もその研究成果に踏まえつつ、中国法を検討する。小口彦太「中国における事情変更原則の基礎研究」早稲田学法 89 巻 3 号（2014）67 頁以下参照。

第三節　本研究の構成

以上の問題意識に基づき、本稿は、日中台における事情変更法理に関する立法・学説・実務の状況、本法理とリスク分配との関係、および契約の拘束力との関係を議論する。その構成は以下の通りである。

第一章では、まず日本における事情変更法理の学説を整理し、先行研究の到達点を明らかにする。そして、事情変更法理と関係のある裁判例を検討する上での問題点をまとめる。

第二章においては、中国における事情変更法理の歴史、学説および立法の動向を考察する。また、事情変更の結果に基づく三つの類型――等価関係の破壊、履行困難および目的不到達――ごとに裁判例を検討する。以上より、中国における不可抗力（不可抗力による目的不到達）と事情変更の関係、また商業リスクの意義および事情変更との関係を明らかにする。

第三章では台湾法を検討する。もともと 1929 年の台湾民法典には事情変更法理についての規定はなかったものの、戦争などの社会的激変のなか、いくつかの臨時的な条例、特別法、および民事訴訟法で事情変更による紛争が処理されていた。そして 1999 年の債権法改正により事情変更の法理が民法で明文化された。現行台湾民法の下での事情変更法理に関して最も注目すべき点は、同法理の効果として調整（改訂）しか明文的に規定されていないところである。本稿では、台湾法においてなぜ契約調整（改訂）だけが立法で強調されているのか、学説、立法主旨、契約法文化の検討を通じて明らかにすることを試みる。そのうえで、事情変更に基づく契約の解除があり得るのか、裁判例の類型化と分析により検討する。

第四章では、比較法の視点から日中台の事情変更法理を検討する。各国における事情変更法理形成の経緯や、要件・効果に関する学説・実務の状況を比較することによって、その相違及び相違の背景を明らかにする。そして、これらの検討に基づいて、事情変更法理と契約の拘束力との関係を明確にし、事情変更法理に基づく紛争解決の際に考慮すべき要素を抽出することを試みる。

第一章　日本における事情変更法理とリスク配分論

第一節　学説の状況

第一款　通説の定着に至る議論

日本における事情変更法理に関する研究は、先駆者である大正末期の小町谷操三、岩田新、勝本正晃の三学者により展開した。それぞれの研究の着目点は異なるが、当時ドイツに留学した三人の学者は主にドイツの理論や判例を紹介しながら事情変更法理を検討した。その中でも、特に勝本正晃の『民法に於ける事情変更の原則』は、事情変更法理の法史的研究を始め[16]、ドイツ法、フランス法、英米法、日本法などの比較法研究を通じて、事情変更法理の意義、要件及び効果を全面的且つ詳細に議論した。勝本説はそれ以降の日本学界に深い影響を与え、「事情変更の原則」という名称もその研究に由来するものと言われる[17]。いわば、日本法における事情変更法理の研究の礎石を築いたと言っても過言ではないだろう。

また、五十嵐清教授は勝本理論を踏襲し、新たな比較法の発展を参照しながら、より洗練された要件・効果を提出したことによって、事情変更法理は日本法で定着した。本論文は、まず勝本・五十嵐により確定された通説における事情変更法理の意義、適用範囲、要件及び効果を検討する。

一、事情変更法理の意義

勝本教授は、事情変更法理の意義について、「事情変更の原則とは、主として債権関係を発生せしむる法律行為が為されたる際に、其法律行為の環境たりし事情が、法律行為の後、其効果完了以前に当事者の責に帰すべからざる事由により、予見し得ざる程度に変更し、其結果当初の意義に於ける法律効果を発生せしめ、又は之を存続せしむることが、信義衡平の原則上、不当と認められる場合に於て、其法律効果を信義衡平に基づきて変更せしむることを云ふ」と定義した[18]。また、類似する法律概念との差異を検討することによって、事情変更法理の独立性を強調した[19]。

五十嵐教授は、勝本理論は比較法上の各理論の共通部分と一致する点が多く、世界に誇るべき理論であると評価し、大綱において今後も維持すべきだと結論した[20]。

16　勝本・前掲注（2）60 頁以下参照。
17　五十嵐・前掲注（2）147 頁参照。
18　勝本・前掲注（2）10 頁、567 頁参照。
19　勝本・前掲注（2）24 頁以下参照。
20　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）71 頁参照。

二、適用範囲

勝本教授は、事情変更法理の適用範囲について、主に債権法にその適用を認めるが、法律行為以外の原因（準法律行為、不法行為、不当利得、その他の法律の規定によって直接に発生する債権関係）によって発生する債権関係にも、一定の要件の下に、同法理の適用を認めるべきだと述べていた[21]。

五十嵐教授も、事情変更法理が主として適用される領域は契約法であると考えている。具体的には、債権契約に限らず、物権契約にも適用されるべきであるという[22]。また、契約法のなかでも、事情変更法理が問題となるのは、いわゆる継続的契約の場合が通例であるものの、事情変更法理にとって問題なのは給付が継続的か一時的かということよりも、契約成立時と履行時までの間に時間的隔たりがあるかどうかということであると主張していた。さらに、実際上も日本では、不動産売買について事情変更法理の適用例が多いことが指し示された[23]。

三、事情変更法理の基礎的理論

事情変更法理の基礎的理論について、勝本教授は、相対的価値判断、潜在的行為意思、法規の合目的性及び信義衡平を事情変更の法理の基礎観念として論じることによって、事情変更法理の理論上の正当化を試みていた[24]。

これらの基礎観念の中で、もっとも重視されているのは「信義衡平」である。勝本教授によると、「信義誠実の原則」は単に補充的機能を有するのみに止まらず、総ての私法法規そのものの基本的原則をなすものであり、「信義衡平は債権法における債務履行につき、最高の基準となり、外形的な「Pacta sunt servanda」の原則は、それが単に観念的な形式であるかぎり契約の具体的解釈に当たっては更に信義則によって其内容が検討せられなければなら

21　勝本・前掲注（2）10 頁、567 頁参照。

22　その反対の主旨の裁判例として、「大阪高判昭 60・7・3 高民集 38・2・77、青野博之〔批判〕・ジュリ 866 号〔昭 61〕148」が挙げられている。谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）72 頁参照。

23　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）72 頁参照。一方、五十嵐教授は、事情変更の原則が主として適用される領域は契約法であることに対して、「事情変更の原則は私法上だけでなく、公法上も問題となる。とくに、clausula rebus sic stantibus 法理は、国際法上、大いに議論された。またフランスのように、私法契約では不可予見理論が認められないのに、行政契約ではそれが認められている国もある。私法上も、契約法に限るわけではない。とくに、扶養義務について問題となる。扶養義務は契約より生ずる場合もあるが、法律上生ずる場合でも、義務発生後の事情変更は考慮されるべきことが多い。ただし、わが民法は、この点で立法的解決をしている」というように広義的な事情変更の原則の適用領域を論じていた。同書 71～72 頁参照。

24　勝本・前掲注（2）12 頁、444 頁以下参照。また、中村肇は「かかる理論構成により、勝本博士は、具体的な事案において個別な環境を顧慮することを正当化し、さらに後発的事情変更の場合であっても、『潜在的行為意思』概念と条件関係を有するという論理構成を示していた。そして、最終的には、『私法法規適用の規範的最高観念としての地位』が信義衡平に与えられ、その必然的派系として事情変更の原則を位置づけることによって、その正当化を試みていた」とのように、「勝本説の理論的基礎づけ」を検討した。中村肇「事情変更の顧慮とその判断過程について（1）」成城法学 75 号（2007）77～78 頁参照。

ない」と論じていた。そして、「事情変更の原則は信義衡平の原則の必然的派系として法的規範の視野に表現にして来て、主として債権法に於てその体形を示したものである」と主張されている[25]。

五十嵐教授は、学説・判例は勝本教授以来、事情変更の法理の根拠を信義則に求めていることを示し、「今日の事情変更の原則は、従来の私法理論の形式的適用より生ずる不公平な結果を是正するために認められるものであり、まさに信義則適用の一場面であるということができる」[26]と伝統的な勝本論を評価しながら、「事情変更の原則は、信義則による権利行使の制限として消極的な面だけでなく、一定の要件・効果を備えた判例法上の制度として、民法体系上、独立の地位を占めるものとして評価されなければならない」[27]というように事情変更の法理の独立的な価値を強調した。

四、要件論

通説的な要件論は、勝本教授の研究から形成されたものである。勝本教授は、上述した事情変更法理の基礎理論から演繹してその意義、要件及び効果を定め、その適用の各場面を仮設することは必ずしも至難ではないと述べていた[28]。そして、その要件や効果を以下の通りに示した[29]。

１．　勝本説の要件論

（１）「事情の変更がありしこと」

「事情」とは何かについて、「事情とは当事者が法律行為を為したる際に、其行為の環境たりし一切の状況を云ふ」[30]と述べられている。「行為の環境たる」とは法律行為がその環境に制約されるという意味である。このように、事情の本質は、意思の環境であった客観的事実を言うのであるから、主観的認識は上述した「事情」にあたらないと主張されていた。なお、この客観的事実は当事者のいずれにも共することを原則とされる[31]。

そして、事情の種類に関しては、主に、一般の経済的取引における物価の変動により法律行為の効果に変更を認めるべき場合のような経済的事情のほか、非経済的なる自然現象の変化、政治行政組織の変動なども要件を備れば事情変更になりうる[32]。

また、事情の変更の「程度」は、急激に発生するか、緩慢に発生するかを問わない。ただ、

25　勝本・前掲注（2）560 頁参照。
26　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）71 頁参照。
27　同上。
28　勝本・前掲注（2）563 頁。
29　勝本・前掲注（2）569 頁以下参照。
30　勝本・前掲注（2）570 頁。
31　勝本・前掲注（2）571 頁。
32　勝本・前掲注（2）572 頁。

事情が緩慢に発生する場合に、後述する（３）（５）を参照すべきであるという制約がある。また、事情の変更は一時的か、永続的かも問わない[33]。

（２）「事情変更は主として債権関係を発生せしむる法律行為を為したる後、債権関係消滅以前に発生すること」

この要件は、事情変更の時間的要件である。勝本教授によれば、履行が一旦完了した後に生じる事情変更は当然考慮すべきない。しかし、履行期が経過した以降、特に債務者が履行遅滞に陥った以降、債務消滅以前に事情変更を生じる場合にもこの原則が適用されるかに関しては、履行不能及び双務契約における危険負担の問題に関わって難しい問題を生ずる。この問題に対して、勝本教授は、事情変更は遅滞と直接な因果関係がないかぎり、この原則は適用されるべきであるという見解を示している[34]。また、履行期において、事情変更が発生しても、その後直ちに消滅する場合[35]はこの原則の適用があるか否かの問題に対して、特定の期日に履行しなければ債権の目的に達することができない場合にのみ、給付の量的内容を変更することを請求できるとされている[36]。

（３）「事情の変更が当事者により予見せられず、かつ予見し得ざる性質のものなること」

これは、事情変更の原則の適用に、事情の変更に「予見不可能性」についての要件である。勝本博士はまずこの要件の正当性を論じた。つまり、かりに特別なる事情の変更が発生しても、予め当事者によって予見されたときは、当事者はかかる事情変更を予想してその前提の下に法律行為を為したものであるので、危険は自ら負担しなければならない[37]。まは、「予見し得ない」ことであるか否かは客観的に評価されぬばならない。つまり、仮に当事者が実際に予見しなくても、信義衡平の原則上、当然かかる事変を予見すべきものとなるときは、当該当事者は、事情変更の抗弁を主張し得ない。

33　勝本・前掲注（2）572 頁。

34　この点について、「一見すれば、遅滞にある債務者は、遅滞後発生したる履行の困難に対しては当然自ら其結果を負担すべきが如くであるが、事情変更の原則は従来の意義における不可抗力による履行不能は又は危険負担問題の如く、不可抗力に対する負担を人為的に当事者の何れか一方に負担しむることを目的とするものでないく、寧ろ危険の公平なる分担を目的とするものであって、債権者と雖も、債務者が遅滞に陥りたることより生ずる通常の権利以外に不当なる利得を為して可なる理由なく、債務者も亦遅滞により通常負担する責任よりも不相当に過分なる責任を負ふべきではないのであるから、遅滞後発生したる事情の変更に就いても事情変更の原則は適用せらるべきである」と述べられていた。勝本・前掲注（2）575～576 頁参照。

35　例として、「例へば、五月一日に米百俵を給付すべき場合に、同日に大震災起り、ために履行が困難となりたる場合に於て、数日中に秩序恢復し、食糧の供給自由なること明白なる場合に於ては如何。謂ふに此際には、特定の期日に履行せざれば債権の目的を達し得ざる場合のみ、給付の量的内容を変更せしむることを請求し得べきも、之に反し信義衡平の原則より見て、数日後に履行を延期するも、債権の主たる目的に影響を及ぼさざるときは、単に履行期を延期すべきことを請求しうるものと考へる。但し、これは主として事情変更の原則の効果に関する問題である。要するに是處には事情変更を主張する場合に於て、それが永続的性質を有するや否やは、この原則の一般的発生要件としての効力に関係なきことを注意すれば足るのである」ということが挙げられていた。同上 578 頁。

36　勝本・前掲注（2）578 頁。

37　勝本・前掲注（2）580 頁。

（4）「事情の変更が当事者の責に帰すべかざる事由によって発生したこと」

当事者の帰責要件について、事情の変更が法律上債権者又は債務者どちらか一方の責に帰すべき事由によるときは、過失ある当事者が事情変更の結果を負担すべきは当然である[38]。しかし、事情の変更が当事者の責めに帰すべからざる事由によって発生した場合にも、以下の２つの問題点を注意すべきだと検討されている。

まずは、当事者とまったく関係がない第三者による事情の変更は当法理の適用があるのか。この問題に対して、勝本教授は否定的見解を持っている。不可抗力を「絶対的不可抗力」と「相対的不可抗力」に分けられる。いわゆる絶対的不可抗力は「地震、洪水等の天災其他戦争、政変、経済的変動等」であり、一方、第三者による事情の変更は相対的不可抗力[39]である。そして、事情変更は絶対的不可抗力によるものであることを要すると考えられる。第三者による事情の変更には事情変更の原則は適用されない。なぜならば、事情変更の原則は、それを認めなければ、信義衡平より見て必ず不当な結果に陥るべき場合であって、且つ、ほかの法律の救済方法が認められていない場合にのみ例外的に認められるべきだと考えられたためである[40]。

また、事情の変更が上記の意味において当事者の責に帰すべからざる事由によって発生し、その結果一方当事者の負担の内容が不相当に増加した場合において、もし、その当事者が適当な注意を払えれば、負担の増加を避け得た場合はどうなるか。勝本博士は、一方当事者の履行期以前において、負担の増加を避ける適当な行動が一般の客観的立場より見て、可能、且期待できるべき場合に限り事情変更の原則の適用を排斥しないと主張している。

（5）「事情の変更があったため、当初の法律効果を発生しむることが、著しく信義衡平に反すること」

この要件は、「事情変更の原則の存在を理由付けるものであって、重要なる要件である」と勝本教授がもっとも重視する核心的な要件である[41]。そして、「この要件の当然の結果として、事情変更の結果、当初の意義における法律効果の発生、存続が信義衡平に反するに至ることを要する、即ち事情の変更と、信義衡平に反するに至りし結果との間に相当因果関係あることを要する」というのように、事情変更の結果と信義衡平原則との関係が述べられた。また、いかなる程度が「著しく信義衡平に反する」のかという問題に対して、以下の二

38　勝本・前掲注（2）582 頁。

39　相対的不可抗力の例として、「例へば、売買の目的物が、当事者とは全く無関係に第三者によって損害せられたる場合には、当事者間に於ては目的物の損害は不可抗力によるものと云はぬばならぬ。然し、売主又は買主は此場合第三者に対して、不法行為上の損害賠償を請求し得るのである、即ち第三者と売主又は買主との間に於ては不可抗力の問題はない」のように述べられている。勝本・前掲注（2）583 頁参照。

40　勝本・前掲注（2）584 頁参照。

41　勝本・前掲注（2）585 頁参照。

点を考慮されるべきであるとされている。すなわち、第一に、事情変更の原則を認めなければ、通常生じるべき利害関係に大きな変動の生じること、従って、事情変更の原則をみとめれば、利害状態の恢復する可能性があること。第二に、この原則を援用する者、これによって不当の損害を免れ、その相手方は単に「予見せざりし利得」を失うに過ぎないの二点である[42]。

（6）「専ら信義衡平の原則によって解決せらるべき事案に関すること」

勝本教授によると、信義衡平の原則は、「専ら当事者間の利害関係の調停に関する原則である。この原則によって、硬化せんとする法律規範は適度の撓靱性 Flexibilität を得ることが出来るのである」[43]。しかし、「法律問題の関する所は、単に当事者のみではなく、広く一般社会と関連しているのである。之を具体的に云へば、第三者の保護が問題となるのである」というように、信義衡平の原則の適用限界をしめした。従って、事情変更の原則は、いわゆる「信義衡平原則の必然的派系として法的規範の視野に表現し来り」[44]ものなので、「更に大なる、又は之と同等なる立法上の理由によって、事情変更の原則の適用が阻止せられざることを要する」[45]という要件が提示されている。

（7）「事情変更の原則の適用を当事者が主張したこと」

この要件は、「事情変更の原則は裁判所が当然援用すべき法律規範にあらずして、当事者の主張を俟って其適用を認むべきものであって、通常は訴訟上の一種の抗弁の形に於て現るものである」と事情変更の原則の被動的性格を強調し、裁判の積極的な私法関係への介入をできるだけ最小限に控えようとするものであると理解できよう[46]。一方、「この原則は、少なくとも現行民法上の問題としては、事情変更によって特殊の不利益を受くる当事者を救済する一方法として特に認められるべき規範であるからである。故に権利の上に眠るのは之を保護せずとの原則により、自ら事情変更の原則の適用を主張し得べきに拘はらず、之を主張せざる当事者は、其の援用権を失ふべきである」と述べられる[47]。また、事情変更の原則の援用は必ず抗弁の形式に於いて行使することを要するのかという問題に対して、勝本教授は履行期の定めある持参債務のような場合には、債権者の履行請求権を待たずに、債務者より先に事情変更による債務の内容変更確認を求めることも許されなければならないと答えていた[48]。

---

42 勝本・前掲注（2）20 頁参照。
43 勝本・前掲注（2）589 頁。
44 勝本・前掲注（2）561 頁。
45 勝本・前掲注（2）588～589 頁。
46 勝本・前掲注（2）590 頁。
47 同上。
48 勝本・前掲注（2）591 頁参照。

２．　五十嵐清の要件論[49]

五十嵐教授は勝本説の影響をうけながら、比較法上の理論、特にドイツ私法学で行為基礎の喪失問題として論じられているいわゆる行為基礎論を踏襲して、事情変更法理の一般的要件を以下のように提示した（通説・判例法理)。

①　契約成立当時その基礎となっていた事情が変更すること。

②　事情の変更は、当事者の予見したもの、又は予見できたものではないこと。

③　事情変更が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたこと。

④　事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること。

五十嵐教授の要件論は勝本説と比べると以下のような特徴が見られる。まずは、①の要件における「基礎」は「事情変更は契約の客観的基礎」であると主張し、すなわち「それがなければ契約を考えることができない部分に関し生ずることが必要であり、たんに当事者の個人的事情の変更に過ぎないときは、事情変更の原則の適用は認められない」[50]ということである。この点については、勝本教授が述べる「客観的事実」と言葉遣いの差異があるものの、見解は一致している。五十嵐教授は当時ドイツで最新のラーレンツの行為基礎論から示唆を受けて日本で初めて事情変更の原則を客観的行為基礎の問題として取り扱ったと思われる。

第二には、勝本教授のように「事情変更は主として債権関係を発生せしむる法律行為を為したる後、債権関係消滅以前に発生すること」という「時間的要件」を明言しなかったことである。しかし、五十嵐教授は「時間的要件」を問題視していないわけではなくて、「問題となるのは、このような事情変更は、契約成立後、履行期までの間に生ずることが必要か、または、契約成立当時すでにこのような事情が存在しなかった場合も含めるか、ということである」[51]と述べながら、「比較法的には、フラストレーション法理も行為基礎論も、両者を含む理論である」のに対して、「これはその国の私法体系における履行不能論や錯誤論と関連して理解されるべきことであり、法政策的には両者と区別する根拠は十分にあると思われるので、事情変更の原則としては、前者だけを問題としてよいであろう」[52]と主張した。

第三は、要件④の要件を類型化したことである。すなわち、事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められるのは、どのような場合であろうか。五十嵐教授は、主にドイツの学説に依拠し、（ｉ）経済的不能〔戦争や大災害の

[49] 谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）71～74 頁のほか、五十嵐清・前掲注（2）152～164 頁も参照。
[50] 五十嵐清・前掲注（2）152 頁参照。
[51] 谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）73 頁参照。
[52] 同上。

発生により、契約当事者の一方によって、契約の履行が著しく困難になった場合〕、（ⅱ）等価関係の破壊〔双務契約における反対給付の等価関係が、事情変更により著しく破壊されて、契約の履行が当事者により無意味となる場合〕、（ⅲ）契約目的の到達不能〔当事者は契約を結ぶにさいし、それぞれに一定の目的を達成しようとする。これを契約の目的というが、契約締結後、事情変更により、当事者がこと目的を達成できなくなった場合〕の３つの場合にわけて考察した[53]。

ラーレンツの行為基礎論は事情変更の問題を「客観的行為基礎の喪失」の問題として取り扱い、この客観的行為基礎の喪失は主に等価関係の破壊と契約目的の到達不能を含む[54]。五十嵐教授はその上にさらに履行困難も事情変更の結果の一つとして議論している。

五、効果論

契約が締結された後、事情の変更は事情変更の法理の要件に満たす場合に、当事者がもっとも関心を持つのは、契約の効力はどうなるのかということである。勝本教授によると、事情変更の効果は二段階に分けられる[55]。すなわち、給付の内容を変更する第一次的効果、および契約の解約、解除又は意思表示の撤回、取消等債権関係を消滅する第二次的効果ということである。五十嵐教授は、（ⅰ）事情変更の原則の効果は、事情変更されたということだけで当然に生ずるわけではない、当事者の主張が必要であること、（ⅱ）事情変更の効果として、契約解除権（告知も含む）の発生することは異論が無いこと、（ⅲ）事情変更を理由として、契約内容の改訂を求めることができるか、また、それと解除権との関係について、事情変更の法理の効果を述べている。結論として、契約をできるかぎり維持されることが望ましいことで、勝本教授の二段論が合理的であると評している[56]。

上述する事情変更の法理の効果によると、事情変更する場合に、契約改訂[57]は契約解除に

53　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）74～76 頁参照。

54　五十嵐清・前掲注（2）107 頁以下、又はＫ・ラーレンツ著、神田博司＝吉田豊訳『行為基礎と契約の履行』（中央大学、1969 年）52 頁以下参照。

55　勝本・前掲注（2）598 頁参照。

56　五十嵐清・前掲注（2）164～165 頁参照。

57　裁判所による契約の改訂は当事者の私的自治を害する恐れがあるため、事情変更法理の効果としての正当性がずっと議論されてきた。この問題に対して、石川博康の論説によれば、事情変更法理の主たる制度目的は、契約内容の柔軟化による契約関係の継続性の確保に向けて、当事者の自律的な再交渉を通じた価値創造を支援するための法的基盤を整備する点に見出されるべきものである。そして、事情変更法理のこの目的を実現するため、いかなる理論的根拠をもって、当事者が自律的に定めた契約内容に対する裁判所の事後的介入が正当化されるのかは問題になる。この問題を検討するには、以下の理解を基礎に据える必要があるとされている。すなわち、「事情変更法理が契約に際して当事者による予見および配分がなされ得なかったリスクが現実化したことによる問題に対処するものであるため、その適用場面は、契約によっても法によってもそのリスクの配分が行われていない場面」―いわゆる契約と法の「二重の欠缺」の場合―に限定されるということである。そして以上のように、事情変更法理が契約と法の二重の欠缺に対処するためのリスクの再配分をもたらす法制度であると理解するとき、事情変更法理による法作用、特に司法的契約改訂については、その契約の類型的構造を支える本質的な契約規範との関係における規範構造上の矛盾は除去されるべきであるという原理、すなわち整合性原理によって、規範的に正当化されるものと

優先的に適用すべきである。しかし、この見解に対して、通説と対立する「事情変更の原則の適用の効果は、第一に、不利益をうける当事者がその契約の解除権を取得することである。第二に、変更した事情に応じて給付の内容を修正することである」という契約解消優先説[58]がある。

また、「両者は、第一次的、第二次的と言うものではなく、並列的な効果とみ、さらに、事情変更の主張を自己矛盾行為とそれ以外とを区分し、それぞれの効果が与えられると考えることが妥当といえるのではなかろうか」[59]と述べられているように、事情変更の効果において、契約の改訂と解消はどちらか優先的に適用されるべきものではなくて、並列的なものとする見解がある。

さらに、飯島紀昭教授は、日本の判例に現れた具体的ケースを整理・分析することを通じて、通説の妥当性を検討した。即ち、事情変更の具体的な態様として、（ｉ）等価関係の破壊と、（ⅱ）契約目的の達成不能があるとされ、日本では（ｉ）の場合に、事情変更の効果として第一次的には改訂、第二次的には解消されるという通説に従う判例がそれほど多くはないということであるが、等価関係の破壊という態様の事情変更については、通説は正当であると評価し、一方、②契約目的達成不能の場合に、効果としてもっぱら解消が適用されることであり、理論的には例外的に改訂する可能性はあるものの、原則として通説のような契約改訂優先説は妥当しないとされている[60]。

六、勝本説における事情変更と危険分担主義

１．　不可抗力の効果と危険負担の提唱

従来、不可抗力による危険負担問題に関しては、おもに債権者主義と債権者主義がある。たとえば、Ｙは、売主Ｘから建物甲を購入する建物売買契約を締結した後、甲は大地震により滅失した場合に（ＸのＹに対する建物引渡し債務が履行不能〔債務①〕）、ＹはＸに対価〔債務②〕を支払わなければならないかが問題になる。債務者主義にたつと、債務②も消滅し、履行不能となった債務①の債務者Ｘがリスクを負うことになる。

これに対して、債権者主義にたつと、債務②は存続し、債務①の債権者Ｙが対価を払うリスクをおうことになる。改正前の日本民法 534 条（債権者の危険負担〔特定物〕）、535 条（停止条件付双務契約における危険負担）及び 536 条 1 項（債務者の危険負担）を規定していることに対して、民法改正案においては、534 条及び 535 条が削除され、536 条 1 項だけが残

考えることができるとされている。石川博康『再交渉義務の理論』（有斐閣、2001 年）345 頁以下参照。

58　我妻栄『債権各論上巻（民法講義ＶⅠ）』（岩波書店、1982 年）27 頁。

59　橋本恭弘「事情の変更と契約の修正」ジュリスト 919 号 89 頁。

60　飯島紀昭「事情変更の効果としての契約の適合と解消」（清水誠教授退職記念号、東京都立大学法学会雑誌 / 東京都立大学法学会 35 巻 1 号、1994 年、所収）146～147 頁参照。

される。つまり、危険負担は債務者主義に一本化となる。

勝本教授は、「債権者主義、債務者主義の中、何れか一つを選ばなければならぬならば、債務者主義の方が正当であろう」[61]と言いつつ、債務者主義は絶対に正当であるといえるかには懐疑的であるとする。つまり、従来の危険負担論は、債権者主義または債務者主義のいずれにせよ、一方当事者に全部の危険を負担させることになるからである。

勝本教授が主張するのは、危険分担主義である。すなわち、「元来何人の責にもきすべかざらる結果を、無理に帰せしむるのであるから、なるべく当事者間に公平に分課するより他に途がないのである」[62]。問題になるのは、如何にその危険を分担すべきか。この点について、「各個の具体的事実に就いて、一々其態様に従って判断すべきであって、必ずしも常に平分と云うが如く形式的に之を定めることは出来ない」[63]と述べられている。

また、この分担主義は学界において、非常に冷遇を蒙って、学者はこの主義が理論的根拠を有しないことを主として攻撃するのである。しかし、勝本教授は、そもそも不可抗力に対して純理論上、積極的になる責任の理由はありえなく、この点において、債権者主義、債務者主義並びに分担主義は同一の批判を受けるべきであると述べた[64]。さらに、「然らば何れの説が、債権者の双方に対し、より信義衡平に合するかといへば、私は分担主義なりと云ふに躊躇しない」と主張した。一方、分担主義の弱点について、具体的な場合にあたって、分担の基準を定めることが困難になること、及び法律関係が複雑になることがある[65]と指摘した。

２．　危険分担主義と事情変更の法理

勝本教授は、「今事情変更の原則を、右に所謂、危険分担主義の点から観察してみると非常に興味が深い。すなわち、事情変更の原則は見方によっては、従来の立法が、債権者又は債務者の一方に形式的に全危険を負担せしめたことに対する不合理を暗黙に緩和せんとしつつあるものである」と述べて、事情変更の法理を危険分担主義の点から観察している[66]。

この部分の論説は勝本説全体からみても重要な内容であるにもかかわらず、その後の学説・判例は長い間ほとんどこの点に触れなかった。今日では、事情変更の問題をリスク配分の問題として取り扱う議論が増えてきており、これはまさに、勝本の危険分担主義と類似する構造といえるのではないだろうか。そこで以下では、近時の議論の展開を検討しながら、通説との関係を明らかにすることを試みる。

61　勝本・前掲注（2）689 頁。
62　同上 696 頁。
63　同上 697 頁。
64　同上。
65　同上。
66　同上 684 頁以下参照。

第二款　近時の議論の展開――通説の揺らぎ

一、事情変更の法理と契約拘束力の関係の再構築

１．　吉政知宏説

吉政知宏は、ドイツの近時の議論を参照しつつ検討を加えた。彼の論説によると、近時のドイツ法における議論は、事情変更法理を、従来の事情変更の原則のように、契約規範を制限または変更する法理として位置づけるのではなく、当事者が契約規範においてどのような事情変動を克服することを引き受けているのかという、契約規範の内容確定の問題として位置づけるべきことを示唆するものであった。すなわち、債務者が当然に給付結果を実現することを義務付けられているという前提に立ち、不都合が生じる場合について事情変更法理によって修正しようとするアプローチ（意思表示アプローチ）は、当事者が設定した契約規範を尊重した解決を行うための制度的担保を欠いているといわざるをえない[67]。

これに対して、当事者が設定した契約規範に着目するアプローチ（契約規範アプローチ）は、社会の構成員の実践を通じたリスク配分に関する規範の形成、およびそのような規範による個々の当事者の自律的な活動に対する支援・尊重という、いわば自律と他律のフィードバックを生み出す可能性を有しており、私的自治の原則を承認する日本法においても採用されるべきものだと考えられる。さらに、以上のような理解に立つと、近時、有力に主張されている再交渉義務論についても、適切な位置づけを与えることが可能となると主張されている。そして、事情変動に関するリスクを配分する規範により具体的な内容を明らかにすることが必要であること、当事者が明示的に合意したわけではないのに、リスク配分に関する規範が契約規範の一部として取り込まれるメカニズム、すなわち契約の解釈・補充的方法論について検討を深めることなどを残された課題として取り挙げられた[68]。

２．リスク二分論[69]

67　吉政・前掲注（5）53～53 頁参照。

68　同上 64 以下頁参照。

69　リスク配分規範の二元性（リスク二分論）は潮見教授が中山充（中山充「事情変更の原則」現代契約法大系 1 巻 70 頁以下）の見解を議論するときに提出したものである。中山論文は事情変更の原則の意義を確認するには、要件・効果について通説とはたいした変わりはない。また事情変更の原則の根拠について、事情変更の原則は信義誠実の原則もしくは信義衡平原則に基礎づけられ、意思表示の解釈の問題に属さないとの考え方は勝本説を踏襲している。また、「当事者が予見であった事情変更を契約締結の当時に予見しなかった場合も、十分に注意していれば、それを予見し、かつそれを考慮して契約内容を定めることができたはずである。従って、その事情変更による不利益は、自らの不注意でそのような結果を招くような契約内容を決定してしまった当事者自身が、負担しなければならない」というように予見可能性をおもな判断基準として、当事者が負担すべき事情変更による不利益の分配を考慮する。一方「当事者が予見せず、かつ予見することのできない事情変更については、当事者はこれに対する考慮を契約内容に盛り込むことができない。従って、そのような事情から生ずる危険を両当事者の間でどのように負担すべきかを、契約内容そのものから判断することはできない」と契約の外在的な危険（リスク）は、契約内容の確

（1）潮見佳男説[70]

潮見教授は、「clausula rebus sic stantibus」原則が問題となるのは、契約締結時において予想されていなかった危険が現在化したときにどのように対処すべきかという点であり、これが「pacta sunt servanda」原則を制限するものではない（当事者意思に対する制限ではない）という上述した吉政見解は的確であると評価する一方、契約利益の確定手続を経て「契約締結によって当事者により自律的に引き受けられたリスク配分」が判明した後に、これを超えるリスクにどのように対処すべきかが問題となるのが、「clausula rebus sic stantibus」原則が機能する問題領域であると主張した。つまり、吉政が事情変更の法理を当事者の自律的活動を基礎とした契約内容の確定問題に収斂するだけでは問題の解明にとってなお不十分であると指摘している[71]。

潮見教授自身の見解によれば、事情変更法理で問題となるリスクは、両当事者が契約において考慮にいれ、リスク配分の対象としたリスク（契約で引き受けられたリスク）の外にあるものである（「契約に外在的なリスク」）。この「契約外在的なリスク」は、契約規範の対象とするものではない。従って、私的自治の射程外に置かれたものであるので、事情変更の法理は、私的自治の原則を制約するものではないと論じられた。また、「契約の外在的リスク」が現実化したとき、「契約の拘束力」を維持するか、それとも、契約から離脱や契約の改訂に向けた再交渉を認めるかが問われているのであると事情変更の効果を語った[72]。

潮見教授のリスク二分論対して、山本敬三教授は以下の例を挙げて批判した。つまり、「通常の危険をこえる異常事態」―たとえば、価格統制令が施行され、知事の認可が必要になった上、土地区画整理事業地区に属しているため、評価が困難になったという事情―は、売主が克服すべき障碍には属さないという指針が取引社会にあり、契約当事者もそれを前提として契約していると考えるならば、これもまた「契約によるリスク配分規範」によって処理される問題であるということができる[73]。このように、山本教授は吉政説に賛成し、事情変更の法理は契約内容を確定する作業に吸収されることになると考えている。

（2）北山修悟説

上述したように、吉政を代表とする学者たちは「事情変更の問題は、契約によるリスク配分（事情の変更によって生じた不利益をどちらの当事者が負担するか）の問題であり、それは当初契約の解釈の問題（契約内容の確定の問題）にほかならない」と提唱する。この見解

定・解釈も問題ではないと考えられている。中山論文は直接にこういう考え方を示していないが、その中にリスク二分論という考え方が潜んでいると言われている。潮見佳男・前掲注（9）221～223 頁参照。

70 潮見佳男・前掲注（9）220～221 頁、潮見佳男・前掲注（1）106～107 頁参照。

71 潮見佳男・前掲注（9）221 頁参照。

72 潮見佳男・前掲注（1）107 頁参照。

73 山本敬三『民法講義 IV-1 契約』（有斐閣、2005 年）103～104 頁参照。

に対して、北山教授は、潮見の批判的立場を支持し、事情変更法理は当初の契約でのリスク配分を超えたリスクへの事後的な対処を問題とするのであって、当初の契約内容の確定だけで解決しうるものではないと評価する[74]。さらに、任意法規や取引社会における一定の指針も契約内容を構成しており、契約解釈はそれらの参照をも含むとする山本の再批判[75]に対しては、そこでいう契約解釈には過度の擬制が入り込まざるを得ないのではないか、過去志向の判断枠組みで事情変更の問題を適切に解決できるかの問題を指摘した[76]。

（3）石川博康説

石川博士は事情変更の法理を契約外在的なリスクに関する制度として捉えている。すなわち、予見不可能な事情変更について、当事者はこれに対する考慮を契約内容に盛り込むことができず、従ってそのような事情変更から生ずる危険を両当事者の間でどのように負担すべきかを、契約内容[77]そのものから判断することはできないという批判が向けられていた。この視点は、事情変更の法理は契約の拘束力の原則と抵触する関係に立つものではないと解する近時の学説とも通底すると考えられている[78]。

従って、事情変更法理は、契約の拘束力をそれと対立的・制約的な理念に基づいて制限するための法理ではなく、当初の契約におけるリスク配分による規律が及んでいない場面において、契約に際して引き受けられていないリスクを両当事者に配分するための法理として理解されることになる[79]。

また、従来事情変更の原則に基づくものと言われてきた借地借家法における賃料増減制度（借地借家法 11 条・32 条）は、契約外在的リスクに関する制度としての事情変更の原則とは性質が大きく異なっていると考えられている。つまり、事情変更の原則が、契約において引き受けられていない支配領域外のリスクに関する規律の欠缺に対応するための「欠缺解消型」の制度として特徴つけられるとすれば、借地借家法の賃料増減額制度は、契約環境の変化に応じて賃料を事後的かつ柔軟に調整するスキームを制度上選択することによって契約の均衡を動態的に確保する、「調整選択型」の制度として位置づけるのが適切であると主張される[80]。

さらに、保険法における危険増加（保険法 29 条・56 条・85 条）・減少（保険法 11 条・48

---

74 北山修悟「事情変更の原則」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』Jurist 増刊（2007 年）227 頁。
75 山本敬三・前掲注（73）104 頁注（21）参照。
76 北山修悟「事情変更の原則」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』Jurist 増刊（2007 年）227 頁。
77 石川博康・前掲注（13）20 頁参照。
78 同上 17 頁参照。
79 石川博康は事情変更の原則を、上述した吉政説が提唱する事情変更の法理をリスク配分の問題であることを賛成しながら、「外在的なリスク」に関する制度であると主張することは、潮見などのリスク二分論に分類できるだろう。
80 石川博康・前掲注（13）20 頁参照。

条・77 条）の制度について、「将来における危険の増加や減少に備えて契約締結当時から高額の保険料が設定されるよりも、危険の増加や減少が実際に起こった場合に保険料を初めとする契約関係を調整する権利を与えておいた上で、契約当時はより低廉な保険料が設定されるようにすることが、保険契約者によっても望ましい」という立案担当者解説[81]により、給付・反対給付均等の原則という保険技術的な論拠に基づき、事情変更の原則とは異質な制度として危険の変動の制度を理解する立場に即したものであると考えられている[82]。

二、再交渉義務論の展開と事情変更法理

契約改訂は事情変更法理の効果として論じられているものの、裁判による私的自治への介入の可能性があることがよく指摘されている。事情変更により生ずるリスクをどのように再分配するかという問題に対して、近時、再交渉義務論が注目されている。日本でも契約改訂等に向けての再交渉への関与を当事者に対して法的義務付ける「再交渉義務」という法規範に対する関心が高まっている。

１． 事情変更法理の効果としての再交渉義務

再交渉義務論から事情変更法理の効果論についての議論は最近注目を浴びている。石川博康によると、まず、事情変更の効果として当事者に再交渉義務が課せれるべきかについては、事情変更法理の契約改訂課題が複雑性を有するものであるかどうかが重要な判断基準となる。契約改訂課題が複雑性を有する場合には、その解決のために再交渉への両当事者の積極的・自律的関与が要請される。また、そこでは様々な解決オプションを創造しえる高度の可能性も存在しているため、再交渉が契約改訂のためプロセスとして合目的的となるとともに、再交渉義務によってその再交渉プロセスを法的に整備・統御することが求められるとされいている[83]。

また、再交渉義務違反に対するサンクションとしては、損害賠償などの直接的なサンクションは再交渉における当事者の創発的契機を阻害するおそれをも孕むため、間接的なサンクション、すなわち契約改訂権限（あるいは解約権限）の制限または変更が重視されるべきである。従って、事情変更法理の効果としては、その第一次的効果としてまず当事者に再交渉義務が課されるべきであり、契約の改訂や解除といった結果関連的な効果は再交渉が挫折した場合における第二次的効果としてもたらされる一方、再交渉義務違反に対するサンクションとしては、その違反によって契約改訂や解除の主張が制限されるなどの間接的サンクションが重視されるべきことになる。

---

81 萩本修編著『一問一答・保険法』（商事法務、2009 年）68 頁。
82 石川博康・前掲注（13）21 頁参照。
83 石川博康・前掲注（57）359 頁参照。

２．「契約交渉促進理論」における「再交渉義務」

山本顕治は「契約交渉促進理論」というアプローチから再交渉義務を検討している。まず山本の「契約交渉促進理論」[84]は、契約締結前から履行後まで継続的に持たれる契約交渉関係に着目し、契約関係の円滑な展開を目的とした両当事者の自律性が最大限に発揮される場ではないかと考えられる。契約関係を巡る諸問題についてお互いに「コンセンサス」の獲得を目指しつつ話し合いを行うこと、そこに契約交渉の重要な意義が認められる。「換言すれば、契約法において両当事者の私的自治を尊重するという言説はまずもってこの契約関係における両当事者間のコンセンサス形成過程を尊重し、それが適切に機能するような法的枠組みを与えることにより両当事者の契約関係における自律性を保障しようとするものと理解されることになる」[85]。

このような交渉促進規範論の大きな特色としては、契約規範の拘束力を契約締結当時の静態的な意思に求めることの否定、すなわち古典的契約理論の否定の色彩に存すると言われる[86]。山本は再交渉義務を、「契約交渉関係自体を形成する契約義務の一つの例であると考えられ、この『再交渉義務』の内容を検討することは、『交渉促進規範』としての契約義務の具体的あり方を示唆するものとして有意義である」のように契約交渉促進理論の具体例として位置づけている。そういえば、山本の「再交渉義務」は日本の通説上の事情変更の原則との出発点が異なるとも言えよう。

三、関係的契約論と事情変更法理の再定義

関係的契約論はイアン・マクニールを代表とする近年のアメリカ契約法の重要な理論であり、マクニールの関係的契約論についての研究は 1960 年代に遡る[87]。日本の学界からもこの理論に対する関心が高まり、特に内田貴はマクニールの関係的契約論に基づいて、日本契約法の特徴を結合して、自らの関係的契約論の構築し、日本の私法学界に波紋を与えた[88]。

関係的契約論における契約は、契約締結の時点で契約の条件がすべて決まっていると言う想定に立っている古典的な契約に対して、契約条件は契約関係の進行とともに徐々に形成され、また修正される現在化しない契約とされている。「また、伝統的な理論によれば、契約とは『申込』と『承諾』によって成立する法律行為であると定義される。この定義は、契約を成立の時点で捉えている。このような定義の背景には、成立の時点で契約条件が定ま

84　山本顕治「契約交渉関係の法的構造についての一考察（一）」民商法雑誌第 100 巻第 2 号（1989 年）199 頁以下参照。
85　同上 200 頁参照。
86　石川博康・前掲注（57）5 頁参照。
87　イアン・マクニールと関係的契約論の関係は、池下幹彦＝東繁彦共訳、デヴィッド・キャンベル編、イアン・マクニール『関係的契約理論』（日本評論社、2015 年）第 2 頁以下参照。
88　内田貴『契約の再生』（弘文堂、1990 年）、同『契約の時代』（岩波書店、2004 年）など参照。

り、あとには履行がのこるにすぎない、という契約理解がある」[89]ということに対して、内田は「現実の契約は、契約締結前の段階から履行完了後にいたる、連続的な一連のプロセスである」[90]と主張し、契約プロセスの動態の観点から、契約を考察する。こうした動態的な契約プロセスを支える関係的契約規範の中で、重要なのは、「継続性」と「柔軟性」という原理である。柔軟性原理は、契約プロセスの中で生ずる様々な事情の変化を契約の中に取り込むことによって、契約を柔軟化することを要請する。柔軟性原理による契約プロセスの調整は、当事者の合意による調整とそれ以外の方法による調整がある。そして、事情変更の法理は裁判による契約改訂の法理で、非合意的調整であるとされている[91]。

内田は通説における「事情変更の原則」の要件についてほとんど異議を述べないが、予見しえない著しい事情の変更でなければ、この法理の適用対象とはならないとされているということに対して、「あくまで、契約の神聖（sanctity of contracts）に対する例外の法理として理解されているところに、契約の柔軟化の限界がある」[92]と指摘した。また、事情変更の法理の効果について、解除は、履行が不可能となった場合の契約解消として、不可抗力ないし責に返すべからざる事由による債務消滅（履行不能）と連続的に捉えられ、これを肯定することに伝統的な契約法から何の違和感もないと述べながら、契約改訂は、伝統的な契約法にはない効果であり、伝統的な契約法によりそれを肯定するには支障が大きいと主張した。

89 内田貴『契約の時代』（岩波書店、2004 年）89 頁。
90 同上 89 頁参照。
91 同上 110～111 頁参照。
92 同上 112 頁。

第二節　事情変更法理に関する実務状況

第一款　判例の立場

一、大審院の肯定例

事情変更の法理が日本に紹介された後、久しく判例上適用される機会がなかったが、太平洋戦争末期の大審院によってようやく適用をみるにいたった（大判昭和 19・12・6 民集 23・613）[93]。その内容は以下のようである。

＜事実の概要＞

土地の売買契約の締結後に価格統制令が施行されたため、履行期後相当長期間(少なくとも 5 年程度)は契約を履行することができず、また、認可価格が約定価格より著しく低額となることが予想され、その場合には契約は失効すると解することとなる事案の下で、解除の可否が争われた。

＜判決の主旨＞

「当事者尚此の長期ニ互ル不安定ナル契約ノ拘束ヨリ免ルルコトヲ得ズト解スルガ如キハ信義の原則ニ反スルモノト謂フベク、従テ斯カル場合ニ於テハ、当事者ハ其ノ一方的意思表示ニヨリ契約ヲ解除シ得ルモノト解スルヲ相当トス」

二、最高裁の立場―平成９・７・１民集第 51 巻 6 号 2452 頁を例として―

大審院の判決のあと、最高裁は事情変更の法理を認めるが、極めて慎重な態度で取り扱っている。予見可能性、帰責性などを強調し、いずれも事情変更法理の適用を認めなかった。最高裁平成９年７月１日判決（民集第 51 巻 6 号 2452 頁）近時の代表的な判例であるである。

＜事実の概要＞

Ｘら（原告・被控訴人・上告人）がゴルフ条経営者Ｙ（被告・控訴人）に対して、ゴルフクラブの会員資格を有することの確認を求めた事案である。本件ゴルフ場は、昭和 48 年、Ａによって開催された。ＸらはＡと会員契約を締結し、またはＡの承認を受けて既存会員から会員権の譲渡を受けることによって、本件ゴルフ場の会員となった。会員としての権利内容は（一）本件ゴルフ場の開業日に非会員より優先的条件かつ優待的利用料金でゴルフコース及び付属施設の一切を利用する権利、（二）預託金の返還を請求する権利、（三）会員権を第三者に譲渡する権利である。その後、のり面の崩壊によって営業が不可能になった。Ｂは 130 億円を投入し、ゴルフ場の改良工事をおこなった。Ｘらは、既に、預託している預託金

93　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）70 頁参照。

以外には、多額の費用を要した本件改良工事後の本件ゴルフ場を使用するための新たな預託金などの経済的負担を負うことを拒否している。Yは平成 4 年にBから本件ゴルフ場の経営を譲り受け、会員に対する権利義務を承継した。

原審は、以上の事実関係に加えて、(一) BはAから営業を譲り受けた時点において、本件ゴルフ場について、のり面崩壊に対する防災処置を施す必要が生じることを予見していなかったとはいえないが、本件改良工事のような大規模な防災処置を施す必要が生じることまでは予見しておらず、かつ予見不可能であった、(二) 本件改良工事及びこれに要した費用 130 億円は、本件ゴルフ場ののり面崩壊に対する防災という観点からみて、必要最小限度のやむを得ないものであった。(三) Aに対する改良工事についての費用負担を求めることは事実上不可能である、と説示した上、Xらに対し本件ゴルフ場の会員資格の施設の優待的利用権を当初の契約で取得した権利の内容であるとして認めるkとは、信義則著しく不当であって、事情変更の原則の適用によりXらは右優先的優待的利用権を有しないと解すべきであると判断し、Xらの請求の容認した第一審判決を取消して、その請求を全部棄却した。

＜判旨＞破棄自判

「(要旨[94]第一) 事情変更の原則を適用するためには、契約締結の事情の変更が、当事者によって予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることが必要であり、かつ、右の予見可能性や帰責事由の存否は、契約上の地位の譲渡があった場合においても、契約締結当時の契約当事者についてこれを判断すべきである。従って、Bにとっての予見可能性について説示したのみで、契約締結当時の契約当事者であるAの予見可能性及び帰責事由について何ら検討を加えることのないまま本件に事情変更の原則の判断は、既にこの点において、是認することができない。

(要旨第二) さらに進んで検討するのに、一般に、事情変更原則の適用に関していば、自然の地形を変更しゴルフ上を造成するゴルフ場経営契約は、特段の事情のない限り、ゴルフ場ののり面に崩壊が生じうることについて予見不可能であったとはいえず、また、これについて帰責性がなかったということもできない。けだし、自然後系に手を加えて建設されたかかる施設は自然現象によるものであると人為的原因によるものであることを問わず、将来

[94] 判決の要旨は、「1.事情変更の原則を適用するためには、契約締結後の事情の変更が、契約締結時の当事者にとって予見することができず、かつ、右当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることが必要である。
2．自然の地形を変更してゴルフ場を造成したゴルフ場経営会社は、ゴルフクラブ入会契約締結後にゴルフ場ののり面が崩壊したとしても、事情変更の原則の適用に関しては、特段の事情のない限り、右崩壊について予見不可能であったとはいえず、また、これについて帰責事由がなかったということもできない」ということである。」

にわたり災害の生ずる可能性を否定することはできず、これらの危険に対して防災措置を講ずべき必要の生ずることを全く予見し得ない事柄とは言えないからである。」

【コメント】

この判例は、予見不可能性及び無帰責性要件を判断するには、かなり厳しいであり、要件の水準をかなり高いところに設定し、明らかに事情変更法理の適用のハードルを引き上げる。そして、判例はなぜここまで事情変更法理の適用に慎重な態度をとるのだろうか。この点につき、日本に事情変更法理が導入された歴史的背景から分析する見解がある。当時、日本の事情変更法理はドイツ法の影響を受けつつ形成された。ドイツにおいて事情変更法理が判例で確立されたのはワイマール期であるが、当時のインフレは並大抵なものではなく、物価は何億倍にも上昇したことさえあった。その後のドイツ法では、事情変更法理（行為基礎の喪失の法理）はより緩やかに適用されることなり、2002 年に実施さたドイツ民法も同法理を明文化した。しかしながら、日本では、契約は守らなければならないという原則に対する例外として、あくまで上記のような異常事態に適用される法理として導入されたために、最高裁ではその適用が極めて制限的になったのではないかと想像される[95]。

第二款　下級審の裁判例の概況

下級審レベルでは、学説によりなされた事情変更法理に対して、最高裁より積極的な姿勢が見られる。しかし、上述したように、最高裁では事情変更法理の適用例は一つもない。下級審の裁判例は実務に対する影響が限られているので、本章においては詳述せずに、その概況をだけを簡単に紹介する。同法理の適用に積極的な裁判例は以下のようなものがある（金沢地判昭和 31・3・24 下民集 7・3・741、仙台高判昭和 33・4・14 下民集 9・4・666、東京地裁昭和 34・11・26 日判時 210・27 頁、大阪高判昭和 44・9・12 月判時 582・76、札幌地判昭和 51・7・30 下民集 27・5〜8・457、東京高判昭和 52・4・20 判タ 357・246、大阪高判昭和 53・11・29 下民集 29・9〜12・335、神戸地判伊丹支判昭和 63・12・ 26 判例時報 1319・139)。

95　内田貴「事情変更と契約の拘束力」加藤雅信等編『21 世紀の日韓民事法額―高翔龍先生日韓法学交流記念』（信山社、2005 年）12 頁以下参照。

第三節　事情変更法理に関する債権法改正の経緯

第一款　債権法改正の背景

周知のように、近代ヨーロッパを代表するフランス民法典（1804 年）とドイツ民法典（1896 年）は、いずれも事情変更法理に関する規定を設けていなかった。しかし、20 世紀に入ると、第二次大戦後、事情変更に関する規定を民法に織り込む立法活動の傾向はいっそう強まった。特に近時の国際的契約法規範の動向だけではなく、各国の国内法の立法活動は進んでいる[96]。本節は、日本の債権法改正の経緯を検討する前に、その背景として世界中の重要な立法例を簡単に紹介しておく。

まずは、事情変更法理に関する国際的契約法規範に以下のものがある。UNIDROIT 原則（Unidroit Principles of International Commercial Contracts 2010）においては、当事者の引き受けていないリスクによってハードシップ（履行困難）が生じた場合に、当事者に「再交渉義務」、裁判官に「契約改訂権」が認められる[97]。これは、近代契約法の特徴とされる「現在化」の限界を克服し、契約規範による関係規律を維持する考え方である[98]。

そして、CISG（United Nations Convention on Contracts for the International Sales of Goods 1980）

---

[96] それはエジプト民法典（1948 年）に始まり、ポルトガル民法典（1967 年）、アルゼンチン民法典改正（1968 年）、東ドイツ民法典（1975 年）、ユゴスラビア債務関係法（1978 年）、オランダ新民法典（1992 年施行）、ロシア連邦民法典第一部（1994 年）、本稿の比較対象と取り扱われる台湾の民法典改正（1999 年）へと続く。新世紀に入ると、ドイツ債務法現代化法（2002）の一環として認められた行為基礎障害についての規定が民法に織り込まれた。五十嵐清「事情変更の原則の立法をどう考えるか」、椿寿夫ほか編『法律時報増刊民法改正を考える』（日本評論社、2008 年）273 頁参照。そして、最後に登場したのは、2016 年 2 月 10 日に改正されたフランス民法である。

[97] UNIDROIT 原則（Unidroit Principles of International Commercial Contracts 2010）
ARTICLE 6.2.2
(Definition of hardship)
There is hardship where the occurrence of events fundamentally alters the equilibrium of the contract either because the cost of party's performance has increased of because the value of the performance a party receives has diminished and
(a) the events occur or become known to the disadvantagd party after the conclusion of the contract;
(b) the events could not reasonably have been taken into account by the disadvantaged party at the time of conclusion of the contract;
(c) the events are beyond the control of the disadvantaged party; and
(d) the risk of events was not assumed by the disadvantaged party.
ARTICLE 6.2.3
(Effects of hardship)
(1) In case of hardship the disadvantaged party is entitled to request renegotiations. The request shall be made without undue delay and shall indicate the grounds on which it is based.
(2) The request for renegotiation does not in itself entitle the disadvantaged party to withhold performance.
(3) Upon failure to reach agreement within a reasonable time either party may resort to the court.
(4) If the court finds hardship it may, if reasonable,
(a) terminate the contract at a date and on terms to be fixed, or
(b) adapt the contract with a view to restoring its equilibrium.

[98] ここの「現在化」とは、「契約締結時において将来の権利義務関係を固定してその逸脱をみとめない静的・形式的思考」であり、「古典的契約法」の一つの特徴として考えられている。曽野裕夫「民法改正の動向（3）アメリカ・国際的法統一」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』ジュリスト増刊（有斐閣、2007）36 頁参照。

の 79 条は、債務者の支配を超える「障害」(impediment)によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理に期待することができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わないことを規定している。ハードシップ (hardship) については明文がないが、CISG を適用したベルギー破棄院 2009 年 6 月 19 日の判決[99]は、「契約の締結時に合理的に予見することができず、かつ、明らかに契約の履行の負担を不相当な程度に増加させる性質のものである事情の変更は、その事情の下では、本条約の同条項[第 79 条 (1)]における障害(impediment)に該当する」と述べている。ここでは、ハードシップをもたらすような事情変更が 79 条 1 項の「障害」に該当するものと認められていると考えられてる[100]。

また、近時の各国の立法例からも事情変更法理の明文化の傾向も見られる。ドイツの 2002 年の民法改正において、行為基礎論について新たに設けられた民法 313 条は、従来の判例・学説によって認められた制度を明文化した[101]。さらに、不予見理論を消極的に取り扱ったフランス民法も、2016 年 2 月 10 の債権法改正において、「債務の効力」では、不予見理論ないし事情変更法理を規定する 1195 条が新設された[102]。その特徴として、(1)不予見理論を引き継ぐこと、(2) 事情変更による危険を引き受けることを承認していなかった、履行費

---

[99] Scafom International BV v. Lorraine Tubes S.A.S., C.07.0289.N, Court of Cassation of Belgium,19 June 2009(available at http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/wais/db/cases2/090619b1.html)。この判決の詳細についての紹介や検討は、北山修悟「国際物品売買国連条約第 79 条に関する各国裁判例と仲裁判断例」成蹊法学 74 号 (2011 年) 97 頁以下、石川博康・前掲注 (13) 13 頁以下参照。

[100] 石川博康・前掲注 (13) 15頁以下参照。しかしながら、学説では、ハードシップはCISGの79条 1 項における「障害impediment」に含まれるかどうかについて論争はまだ続けている。同旨は、Ingeborg Schwenzer,Force Majeure and Hardship in International Sales Contracts, (2008) 39 VUWLR ,713頁参照。

[101] その条文の邦訳は五十嵐清「ドイツ行為基礎論小史 (1) ―ドイツ民法新 313 条の成立まで」札幌法学 15 巻 2 号 (2004 年) 48 頁参照。

「313 条　行為基礎の障害

(1) 契約の基礎のなった事情が、契約締結後著しく変更し、当事者がこの変更を予見したならばその契約を結ばないか、または別の内容で結んだような場合には、個々の事例のあらゆる事情、とくに契約上または法律上のリスク配分を考慮して、変更されない契約に拘束することが一方によりしたいしえない時に限り、契約の調整が請求されうる。

(2) 契約の基礎となった本質的な表象が誤りであることが判明したときも、事情の変更と同一に扱われる。

(3) 契約の調整が可能でないか、または一方にとって期待しえないときは、不利益をうける当事者は、契約を解除することができる。継続的債務関係では、解除権の代わりに、解約告知権が認められる。」

この条文の特徴からみれば、以下のようなことがあると考えられる。つまり、「(1) 契約上又は法律上でリスク分配がされている場合を事情変更の原則 (客観的行為基礎障害) の対象外としたこと、(2) 客観的行為基礎障害と主観的行為基礎障害を同等に取り扱ったこと、(3) 行為基礎障害の効果としてまず不利益当事者に相手方に対する契約改訂請求権を与えた上で、改訂不可能若しくは期待不可能の場合に解除権まで与えた」。潮見佳男・前掲注 (9) 206 頁参照。

[102] 債権法改正前のフランス法では、不予見理論は、行政裁判所では認められていたのもの、破棄院は認めていなかった。フランスの不予見理論についての論考は、五十嵐清『契約と事情変更』(有斐閣、1969) 36 頁以下参照。フランス債権法改正についての紹介は、中田裕康「2016 年フランス民法 (債権法) 改正」日仏法学 29 (2017 年) 115 頁参照。

用が過大になる当事者だけは、事情変更法理を援用できること、（３）事情変更の第一次的効果として、再交渉義務を導入すること、（４）再交渉がうまくいかない場合に、第二次的効果として、裁判所は契約を改訂又は終了（優先順位がない）させることができることなどが挙げられる[103]。

このような変化のなかで、日本の民法（債権法）改正の立法活動においても、事情変更の法理が重要な課題として検討されきた。具体的な内容については後で詳しく紹介するが、その検討の大筋を先に整理しておく。

まず、民法（債権法）改正検討委員会による債権法改正検討（2006 年 12 月～2009 年 3 月）に際して、事情変更の法理についての提案がなされていた（2008 年 3 月 18 日）。その後法制審議会民法（債権関係）部会会議に入り（以下は「法制審議会議」と称する）、その第 19、24、35、59、60、67、68、69、75、81、87、93、94 回会議において、事情変更法理が検討されていた。法制審議会ではじめて事情変更法理の明文化の要否、要件および効果などを詳しく議論した第 19 会議が重要である。

また、第 71 回会議において決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の第 32 は、事情変更の法理についての規定であり、法制審議会においてある程度で事情変更法理の立法に関する意見がある程度整えられていたと考えられる。

しかし、96 回会議で「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」から事情変更法理が取り除かれ、民法（債権関係）部会第 99 回会議で決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（平成 27 年 2 月 20 日開催）においても、同法理の明文化が見送られた。むろん、2017 年 5 月 26 日に可決成立した民法改正案も事情変更法理の姿はない。

なぜ現段階の債権法改正は、一度は事情変更法理を明文化しようとしながら、結局あきらめたのだろうか、この問題を解明するには、同法理についての立法の経緯、意義、要件論及び効果論などに関する民法（債権関係）改正の各段階の議論、特に事情変更法理の明文化の反対意見を検討しなければならない。

103　フランス債権法改正案 1195 条
「契約締結時に予見することのできない事情変更が、その危険を引き受けることを承認していなかった当事者にとって履行を過分の費用の掛かるものにした場合には、その当事者は相手方に対して、契約の再交渉を求めることができる。その当事者は、再交渉の間、債務の履行を継続しなければならない。
再交渉が拒絶され又は失敗した場合には、当事者はその定める日付及び条件で契約の解除を合意すること、又は、双方同意のうえで裁判官に契約の調整を行うようもとめることができる。合理的な期間内に同意がない場合には、裁判官は、当事者の一方の求めにより、契約を改訂し、又はその定める日付及び条件で契約を終了させることができる」。この邦訳は、萩野奈緒＝馬場圭太＝斎藤由起＝山城一真（訳）「フランス債権法改正オルドナンス（2016 年２月 10 のオルドナンス第 131 号）による民法改正」同志社法学 69 巻１号（2017）299 頁参照。

第二款　民法（債権法）改正検討委員会全体会議提案

民法（債権関係）改正法制審議の段階に入る前の検討会において、事情変更の法理が提案されていた（2008年3月18日、以下は「検討会議提案」と称する）[104]。本提案は、契約制度の中において、事情変更の制度はあくまでも例外的なものを位置づけることを明示した。しかし、「事情変更の法理は、現行民法典に規定はないが、早くから紹介され、裁判例も相当数にのぼることから、条文化に熟し、法典に組み込むべき法制度であると言える」と述べ、事情変更法理の明文化に積極的な態度を示した。事情変更制度と他の契約責任制度と区別するために、本提案の基本方向におり、事情変更制度と履行請求権排除、債務不履行に基づく損害賠償制度または解除制度との関係を説明した。本款は、主に検討会義提案における事情変更法理の要件及び効果の内容を検討する。

一、事情変更制度の要件について

【I-10-1】事情変更制度については、新規に法典中に次のような規定を置いて要件を明確化してはどうか。

104　民法(債権法)改正委員会第1準備会第5回全体会議資料68頁以下参照。
https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/1966166/shiryou0502.pdf/
当該提案を検討する論文は、中村肇「近時の『事情変更の法理』論の変容と事情変更の法理」論の前提の変化について」明治大学法科大学院論集第6号140頁以下（2009年）、がある。当時公表された民法典改正に関する論稿において、五十嵐清教授の提案と能見善久の提案が注目されていた。
能見善久の提案は以下の通りである。
「1　契約締結後に発生した事情により、契約文言どおりの拘束力を認めては、一方当事者に不相当な不利益が生じることで信義則に反する結果になる場合には、当該事情が契約当事者にとって予見できなかったものであり、かつ、その発生が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたときに限り、不利益を受ける契約当事者は、相手方に契約条件についての再交渉を求めることができる。
2　前項の場合において、契約当事者の間で契約の再交渉が合意に至らなかったときは、裁判所は、当事者の申立により、契約解除または改訂を命じることができる。ただし、契約の改訂命令を受けた当事者は、改定された契約では不相当な利益をこうむる場合には、契約の解除を求めることができる。」
能見善久「履行障害」山本敬三ほか『債権法改正の課題と方向―民法100周年を契機として―』別冊NBL51巻103頁以下（1998年）参照。
能見提案においては、要件についての内容は従来の通説とほぼ同じであるものの、効果について、再交渉義務を導入することを提唱した。ただし、五十嵐教授は能見提案における「再交渉義務」について、その重要性を認めつつ、実定法上位置づけについては、なお迷っていた。その理由は「これまでの立法例では、再交渉義務は、主として国際統一法で規定され、国内法では、その例に乏しいので、今のところ見送ることにしたい。もっとも、私の提案では、契約調整を積極的に認めるので、実際上は、再交渉義務を認めた場合にと、それほどの違いはない」とされている。
なお五十嵐教授は、「契約締結後、その基礎となった事情が、当事者の予見し得ず、かつその責めに帰することのできない事実の発生によって変更し、このため当初の契約内容に当事者を拘束することが極めて過酷となったときは、この変更によって不利益を受けた当事者は、契約の調整（または『改訂』）又は解除を求めることができる」という内容を民法典の債権総則か契約総則に設けるべきであると提案した。五十嵐清「事情変更の原則の立法をどう考えるか」、椿寿夫ほか編『法律時報増刊民法改正を考える』（日本評論社、2008年）272頁参照。この提案は、五十嵐教授従来の見解、または通説に一致している。

「（１）契約締結に当たって当事者がその基礎とした事情に変更が生じた場合でも、この事情の変更によって不利益を受ける当事者(不利当事者)は当該契約に基づいて負う義務を免れない。

（２）ただし、事情の変更が次の要件を満たすときは、この限りでない。

(ア)当該事情の変更が、契約当事者の利害に著しい不均衡を生じさせ、または当初契約の目的実現を不可能にする重大なものであること

(イ)当該事情の変更が、契約締結後に生じたこと

(ウ)当該事情の変更が、契約締結時に不利当事者にとって予見し得ず、不利当事者の統御を越えていること、かつ

(エ)当該事情の変更についてのリスクが、合意によって不利当事者によって引き受けられてはいなかったこと。」

この提案における事情変更の法理の要件は、判例や学説においては既に確定された４要件の形式が違う。この変化の理由について、提案の要旨において、以下の通りに述べられている。

「①の要件には事情変更の発動を制御する意味内容は乏しい。また裁判例の実際においては、絞りとして重要な機能を営んでいるのは②および④の要件であり、③の要件は②の要件と区別される機能を営んでいない。

そこで【I-10-1】（２）は①と④とを整理して、事情変更の要件の中核として(ア)の示す「事情変更の重大性」の要件とした。また②と③とを整理して(ウ)とした。また(エ)の要件を、【I-10-1】（１）の確認する事情変更制度の例外性の要件論における表現として付け加えることとした。

以上の意味で、【I-10-1】（２）は、従来通説の枠組みとされていたところと定式を異にするものではあるが、直ちにその実質を変えるものはいえない。

なお【I-10-1】（２）(イ)は、事情の変更が後発的に生じたものであることを要件としている。その結果、原始的な事情の不存在(ないしズレ)について、当事者が契約締結時には認識していなかったが、契約成立後この不存在(ないしズレ)が顕在化してこれを認識するに到った場面は事情変更制度の射程に含まれず、この問題は錯誤法に委ねられる」[105]。

本案と通説の関係について、以下の点に注目したい。まず、(イ）は事情変更が後発的に生じたものであることを要件にすることは、通説①の「契約締結後」という表現を抽出し、独立な要件としてあげられるのは、事情変更法理と錯誤法と区別すること強調しようと考えられる。

[105] 民法(債権法)改正委員会第 1 準備会第 5 回全体会議資料 70 頁参照。

そして、（エ）は事情変更制度の例外性の要件論における表現として付け加えることと説明したが、注目したいのは、事情の変更により生じるリスクを契約の外部のリスクに取られていることである。

また、提案の（ア）の要旨において、事情変更の結果は、判例・通説における信義則違反ではなく、当事者間の利益均衡の障害、及び目的の実現不能であるとなった。そして、「事情変更の重大性」を強調することは、五十嵐教授の見解の変化に一致していると考えられる[106]。

さらに、判例・通説の要件である「無帰責性」を明記していない。（ウ）における「不利当事者の統御を超えていること」は、当事者の無帰責性を含むので、わざわざ、「無帰責性」を強調する必要がないからであろう。

二、事情変更制度の効果について

【I-10-2】事情変更制度の効果については次のようなものとしてはどうか。
（１）事情の変更が【I-10-1】（２）の要件を満たすときは、不利当事者は契約改訂のための再交渉求めることができる。
（ア）不利当事者は再交渉の申し出を遅滞なく行わなければならない。
（イ）当事者は再交渉を信義則に従って行う義務を負う。
（ウ）再交渉のための合理的な期間内において、一方当事者は救済のための履行請求権を行使することはできないが、相手方は遅滞の責めを免れない。
（２）前項にしたがい、再交渉を尽くしたにもかかわらず契約改訂の合意が成立しない場合には、当事者は、
（ア）裁判所に当該契約の解除を求めることができる。裁判所は、解除を認めるに際して、適切な原状回復および金銭的調整のための条件を付すことができる。
（イ）裁判所に、契約の改訂を求めることができる。裁判所は、変更した事情及び初契約の内容にてらして、信義則に従い、合理的に可能であれば契約を改訂することができる。

本提案の効果について、以下の三点に着目したい。

一つは、再交渉義務を導入することである。提案の説明要旨により、事情変更の効果として解除権が発生することについては異論がないが、契約関係の維持を重視することから見れば、事情変更の場合に、不利当事者の申し出により、再交渉義務を前置し、両当事者に負わせることは必要である。従って、この再交渉義務には、再交渉を求められた相手方の承諾義務は含まれない。

106　五十嵐清「事情変更の原則の立法をどう考えるか」、椿寿夫ほか編『法律時報増刊民法改正を考える』（日本評論社、2008 年）272 頁参照。

相手方が再交渉義務を尽くさない場合のサンクションは、第一に、紛争解決交渉不当破棄にもとづく損害賠償請求権である。第二に、【I-10-2】（２）（ア）に従って、債務者からの事情変更解除が認められるというところにある。相手方が再交渉を尽くしても、結局契約改訂交渉が妥結しない場合には、同項によって結局解除が肯定されることになる。

再交渉義務を認める場合に、一方当事者の履行請求対して相手方が事情変更による救済として再交渉のためにその履行請求に対する履行拒絶の抗弁を認められるかが問題となる。この点につき【I-10-2】（２）（ウ）は、まず相手方が履行請求権を行使してきた場合については、再交渉開始後、裁判所が事情変更に当たらないと判断するまでの間は停止することとした。しかしその場合でも、その間の債務者の遅滞の責めまでを免れるものではない[107]。

もう一つは、裁判所に、契約の改訂を求めることができることである。この提案では、不利を受ける一方当事者だけが求めることができる。また、裁判所が契約の改訂を認める場合に、不利当事者の請求そのまま契約の改訂を認めるか、または不利当事者の請求の範囲内あるいはその範囲を超えても契約を改訂できるかについては不明である。

また、再交渉により合意に至らない場合に、当事者が裁判所に契約解除、または改訂を求めることができると書かれているが、両者の優先順位がない。つまり、当事者が解除か、改訂か選択できる。この点からみれば、通説とは異なる。

第三款　債権法改正の基本方針

以上の提案をめぐる議論を経て、2009 年に民法（債権法）改正検討委員会によって「債権法改正の基本方針」（以下は「基本方針」と称する）が公表された。具体的な内容は、以下の通りである[108]。

【3.1.1.91】（事情変更の要件）

「＜１＞契約締結に当たって当事者がその基礎とした事情が生じた場合でも、当事者は当該契約に基づいて負う義務を免れない。

＜２＞ただし、事情の変更が次の要件を満たすときは、当事者は、【3.1.1.92】の定める請求をすることができる。

＜ア＞　当該事情の変更が、契約当事者の利害に著しい不均衡を生じさせ、または契約を締結した目的の実現を不可能にする重大なものであること

107　民法(債権法)改正委員会第 1 準備会第 5 回全体会議資料 71～72 頁参照。

108　民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126 号（商事法務・2009 年）があった。

＜イ＞　当該事情の変更が、契約締結後に生じたこと、かつ

＜ウ＞　当該事情の変更が、契約締結時に両当事者にとって、予見しえず、その統御を超えていること。」

【3.1.1.92】（事情変更の効果）

「＜１＞事情の変更が【3.1.1.91】＜２＞の要件を満たすときは、当事者は契約改訂のための再交渉を求めることができる。当事者は再交渉を信義に従い誠実に行わなければならない。

＜２＞　再交渉の申出がされたとき、相手方は、交渉に応じなければならない。

＜３＞　両当事者は再交渉を信義に従い誠実に行わなければならない。

〔甲案〕

＜４＞　当事者が＜２＞または＜３＞に定められた義務に違反したことにより、または再交渉を尽くしたにもかかわらず、契約改訂の合意が成立しない場合には、当事者（ただし＜２＞または＜３＞に定められた義務に違反した者は除く）は、

＜ア＞　裁判所に、当該契約の解除を求めることが出来る。ただし、＜イ＞に従い裁判所により契約改訂が合理的と認められる場合にはこのかぎりでない。裁判所は、解除を認めるに際して、当事者の申し出た適切な金銭的調整のための条件を付すことができる。

＜イ＞　裁判所に、改訂案を示して契約の改訂を求めることができる。裁判所は、当該改訂案の内容が変更した事情および契約に照らして合理的であると判断するときに限り、当該改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。ただし、裁判所は、両当事者から求められた改訂案の内容がいずれも合理的であると判断するときは、より合理的であると認める改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。

〔乙案〕

＜４＞　当事者が＜２＞または＜３＞に定められた義務に違反したことにより、または再交渉を尽くしたにもかかわらず、契約改訂の合意が成立しない場合には、当事者（ただし＜２＞または＜３＞に定められた義務に違反した者は除く）は、

＜ア＞　裁判所に、当該契約の解除を求めることができる。裁判所は、解除を認めるに際して、当事者の申し出た適切な金銭的調整のための条件を付すことができる。

＜イ＞　裁判所に、改訂案を示して契約の改訂を求めることができる。裁判所は、当該改訂案の内容が変更した事情および契約に照らして合理的であると判断するときに限り、当該改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。ただし、＜ア＞に従い裁判所により契約解除が認められる場合にはこのかぎりでない。なお、裁判所は、両当事者からもとめられた改訂案の内容がいずれも合理的であると判断するときは、より合理的であると認める改訂案に基づいて契約の改訂を命じることができる。」

債権法改正の基本方針【3.1.1.93】（事情変更に基づく履行の拒絶）

「【3.1.1.92】＜１＞により、再交渉の申出がされたとき、両当事者は、再交渉を行うのに相当な期間、自己の債務の履行を拒むことができる。ただしこの場合においても、当該当事者は、【3.1.1.64】の定める損害賠償責任を免れない。」

「基本方針」の事情変更の法理に関する内容は概ねに「検討会議提案」の内容と変わらないが、以下の変化が見られる。第一に、「検討会議案」のおける「不利当事者」という言い方はなくなること。その結果として、両当事者でも事情変更の法理の適用を請求することができるとなる。その理由は、事情変更により、破壊されるのは契約関係自身の不均衡であって、不利を受けていない一方当事者を、この不均衡を直すための者から除外し、不利当事者だけに限定する理由はないと考えられるだろう（事情変更制度の宗旨）。第二に、「検討会議案」の【1−10−1】における要件の（エ）の内容は、「基本方針」にないこと。すなわち、「基本方針」は「当該事情変更の変更についてのリスクが、合意によって不利当事者によって引き受けられてはいなかったこと」を要件として採用しなかった。【1−10−1】の（エ）は事情変更制度の例外性を示すものであると説明されていることに対して、（エ）を採用しなかった理由として、事情変更の原則の例外性は既に【3.1.1.91】の＜１＞により確認されたので、再び要件において強調する必要が無いことが挙げられるだろう。

「基本方針」における事情変更に関する規定について、石川博康は、主に効果論に着目し、再交渉義務を中心に、以下の特徴を指摘している。第一に、事情変更の第一次的効果として、当事者に再交渉請求権があたえられ、その再交渉プロセスにおいては信義誠実に従って再交渉を行うべき義務（再交渉義務）を両当事者が負う旨規定されている点が挙げられる。第二に、再交渉期間（当事者による再交渉の申し出がなされてから、再交渉を行うのに相当期間）における履行拒絶権が認められている点が挙げられる。第三に、再交渉が挫折した場合における第二次的効果として、裁判所による契約の改訂または解除を求める権利が当事者に認められている[109]。

第四款　法制審議会民法（債権関係）部会第 19 回会議における議論

法制審議会民法（債権関係）部会第 19 回会議[110]は、事情変更法理について、（１）事情変法法理の明文化の要否、（２）要件論、（３）効果論の３つの課題を中心として議論していた。その具体的な内容は以下の通りである。

一、事情変更法理の明文化の要否について

議論の前提として、部会資料は以下のように述べている。「民法は、事情変更の法理（契約締結後その基礎となった事情が、当事者の予見し得なかった事実の発生により変更し、こ

[109] 石川博康・前掲（57）（有斐閣、2011 年）21 頁以下参照。
[110] 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第１集〈第５巻〉第 18 回～第 20 回会議　議事録と部会資料』（商事法務・2011 年）422 頁以下参照。

のため当初の契約内容に当事者を拘束することが極めて苛酷となった場合に契約の解除や改訂を認める法理）について明文規定を置いていないが、判例は、これを認めており、既に一般的な法理として確立しているとされている。要件については、後記２記載のとおり、判例が採用する要件が整理されている上、効果については、後記３記載のとおり、解除が認められることに争いはなく、契約改訂権等については議論があるものの、これを認める学説が有力であるとされており、複数の裁判例が契約改訂を認めている」[111]が提示された。

会議では、事情変更法理の明文化についての意見が分かれていて、以下の三つの論点について激しい議論が行われた。

第一に、明文化により、事情変更法理が濫用される恐れがあることについて。

現実問題として債務者側が債務の履行を拒絶する口実には瑕疵担保責任と事情変更が使われることが多いという取引の事態がある。商工会議所には事情変更の原則が民法の規定として明文化された場合、事情の変更があったと主張されて、代金の支払いを拒絶される中小企業が増えるのではないかと懸念する声がある。また、従来の判例法では認められなかったようなケースにおいて、濫用され、無意味な裁判が増えるのではないかという恐れもある[112]。（大島委員）

弁護士会の中では、かなり慎重な意見が多い。その理由は、事情変更法理を自らも訴訟上の主張として用いるからこそ、反対に主張されると困るという弊害をよく知っている弁護士が多いため、明文化により、濫用事例が増えることを懸念したのであろう。そして、事情変更の法理自体を否定するものはないが、その「事情変更の原則」というネーミングを変えなければならないとの意見もある。また、弁護士会の中でバブルの崩壊を経験していない弁護士も多くなってきており、第二次世界大戦を知っている者も委員会にはいない。一般の弁護士の感覚であれば、不動産価値が予想もしない状態で三分の一に減ったような暴落したバブル崩壊ですら、事情激変の特例は使わなかった。そうなると一般法理が確かに最高裁で認められるものの、バブル崩壊でもなかなか適用されないものだとか、第二次世界大戦のと

111　民法（債権関係）部会部会資料 19−1、5 頁〜7 頁、19−2、16 頁〜27 頁。この前提のほか、「民法は、事情変更の原則の明文規定を置いていないが、判例は、古くから事情変更の原則の存在を認めており、すでに一般的な法理として確立しているとされている。

また、判例は、一般に、事情変更の原則の適用について消極的であると評されているが、適用を肯定して解除を認めた古い判例が存在する上、下級審裁判例においては、解除を認めたものが相当数あり、契約改訂を認めたものも複数存在している。

そこで、これらの裁判例の傾向を踏まえて、事情変更の原則についての明文規定を設けるべきであるという考え方がある。事情変更の原則の明文化の検討に当っては、いかなる要件の下で、どのような効果を認めるかが問題となるため、後記の２および３が記載の要件論および効果論の議論に留意する必要があるが、それも踏まえ、明文規定を設けるという考え方について、どのように考えるか」との補足説明があった、この補足説明からみれば、法制審議会は事情変更法理の明文化に対して、かなり積極的な態度を示している。商事法務編・前掲注（110）422 頁参照。

112　商事法務編・前掲注（110）94 頁参照。

きだったら使われるかもしれないとか。明文化しても、革命とか内乱とか具体的な事例をある程度念頭に置いたような、非常に特例であるあるということを導入しないと,濫用が多くなる恐れがある[113]。(岡委員)

経済産業省に寄せられた意見としては、事情変更法理の明文化に対して反対する意見しかない。その理由としては、契約は当事者の合意内容に沿って履行するのが原則であって、契約締結後の事情変更についても実務上は当事者双方が話し合い、合意の上で、契約内容を変更することが基本として捉えられたいる。このための事情変更の原則を認めるべき場合は存在するものの、裁判所が当事者に再交渉義務を課すのは経済活動の事由への介入であり不当である。あるいは、契約の内容について必ずしも専門知識を有しているとは限らない裁判所に契約を改定する権能を与えることは現実的でないという理由が挙げられる。また、原則と例外が逆転して、契約の損害賠償責任の免除を狙って濫用的に行使する口実を与えるという懸念が述べられている[114]。(奈須野関係官)

第二に、限定される契約類型に適用すべきであるという意見。

労働契約においては、契約期間途中に事情変更に対応して労働条件を変更するにあたり、例えば労働協約による労働契約内容の変更に関する法理や、就業規則による労働条件の不利益変更をめぐる法理等、様々な判例法理が形成されている。また、配置転換命令権、出向命令権のように使用者が持っている労働条件の変更権についても判例の積み重ねによって、その根拠と行使要件、限界等が詳しく明らかにされている。さらに、労働法の分野で労働条件を変更するに際しては、その合理性、必要性の実体的な要件だけではなく、例えば就業規則においては、事前の周知や、労働組合、労働社との協議といった手続きの要件も厳格に課されている。最近の裁判例で、業績の悪化によって、内々定の取消しをめぐって争われた事案のように事情変更の原則を主張するのは使用者、事業者の側が多く、その適用は労働者の不利益をもたらす懸念が非常に大きい。もし仮に事情変更の原則を検討するということであれば、売買契約や賃貸借契約等適用が必要な契約類型のみに適用範囲を限定すべきであると主張されている[115]。(新谷委員)

第三に、裁判の効率を低下させる恐れがある。

経団連の中で議論をしていたときには、肯定的な意見は一人もなくて、全員が消極的な意見だった。つまり、例外中の例外をあえて明文化するということについての違和感が相当強く表明されていたと感じ、それから、仮にこれを入れた場合の効果について、再交渉義務や裁判所による契約改訂に関しては、裁判の長期化を招くだろうし,コスト面でも非常に問題

113 同上 95～96 頁参照。
114 同上 96 頁参照。
115 同上 95～96 頁参照。

があるのではないかという指摘がなされた[116]。（佐成委員）

上述の「第一」の意見に対して、内田貴委員は、「事情変更の原則はもう確立しておりまして、要件も最高裁が明示的に述べております。判例法上既に存在している原則であるから明文化しようということが現在提案されているわけである」と述べ、明文かすることが必ず現在の判例法理を拡大につながる、要件が緩和されることはないと主張する。「第二」に対して、事情変更の原則は契約類型を限定しない規定として置かれているので、特定の契約類型のみ適用されるということはないと、労働法で形成されている法理というのは、その原則に対する特則という関係に現行法上もあるので、事情変更の原則の明文化により全く変わらないではないかと反論した[117]。

そして、潮見幹事は、事情変更の原則についての濫訴に対する恐れを理解するが、事情変更の原則というものは非常に厳しい要件の下で、しかも信義則というものを考慮にいれて適用されるものであるということを明確に書くことができるのであれば、積極的にルールとして書いておいたほうがいいではないかと、事情変更の明文化に前向きの態度を示した。

また、道垣内幹事は、今も皆が事情変更の原則が適用されると主張し、今でも濫訴があり、この理由で明文化しないことは、判例法理の存在としっているものだけに濫用させ、ほかの者には隠しておいて、濫用させないことになるではないかという意見を述べた[118]。

この議論の流れを鑑みると、実務界は事情変更法理の存在や正当性自身を否定するものが少ないが、事情変更法理の明文化に対して強く反対していることが明らかである。一方学界は、事情変更法理の要件や効果を慎重に検討した上で明文化させるべきだと主張するものが有力である[119]。

二、要件論

要件論について、民法（債権関係）部会資料 19-2 の補足説明は、判例が採用する要件①～④（前述した五十嵐要件①～④参照）を整理し、立法上の以下の注意すべき問題点を提示した。第一に、判例が採用する要件を踏まえて規定すべきであるか、あるいは、「検討会

116 同上 99 頁参照。
117 同上 95 頁参照。
118 同上 102～103 頁参照。
119 山本敬三幹事の発言によると、彼は、従来に挙げられる事情変更の原則が適用される三つの場面、つまり、経済的不能、等価性障害、目的の不到達について、慎重に要件を詰めた上で、併せて規定していくことを望んでいる。とくに三つ目的の不到達について、以下のような例を挙げた。「例えば大きいな花火大会が開催され、その近くで打ち上げられる花火がきれいに見える場所を有償で貸すという契約をしたけれども、花火大会が例えば伝染病やテロの恐れなどで中止されたという場合です。この場合は、その場所を貸すという債務は履行しようと思えば履行できる。ですから、債務不履行はないわけですけれども、そんなところで座っていっても契約をした目的は達成できない。こういう場合については、これもまた事情変更の原則の適用の一つとして契約の解消等を認めてよいということが従来から言われてきたと思います」。同上 104～105 頁参照。

議提案」のように要件を統合して、比較的直截に明文化するか（問題一）、第二に、履行請求権の限界事由との関係に留意する必要があることである（問題二）[120]。

問題一に対しては、岡本議員は事情変更の原則について、明文化に肯定的な意見、否定的な意見、両方を紹介した。その上に、肯定的な意見について、部会資料に記載されている四つの要件うち、④のところで既に信義則がひかれているので、②と③は不要である。あるいは④のところで既に事情変更の結果と書いてあるので①、②、③はいらなくて④だけで足りるとかの意見を紹介した。道垣内幹事は岡松委員の話を続き、要件は大きく二つのこととなるではないかと述べった。一つは、契約当事者が現在発生しているリスク、リスクというのは価格の大幅な変動とかであるが、そういうリスクを引き受けているとはいえないことである。二つは、「過酷」という要件である。そして、当該変動リスクの引受があれば、事情変更の法理はその引き受けられている変動リスクの発見によっては生じてこないわけであって、それは要件論の書き方として明確にすべきであると指摘している。

この会議において、問題二に対する正面的な議論が見えなかったが、会議で提示された部会資料においては、履行請求権の限界に該当する事案と事情変更法理に該当する事案とが重なり合うドイツの類似的な議論状況を紹介する一方、履行不能（不可抗力免責）と事情変更法理（ハードシップ）の適用範囲の重複を認めつつ、当事者に救済方法の選択を認めるユニドロワ国際商事契約原則のような立場もあることを提示した。

会議において、関連するものとして、事情変更の結果として挙げられている経済的不能、等価関係の破壊および契約目的の到達不能の三つの類型の関係や位置づけが議論されている。そして、その三番目の目的の到達不能が事情変更法理でカバーできるか否かに対する見解が分かれている。

否定派の主の論点は、経済的不能、等価関係の破壊であれば、取引条件の問題だから、条件をどう変更するかという交渉が可能な場合もあるかもしれないので、交渉プロセスを踏ませるというのは意味があるかもしれないものの、契約目的の到達不能というのは、もう再交渉でどうこうではなくて、終わりにするかそのままかというどちらかの

[120] 事情変更の結果として、３つの類型があると整理されている。a)経済的不能：戦争や大災害等の発生により、契約当事者の一方にとって契約の履行が著しく困難になった場合。この場合でも、一応履行は可能であるが、経済的にみて、一方当事者に契約どおりの履行を強いることが苛酷と思われるものをいう。b)等価関係の破壊：双務契約における給付と反対給付の等価関係が、事情変更により著しく破壊されて、契約の履行が当事者の一方にとって無意味となる場合、c)契約目的の到達不能：契約締結後、事情変更により、契約締結時に当事者が達成しようとした契約の目的を達成できなくなった場合。そのうち、a)およびb)については、「履行不能」の解釈から導かれる履行請求権の限界事由を、物理的不能に限らず法律的不能・社会的不能に拡大する考え方によるとした場合、履行請求権の限界に該当する事案と事情変更の原則に該当する事案とが重なり合う可能性があるとの指摘がされている。そのため、事情変更の原則を明文化する場合には、その要件に設定において、履行請求の限界事由（履行不能）との関連性に留意する必要があるとされている。商事法務・前掲注（110）424 頁、谷口知平＝五十嵐清・前掲注（3）74～76 頁参照。

話になってくるので、事情変更をルール化としても2つを分けたほうがいいのであるとされている[121]。（松本委員）

三、効果論

会議は主に以下の問題点を巡って議論が行われた。

１． 解除、改訂及び両者の関係について

事情変更法理の効果として解除権が認められることについては争いがない。もっとも、事情変更法理が適用される事例においては、両当事者に現行法における「責めに帰すべき事由」が認められず、通常当事者間に損害賠償責任が生じない。しかし、解除だけで当事者間の利益関係に不均衡が生じうる。そこで、立法提案の中には、裁判所は、解除を認めるにあたり、当事者の申出に応じた適切な金銭的調整のための条件を付すことができる旨を規定すべきであるという考えがある[122]。

裁判所による契約改訂が認められるかどうかについては、解釈論として意見が分かれている。道垣内幹事は改訂と解除の関係について定見がないところであるが、裁判所の改訂権のような裁定権限に対して疑問視とされている。深山幹事も改訂権限について、裁判所を信用しないとか、能力がないという趣旨ではないだが、果たして効果として妥当かというと必ずしも妥当ではないような気がすると述べった[123]。

２． 再交渉請求権・再交渉義務について

この点が会議で十分に議論されていないが、再交渉義務の導入が不要と主張する理由は、効果を規定しようとすると、例えば当事者の再交渉義務を認めるかどうかといった具合にどうしても一律的、硬直的になることがあるものだから、特に規定を置かないで信義則、あるいは契約の解釈などに委ねたほうが柔軟でいいとされている。

---

121 商事法務編・前掲注（110）106頁以下参照。このほか、松岡久和も似たような見解を抱える。とくに、山本敬三・前掲注（119）に挙げられた花火大会の例に対して、「花火を見るための場所を貸すというのが契約内容であり、債務であったとしますと、花火が実行されなければ契約の目的が達成できなくて、解除の問題になる。あるいは当事者がリスク含みで契約をしていると認定されれば、解除できないことになります。いずれにせよ、多分履行不能の法理で解消し得る問題という気がいたします」と反対意見を主張した。

122 同上425～426頁参照。

123 同上103～105頁参照。

第五款　民法（債権関係）の改正に関する中間試案

平成 23 年 5 月 10 日「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点の整理」が発表された後、パブリックコメントを受け付けて、大量の意見が寄せられた。事情変更法理の明文化に対して意見が分かれて、特に経済界や弁護士界の反対意見は強かった[124]。このような状況においても、法制審議会民法（債権関係）部会が平成 25 年２月 26 日に事情変更の法理を含む「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」[125]（以下は「中間試案」と称する）を決定した。その第 32 は以下の通りである。

「契約の締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において、その事情の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当するなど一定の要件を満たすときは、当事者は、[契約の解除／契約の解除又は契約の改訂]の請求をすることができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること。

イ その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること。」

本案においては、事情変更法理の要件は、全体から見れば実質的に判例・通説の要件を踏まえつつされている[126]。その中の（イ）が事情変更の結果として、契約目的の到達不能、また衡平が著しく害される（等価関係の破壊、履行困難）ことが挙げられ、学説の新たな動向を考慮しながら、事情変更がもたらす結果の重大さを強調する傾向が見られる。

効果として、再交渉義務が言及されていないことは、反対の意見が強かったと考えられる。つまり、当事者間交渉力の格差があり得ること、履行を引き伸ばされる等の濫用の危険が多くことまたは裁判が長くなって紛争の解決に資することができないではないかのような意見が多かったからだろう。

124　一般社団法人　金融財政事情研究会編『「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の概要』（金融財政事情研究会、2012 年）2968 頁以下参照。

125　商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』別冊 NBL143 号（商事法務、2013 年）133～134 頁参照。

126　「中間試案」の「概要」においては、「事情変更の法理を明文化する場合に、その要件の在り方については、判例（最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 巻 6 号 2452 頁等）・学説の理解を踏まえ、契約の前提となっていた事情に変更が生じたことのほか、本文ア及びイとすることが考えられる、これらを踏まえつつ、引き続き必要があると考えれれる」のように述べられている。同上 133 頁参照。

第六款　事情変更法理の明文化の断念

法制審議会民法（債権関係）部会第３ステージで示され「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の原案（その３）」[127]においては、まだ事情変更法理に関する規定があった。その内容は以下の通りである。

「第４　著しい事情の変更による解除

事情変更の法理について、次のような規律を設けるものとする。契約の締結後に、異常な天災地変その他の事由に基づき契約をするに当たって基礎とした事情に著しい変更が生じた場 合において、当該契約を存続させる ことが、当該契約及び取引上の社会通念に照らし、当事者間の衡平を害する著 しく不当なものであるときは、当事者は、当該契約の解除をすることができる。

ただし、その変更が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 契約の締結の当時、当事者双方が予見することのできなかった特別のものであること。

(2) 解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものであること。」

この案の特徴は以下のものがある。まず、要件について、極めて例外の場合（天災地変）しか適用できないことを強調し、事情変更法理の適用をできるだけ制限することは日本の判例法理と一致する。また、事情変更法理の効果について、解除に限定することは、通説にある契約の改訂を認めず、再交渉義務の導入も断念した。それは、恐らく契約への過度な介入の恐れがある反対意見が強かっただろう。

事情変更法理についての規定は要綱仮案に書かれなかった。つまり、その明文化が見送れるようになる。

第七款　本節のまとめ

本節は、債権法改正における事情変更法理についての議論（各委員の意見や弁護士会の意見など）を詳しく紹介してきた。同法理の明文化に対して、学界の意見が分かれていたことに加え、弁護士会や商工会議所など実務家・実際の現場からの反対意見が多かった。また、今回の法改正においては、契約自由の貫徹（私的自由の復権）はその通底する核心的な理念であると考えられている[128]。それに、はじめから事情変更法理を例外的法理として扱うこと

127　民法(債権関係)部会資料 81-1。
128　野澤正充「契約責任法の新たな展開−瑕疵担保責任から契約不適合責任へ」NBL 第 1107 号（2017）5 頁参照。

もその明文化の見送られたことにつながったのではないか。

最後、日本において、これから事情変更法理についてどのような動きが行うのか、とりわけに実務はどのような対応を取るのかをフォローしていく必要がある。つまり、最高裁は依然として、事情変更法理に対して極めて消極な態度を維持するか、或いは、今回債権法改正で積み重ねてきた議論の成果を参考しながら、判例法理の調整で事情変更法理をもっと積極的に運用するのかに注目していきたい。

第四節　小括

本章は第一節において、日本における事情変更法理の意義、適用範囲、要件及び効果についての学説を整理してきた。事情変更法理の通説は勝本説を起点とし、五十嵐教授の精錬により確立された。この通説は、事情変更法理の実定法上の根拠を一般に信義則に求め、同法理を当事者が締結した契約の内容を制限または変更する法理として位置づけている。この点について、近時、事情変更法理の問題となるのは、契約締結時において予想されていなかった危険が現在化したときにどのように対処すべきかという点であり、これは「pacta sunt servanda」原則を制限するものではないとの見解が有力に主張されている。ここでは、当事者が契約締結によって引き受けていなかったリスク――すなわち、契約内容の確定により対処できないリスク（契約の外在的リスク）――をどのように配分するのかが検討されることになる。もう一歩遡ると、そもそも契約内在的リスクと外在的リスクをどのように見分けるのかも問題になる。これらの問題を明らかにするには、判例・裁判例を考察しなければならない。

そこで第二節では、日本における事情変更原則の実際の適用状況を検討した。周知のように、下級審が事情変更法理の適用に対して比較的積極的な態度をとる一方で、事情変更の原則を適用した最高裁判決は一つもない。日本の判例は、特に事情変更に対する「予見不可能性」要件を強調している。確かに、「予見不可能性」は事情変更法理の重要な要件であり、当事者の私的自治を守るためにも重要な役割を果たしているが、「予見不可能性」を過大に解釈すると、事情変更法理の適用はより難しくなる（ゴルフクラブ会員権等存在確認請求事件、最高裁平成 9 年 7 月 1 日第三小法廷判決、民集 51 巻 6 号 2452 頁）。

第三節で述べたように、今回の民法（債権関係）改正の過程を見れば、事情変更法理の明文化に反対する意見の多くは、事情変更の法理の例外性を強調し、特に当事者または裁判所の濫用を強く懸念していた。結局明文化は見送られることとなったが、今後ますます、裁判官が事情変更法理の適用により消極的になりかねず、本法理が空洞化する可能性がある。

第二章　中国における事情変更法理

第一節　序　説

中国現行の契約法は、諸外国の立法例や実務を参考しており、事情変更の法理についての学説も外国の学説に強く影響されたと言えよう。事情変更の法理は中国において、「情事変更の原則」または、「情勢変更の原則」という表現で議論されている[129]。そして、「情事変更原則」の用語は日本法上の「事情変更の原則」から翻訳された可能性が高いと言われている[130]。とはいえ、外来的な「事情変更の原則」が、中国法特に契約法の変遷の中でどのような意味を有するのか、あるいはどのような位置付けられるのかを明らかにする必要がある。

第一款　中国伝統的契約観による事情変更法理の考察

一、民の私約は律令の如し［民有私約如律令］──契約の拘束力について

中国における事情変更法理の概念（意味または位置づけ）に関する論考を整理するところ、見当たるのはほとんど比較法や、現行法に基づくものである。中国の伝統的な契約観からの議論はいまだ見あたらない。本稿は中国古代（中国では 19 世紀中半、アヘン戦争以前）的な契約観、或いは中国人のリスクに対する契約法意識を考察するうえで議論を展開していくつもりである。

中国伝統法律の主な表現の形は「刑」である。歴史では、各法典は概ね、刑法を中心にし、「民」と「刑」を一体化していた。すなわち、刑法典の中に、民事紛争についての裁判規則が定められていた。従って、中国古代には民法がなかったという見解もある[131]。一方で、最

129　中国法は最初、事情変更についての規則はなかったである。最初に「情事変更原則」という概念が民国時期（1911 年～1949 年）に初めて使われていた。彭鳳至『事情変更原則之研究−中、徳立法、裁判、学説之比較』（五南図書出版社、1986 年）163 頁参照。

130　日本では、事情変更の法理は勝本博士の著作『民法における事情変更の原則』により確定されて、中国の最初の事情変更の法理についての研究は、日本法に深い影響をうけているので、今の中国法において使われている「情事変更原則」は日本の「事情変更の原則」に由来する推測がありうる。孫美蘭『事情変動と契約理論』（法律出版社、2004 年）227 頁参照。

131　中国の歴史において自分の「民法」が存在したか否かの問題について、見解が分かれている。肯定する意見は、梅仲協『民法要義』（中国政法大学出版社、1998 年）14 頁以下、胡長清『中国民法総論』（中国政法大学出版社、1997 年）16 頁、張晋藩『中国法制通史』（法律出版社、1999 年）214 頁参照。反対する意見の代表者は梁啓超、王伯琦、謝懐栻、梁慧星等がいる。梁慧星は、「今日のいわゆる民法は、主体地位平等、意思自治、権利義務構造または民事責任を特徴とする近・現代民法である。中国歴代の統治者は法典の編纂を重視し、『唐律』、『明律』、『清律』などの優れる法典があったものの、いずれも刑事法律であった。中国歴史上、民法がなかった根本的原因は以下の通りである。まずは、統治者が農業を重視、商業を抑圧［重農抑商］する経済政策を推し進めたことにより、自給自足的な自然経済が主体的であった。且つ、政治上も専制的で、個人の自由、平等、権利、義務等の観念が生じられなくて、近代的な民法の発生・発展の基本条件がなかったことである」と述べて、中国歴史上の自分の民法が存在しなかったと主張している。梁慧星『民法総論』（法律出版社、2013 年）15 頁参照。

近、このような見解は中国法の歴史上の事実と合わないという主張が増えてきた[132]。

確かに、古代の中国において、「民法」という言葉すらなかったものの、金銭債・土地・婚姻ついての民事規範は、歴代の法典に定められており、或いは独立の律令の形で発展してきた。中国伝統的な契約法の発展を概観すると、契約の効力について、ヨーロッパ大陸各国の契約法のような奥深い理論の発展に至らなかったにもかかわらず、契約を守る理論的論考もなかなか見当たらない。

しかし、民間契約レベルにおいては、契約の拘束力が重視されたことが明らかである[133]。張晋藩教授の論文によれば、漢墓で「土地買取券」[買地券]と書かれている煉瓦と石が出土された。その中において、もっとも著名な「晋太康五年(紀元 284 年)楊紹土地買取煉瓦」に「民の私約は律令の如し」[民有私約如律令]と言った文言が刻まれたようである。他の似たようなものとして、「私約は律令に相当する」[有私約者当律令]と書かれている「潘延寿土地買取煉瓦券」などが挙げられる[134]。

従って、中国古代契約の効力を理解するために、[如律令]の意味を明らかにしなければならない。その意味について、三つの学説――①律令に従うこと、②命令の執行を促す公的文書の定式、③護符と呪文の用語であること[135]――があり、③は唯心論的なものなので、強く批判されている。いずれにせよ、[如律令]のような表現は契約の強い効力を強調し、当時の契約当事者が契約の法律拘束力に対する理解を示すだけではなく、当時の官府が民間私約を認めることも反映していると考えられる[136]。

二、事情の変更により生じるリスクの分配構造

中国古代の民間契約の効力は上述のように強いと言えるが、本稿との関係では特に、契約が成立後、事情の変更が生ずる場合に、どのようにリスク分配が行われたのに注目したい。中国古代は契約リスクに関する理論は体系化されていないので、関連する法律、習慣、案例(裁判例)を整理することにより考察するほかない。

まず、上述の[民有私約如律令]を原則とすると、契約にリスクの分配についての内容が書き込まれると、その内容に従って契約を履行しなければならないであろう。では、契約により引き受けられなかったリスクはどうのように分配されていたのか。中国伝統契約リス

132 張晋藩「論中国古代民法研究中的幾個問題」政法論壇 5 号(1985 年)1 頁参照。
133 劉雲生『中国古代契約思想史』(法律出版社、2012 年)125 頁参照。
134 孔慶明、胡留元、孫季平『中国民法史』(吉林人民出版社、1996 年)第 159 頁;李顕東「『民有私約如律令』考」政法論壇(中国政法大学学報)25 巻 3 号(2007 年)88 頁;劉雲生『中国古代契約思想史』(法律出版社、2012 年)125 頁参照。
135 張伯元『出土法律文献研究』(商務印書館、2005 年)269 頁以下参照。
136 李顕東「『民有私約如律令』考」政法論壇(中国政法大学学報)25 巻 3 号(2007 年)88 頁参照。

ク分配について概ねに以下の特徴が見られる[137]。

第一に、「過失」の有無または程度は、リスク分配の重要な根拠であった。清朝の質屋の火災、窃盗、強盗による賠償責任に関する規定より、（ｉ）質屋本人の過失による火災の賠償責任は、隣の火災に巻き込まれる場合の賠償責任より重く取られていること、（ii）窃盗される場合の賠償責任は、強盗される場合より重いことが読み取られている[138]。

第二に、公平原則を重視すること。劉雲生教授の研究によれば、公平原則は契約主体間の利益を調整するもっとも直接な道具であり、倫理正義（合理）の最終の表現でもあると言われている[139]。中国の伝統的契約観における公平原則も例外ではない。官や民間は、民事関係における不合理（公平を失する）現象を禁止し、それを救済・調整することで、最終的に取引結果の合理性や取引秩序の安全性を保障する。故に中国古代の契約精神は、効率ではなく、安全を重視することであり、その中でもっとも機能しているのは公平理念であると考えられている[140]。

第二款　民国時期（1912 年～1949 年）における事情変更法理

一、民国初期（1912～1930 年）

1912 年～1930 年の間の時期は、中国史上の判例法時期とも言われ、この時期の事情変更法理はほとんど実定法と関係がなかったので、当時の裁判例や司法院の解釈より考察する[141]。当時のドイツの分析法学の影響を受けている故であろうか、この時期に事情変更法理が存在する余地はないはずだが、実務上、「実価主義」に基づき、金銭の債が「実価の債権」である見解によって、事情変更の問題を対応する事例もあった。

二、民国後期（1931 年~1949 年）

1930 年に民法が完成されて、その中に、「誠実信用原則」（当時民法 219 条）、「高すぎる違約金額の減額」（同法 252 条）または「一部を延期弁済することができる」（同法 318 条）のような契約調整の条文はあるが、事情変更法理についての規定はなかった。しかし、日中戦争（1937 年～1945 年）の勃発により物質不足、インフレーションなどの問題を直面しなければならなかった。この事情を対処するため、非常時期民事訴訟補充条例（1941 年）が

137　劉雲生・前掲注（133）182 頁以下参照。
138　同上 182 頁参照。
139　同上 213～213 頁参照。
140　同上 213 頁参照。
141　彭鳳至・前掲注（129）166 頁以下参照。

実施された[142]。

三、中華人民共和国建国初期および計画経済時期[143]

この時期の状況については、資料が少なくいものの、ソ連民法の影響を受けている可能性がある。なお、ソビエトの法学者は、事情変更の法理に反対していた[144]。

1949 年中華人民共和国建国の初期において、事情変更の問題に対する解決方法として、一方で、法律政策によって契約を一律に無効にすること、他方では、契約に介入する法院の職権に基づいて契約を変更又は解除することができるとされた。

1956～1978 年には、完全な計画経済の時期であったため、契約自由の法理が否定されて、公平と誠実信用の法理もその必要性も失った。あらゆる事情変更の問題に対して、行政機関の決定基づいて、契約の内容を変更又は契約を解除することができるとされていた。

第二節　事情変更法理に関する法規定の変遷

第一款　契約法制定過程における議論

契約法制定過程において、事情変更の法理を契約法に盛り込むべきか否かを巡り見解が分けられている。中国現行の契約法が実施される前には、５つの草案をめぐって議論が交わされていた。

1995 年に提出された建議案［建議稿］（第１・２次草案）ては、事情変更の法理は明文では規定されてなかったが、1986 年に制定された「民法通則」の中に、日本の「信義則」同様の「誠実信用原則」があるので、当時から解釈として事情変更の法理を認めていたと言われる[145]。1999 年法案作成を担当していた全人代常務委員会が作成した第３次草案には事情変更に関する規定が追加の条文として挿入された。その原因として、すでに事情変更の法理を認めて判決を下した裁判例があったのではないかと考えられる[146]。その内容は以下の通りである。

「契約効力が発生した後、当事者以外の原因による事情の変更によって、本来の契約を履行させることが一方当事者にとって明らかに公平を失する場合、当該当事者は相手に契約の

142　この条例は、現行台湾民法における事情変更法理の原点なので、その具体的な内容は台湾法の部分で検討する。
143　梁慧星「合同法上的情事変更問題」法学研究 6 期（1988 年）36 頁以下参照。
144　五十嵐清・前掲注（2）146 頁参照。
145　田中信行『はじめての中国法』（有斐閣、2013 年）180 頁参照。
146　「武漢市煤気公司與重慶検測儀表廠」（第一審：武漢市中級人民法院 1990 年 8 月 16 日判決、上訴審：湖北省高級人民法院 1992 年 4 月 3 日判決）最高人民法院弁公庁編：『最高人民法院公報案例大全第 1 版』（人民法院出版社、2009 年）529 頁。

内容について協議する請求することができ、協議が不調に終わったときは、人民法院または仲裁委員会に契約の変更または解除を請求できる」。ここで問題になるのは「当事者以外の原因による事情の変更」の部分である。つまり、「当事者以外の原因」の幅は非常に広く、要件として容易に認められる可能性があるため、事情変更の法理が濫用される恐れがある。

第九回全国人民大会法律委員会は『契約法（草案）』〔原語は《合同法（草案）》〕の審議報告で反対の立場を示した。その理由は以下の通りである。「事情変更の制度は、非常に複雑な問題であって、契約法を起草する過程において意見が分かれている。今大会の審議においても、現在の経験により事情変更について科学的な判断をすることだけではなくて、商業リスクとの境界をつけるのも難しくて、さらに、その執行は操作しがたくて、実際には非常に特別な場合に限定して事情変更の制度を適用すべきである。今の契約法において規定を設ける条件がまだ不成熟である」[147]であること。

従って、最終的に、契約法における事情変更の法理の明文化が見送られた[148]。

第二款「契約法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈（二）」26 条

一、内容

2009 年に最高人民法院は「契約法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈（二）」（以下は「契約法適用解釈」〔二〕と表記）を公布した、その 26 条は、事情変更法理についての規定であり、具体的な内容は以下の通りである。「契約成立後、客観的状況において、当事者が契約締結時に予見できなかった、不可抗力によってもたらされたのでない、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約を継続履行することが一方当事者にとって明らかに不公平となりまたは契約目的を実現できず、当事者が人民法院に契約の解除または変更を請求した場合、人民法院は公平法理にもとづき、案件の実際の状況と結合させて、変更または解除すべきかどうかを確定しなければならない」。

この司法解釈においては、事情変更法理要件は以下のように理解されている。①契約成立後、客観的な状況において重大な変化が生じること、②当事者が契約締結時に予見できなかったこと、③不可抗力によってもたらされたのでないこと、④商業リスクに属さないこと、⑤事情変更の結果は、契約を継続的に履行することが一方当事者にとって明らかに不公平となり、または契約目的を実現できないとなっていることである。同法理の効果は、変更ま

147 「第九届全国人民代表大会法律委員会の『中華人民共和国合同法（草案）』に関する審議結果の報告」の「三」の内容を参照。
中国人大網： http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/06/content_5007083.htm
148 各草案についての分析は、張照東『情事変更制度比較研究』（中国書籍出版社、2001 年）153～156 頁参照。

たは解除のことである。

二、契約法適用解釈（二）26 条の再解釈

１． 最高人民法院「契約法適用若干問題解釈（二）を正しく適用し、党と国家の工作の大局に服務することに関する通知」（4 月 27 日）

この「通知」において、「各級人民法院は正しく理解し、適用を慎重にしなければならない。もし案件の特殊な状況に基づき、個別案件の中で確かに適用する必要がある場合は、高級人民法院の審査承認を経なければならない、必要な時は、最高人民法院に上申しその審査承認をへなければならない」ということが書かれていた。この通知によれば、中国法において、事情変更法理を適用するための手続きが複雑になって、ハードルが高くなる。

２． 最高人民法院「当面の情勢下での、民商事契約紛争案件を審理する上での若干の問題に関する指導意見」（2009 年 7 月 7 日）

この指導意見において、「双方の利益を十分に考慮した上で、事情変更の法理を厳格に適用すべき」と定められた。このように、事情変更の法理において、司法解釈によって確立されてきたものの、その後、同法理を厳格に適用すべきであると命じた規則もだされている。

上述したような状況において、実務上にはいかなる影響を与えたか。この点、事情変更の場合に、契約法適用解釈（二）26 条を適用せず、契約法 94 条 5 項[149]を適用し、契約を解除するような裁判例がみられる（上海市松江区人民法院民事判決書〔2011〕松民三（民）初字 1526 号)。その理由は、最高人民法院の要求[150]により、契約法適用解釈（二）26 条を慎重に適用し、しかも、仮に個別な事件に事情変更の法理を適用する必要がある場合、それを高級法院ひいては最高人民法院の審査を受けなければならないことであると考えられる。このような仕組みを設けた理由は、不安定の経済状況を対応しながら[151](SARS などの予見できない事件の発生、世界金融危機、不動産の政策の頻繁に変更、トラブルが多発)、法の安定性をも考慮しなければならなかったためではないかと考えられる。

---

149 中国契約法 94 条は「以下に挙げる事由の何かが発生したときは、当事者は契約を解除することができる。(1) 不可抗力により契約の目的を達成できなくなったとき。(2) 履行の期限が満了する前に、当事者の一方が主なる債務を履行しない旨を明確に、又は自己の行為によって表示したとき。(3) 当事者の一方が主なる債務の履行を遅滞し、催告を受けた後にも合理的な期間内に履行しないとき。(4) 当事の一方が債務の履行を遅滞し、又はその他の違約行為により契約の目的が達成できなくなったとき。(5) 法律で規定するその他の事由があるとき」と定めている。

150 最高人民法院「関於正確適用『中華人民共和国合同法』若干問題的解釈（二）服務党と国家的工作大局的通知」（法[2009]年 165 号）の二による。

151 曹守曄「最高人民法院関於適用『中華人民共和国合同法』若干問題的解釈（二）之事情変更問題的理解と適用」法律適用（2009・8）44 頁参照。

表２－１[152]　事情変更の法理に関する法規定の流れ

番号	年月日	出来事	主な内容
1	1981	経済契約法	27 条 1 項 4 号「(以下に掲げる事由が生じたときは、経済契約の変更または解除を認める。) 四、不可抗力、または一方当事者に過失はなく、しかし防止することのできない外部的原因によって、経済契約を履行できなくなったとき。」
2	1993	改正経済契約法	26 条 2 号「不可抗力により経済契約の全部の義務を履行できないときは、契約の変更又は解除を認める。」
3	1993	全国経済審判工作座談会紀要	「当事者双方の責に帰すべからざる原因によって、契約の基礎をなした客観的状況に当事者の予見できなかった根本的変化が生じ、原契約の履行が明らかに公平を失する場合、当事者の申請もとづき、事情変更の法理によって契約を変更または解除することができる」
4	1995 年 1 月、10 月	契約法建議草案（第１・２）	事情変更についての条文はなかった。
5	1996 年 6 月 7 日	契約法草案試案（３）	第 4 章 55 条「契約効力が発生した後、当事者以外の原因による事情の変更によって、契約の履行は、一方当事者にとって明らかに公平を失する場合、当該当事者は相手に契約の内容について協議する請求することができ、協議が不調に終わったときは、人民法院または仲裁委員会に契約の変更または解除を請求できる。」
6	1997 年 5 月	契約法専門家意見聴取案（４）	第 4 章 52 条「不可抗力以外の当事者が予見できない、回避できない客観的事情は重大の変化が生じることにより、契約の履行は、一方当事者にとって明らかに公平を失する場合、当該当事者は人民法院または仲裁委員会に契約の変更または解除を請求できる。」
7	1998 年 8 月	契約法草案（５）	77 条「国家の経済政策、社会経済状況などの客観的状況に巨大な変化が生じ、契約の履行が一方当事者に意味のないものとなり、或いは重大な損害を与え、しかも、この変化を、当事者が契約を締結した時予見できず、且つ克服できないときは、当事者は相手方に対して契約内容を改めて協議することを要求できる。協議が不調に終わった時は、人民法院または仲裁機関に契約の変更または解除を請求できる。」

[152] 「表２－１」は、「第二章、表一」との標記である。

8	1999 年 3 月 14 日	第九回全国人民代表大会法律委員会関於「中華人民共和国契約法（草案）審議結果的報告」	事情変更の制度について、これは非常に複雑の問題であって、契約法を起草する過程において意見が分けれている。今大会の審議においても、現在の経験により事情変更について科学的な判断を判断することだけではなくて、商業リスクとの境界をつけるのも難しくて、さらに、その執行は操作しがたくて、実際には非常に特別の場合において事情変更の制度を適用すべきである。今の契約法において規定を設ける条件がまだ不成熟である。
9	1999 年 10 月	契約法の公布	草案に出た事情変更に関する条文が、最終に公布された契約法に含まれなかった。
１０	2009 年 4 月 24 日	最高人民法院司法解釈「契約法適用若干問題解釈」（二）	26 条「契約成立後、客観的状況において、当事者が契約締結時に予見できなかった、不可抗力によってもたらされたのでない、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約を継続履行することが一方当事者にとって明らかに不公平となりまたは契約目的を実現できず、当事者が人民法院に契約の解除または変更を請求した場合、人民法院は公平法理にもとづき、案件の実際の状況と結合させて、変更または解除すべきかどうかを確定しなければならない」
１１	2009 年 4 月 27 日	最高人民法院「契約法適用若干問題解釈（二）を正しく適用し、党と国家の工作の大局に服務することに関する通知」【司法文書（法律・司法解釈でもないものの、指導性があるので、裁判で従わられる)】	「二、契約法若干問題解釈（二）26 条を厳格に適用する。①…契約成立後、客観的状況において、当事者が契約締結時に予見できなかった、不可抗力によってもたらされたのでない、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約を継続履行することが一方当事者にとって明らかに不公平となり、又は契約目的を実現できず、当事者が人民法院に契約の変更または解除を請求した場合、人民法院は公平法理に基づき、案件の実際の状況と結合させて、変更または解除すべきかどうかを確定しなければならない。②上記の（司法）解釈条文を、各級人民法院は正しく理解し、適用を慎重にしなければならない。もし案件の特殊な状況に基づき、個別案件の中で確かに適用する必要がある場合は、高級人民法院の審査承認を経なければならない、必要な時は、最高人民法院に上申しその審査承認をへなければならない。」
１２	2009 年 7 月 7 日	最高人民法院「当面の情勢下での、民商事契約紛争案件を審理する上での、若干の問題に関する指導意見」【司法業務文書】	「一、事情変更法理の適用を慎重にし、両方の利益関係を合理的に調整すること。１、……人民法院は公平法理と事情変更法理に基づいて厳格に審査しなければならない。2、……グローバルな金融危機と国内のマクロ経済情勢の変化は完全にすべての市場主体がにわかに予防できない突発的変化の過程にあるわけではなく、一個の漸次的変化の過程でもあることに注意しなければならない……」

第三款　民法典立法における事情変更法理に関する動向

中国契約法には、上述のように事情変更に関する契約法草案、司法解釈、党の通知などが多数存在しているものの、事情変更の法理を定めた明文の規定はない。周知のように、中国には現在も統一的な民法典が存在しない。2002 年 12 月に民法典草案[153]が全国人大常務委員会に上程されてから十数年が経つが、民法典の起草いまだ様々な障碍に直面しており、そのゆくえが益々注目される。現在、主な草案の提案として、梁慧星案、王利明案と徐国棟案の三つがあげられる。この三つの提案は形式上（形式により、事情変更の法理に対する理解も異なるだろう）の差はあれど――事情変更についての規定を独立の章として制定し（徐案)、或いは「契約の履行」の中に置く（梁案)、または「契約の変更および解除」（王案）の部分に書き込む――いずれも事情変更の法理に対して積極的な姿勢を示している。そこで以下では、この三つの提案の特徴を検討する。

一、梁慧星提案[154]

事情変更に関する規定が第 30 章の「契約の履行」のところに置かれている[155]。その内容は以下の通りである。

「905 条〔全面的履行〕

契約の効力が発生した後、当事者は契約内容に従い、自らの義務を全面的に履行しなければならない。

907 条〔事情変更〕

「契約成立後、当事者の責めに帰すべからざる事由により、契約基礎の客観的事情は、当事者が契約締結時に予見できなかった、且つ影響を受ける当事者がそのリスクを引き受けるべきではない異常な変化が生じ、契約の効果を維持することが明らかに公平を失う場合に、不利の影響を受ける一方当事者は、相手に再協議を求めることができる。再協議が合意に至らなかった場合は、人民法院または仲裁機関に契約の変更または解除を求めることができる。

前項に従って契約変更または解除を求める訴訟は、中級以上の人民法院により管轄する。」

153　2001 年末には WTO への正式加盟を果たしたから、国内法との抵触を解消するための改廃作業も少なくない。なかでも注目されるのが、民法典起草のゆくえである。当初、契約法、物権法などを個別に制定し、それらをまとめて民法典とする方針であったが、その後、物権法を含む民法典全体の起草を同時に進める方針へと変更された。梁慧星や王利明らの学者グループが作成した学者建議稿をたたき台として、全国人大法制工作委員会が中心となって精力的に草案づくりが進められ、2002 年 12 月に民法典草案が全国人大常務委員会に上程された。木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第 7 版)』（有斐閣、2016 年）145 頁参照。

154　『中国民法典草案建議稿および理由』は中国民法典立法研究課題組が 20 年をわたって出来上がった重要な学術成果であって、このシリーズは中国民法典草案建議稿、総則編、物権編、債権総則編、合同編（契約編）（上、下冊)、不法行為編、親族編、相続編の 8 巻よりなされる。事情変更に関する規定が置かれている第 30 章「契約の履行」の執筆者は崔建遠教授である。

155　梁慧星編『中国民法典草案建議稿附理由（合同編）〔上冊〕』（法律出版社 2013 年）123～129 頁参照。

905 条の全面的履行は、「適切履行」とも言われ、当事者は契約履行の過程において守るべき基本原則である。もっとも、「契約厳守の原則」に含まれるようないわば当然のことを、わざわざ条文化される必要があるか否か疑問である。この点について、梁慧星は「我が国は今経済変革と社会転換の最中で、法治観念と契約精神はまだしっかり成り立っていない。人民や企業の契約意識、契約厳守の観念を強化し、違約行為を減少し、契約秩序を守るために、明文で全面履行原則を定める必要がある」[156]と述べた。

907 条は事情変更に関する提案である。その特徴は、第一に、「事情変更」における「事情」の判断基準について、契約法適用司法解釈（二）26 条が「客観的状況」という表現を用いているのに対して、本案は「契約基礎の客観的事情」という表現を使う。「契約基礎」を強調することは、「行為基礎論」の影響を受けているためではないかと考えられる。

第二に、リスク分配についての配慮を明言し、利益衡量を重視することが考えられる。事情の「変更」についての説明は、「いわゆる『変更』は、上述の客観的状況の異常な変動は、当事者は予見できるまたは引き受けられる範囲を超える。このような異常変動が一時的或いは永久的であるか、地域的或いは全国的であるかに関係がない」のように述べている。

第三に、効果として、再交渉義務が導入されることである。本案は、再交渉義務を前置義務として制定し、裁判所が介入する前に、当事者を再交渉させることで、当事者の意思が尊重されることが考えられる。再交渉請求できるのは不利益を受ける側である。再交渉が合意に至らなかった場合には、裁判に契約の変更または解除を請求できるように提案されているが、契約内容の変更と解除の関係については明言されていない。この問題に対して、本提案の起草者の説明によれば、法院或いは仲裁機関は、まず契約内容変更の判決或いは決定を出すべきである。そして、もし当事者は契約の変更することに反対し、或いは事情変更により契約の目的が実現できなくなる場合に、法院或いは仲裁機関によって契約を解除することができる。

第四に、手続き上の特徴である。本案 907 条 2 項が、事情変更の法理を適用できる法院を中級以上の法院に限定する理由は、事情変更についての判断が困難であることのみによるものではなく、中国の現況を鑑みると、地元の当事者を保護する［地方保護主義］傾向がまだあるからであると説明されている[157]。

156　梁慧星・前掲注（155）119 頁参照。
157　同上 128 頁参照。

二、王利明提案[158]

王利明案の内容は以下の通りである。

「1329 条〔事情変更〕

①契約が法律に従って成立後、履行完成前に、当事者が契約締結時に予見できなかった客観的事情が変化することにより、契約の履行は一方当事者にとって著しく公平を失う場合に、その当事者は相手に契約の内容を変更する協議を求めることができる。契約改定の合意が成立しない場合には、人民法院或いは仲裁機構に契約改定或いは解除を求めることができる。

前項における客観的事情は、契約締結の基礎となるべきである。」

王利明の提案は、従来の通説や従来の裁判理論とは実質的な違いがない。その特徴は以下通りである。

第一に、事情変更の発生する時期を明らかにすることである。しかし、筆者は「履行完成前」という表現は必要であるかどうかについて疑問を持っている。そもそも、履行された後の事情の変更は本来の契約とは無関係であり、「履行完成前」というのは強調的な規定であろう。

第二に、不公平な結果を受ける一方当事者のみ事情変更の法理で契約の調整または解除を請求することができる。この点についての立法主旨、つまり他方当事者がなぜ事情変更の法理を援用できないのか、理由は説明されていない。

第三に、再交渉義務を導入する意志が見られる。この点の立法理由について、「取引を促す」［鼓励交易原則］が強調されている[159]。「取引を励む原則」は「契約自由原則」、「契約正義原則」と並んで、中国契約法の基本的な原則の一つで、具体的にいうと、中国契約法において、以下の四つの方法によって「取引を励む原則」を貫徹していると言われている。すなわち、（１）無効契約の範囲を厳格的に制限すること、（２）詳細に契約の要約、承諾制度および契約成立の条件を規定することにより契約締結の成功率高めること、（３）取消できる契約の場合に、契約の取消ではなくて、契約の変更を提唱すること、（４）違約解除の条件を厳格に制限することである[160]。当事者の自発的な交渉によって合意で紛争を解決する機会を創造する再交渉義務は、契約の解消することを避けて、上述のような「取引を励む原則」と一致する部分があると思われる。

158　王利明編『中国民法典学者建議稿及立法理由（債法総則編・契約編)』(法律出版社、2005 年）274 頁以下参照。

159　同上 275 頁参照。

160　崔建遠『合同法（第二版)』(北京大学出版社、2013 年）19 頁参照。

三、徐国棟提案[161]

徐案の内容は以下の通りである。

「債権分則　Ⅰ　契約

第九章　事情変更

112 条［定義］

事情変更とは、法律関係存在する前提としての事情は、当事者の責めに帰すべからざる事由によって予見できない変更が発生し、契約関係が著しく公平を失う場合には、契約の内容を変更すべきである。

113 条［要件］

事情変更の原則を適用するには以下の要件を満たさなければならない

１　事情の変更が発生すること

２　事情の変更は契約成立後、消滅前に発生すること

３　事情の変更は当事者が予見しなかった且つ予見できなかったこと

４　事情の変更は当事者の責めに帰すべからざる事由により発生すること

５　事情の変更は、成立した契約を継続履行することは、著しく不公平な結果をもたらすこと。

114 条［不利を受ける当事者の変更請求権］

事情の変更が発生した後、重大な不利益を受ける一方は、法院に契約変更を求めることができる。

当事者は、契約における数量に関する条項の変更しか求められない。但し、相手は他の条項の変更に同意する限り、その意思に従う。

115 条［不利を受ける当事者の解除請求権］

事情の変更により、一方当事者にとって、契約が必要ではなくなり、或いは履行が極めて困難となる場合には、その当事者は法院に契約の解除を求めることができる。

116 条［履行遅延の当事者の解除請求権の剥奪］

事情の変更が発生するとき、不利を受ける当事者は、契約の履行を遅延していると、契約を変更または解除する権利がない。

117 条［射幸契約の適用排除］

本章の規定は、契約の性質により、本編第２題 60 章に定められる射幸契約に適用できない。」

徐国棟案は契約法の債権分則において、独立の一章合計 6 条（112～117 条）で事情変更の法理の意義、要件、効果などについて提案している。形的には、他の案より詳細且つ全面であると言えるものの、その中身を考察すると、事情変更の定義や要件ついては他の案と大した違いはない。しかしながら、本案の効果について以下の特徴がある。

[161] 徐国棟編『緑色民法典草案』（社会科学文献出版社、2004 年）519～520 頁参照。

第一に、事情変更による契約の改訂および解除は並行的な関係であり、すなわち、当事者は事情変更の場合に、契約改訂または契約解除を選択できる。第二に、114 条 2 項の規定よると、原則的に当事者は数量だけに関する契約条項の改訂を請求できる。本案は提案理由などが付いていないので、なぜこのように規定するのかについては不明である。第三に、不利当事者一方だけが事情変更の法理に基づいて請求できる。第四に、遅延当事者は契約解除権がない。第五に、射幸契約を事情変更法理の適用から排除することである。

四、まとめ

本節は、中国の民法典立法活動における事情変更法理の明文化の動向を検討した。各学者グループの作業は独立していたので、それぞれの提案の形式や内容は多少異なる。とは言え、共通するところもある。要件から見れば、各提案は予見可能性要件及び公平原則を重視している。また、各提案は契約法適用司法解釈（二）の規定にある「不可抗力」と「商業リスク」という表現を採用しなかった。さらに、事情変更法理の効果について、梁案と王案は、再交渉義務論を導入することに積極的である。

第三節　学説の状況

現代契約法における事情変更法理に関する研究について、代表的な学者として、梁慧星先生に言及しなければならない。梁先生の論文は、ドイツの行為基礎論、フランスの不予見理論と英米法のフラストレイション法理を紹介し、事情変更の法理の定義として、「契約成立後、両方当事者の責めに帰すべからざる事由により生じる事情の変更は、契約の基礎を動揺或いは喪失させて、そのまま契約の本来の効力を維持すると、著しく公平を失う場合に、契約内容を変更或いは解除することを認める」と述べた[162]。

そして、事情変更法理の実質を「事情変更の法理は現代社会において、契約における事情変更の問題を対処する不可欠的重要制度である。本制度の実質と機能について、公平および信義則を貫徹し、事情変更によって生じた不公平な結果を防ぎ、契約の当事者の利益衝突を調和し、社会的公平および経済的流通を維持することである」[163]と主張している。この説もその後の立法や実務活動に反映されており、有力説であるといえる。近時の議論では、再交渉義務の導入に対する反対の意見があるものの、当該義務を肯定する見解は有力である。本節では、中国法における事情変更法理の要件、効果についての議論を紹介する。

162　梁慧星「合同法上的情事変更問題」法学研究 6 期（1988 年）35 頁以下参照。
163　同上 46 頁参照。

第一款　要件論

梁慧星教授によれば、事情変更の法理の適用要件は、

（ア）事情の変更が生じること。いわゆる「事情」とは、契約締結時に契約の基礎や環境とする客観的状況。「変更」とは、このような客観的状況は異常な変更が発生すること、

（イ）事情変更の発生は当事者の責めに帰すべからざる事由によること、

（ウ）事情変更は当事者が契約を締結時に予見しえないこと、

（エ）事情変更により契約を継続履行することは著しく不公平になることである[164]。

梁慧星教授の見解は、日本の事情変更の法理についての通説と似ていることが多く、日本の議論に影響されていると考えられる。一方、日本の通説ともっとも異なるのは、信義則違反ではなく、明らかに公平を失すること（エ）を事情変更法理の核心的な要件として取り上げることである。契約法適用解釈（二）26 条は、梁慧星教授の見解と一致するものであるといえるが、帰責性については明文がない。その理由を言及する見解が見当たらない。そのため、帰責性がある事情に関する裁判例について更なる究明を行うことで、予見可能性・不可抗力・商業リスクなどの理論と帰責性理論との関係をも明らかにしなければならない、この点については本章の後で詳述する。

第二款　効果論の変遷

一、通説

梁慧星教授は「不利益を被る一方当事者に契約を変更或は消滅する可能性を与える。一方当事者に与えた権利が実体的権利である。しかし、訴訟（仲裁）の方法として行使する必要がある。よって、解除権と異なり、民法通則の規定した取消権[撤销权]と似ている」[165]と論述した。

契約の改訂と解除の関係について、楊立新は事情変更法理の第一次的効果として、元の法律関係を維持し、一部の内容を変更する（給付増減、標的変更など）である。第二次的効果としては、第一次の効果が不公平な結果を排除することができない場合に、公平を回復させるために、元の法律関係を消滅させる[166]（契約中止、契約解除、責任免除、履行拒絶）。

二、再交渉義務の導入について

契約法適用若干問題解釈（二）の起草過程に参加した最高人民法院法官の王闖によれば、中国の契約法と契約法適用若干問題解釈（二）26 条は再交渉義務を言及していないが、解

164　梁慧星・前掲注（162）47 頁参照。
165　同上 47 頁参照。
166　楊立新『債法総則研究』（中国人民大学出版社、2007 年）101～103 頁参照。

釈において再交渉義務の存在を肯定すべきだけではなくて、実務上も再交渉義務違反により損害賠償責任が発生させるやり方を参考にする必要があると述べている。

最高人民法院の江必新、何東寧等によれば、事情変更の法理を適用する効果として、(１)再交渉義務、(２)裁判所または仲裁機構により契約を変更或いは解除することができる[167]。

韓世遠の論文により、「再交渉義務」は「契約を尊重する」（Favor contractus[168]）法理あるいは契約法における継続性原理を体現し、国際貿易の領域において実質的な合理性がある。中国の契約法の目的の一つとして、「取引を促す」［鼓励交易］は「契約を尊重する」法理と大体同じである。梁慧星先生も再交渉義務の導入に肯定の意見を持っている。王利明は、できるだけ当事者の再交渉を励むことが、契約関係の安定性を最大限に維持することに有利であり、当事者間の利益バランスを実現できると主張する。

中国法において、事情変更の法理の効果として契約の改訂又は解除が認められる。再交渉義務については反対の意見があるものの、当該義務を肯定する見解は有力である。数多くの法官や学者は再交渉義務を議論するときに、契約を厳守することより当事者利益のバランス、取引を促すといったことを重視する傾向が見られる。

第四節　中国法における主な論点及びその検討

中国における事情変更の法理に関する立法過程の論争若しくは実務上の議論において、常に争点になるのは当該原則と不可抗力、および商業リスクとの関係である。

第一款　事情変更法理と不可抗力規範の関係

契約法司法解釈（二）の 26 条によると、法院が当事者の事情変更に基づく請求を認める前提の一つは、契約成立後の客観的状況の重大な変化は「不可抗力によってもたらされたのでない」ことである。事情変更法理についての立法過程と実務において、当該法理と不可抗力の関係はもっとも議論されてきた。契約法立法の当時、事情変更法理の条文化に二つの反対理由がある。

一つは、事情変更の法理は具体的な判断基準がなく、実務に濫用される可能性があり、法の安定性に悪影響を与えるおそれがあること、もう一つは、いわゆる事情変更は不可抗力に含まれ、既に不可抗力についての規定があるので、事情変更についての規定は必要ではない

167　江必新=何東寧=謝勇=周春梅=劉登輝『最高人民法院指導性案例裁判規則理解與適用・合同法巻一』（中国法制出版社、2012 年）264～265 頁参照。

168　曽野裕夫「国際貨物銷售合同公約与 PACL 的相互作用」焦淼淼（訳）、小林正弘・韓世遠（校閲）清華法学 7 巻 3 期（2013）44 頁（原題「CISG と PACL の相互作用」）

ことである[169]。このような争論があったため、司法解釈は事情変更法理と不可抗力規範の間にはっきり境界線を描こうとしたが、両者は本当に二者択一の関係なんだろうか。この問題を検討するため、まず不可抗力の概念または中国契約法上の位置づけを明らかにしなければならない。

一、不可抗力の規範

１．　不可抗力に関する法規定

「民法通則 107 条
**　不可抗力により契約が履行不能に陥った場合、または他人に損害をもたらした場合は、法律に別途の規定がある場合を除き、民事責任を負わない。」**
「民法通則 153 条
**　この法律にいう『不可抗力』とは、当事者が予見不能、回避不能、かつ克服不能な客観的状況を指す。」**
「契約法 117 条（不可抗力による履行不能）
**　不可抗力により契約が履行できなくなったときは、不可抗力の影響に応じて、責任の一部または全部を免除するが、法律で別に規定されているときはこの限りではない。当事者が履行を遅滞した後に不可抗力事由が生じたときは、責任を免除することはできない。**
**　本法律にいう不可抗力とは、予見できず、回避且つ克服できない客観的状況をいう。」**
「契約法 94 条(契約解除の事由)
（１）不可抗力により契約の目的を達成できなくなったとき。(不可抗力による目的不到達)
（２）履行の期限が満了する前に、当事者の一方が主な債務を履行しない旨を明確に、または自己の行為によって表示したとき。
（３）当事者の一方が主な債務の履行を遅滞し、催告を受けた後にも合理的な期間内に履行しないとき。
（４）一方当事者が債務の履行を遅滞し、またはその他の違約行為により契約の目的が達成できなくなったとき。
（５）法律で規定するその他の事由があるとき。」

上記の法律条文から見れば、中国法における不可抗力の定義とは、予見できず、回避且つ克服できない客観的状況をいうことである。その具体的な内容として、不可抗力により契約が履行不能の場合に、法定の民事責任の免責事由である（契約法 117 条 1 項)。そして、不可抗力により契約目的不到達の場合に、契約解除の事由である（契約法 94 条 1 項)。また、不可抗力事件の類型や不可抗力の範囲については規定していない。その原因は、恐らく不可

[169] 梁慧星『民法学説判例與立法研究（二)』(国家行政学院出版社、1999 年）191 頁参照。

抗力の完全的な類型化及び範囲の確定は難しいからであろう。しかし、日本法では、不可抗力は履行不能、事情変更の一つの原因であるので、そもそも不可抗力を事情変更と並んで検討すること自体が不思議であると考えられる。

２． 不可抗力の概念

不可抗力概念はローマ法上のいわゆる「レケプツム責任」にさかのぼることができる。当時の「レケブツム責任」によると、船主等に運送品や預かった旅客の携行品につき絶対的な返還義務をかした。しかし、これはあまりにも過酷で、「レケプツム責任」の例外として、「不可抗力」による免責することが認められた[170]。その概念を巡っては、主観説・客観説・折衷説が対立していると言われている[171]。ローマ法上の不可抗力概念に関する学説の影響を受けていると考えられ、中国民法における不可抗力の概念についても、このような三説の対立があると主張されている[172]。

まず、主観説は、当事者の予見能力と防御能力を不可抗力の判断基準とすることを主張する。当事者は、主観上の最大限の努力を払っても、契約履行を妨害する事件及び損害の発生を阻止できない場合に、その事件を不可抗力と認める[173]。しかし、中国法において、主観説は不可抗力に対する客観的な判断基準がないので、解釈の柔軟性があるゆえに、不可抗力概念の把握が難しくなり、濫用される可能性もあることなどが指摘され[174]、立法者又は通説に採用されなかった。

客観説は、事件の発生及びその損害は予見かつ回避不能であることを主張する。客観説を主張する代表的な学者史尚寛教授は、「主観説によれば、責任が発生するすべての場合を、注意義務の違反に帰すと、事変の責任も義務違反の結果になり、債務者の過失責任と事変責任が区別できなくなる」[175]と指摘する一方、フランス学者エクスナーの見解に基づいて、不可抗力を判断するには２つの要素が必要であると述べている。一つは質的要素、すなわち、事件が外部に発生したことである（外部性）。もう一つは量的要素で、その事件の影響が重大かつ顕著である。

折衷説によると、不可抗力を判断するには、質的に不可抗力は客観性があり、当事者の主観の意志とは関係ないにもかかわらず、不可抗力事件を認定する場合に、当事者は主観上

---

170 吉田豊「不可抗力概念とその周辺」法学新報 97 号（1990 年）72 頁参照。
171 同上 72～93 頁参照。
172 劉凱湘＝張海峡「論不可抗力」法学研究（2000 年第 6 期）110 頁、張新宝『侵権責任法（第 2 版)』（中国人民大学出版社、2010 年）75 頁、韓世遠『合同法学』(高等教育出版社、2010 年)、崔建遠『合同法（第 2 版)』(北京大学出版社、2013 年）338～339 頁、胡光輝「中国法における不可抗力に関する一考察」国際商取引学会年報（2014 年 16 号）65 頁参照。
173 劉凱湘＝張海峡・前掲注（172）110 頁参照。
174 同上 110 頁参照。
175 史尚寛『債権総論』(中国政法大学出版社、2000 年）368 頁参照。

「合理的注意」を払ったか否かを考慮すべきである。この２つの基準のいずれに満たさなければ、免責事由とされる不可抗力には成らない[176]。折衷説は中国法上の多数説であり、民法通則及び契約法の規定も折衷説を採用したと思われる。

３． 不可抗力規範の構成要件と判断基準

中国法における不可抗力概念は、折衷説を取っているので、不可抗力規範の要件を主観的要件と客観的要件に分けている見解が有力である。

（１）主観的要件

主観的要件は、不可抗力とされる客観的現象の「予見不能」を強調する。これは、当事者主観上において、過失があるか否かを判断するキーポイントである。もし当事者は、契約の履行を困難にさせた客観的現象、あるいは損害を生じた行為を予見できたのであれば、当事者に帰責性があるので、その客観的現象は不可抗力とならない。従って、不可抗力規範の主観的要件は「予見不能」のことである。

そして、「予見不能」の主体及びその判断基準はなんだろう。つまり、ある客観的な現象は、一般的には予見できない、それとも、ある具体的な行為の中における具体的な当事者にとって予見できないことを指すのかが問題になる。この問題についての有力説は、「主体は一般大衆、すなわち善意かつ理性の一般人である」[177]と主張される。しかし、どのよう人は善意かつ理性の人であるかを再解釈する必要があるだけではなくて、社会、科学技術の発展とともに、一般人の認識は変わるので、結局事件ごとに裁判官の判断に委ねることになる。

（２）客観的要件

客観的要件は、不可抗力とされる客観現象の「回避不能」と「克服不能」の特徴を強調する。具体的にいえば、「回避不能」は不可抗力が人の行為以外に独立に存在し、当事者の意志によりコントロールできない、回避できないことを指す。「克服不能」は当該事件に対して、当事者が最大限の努力を払っても、このような客観的現象が発生するか否か、発生の程度を処理できない、ある意味で運任せしかないということである。さらに、劉凱湘教授は「客観的要件は、当事者の主観的構成要素としての過失、つまり当事者の能力が契約の履行に影響するあるいは不法行為をもたらす自然・社会現象などの客観的事実を回避・克服できないことも含む」と述べて、客観的要件と過失の関係を論じた。そのうえに、「回避かつ克服不能」の対象はすべて「客観的状況」の発生を強調しているが、契約の履行は法律行為であるので、事件の発生と契約の履行とは無関係だとすれば、不可抗力による免責の問題には

176 劉凱湘＝張海峡・前掲注（172）110 頁参照。
177 劉凱湘＝張海峡・前掲注（172）111 頁参照。江必新＝何東寧『最高人民法院指導性案例裁判規則理解與適用（合同巻一)』（中国法制出版社、2012 年）279 頁参照。

ならないと指摘される[178]。

二、不可抗力規範と事情変更法理の立法上の位置づけ

中国の契約法において、不可抗力の問題は主に 117 条、118 条及び 94 条第 1 項によって規定される。事情変更の問題についての契約法の条文がないが、契約法司法解釈（二）の 26 条により規定されている。このような形式は、二元モデルと呼ばれている[179]。中国契約法のほかに、「ユニドロワ国際商事契約原則」（PICC）も二元モデルの立法例である。PICC の第 7.1.7 条は不可抗力について、「債務者は、その不履行が自己の支配を超えた障害に起因するものであることを証明し、かつ、その障害を契約締結時に考慮しておくことまたはその障害もしくはその結果を回避し,もしくは克服することが合理的にみて期待し得るものでなかったことを証明したときは、不履行の責任を免れる」と規定している。第 6.2.2 条 は履行困難（hardship）を規定し、当事者は契約が履行困難（hardship）になった場合に、契約の変更、または裁判所に契約の変更あるいは解除することを請求できると定めている。この履行困難の規定は、実際に事情変更の法理と一致していると考えられる。

二元モデルに対して、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（CISG）79 条 1 項「当事者は、自分の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害またはその結果を回避し、又は克服ことも自己に合理的期待ができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない」というように、一つの条文は不可抗力と事情変更を規定するモデルは、一元モデルと呼ばれている。しかし、CISG の 79 条はこの二つの問題を一括的に規定しているかどうかについては見解が分かれている。つまり、条文における免責になる「障害」（impediment）は「履行困難」（hardship）のことを含むかどうかが議論されているものの、今は、この問題にたいして、「障害」（impediment）は「履行困難」（hardship）を含むことを主張する説は有力ある[180]。

178　江必新＝何東寧・前掲注（177）291 頁参照。
179　韓世遠「事情変更若干問題研究」中外法学（2014 年 03 期）659 頁参照。
180　同上 659 頁参照。または、加藤亮太郎「ウイン売買契約における事情変更の原則―CISG の 79 条について―」神戸学院法学、第 38 巻 1 号（2008 年）曽野和明＝山手正史『国際売買法　現代法律学全集 60』（青林書院、1993 年）266～267 頁参照。

表２−２　不可抗力規範と事情変更法理の法システム

二元規範モデル	中国契約法	不可抗力規範	契約法 117 条（履行不能）、118 条（不可抗力の告知義務）および 94 条 1 項（不可抗力による目的不到達）
		事情変更法理	契約法適用若干問題解釈（二）26 条（事情変更）
	PICC	不可抗力規範	7.1.7
		事情変更法理	6.2.2
一元規範モデル	CISG	79 条 1 項	

三、両者の関係についての最高人民法院の立場

最高人民法院（2011）民再字第 2 号（2013 年 1 月 15 日）判決（成都鵬偉実業有限会社が江西省永修市人民政府、永修市鄱陽湖採砂管理工作領導小組弁公室を訴えた採鉱権紛争事件）は、「鵬偉会社は、本事件の『砂採取権譲渡契約』を履行する間に、鄱陽湖が 36 年間もなかった低水位になった。その故に、砂採取船は特定水域で砂を取れなくなって、作業の終止が余儀なくされた。そして、『砂採取権譲渡契約』が約束した契約目的に到達できなくて、大きな損害を被った。このような客観的状況は双方当事者が契約を締結時に予見できなかった。鵬偉会社の損失も商業リスクにもたらしたものではない。このような場合には、契約の約束に従って履行すれば、鵬偉会社は全部の損失を負わなければならないことになり、鵬偉会社にとって不公平で契約法の基本原則に反する。本法院は本件が契約法適用解釈（二）の 26 条の適用を支持する」とし、明らかに事情変更の法理に適用した。

つまり、最高人民法院が出した司法解釈は事情変更と不可抗力を峻別しようとするものの、自ら明らかに不可抗力規範に適用すべき事件に、事情変更法理に基づいてこの判決を下した。この判決によると、不可抗力の場合にも、事情変更の法理により紛争を解決できることを言えるだろう。すなわち、事情変更と不可抗力は異なる機能を有するものの、両者が矛盾するわけではなくて、お互いに補足する関係であるとも言えよう。

一方、立法に参加した最高人民法院の曹守曄の解読によると、事情変更と不可抗力は以下の区別がある[181]。①権利の性質が異なる。不可抗力制度において、当事者が契約を解除する権利は形成権であり、事情変更の制度における解除権は請求権である。②権利の発動が異なる。法院は職権により不可抗力制度を適用できるが、事情変更の法理の適用には当事者の主

[181] 曹守曄・前掲注（151）49 頁参照。

張が必要とされる。③適用範囲が異なる。金銭債務は、基本的に不可抗力制度を適用されないが、事情変更法理を適用できる。④法律効果が異なる。不可抗力は訴訟時効の中止をもたらす可能性があるものの、事情変更はできない。⑤法律責任が異なる。このように、事情変更と不可抗力と二つの峻別すべき制度であると見られる。

韓世遠の論文によると、事情変更法理と不可抗力規範は、要件や範囲などに関して共通点が多い二つの規範であって、主な区別は以下のような効果面である[182]。

第一に、契約法における不可抗力について規定は、主に二つの機能を持っている。一つは、免責事由（契約法 117 条 1 項）であり、もう一つは、解除事由である。契約法司法解釈（二）の 26 条の事情変更の効果についての規定は、契約の変更又は解除することである。事情変更も免責事由であると主張する見解もあるが、実定法における規範はまだ欠けているので、如何に解釈論で合理的な論理を構築するのかは問題になる。

第二に、不可抗力の場合に、当事者は、解除権の行使に基づき、一方当事者は告知により契約を解除できる（契約法 96 条 1 項)。事情変更の場合の解除は、当事者が法院に対して請求を提起し、法院は審理によって解除するか否かを判断する（裁判による解除)。

第三に、不可抗力の場合に、契約を変更できるかどうかも問題である。ただ、立法上は明確ではないので、解釈論の展開も注目すべきである。一方、事情変更の場合に、裁判所は、公平原則に基づいて契約を変更できる。

以上の検討から見れば、中国法における事情変更法理と不可抗力規範の効果の比較は以下の表に表すことができる。

表２－３　不可抗力規範と事情変更法理の効果

	効果	解除の行使	契約の変更
不可抗力規範	①免責事由 ②解除事由	当事者が解除権の行使に基づき、一方当事者の告知	立法は不明 解釈論で議論する余地がある
事情変更法理	契約の変更と解除	裁判による解除	裁判による変更

[182] 韓世遠・前掲注（179）659 頁以下参照。

四、契約法適用解釈の「不可抗力によってもたらされたのではない」に対する疑問

日本の学者の小口彦太教授は中国の司法解釈が規定する「不可抗力」を事情変更から排除することに対して疑問を抱いている。つまり、「契約法適用司法解釈（二）の 26 条によれば、事情変更を認める要件が列挙されているが、その中の『不可抗力によってもたらされたのではない』と、不可抗力を排除したのは、契約法 94 条の解除法定事由の第 1 号（不可抗力により契約の目的を達成できなくなったとき）があるためと考えられる。しかし、司法解釈では『不可抗力によってもたらされたのではない…重大な変化が生じ、契約を引き続き履行することが、一方当事者にとって明らかに不公平または契約目的を実現できない場合』とあり、この下線部は 94 条では想定していない。従って、不可抗力によって重大な変化が生じ、契約どおりに履行することが不公平となる場合にはなお事情変更原則によるべきではないか、つまり、事情変更の要件の中に不可抗力の場合を残しておくべきではないか」[183]ということである。

この点について、瀬川信久教授は、契約法司法解釈が不可抗力による場合に事情変更法理を否定した中心的な意味は、不可抗力の場合の解除には高級人民法院の審査承認を不要とするためでないかと述べた[184]。具体的にいうと、契約法司法解釈（二）が公布された直後、最高人民法院が出した「契約法適用若干問題解釈（二）を正しく適用し、党と国家の工作の大局に服務することに関する通知」（表 2-1 の 11 番を参照）では、「もし案件の特殊な状況に基づき、個別案件の中で確かに適用する必要がある場合は、高級人民法院の審査承認を経なければならない、必要な時は、最高人民法院に上申しその審査承認をへなければならない」という規定があった。つまり、事情変更法理の適用に、高級人民法院以上審査承認が必要となり、契約法適用司法解釈に不可抗力の規定が残れば、不可抗力による契約解除も審査承認を受けなければならないかもしれない。このような結果は、契約法 94 条 1 項が規定する不可抗力による解除権と矛盾している。

第二款　事情変更法理と商業リスクの関係

中国法において、商業リスクと事情変更は最も緊密的な関係がある二つの概念である。両者の内包はよく似ているので、区別することは難しい[185]。しかし、中国法上の事情変更の法理の位置づけを明らかにするには、商業リスクとの関係を解明しなければならない。学者た

183　小口彦太編『中国契約の研究』（成文堂、2017）267 頁参照。
184　同上 275 頁参照。
185　王成「事情変更、商業リスクと利益衡量―張革軍は宋旭紅を訴える不動産売買契約紛争事件を背景として―」政治と法律 2012 年第 1 期 113 頁参照。

ちはその関係をよく議論してきたが、今でもかならずしも明白であるとは言えない。契約法司法解釈（二）の 26 条の文言によると、事情変更の法理における「事情」は客観的な状況であり、その重大な変化は商業リスクではない。立法者はこの条文で事情変更と商業リスクの間に明白な境界線を引きたいが、その境界線は一体どこなのかを明示してない。

一、商業リスクの定義

商業リスクは法律の特有的概念ではない。その定義について、最高法院の曹守曄裁判官[186]によると、「商業リスクは、商業活動において、各種の不確定な要素により引き起こされる商業主体に損失またはその可能性をもたらす客観的な経済現象である」。この定義から見れば、商業リクスは客観的な経済現象であることが強調される一方（客観的）、商業主体に対する影響も強調されている（主観的）ように全面的に商業リスクの特徴を把握しようと考えられる。そして、問題になるのは、契約法司法解釈（二）の 26 条における「商業リスク」は客観的リスクであるか、若しくは主観的リスクであるのかである。

また、曹裁判官は「物価、貨幣価値・相場の変動、企業の成功もしくは失敗、市場景気の変化などは、商業リスクまたは事情変更の原因になりうるので、契約履行中、商業リスクと事情変更を引き起こす原因は同じである可能性がある。しかしながら、両者の法律効果は明らかに異なる」[187]と述べて、物価、貨幣価値・相場の変動など（客観的意義上の商業リスク）を法律上の商業リスクの原因と見なしている。この論述からみれば、客観的意義上の商業リスクは必ず法律上の商業リスクを引き起こせなくて、一定の評価を加えてから判断すべきであると自明である。

従って、法律上の「商業リスク」は主観的商業リスク、すなわち、一定の評価を経て、ある特定の当事者に負担させる不利益である。また契約法司法解釈(二)の 26 条における「商業リスクに属さない」場合（事情変更になりうる場合）は、関する不利益はある特定の契約当事者に帰すべきではない、負担させるべきではない場合を指すとされてる[188]。

二、事情変更と商業リスクの区別

事情変更と商業リスクの区別について、まずは最高法院の立場を代表する曹裁判官の論説を紹介しておく[189]。

186　曹守曄・前掲注（151）48～49 頁参照。曹守曄の論文が村上幸隆にも紹介される。村上幸隆「中国法と事情変更の法理」JCA ジャーナル 2010 年第 57 巻 3 号 53 頁～55 頁参照。また沈徳詠＝奚暁明編『最高人民法院契約法司法解釈（二）についての理解と適用』（人民法院出版社、2009 年）199 頁、韓世遠・前掲注（179）662 頁参照。

187　曹守曄・前掲注（151）49 頁参照。

188　韓世遠・前掲注（179）663 頁参照。

189　曹守曄・前掲注（151）48～49 頁参照。

１．　性質が異なる

事情変更は、契約が成立の基礎とする環境が著しい変動によりもたらされる意外なリスクである。一方、商業リスクは、商業活動の固有のリスクであり、変化は異常の程度に達していない。たとえば、市場供給の一般的変化、価格の正常な変動などのことである。

２．　予見の程度が違い

事情変更の法理は「契約締結時に予見できなかった」ことを要件としている。契約司法解釈（二）も契約締結時に事情の不予見性を強調する。事情変更の発生は、当事者が契約を締結時に予見できなかった、かつ実際の能力および当時の具体的条件に基づいて予見することは不可能である。すなわち事情の変更は正常な範囲を超えて、契約当事者が当時の状況において、その発生の可能性を予測できない。契約締結時、もし当事者は予見しなかったものの、客観的に見れば予見は可能である場合に、当事者は事情変更の法理を主張できず、自身がその不利な結果を受けなければならない。たとえば、当事者は株式取引に参加する場合に、事情変更の法理を主張できない。それに対して、商業リスクは、当事者が予見できる或いは客観的状況の変更が発生しうることを予見すべき、且つできる限り避けるべきある種の可能性である。

３．　帰責性があるか否か

事情変更は予見しえないため、当事者の主観上の過失はなく、両当事者の責に帰することができない。商業リスクは予見可能性があり、当事者はそれを予見しなかった場合には過失があるといえる。当事者は商業リスクを予見できる又はその可能性を予見できるにもかかわらず、甘んじてそのリスクを受ける或いは僥倖心理がある。

４．　事情変更の結果が異なる

事情変更は、契約の履行に対して客観的に契約の基礎および最初の目的を根本的に揺さぶり、従来の契約を引き続き履行すれば、一方当事者に対しては明らかに公平を失することになりながら、他方当事者に明らかに有利となり、又は契約の目的が実現できず、公平を失う恐れがあり、誠実信用の法理と公平の法理に反する場合である。一方、商業リスクの場合、契約の基礎は根本的な変化はない、契約を引き続き履行しても一方当事者に対して明らかに不公平、或いは契約目的が実現できないことにはならない。ただ一定条件での履行困難および契約履行費用の増加・利益の減少、或いは重大ではない一般的損失をもたらすだけである。

上述のよう論述をみても、事情変更と商業リスクの間の境界線はよく見えない。そもそ

も、その境界線があるか否かも疑問視されている[190]。たとえば、（1）「商業活動の固有のリスク」はどのようなリスクであるか、また「異常の程度」の比較対象はなにか、さらに「予見の程度」をどのように判断するか、再解釈しなければならない。

この点について、価格の変動を例として挙げられた。すなわち、価格の変動は事情変更あるいは商業リスクを引き起こす原因の一つであるものの、単純に市場価格の変動によって商業リスクであろうか事情変更であろうかを判断してはならない。そして、平均的な利潤を超えているか否かを事情変更と商業リスクの区別の判断基準とする見解に対して、曹は「このような基準は裁判官を楽にさせるが、事情変更法理が濫用され、取引の秩序または安全を害する恐れがある」と論じている。最後に、結論として、事情変更あるいは商業リスクの判断は、ケースバイケースで総合的に且つ慎重的に結論を出さなければならないと主張される[191]。

三、韓世遠のリスク四分論[192]

1．「予見できるリスク」と「予見できないリスク」

韓教授によると、商業リスク（客観的）は、当事者が予見することができるか否か、及び予見すべきであるか否かを基準として、①「予見できるリスク」と②「予見できないリスク」に分類される。

予見できるリスクでは、当事者が未来の事情の変化を予見したにもかかわらず、契約を締結した場合に、契約の拘束を受けなければならない。若し当事者が事情の変更を予見すべきなのに、自らの注意不足で契約を締結すれば、そのリスクを自ら負担しなければならない[193]。

190　王徳山は、「商業リスクは法律の概念ではなくて、事情変更と同じレベルの概念ではないので、両者を比較することは困難である。学界は両者を比較している論文は数多いが、その比較の結果には納得できない」、はた「両者を無理やりに比べても明らかに科学的な、普遍的な結果を得られない。だからこそ、市場価格の変動、貨幣価値の下落などは一体事情変更であろうか、商業リスクであろうかについては、いわゆる比較によって正しい結論に導くことができない」、さらに、「両者の区別は存在しない、客観上でも科学的に、正確的に区分できない。換言すれば、事情の変化及び事情変更の制度に適用する結果は、商業リスクの一つの状況であるので、両者を対立されるべきではない」などを論じて、事情変更と商業リスクの比較の意義を否定している。王徳山「論情勢変更制度的適用要件」法学雑誌 2008 年第 1 期 60 頁参照。それに対して、崔文星は「両者は程度の差がある。簡単にいうと、商業リスクは一般的基礎変化である一方、事情変更は重大な基礎変化である。両者の区別が存在しない見解は実際に論点のすりかえるであることで、一般の契約基礎の変化と重大の契約基礎の変化を混同して考えている」ということで厳しく反論した。崔文星「論事情変更原則的適用」河北法学第 31 巻第 1 期（2013）67 頁参照。

191　曹守曄・前掲注（151）49 頁参照。

192　韓世遠・前掲注（179）663 頁以下参照。

193　最高人民法院「当面の情勢下での、民商事契約紛争案件を審理する上での、若干の問題に関する指導意見」「関於当前形勢下審理民商事合同糾紛案件若干問題的指導意見」においては、「石油、コーコス、非鉄金属等の市場性格が活発的な長期に渡って価格の変動が比較的激しい大口の目的物、及び株式、先物取引などのベンチャーキャピタル型の金融商品を目的物とする契約に対しては、さらに事情変更の原則を慎重に適用しなければならない」［対於涉及石油、焦炭、有色金属等市場属性活発、長期以来価格波動較大的大宗商品標的物以及股票、期貨等風険投資型金融産品標的物的合同，更要謹慎適用情勢変更原則］と要求した。その理由は、契約当事者は契約締結時に、上述した類型のリスクを予見すべきであるからと考え

目的物の価格が変動しやすいことが周知のことである場合に、取引に参加する当事者は市場の通常のリスクを予見すべきであり、その可能なる商業リスクは当事者により甘んじて引き受けたである[194]。

２.「引き受けるべきであるリスク」と「引き受けるべきではないリスク」

①の商業リスクは、「予見可能性」の規範を通じて事情変更と区別できるものの、②は事情変更と区別すべきかまたは如何に区別するのかは問題になる。この問題に答えるため、韓はさらに特定の当事者への影響の程度につき、商業リスクを③「引き受けるべきであるリスク」と④「引き受けるべきではないリスク」に分ける。前者はリスクが特定の当事者の引き受ける範囲内、後者はリスクを一方当事者に負担させることがその当事者にとって過酷であり、或いは経済上において壊滅的なダメージを与え、または社会通念上から見ると公平を失する場合を指すとされている。

３． 各リスクの交差および事情変更の法理との関係

韓の論説を整理すると、各リスクの交差は以下の図表に表すことができる。

表２−４[195]

	予見できるリスク	予見できないリスク
引き受けるべきリスク	A	B
引き受けるべきではないリスク	C	D

図（２−１）

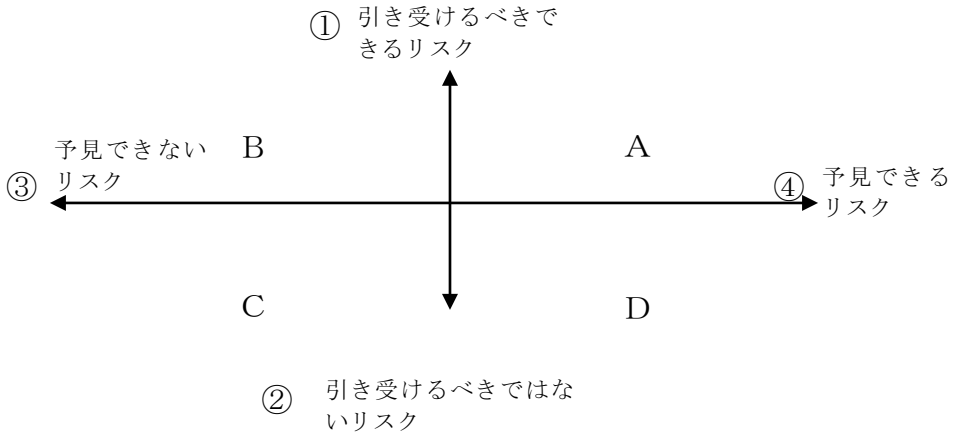

られる。

[194] 韓世遠・前掲注（179）663 頁参照。

[195] 韓世遠・前掲注（179）664 頁参照。

事情変更と商業リスクの境界線を引くことは、契約の拘束力の限界を確定することである。事情変更と商業リスクは並列的な概念として取り扱われることの言外の意は、商業リスクの場合は当事者に負担させるべき（契約の拘束力を守る）で、事情変更の場合は、リスク若しくは負担を合同的に分担させる（契約の拘束力を突破する）ということである。

上記の図（２−１）において、Ａの象限に入るのは、「予見できる」かつ「引き受けるべきであるリスク」リスクなので、契約を厳守すべきであることには間違いがない。そして、Ｄの象限に入るのは、「予見できない」かつ「引き受けるべきではない」リスクであり、事情変更法理により、契約を変更または解除すべきであることにも疑問がない。問題になるのは、ＢとＣの場合である。

まず、「予見できない」リスクであるものの、そのリスクは「引き受けるべきである」ものであるＢの場合に、結果は重大ではないので、事情変更とは言えない[196]。

韓の論説の中でもっとも意味深いなのは、Ｃタイプのリスクについての見解である。問題提起として、あるリスクは予見可能性の視点からみれば、契約締結時に予見できるものであるものの、そのリスクは通常に当事者が引き受けることができる範囲を超える場合に、どう対応すべきかという問題が取り上げられた。たとえば、非鉄金属を目的物とされる取引では、当事者がこの種類の取引に比較的に大きいな価格の変動の商業リスクが潜んでいることを予見できると推定されている[197]。問題は、市場価格の変動の幅は契約代金の数倍程度になる場合にも、「契約厳守」に従って事情変更法理の適用を排除するのかという点である。これついて、韓先生は否定的な意見を持っている。その理由は、ここの「予見可能性」についての判断は、リスクの類型（たとえば価格の変動）を予見できるか否かが要求されるだけではなくて、変動の程度も考慮（正常あるいは正常を超える）しなければならないとされている。

つまり、解釈論として、事情変更の法理における「予見可能性」を「縮小解釈」する必要があって、「予見できるリスク」を「予見できるかつ引き受けるべきであるリスク」（Ａタイプ）に縮小すべきである。換言すれば、予見できるリスクは当事者の引き受けるべきである限度を超える場合に、予見できないリスクの範囲に属すべきであると考えられている。

一方、韓は石川博康の「契約外在的リスクと事情変更の原則」の論文で提唱される「契約

196 「たとえば、家屋の売買契約が結ばれた後、政府が新たな金融政策を実施し、銀行が二ヶ所以上の家屋を持つ者にローンを貸し出しできないことにより、購入者がほかのルートから代金を入手しなければならない（履行不能とはいえないが、ある程度手間をかかる)」との場合を例として挙げらた。韓世遠・前掲注（179）664 頁参照。また同じような旨の分析は、王成「事情変更、商業風険與利益衡量―以張革軍訴宋旭紅房屋売買契約紛糾為背景」政治與法律 2012 年第 1 期 108～116 頁も参照。王の論文において、北京市海淀区人民法院（2010）海民初字第 16419 号民事判決を紹介した。本論文の中国の実務の状況を検討するところもこの裁判例を詳しく紹介する。

197 本章表 2−1 の 12 番最高人民法院の「指導意見」を参照。

外在的なリスクに関する制度としての事情変更の原則」の観点に対して、事情変更の制度は契約の外在のリスクの制度というよりも、「引き受けるべきではないリスク」の制度と表現したほうがいいと主張している[198]。

第五節　事情変更法理に関する裁判例の類型化研究

中国では、事情変更の裁判例に関する研究が少なくは無い。韓世遠の「事情変更若干問題研究」と韓強[199]の「情勢変更法理的類型化研究」において、いくつかの事例を挙げられている。そのほかには、個別の事件に関する分析しか見当たらない[200]。日本でも「中国の事情変更の法理」についての研究成果が公表されている。代表として、胡光輝教授は、中国の最高人民法院の裁判例集などに掲載されている「モデルケース」を類型的に紹介した[201]。小口彦太教授によれば、契約法適用若干問題解釈（二）が実施された 2009 年を分界点として、事情変更の法理が適用されたか否かの状況紹介しつつ、いくつかの問題点を指摘した[202]。

裁判例に関する研究について、事例を紹介することにとどまるものが多く見られる。その一つの原因として、中国において裁判例の拘束力がないことが考えられる。しかし、現在「指導性案例」[203]などの公布により裁判例に関する研究が重要視されるようになっているとも言えよう。本研究も前述したような先行研究の成果を踏襲しながら、リスク分配を中心に新たな裁判例も含めて分析することにする。その上で、事情変更の法理は、中国法全体とりわけ中国契約法において、どのように位置づけられるか、すなわち、中国契約法のなかで事情変更法理に求められる価値は何であるかなども探求していきたい。

本研究は、事情変更のリスク分配を主な問題意識とするので、事情変更の結果（リスクの態様）を中心に類型化研究を進める。中国契約法司法解釈（二）の 26 条によれば、事情変更の結果は２つの類型、①契約を継続履行することが一方当事者にとって著しく不公平で

198　韓世遠・前掲注（179）658～665 頁参照。
199　韓強「情勢変更法理的類型化研究」法学研究 2010 年第 4 期 57 頁以下。
200　王成「事情変更、商業風険與利益衡量―以張革軍訴宋旭紅房屋売買契約紛糾為背景」政治與法律 2012 年第 1 期 108～116 頁。華徳波「従一則案例看事情変更法理的隠性適用」河南社会科学 2008 年 3 月第 16 巻第 2 期 90～93 頁。孫美蘭『事情変更與契約理論』（法律出版社、2004 年）244～247 頁。
201　胡光輝「中国契約法における事情変更の法理(<特集>変化のなかの中国法)」社會科學研究第 62 巻 第 5･6 合併号（2011・3）119-140 頁。
202　小口彦太・前掲注（15）75 頁以下。
203　「指導性案例」というのは、最高法院が公布する裁判例である。最高法院公報に掲載された案例は一般の案例と異なること、それが「典型性や真実性、公正性、権威性などの特徴」を有しており、最高法院が地方各級法院の裁判業務を指導するための重要な道具となっていることである。徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（3）― 司法解釈と指導性案例を中心に ―」北大法学論集 2013 年 63（6）92 頁参照。

あること、②契約目的が実現不能であることに分けられる[204]。また、①においては、さらに分けると、等価関係の破壊と履行困難による場合が多い。従って、本章は、（ⅰ）契約等価関係の破壊、（ⅱ）履行困難、（ⅲ）目的の実現不能の三つの類型から中国の事情変更に関する裁判例を検討する。

第一款　等価関係の破壊

等価関係の破壊が事情変更ケースにおいては最も多い類型である。等価関係の破壊により、契約の基礎が著しく変更された場合には、事情変更の法理が適用されるべきである。しかし、中国法においては、等価関係の破壊と商業リスクの関係が簡単に区別できず、裁判の判断も統一的な基準がなく、個別の事案で裁判官の判断に委ねる[205]。

一、事情変更法理の適用例

１．原材料価格変化により事情変更法理を適用した事例

事例【１】技術移転・売買契約における代金調整請求事件[206]

Ｘ（原告、被控訴人）　武漢市ガス会社

Ｙ（被告、控訴人）重慶の計器工場

＜事案の概要＞

ＸとＹは、1987 年 9 月に「Ｊ2.5 ガスメーター組立ライン技術移転協力契約」及び補充契約と、「Ｊ2.5 ガスメーター部品供給・販売契約」及び補充契約を締結した。「技術移転協力契約」及び補充契約におり、「ＹはＸにＪ2.5 ガスメーター組立ライン技術を移転し、組立ラインの部品を提供し、Ｘのために、年産 5 万個Ｊ2.5 ガスメーターの組立ラインを作成し、そして、必要な技術指導も提供する義務がある。これに対しては、ＸはＹに合計 80 万元（中国の事例を検討する際に、「元」は「人民元」を指す）の対価を払わなければならない」と約束した。「売買契約」及び補充契約におり、「ＹはＸに国製のＪ2.5 ガスメーター7 万セットを供給し、そのうちの 3 万セットを 1988 年 4 月 25 日から毎月均等に割って年内に供給するよう、残りの 4 万セットは、同様な方法で 1989 年内に供給するように約定した。1 セットの単価は、包装費を含めて 57.30 元、合計 401.1 万元である」のように約束した。契約を履行する間に、物価が高騰で、ガスメーター部品の主な原材料となるアルミニウムは、契

204　韓世遠・前掲注（179）675 頁参照。契約法適用解釈（二）26 条に基づいての考え方である。

205　韓強・前掲注（199）63 頁参照。

206　「武漢市煤気公司與重慶検測儀表廠煤氣表裝配線技術転譲合同、煤氣表散件購銷合同違約糾紛案」（第一審：武漢市中級人民法院 1990 年 8 月 16 日判決、上訴審：湖北省高級人民法院 1992 年 4 月 3 日判決）最高人民法院弁公庁編：『最高人民法院公報案例大全第 1 版』（人民法院出版社、2009 年）529 頁。http://gongbao.court.gov.cn/details/d1eb75db7b0335b0785fa489580cbc.html による。

約締結時に国が定めた価格が 1 トン当たり 4400～4600 元から、1 トン 16000 元になり、アルミニウム外カバーの販売価格は、23.085 元から 41 元に引きあげられた。そのため、Ｙは繰り返しＸと交渉し、契約中の価格条項を変更するよう求めたが、合意に至らなかったため、1988 年 9 月からＸへの部品供給を停止した。その後も、交渉したが、合意に達しなかった。Ｘは 1989 年 5 月 19 日に武漢市中級人民法院に対してＹの契約違反を理由に損害賠償を求める訴訟を提起した。

＜Ｘの主張＞

①ＹにＪ2.5 ガスメーター組立ラインを返す、ＹはＸの損失を賠償せよ。②Ｘに違約金 103.14 万元を支給せよ。

＜Ｙの主張＞

両当事者が締結した組立ライン移転協力契約は大体履行されて、Ｘの請求は成立できない。Ｙは売買契約を完全に履行できない原因は、予想及び防止できない客観的な事情変更が生じたため、Ｙは契約を継続的に履行する能力を失する。Ｙはこの事情変更には主観的な過失がなく、違約責任を負うべきではない。

一審は、原告Ｘの主張を承認した。Ｙは、湖北高級人民法院に控訴した。

＜二審＞

（二審法院は本件の判断について、最高人民法院に指示と意見を求めた）

＜最高人民法院の立場＞[207]

「本件は、二つの独立契約によって構成されている。……本件契約についていえば、契約の履行過程において、当事者が予見及び防止しえない事情変更が発生したため、すなわち、ガスメーターを生産する原材料のアルミウルの価格は、契約締結時に国が定めた価格が 1 トン当たり 4400～4600 元から、1 トン 16000 元に引きあげられ、アルミニウム外カバーの販売価格は、23.085 元から 41 元に引きあげられたので、Ｙ（重慶計器工場）に対して当初の契約に約定された価格によりガスメーターの部品の供給を求めるのであれば、明らかに公平を失することになる。経済契約法第 27 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、本件の実際の状況に従い、事情を斟酌して公平かつ合理に解決すべきである」

＜二審決定＞第一審判決を取り消す、第一審に差し戻すと決定した。

＜差戻し審＞

一審武漢市中級人民法院の調停により、「一、契約の履行を終止する。二、ＸはＹに 48080.30 元に値する部品を返す。三、ＹはＸに一度限りの補償金 21 万元を払う」の調停契

[207] 「最高人民法院　関于武漢市煤気公司訴重慶検測儀表廠煤気表装配線技術転譲合同、購銷煤気表散件合同糾紛一案適用法律問題的函」（法函（1992）27 号）（1992 年 3 月 6 日）

約を締結して和解になった。訴訟費用については、Xが一審の受理費 12774 元を負担し、Yが二審の 38460 元を負担する。

【コメント】

本件は中国（中華人民共和国成立以降）の実務で初めて正式に事情変更法理を適用した判決の事例で、理論、立法や実務にとっては重要な役割を果たした。リーディングケースともいえよう[208]。最高法院の回答によると、事情変更法理の適用を考慮する際には、予見可能性は重要な要素でありながら、事情の変更により生じる結果は公平原則に反するか否かも判断の要件であることが明らかである。さらに、個別の事案の実際の状況ごとに紛争を解決すべきであることが示されている。

本判決は中国契約法ができた前のものであり、適用された条文は、当時では、契約法の機能を一部果たしている経済契約法の 27 条 1 項 4 号の（四）であった。しかし、その条文の内容は「以下に掲げる事由が生じたときは、経済契約の変更または解除を認める。……（四）不可抗力、または一方当事者に過失はなく、防止することのできない外部的原因によって、経済契約を履行できなくなったとき」（表２−１の１番）ということであって、明らかに履行不能についての規定である。従って、当時の中国契約法規範では、事情変更法理と履行不能をはっきり区別せずに、むしろ事情変更が履行不能に含まれたことが考えられる。

また、本件の当事者は最終的に、和解によって紛争を解決した、すなわち、両当事者は法院の調停によって、契約について再交渉したと理解してもよいであろう。本件の差戻し審において、両当事者が和解の合意に至ったから、法院の直接的に私的自治に介入したわけではなかったものの、リスクの分配に法院の介入はないとはいえないだろう。

最後に、本件において、本件原材料の価格は 2 倍や 4 倍に高騰で事情変更法理を適用すべきだと示したが、原材料の価格は、販売価格に極低い比率を占めている場合は、原材料の価格は何倍高騰すれば事情変更の法理を適用すべきかについて、「回答」のように実際の状況に従い判断しなければならないので、法院の自由裁量に委ねっている。

事例【２】建設資材の価格の高騰による価格増加請求事件[209]

Ｘ（原告、被控訴人）長春市対外経済貿易会社

Ｙ（被告、控訴人）長春市朝陽不動産開発会社

＜事案の概要＞

1992 年 6 月 15 日、ＸとＹは、「Ｙは、建設面積 2100 平方メートル６階の建物をＸに販売

208　耀振華「情事変更的適用」法学研究（1992・4 期）93 頁参照。

209　最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社、1993 年第２輯）127 頁以下参照。（判決日不明）

する。単価は1平方メートル1900人民元（以下は『元』で表示する)、合計399万元。Xは契約締結後7日の間に、Yに総額の40%（160万元）を支払い、1992年9月下旬に30%（120万元）を支払い、残りの119万元は品質検査が合格後に支払う」という内容の建物売買契約を締結した。その後、Xは1992年9月30日まで、Yに合計280万元を支払い、残りの119万元は支払わなかった。1992年11月、建物の建設が完成し、12月6日に長春市品質検査を合格した。しかし、施工期間において、建設資材の価格は大幅に上昇し、長春市城郷建設委員会と中国建設銀行長春支店は、1992年8月、11月に共同で1992年の建設資材の価格調整に関する2つの通知を出し、通知は、1992年1月1日からの建築の決算は、元来の契約が約束した費用より50%～70%を上げて計算すると規定している。

＜Xの主張＞

XはYに対して、契約の履行を請求した。

＜Yの主張＞（事情変更法理に基づく）

Yは、長春市不動産開発管理部門の審査を経て、本件契約の1平方メートル1900元から2480元（1平方メートル140.11元の利潤も含む）に調整し、Xに対し1992年12月15日に残りの119万を支払うほか、99万元の追加代金を請求した。

Xは価格の調整に反対し、長春市中級人民法院に訴訟を提起した。一審判決はXの請求を認容した。Y、X間の建物売買契約は、平等・等価の原則に基づいて、交渉を経て自発的に締結した契約である。YはXに建物を引渡さなかったまま、価格を上げることは違約行為であり、違約責任を負うべきである。本案におけるX、Y間の紛争は不動産売買契約の紛争であり、建物建設工事に関する契約ではない。従って、二つの通知は、Xに対して、拘束力がない。Yは吉林省高級人民法院に控訴を提起した。。

＜判旨＞

建設資材の価格が大幅に上昇するため、建物のコストが高くなることは、双方当事者にとっては、防止できない外部的原因に違いない。経済契約法[210]27条1項4号により、防止できない外部的原因で経済契約が履行できなくなる場合には、契約を変更又は解除できる。契約の基礎としての客観状況が予見できない根本的変化が生じ、当初の契約を履行すると著しく公平を失う場合に、Yは、契約当初の価格を変更することを請求できる。Xは二つの通知に従って払うべきである。しかし、予想の利潤までも請求することは、Xに対して不公平であって、利潤の部分請求を認めない。

【コメント】

[210] 経済契約法は、1999年の契約法の実施により廃止された。経済契約法27条1項4号「(以下に掲げる事由が生じたときは、経済契約の変更または解除を認める。）四、不可抗力、または一方当事者に過失はなく、しかし防止することのできない外部的原因によって、経済契約を履行できなくなったとき。」

長春市の２つの通知を見れば、当時の政府は、市場経済への堂々に介入することが見られる。高級法院はその通知の効力を正面に肯定ではないものの、事情変更法理の適用により、事実上その通知を承認している。本件の原材料の価格は、契約が決めた価格よりわずか 50%～70%の上昇で、明らかに公平を失うとの判断の根拠は必ずしも明確ではない。問題の本質として、当初の契約の引き受ける範囲を著しく超えた事情の変更があったか否か、本件において、裁判官の判断は、果たして恣意性的ではないかの問題が指摘されている[211]。

以上の事件【１】、【２】の判断の法律根拠は、中国にとってまとまった最初の社会主義型契約法の 1981 年の経済契約法であった。経済契約とは旧ソ連から継受された法概念で、主に社会主義公有制組織間で国家計画の実現を目的として締結される契約を目指し、国家の経済計画と直接関連しない通常の民事契約とは原理的に区別された。その特徴の一つとして、契約対する行政的管理が指摘されてきた[212]。

２．　事情変更法理の適用を否定した裁判例

事例【３】商業リスクと認定することで事情変更法理の適用を否定した事例[213]（温州市中級人民法院（2011）浙温商終字第 630 号、2011 年 8 月？日）

Ｘ（原告、被控訴人）

Ｙ（被告、控訴人）

＜事案の概要＞

2009 年 4 月 23 日、ＸとＹは「車の賃貸契約」を締結した。契約の内容は、ＹはＸからタクシー用の車を借り、期間は 2009 年 4 月 22 日～2014 年 4 月 21 日であることを約束された。Ｙは 2010 年 6 月から賃料を支払わなくなって、2011 年 5 月 18 月まで合計 26000 元の賃料を延滞した。Ｘは催告の後に一審法院に訴訟を提起した。

＜Ｘの主張＞

Ｘは 26000 元の賃料とその遅延損害金を支払うことを請求した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは、「①支払わなかった賃料は 25500 元であること、②2010 年 5 月から、温州市のタクシー転貸価格が急落し、契約通りに履行するとＹに対しては著しく公平を失うだけではなくて、Ｘは契約の金額を引き受けられない。今の経済情勢とタクシー運営市場は予見できない重大の変化が生じ、契約の継続履行はＸに重大な損害を与えるので、この状況において、

211　胡光輝・前掲注（201）137 頁参照。
212　木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第 7 版）』（有斐閣、2016 年）166 頁。
213　Westlawchina　(http://app.westlawchina.com/maf/china-cn/api/tocectory?ao=o.i3cf76ad6000001234f504e34ad31204c&sttype=stdtemplate&stnew=true)に掲載する判決による

事情変更の原則を適用すべきで、契約を変更することを請求する」と抗弁した。
一審は、Xの請求を認容した。Yは控訴した。
＜判旨＞
一部棄却、一部認容
＜判決理由＞
本件において当事者双方の争点は、事情変更の原則を適用すべきか否か、双方が締結・履行し始まった契約を変更すべきか否かである。本件の事実から見れば①当該リスクは当事者が契約を締結時にできることかどうかについて、タクシー運営市場の請負と賃貸の価格は、政府が市場に投入するタクシーの数、ガソリンの価格およびタクシー運転手の給料の変化などの諸々の要素に影響され、これらの影響はタクシー市場における固有或いは特有のリスクである。Yに対しては、上記リスクは契約を締結時に予見できる或いは予見すべきことである。②契約成立後客観的に異常が生じているかどうかについて、本件契約成立の基礎環境の変動はまだ異常変更の程度に達していない。従って、本件における市場の変化は正常の商業リスクであり、契約法適用若干問題解釈（二）26 条が規定される事情変更の原則に当たらない。
【コメント】
中国のタクシー業の運営慣例の多くは、請負人が車の所有者から車を請け負って、運転手は請負人から下請けて、毎月請負人に賃料を支払うことになる。本件のようなタクシーの問題は経済環境の激変により多発している。本判決は最高人民法院の判決ではないが、経済状況の変動におり事情変更と商業リスクを区別する代表的な事例としてあげられる。
判決理由の根拠は最高人民法院が公布した司法文書「当面の情勢下での、民商事契約紛争案件を審理する上での、若干の問題に関する指導意見」[214]（表２−１の 12 番参照、以下は「指導意見」）であると考えられる。「指導意見」における（一）の（３）は以下のように書かれている。「人民法院は合理的に事情変更と商業リスクを区別しなければならない。商業リスクは商業活動に属する固有のリスクであり、たとえば異常の変動のレベルに達しない供給関係の変化や価格の高騰などがこれに類する。事情変更は当事者が契約を締結する時に予見できなかった、市場システムに属しない固有的なリスクである。人民法院はある重大な客観変化は事情変更であるかどうかを判断するとき、そのリスクの類型は社会通念上の事前に予見できないかどうか、リスクの程度は正常人の合理的予期をはるかに超えているかどうか、そのリスクを防ぐやコントロールできるかどうか、取引の性質は通常の『ハイリ

[214] 「最高人民法院関於当前形勢下審理民商事契約糾紛案件若干問題の指導意見」法発［2009］40 号 2009 年 7 月 7 日。

スクハイリターン』に属するかどうかなどの要素を注意深く考慮し、市場の具体的状況を結合して個別の事案で事情変更と商業リスクを区別しなければならない」。

「指導意見」により、法院は契約締結後の変動の予見可能性とリスクの程度の判断する重要な基準として「社会通念上」と「正常人の合理的予期」などあげられる。もっともなにが「社会通念」、「正常人の合理的予期」を判断するのは難しいだろう。

第二款　履行困難

事例【４】不動産売買契約紛争事件[215]

Ｘ　原告

Ｙ　被告

＜事案の概要＞

2010 年 4 月 12 日、ＸとＹは家屋売買契約を締結した。その内容は、Ｘは、555 万元の代金で、Ｙのところから北京市海淀区の家屋を買う。Ｘは、契約締結当日Ｙに手付金 15 万元を支払い、双方が積極的に銀行と協力して 2010 年 5 月 30 日前に、ローンと手続きを完成する。ローンの金額は 200 万元となる。ローンについて、契約 4 条に「もし、銀行の審査に通らない又はローンの金額が申し込んだ金額に足りない場合に、Ｙは、Ｘがほかの銀行にローンをもう一回申し込むことに協力しなければならない。それにしても、許可される金額は申し込んだ金額に足りない、或いはＸがもう一回ローンを申し込まない場合に、Ｘは譲渡の手続きをする前（当日を含む）頭金を付足さなければならない」と書かれている。2010 年 4 月 30 日北京市人民政府家屋価格を抑制に関する規定を公布した。その規定により、銀行は第三つ目及びその以上の家屋を買うものに、ローンを一時的に停止する事になった。

＜Ｘの主張＞（事情変更法理に基づく）

Ｘはローンの審査条件に満たさなくなった。Ｘは、このような予見できない事情の変更の原因で、契約通りにローンの手続きをすることができなくなって、契約解除を請求した。

＜Ｙの主張＞

契約通りに履行する。

＜判旨＞　Ｘの請求を認容

契約成立後、客観的状況において、当事者が契約締結時に予見できなかった、不可抗力によってもたらされたのでない、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約を継続履行することが一方当事者にとって明らかに不公平となりまたは契約目的を実現できず、当事者

215　北京市海淀区人民法院（2010）海民初字第 16419 号民事判決。

が人民法院に契約の解除または変更を請求した場合、人民法院は公平法理にもとづき、案件の実際の状況と結合させて、変更または解除すべきかどうかを確定しなければならない。

本件において、契約の 4 条の「ローン審査に通らない場合」についての約束は、X自身の原因によりローン審査に通らないことと解するべきで、全ての原因によりローンに通らないを指すことではない。

【コメント】

2009 年事情変更の法理を書き込まれる契約法適用司法解釈（二）が公布されたものの、その後に一連の同法理を慎重に適用しなければの通知が公布されたので、同法理の適用事例は 2009 年前より比較的に少なくなる傾向が見える。しかしながら、本件は、契約法適用司法解釈（二）の 26 条に従って、事情変更法理を適用し、契約の解除を承認した事例である。

本件は事情変更法理の要件に満たしたのかについて問題がないではない。まず、双方当事者はローンについての合意があって、特にローン審査に落ちる事情を予見したにもかかわらず、その対応策までも約束した。法院のこの点についての解釈は、契約の解除を主張する買主に有利し、政府の家屋価格を抑制する方向に合わせる解釈ではないか。そして、契約の継続履行は著しく公平を失うになるかどうかも検討する余地がある。事情変更の法理の適用を主張する一方当事者は、本件家屋を三つ目の家屋として購入するので、本件契約の頭金を支払う能力がないとはいえない。

第三款　契約目的の実現不能

一、天災による目的の実現不能

事例【５】採鉱契約における事情変更法理を適用した事件[216]

Ｘ　（原告）成都鵬偉実業有限会社

Ｙら（被告）江西省永修市人民政府（Y1）、永修市鄱陽湖採砂管理工作領導小組弁公室（Y2）

＜事案の概要＞

2006 年、Y1 は、競争入札で鄱陽湖永修県内における 5、6、7、8 号採取区の砂採取権を譲渡することを決めた。同年 4 月 26 日、Xは 4678 万元で 6、7、8 号の採取権を競落した。そして、5 月 10 日に、XとY2 は「鄱陽湖永修県 6、7、8 号地域の砂採取権譲渡契約」（以

[216] 最高人民法院民事判決（2008）民二终字第 91 号（2009 年 12 月 19 日）
北大法宝（http://www.pkulaw.cn/case/payz_117669561.html?match=Exact）掲載の判決書による。最高人民法院公報 2010 年第 4 期（総第 162 期）36-43 頁に掲載。

下は「砂採取権譲渡契約」）を締結した。契約の内容については「①期間、水防、採取船の数、年間採取量は1740万トン以下であること、②成約の金額は8228万元（税金と他の費用を含む)」などを約束したものである。しかし、同年7月以降に、江西省では高温・乾燥な天気が続き、雨が例年より少なく、鄱陽湖も20世紀70年代初期以来の珍しい低水位となった。2008年8月18日、鄱陽湖の水位が低く、船に乗って砂の採取地域へ入らなくなったため、Xはやむを得ずに砂の採取を中止した。

＜Xの主張＞

契約履行期に「百年に一度」［百年一遇］のひどい干害が発生したことによって、砂を採掘できる期間は契約に約束された採掘期間より 135 日減少し、契約の目的が実現不能になる。契約履行の間に、Xが契約に基づいて相当する物を獲得できなかった。Yが相当する砂の資源を失わなかったにもかかわらず、契約通りに全額の代金を取得することは不公平であり、契約法の基本原則に反する。

Xは以上のことに基づいて、支払った契約代金の返還を求めた。

＜Yの主張＞

Yは「鄱陽湖で砂を採掘することはハイリスク・ハイリターンの特殊産業で、時間的・季節的な特徴があり、その自身に巨大な商業リスクが潜んでいる。Xは採掘権の入札に参加したことは、Xがそのリスクを知っていたかつ認めたことを表明した」などを理由として、抗弁した。

＜最高人民法院の判断＞

鄱陽湖の稀な低水位は、Xの採取期間を短縮される原因となり、当該自然災害という事実と、Xの欠損の間に直接の因果関係がある。公平法理とは、当事者が民事契約を締結・履行する時に従わなければならない基本法理である。契約法適用若干問題解釈（二）26 条の規定によると、……Xは契約を履行する間に、鄱陽湖の稀な低水位に遭って、契約の目的を達することができなくなり、甚大な損失を受けた。この客観的な状況はXとYらが契約を締結する時に予見できなかったことであって、Xの損失も商業リスクにもたらされたのでない。この状況において、契約が約束通りに履行されると……Xにとって不公平になり、契約法の基本法理に反することになる。Xの一部の契約代金を返還する請求は実際に契約の一部の条項を変更する請求であるため、契約法と本法院の右司法解釈の規定に相応しい。

法院は以上の理由によって、Xの一部の上訴請求を認める。契約法第5条、契約法適用若干問題解釈（二）26条、民事訴訟法第153条1項2号の規定に基づいて判決を下した。

【コメント】

本判決は最高人民法院の契約法適用若干問題解釈（二）が実施された後、同26条に基づき、事情変更の要件・効果を示した重要な判決である。本件判決に対して、小口教授の論文

によれば、「本件は自然災害に起因する典型的な不可抗力事由の事例であり」、また、「本件は事情変更ではなく、不可抗力と判断すべきで、そうであるとすれば、契約法 94 条 1 号の不可抗力を理由とする契約の一部解除の事例として処理すべきであると考える」[217]などと指摘されている。それに、契約法適用若干問題解釈（二）26 条からも不可抗力と事情変更を峻別する主旨が見られる。小口教授は「本件判決について、上記講演会（2014 年 1 月 9 日早稲田大学比較法研究所主催）において韓教授は事情変更と不可抗力の区別は困難であるとした上で、本件は不可抗力による契約解除に該当すると判断すべきであると指摘された」[218]ことに賛成する。しかしながら、韓世遠先生の論文によれば、最高人民法院の立場を採った上で、「不可抗力の場合においても、事情変更の規範を適用した方が、より紛争を解決する可能性がある」[219]も主張している。

これらの議論から考えて見れば、契約法適用解釈（二）26 条における「不可抗力」と「事情変更」の関係においては、事情変更の法理を研究する際に避けられない重要課題だと考えられる（この点については既に本章の第四節のところに触れた）。本件において事情変更法理を適用した効果について、法院により契約を解除あるいは変更することである。Ｘの請求が契約の解除であったにもかかわらず、差戻し審の判決は、「実際に、Ｘの一部の契約代金を返還する請求が契約の一部の条項を変更する請求である」と述べた。法院は如何なる根拠をもって契約を解除するのではなく、契約代金の一部の返還をも認めたかは示されていない。

二、政府行為による契約目的の実現不能

事件【６】店舗譲渡契約における立ち退きにより事情変更法理を適用した事件[220]

Ｘ（原告、被控訴人）

Ｙ（被告、控訴人）

＜事案の概要＞

2008 年 11 月 20 日、ＸとＹは「ＹはＸに、飲食店（Ａ）を譲渡し、Ｘは契約締結後に、Ｙに手付金 30,000 元を支払い、店舗のすべての用具および設備がＸに引渡された後、ＸはＹに 350,000 元を支払う」という内容の契約を締結した。同日、ＸはＹに手付金 30,000 元

217　小口彦太・前掲注（15）107 頁参照。
218　小口彦太・前掲注（15）106 頁参照。
219　韓世遠・前掲（179）659 頁参照。
220　福建省高級人民法院民事判決（2010）闽民終字第 261 号。（判決日不明）
Westlaw China による。
http://app.westlawchina.com/maf/china-cn/app/document?&docguid=i3cf76ad30000013012e41afbf5ea2cf2&srguid=i0ad82b440000016233798f69bfe1d3f1&spos=14&epos=14&td=16&crumb-action=append&context=33&lang=cn&crumb-label=文件

を支払った。つぎの日に、Xは、Aが立ち退かされることを知った後、Yと交渉したが、合意に至らなかった。そのほか、福州市不動産管理局は2009年2月2日にAを含む立ち退くのことを公告した。立ち退きの期間は2009年2月2日から2009年7月31日までである。

一審法院は、契約成立後、Aが立ち退かられることは双方当事者が予見できない重大な変更であり、このことによって転譲契約の目的は実現不能になると判断した。契約法司法解釈（二）26条の規定及び公平原則に基づき、本件事実状況に照らして、Xの「転譲契約」を解除する請求を認めるべきである。一審法院は、①契約を解除せよ、②Yは一審判決後、Xに手付金の30,000元を返還せよの旨の判決を下した。Yは控訴した。

＜判旨＞控訴棄却

控訴審理中、Yは契約締結時に、本件店舗が立ち退かれるかもしれないことを知っていたものの、Xに知らせなかったことがわかった。X、Y間の契約は重大な誤解（錯誤）があり、取り消されるべき契約である。本件店舗が立ち退かれることになって、Xが期待する契約契約目的は実現できず、原審は公平原則に基づき契約解除および手付け金返還の判決は妥当である。

【コメント】

中国において、この何十年に渡って続けてきた大規模な都市化開発政策によって、立ち退きの影響で契約が履行不能、履行困難あるいは契約の目的が実現できなくなることが頻繁に発生している。本判決は、政府が実施する立ち退きにより契約目的が実現できなくなることについて、事情変更法理を適用した事例である。

本判決は、事情変更法理に基づく原審判決を維持したものの、錯誤法理、または公平原則を理由とした。一審と二審の差異は、当事者に予見可能性の認定基準が異なるからだと思われる。原審では、「『都市家屋立ち退き管理条例』の８条によると、立ち退き管理部門は、立ち退きの許可書を配布する同時に、立ち退きのことを公告しなければならない。本件契約の締結日は2008年11月20日で、本件家屋に関する立ち退き事項が2009年2月2日に公告された」ということで、客観的基準でYの予見可能性を否定した。一方、控訴審では、「Yは、契約契約締結時に、本件家屋が立ち退かれるかもしれないことを知ってたことを認めた」ということで、主観的基準でYがある程度の予見可能性を肯定した。

三、第三者行為による目的実現不能

事例【７】賃貸借契約紛争事件[221]

[221] 林州市人民法院民事判決（2013）林郊民初字第257号（2014年2月21日）。
中国裁判文書網

Ｘ　（原告）　王俊傑

Ｙら（被告）　秦衛東（Ｙ１）、莫志林（Ｙ２）

＜事案の概要＞

2013 年１月 15 日、Ｙ１とＹ２は、Ｙ１がＹ２から４間幅の表店と調理場を賃借する契約を締結し、賃借期間は 2013 年１月 15 日～2014 年１月 14 日で、賃料は 35,000 元である。2013 年 10 月 2 日、Ｙ１は代金 38,500 元の代金として上述表店と台所室の使用権とレストランを経営するために買った物を一緒にＸに転借した。ＸはＹ2 にも 1000 元を支払った。2013 年 10 月 2 日、Ｙ２とＸは賃借期間が 2013 年１月 15 日～2014 年１月 15 日、賃料が 35,000 元として上記部屋の賃借契約を締結した。その後、Ｘが表店を内装工事するとき、Ｙ2 の隣家は表店について紛争があることを理由としてＸの内装を阻止した。

＜Ｘの請求＞

Ｙ１との契約を解除せよ、②Ｙ２との契約を解除せよ、③ＹらはＸに 43,480 元の損害を賠償せよ。

＜判旨＞Ｘの請求を一部認容、一部変更

＜判決理由＞

Ｙ２の隣家の阻止により、本件部屋の賃貸借契約の目的が達成されないため、契約法適用若干問題解釈（二）26 条の規定より、原告の契約を解除する請求を支持する。損賠賠償については、契約法 97 条により、契約解除後、履行された部分は、履行の状況と契約の性質によって、当事者は現状を回復することを要求できるので、Ｙ１はＸに 38,500 元、Ｙ２はＸに 1000 元を帰すべきである。

【コメント】

本件は、契約の目的が実現できないことを理由として、事情変更を適用して契約を解除する裁判例である。契約法適用解釈の後に、最高法院により公布された一連の司法文書など（表２－１の 11、12 番）によれば、事情変更法理を慎重に適用しなければならない。特に「指導意見」（表２－１の 11 番）では、事情変更法理を適用する必要がある場合に、高級法院以上の法院の審査承認を受けなければならない意見もあった。確かに、そのあとの事情変更法理の適用例の割合は減る傾向があるものの、本件は高級人民法院の判決でもなく、高級法院以上の法院の審査承認も受けないまま事情変更法理を適用した。

契約の目的が実現できない原因は多様であり、本件において、隣家の阻止は確かに契約の目的を実現不能にさせたが、筆者の私見から見れば、隣家の阻止により契約の目的が達成で

（http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/hen/hnsayszjrmfy/lzsrmfy/ms/201405/t20140520_1135331.htm）に掲載される判決による。

きないことにはＹ２の帰責性がないとはいえない（事実の認定においてＹ2 の帰責性について詳しく述べられていない）。当事者一方に帰責性があるときに、事情変更の規定を適用することが適切かどうかは疑問である。

また、契約法 111 条は「品質は約定適合しないときは、当事者の約定に従い違約を負わなければならい……」、契約法 94 条（契約を解除する事由）の（４）は「当事者一方が契約の履行を遅滞し、又はその他の違約行為により契約の目的が達成できなかった時」と定めていることで、本件の紛争はＹ2 の違約責任により契約目的が達成できない場合は 94 条に従って契約を解除すべきだと考えられる。

第六節　小括

本章では、中国における事情変更法理の立法経緯、学説及び実務の状況を検討してきた。

もっとも、民間の契約についての古典的な観念から見れば、契約の拘束力について、「民の私約は律令の如し」の考え方が根強かった。そして、リスク配分の場面では、当事者の帰責性または信義則が配慮される。これは、「pacta sunt servanda」（契約は守られるべきである）原則に近い。このように考えると、中国の古典的な契約観念は、事情変更法理との親和性が低いといえる。

その後、1999 年の契約法立法過程において、当時のドイツ法、台湾法などの事情変更法理の立法活動の動向の影響を受けて、事情変更法理を明文化しようとする動きが見られた。しかし、これに対して、同法理と不可抗力規範あるいは商業リスクとの関係が不明確であり、または裁判官による同法理の濫用の恐れがあることを理由として、反対意見が出されていた。立法過程においても反対意見があったのに加え、経済界、とりわけ外資企業からの反発が強かったために、結局同法理の契約法での明文化は実現しなかった。

中国契約法が実施された後、2002 年に SARS 事件、2008 年に四川大地震または世界的金融危機などが勃発した。これらを背景に、2009 年に公布された契約法司法解釈（二）の 26 条には事情変更法理が書き込まれた。しかし、この司法解釈が公布された直後に、最高法院の司法文書では、事情変更法理の適用手続きが複雑化され、同法理を適用するハードルは高くなった。

学説の展開については、中国の事情変更の法理は、諸外国の議論を参考にしたものが多く、外来的なものであると言える。とはいえ、中国法特有の展開も見られる。例えば、中国法独自のものとして、「取引を促す」原理があり、これは「契約の尊重」の立場に親和的である。この原理は、とりわけ継続的契約において事情変更が生じた場合に契約を維持するも

のとして、有意義に作用する。

さらに、実務の状況を見ると、事情変更法理に対する中国最高法院の理解或いは同法理の適用状況は、時代によって大きく変化している。2009 年司法解釈が出された前に、事情変更法理が頻繁に適用された。しかし、2009 年を境にして、事情変更法理を適用した裁判例は、割合的には明らかに低くなっている[222]。

中国において、裁判官は一見積極的な役割を果たしているようにみえるが、その判断はあくまで、社会的経済的変動に対して安定を図ろうとする政府の政策調整に従ったものであると指摘されている[223]。つまり、中国における事情変更法理は、政府が経済をコントロールする手段の一つとして機能している可能性がある。

最後に、現在、中国民法典の立法作業が進んでる。学者グループにより提出されたいくつの提案は、いずれも事情変更法理を明文化として取り入れている。中国民法が、如何に要件や効果を精錬して事情変更法理を明文化するか、あるいは何らかの理由で事情変更法理の明文化を諦めるのか、今後の動向に引き続き注目する必要があるだろう。

[222] 小口彦太教授の研究によると、2009 年の司法解釈公布後に事情変更が争点をなした検討対象事例の 63 例の中、認められた事例は 10 例、一審と二審で分かれた事例が 3 例、残り 50 例は認められなかった。2009 年の司法解釈以前は、適用、不適用の割合がほぼ拮抗しているのに対しているのに比して、2009 以後は不適用の割合がきわめて高いとされている。小口彦太・前掲注（15）89 頁以下参照。

[223] 胡光輝・前掲注（201）139〜140 頁参照。

第三章　台湾における事情変更法理

序　説

周知のように、日本と中国の民法典あるいは契約法は、事情変更の法理に関する条文を設けていない。日本の最高裁では事情変更法理を直接に適用した判例はまだなく、中国も近時同法理の適用は厳しく制限されつつある。これに対して、台湾は 1999 年の債権法改正により、事情変更の法理を民法 227 条の２で、明文化した。さらに、立法上だけではなく、事情変更法理の適用を肯定した裁判例も比較的多い。このように台湾法は、事情変更の法理の適用について、日本や中国より積極的である言える。従って本章では、日本民法や中国民法と深いつながりがある[224]台湾民法が、なぜ事情変更の法理に対する異なった態度をとるのかを明らかにする。そのために、台湾法における事情変更の法理に関する法規定の変遷、学説の展開、または実務の状況を解明しなければならない。実務の状況を考察する場合に、裁判所は、事情変更により生じるリスクをどのように配分するのかのことを中心として議論していきたい。

日本では、事情変更法理に関する比較研究はほとんどドイツ、フランス、アメリカ法などを対象としている。一方、台湾法を対象とする研究は非常に少ない。石川博康教授の『再交渉義務の理論』（有斐閣、2011 年）は、台湾の 1999 年における債権法改正による事情変更の法理の明文化の経緯とその内容を紹介し、事情変更法理の目的と再交渉義務の関係の視点から、事情変更の法理の効果に着目している。同書は、台湾における事情変更の法理の効果として契約の改訂のみが規定されており、契約の解消に関する効果が明示的には定められていない点を指摘している[225]。もっとも、石川教授はあくまでも台湾での立法論における事情変更の法理を議論しており、長年に渡って積み重ねられてきた学説や実務の状況には論及していない。

本章の検討においては、まずは、事情変更の法理の由来、発展およびその内容を紹介す

---

[224] 王澤鑑はこの点について、「1895 年、清の政府は、日清戦争の敗戦により台湾を日本に割譲した。日本は 1898 年民法典を公布した後、台湾でも次第に実施された。1945 年日本は敗戦し、台湾を中華民国に帰還した。当時、中華民国は中国大陸で実施した民法典がドイツや日本法の影響を受けた。このような歴史的な偶然もしくは運命があったので、台湾の私法秩序は主権の変更により破壊されなくて、既存した基礎の上で発展してきた。」と述べている。王澤鑑『民法総則』（三民書局＝台大法学福利社、2004 年）36～37 頁参照。そして、中国現行の契約法について、「本法は幅広い比較法研究の成果が反映されているのが特徴的である。ドイツ、台湾、日本、オランダなどの大陸法系の諸民法典をはじめ、アメリカ法や国際統一売買法から導入された条項もある。……こうした法典の体系はドイツ民法のパンデクテン方式とよばれるものであり、中国法が清末以来の伝統に回帰し、大陸法への再接近を図ったことを意味する」ことが考えられている。高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第 7 版〕』（有斐閣、2016 年）53 頁参照。

[225] 石川博康・前掲注（57）254～255 頁参照。

る。そして、台湾の学者は事情変更の法理の意義、要件、効果についての見解を整理する。最後に、事情変更により生じる紛争とその解決を検討する。

第一節　台湾における事情変更法理の沿革

第一款　債権法改正前の法規定および実務

一、中華民国民法典

台湾の現行民法は1929年中華民国政府により公布され、1945年から台湾で実施されてきた。債権法改正前は、個別的な法律関係に対して例外的に事情変更法理を認める規定が存在するものの、一般的な条文はなかった。契約法において、当事者の意思自由を尊重すること、意思表示の合致を契約成立の唯一の要件とすること、そして環境要素が契約の効力に対する影響を認めないことなどにより分析法学的な特徴が見られる。それ故に、当時の民法は事情変更法理を一般的な条項として定める余地はなかった。しかし、戦争、貨幣の平価切下げなどが頻発していた当時の事情を考え見ると、このような一般的条項の欠缺は法律の欠陥だと考えられる[226]。

一方、規定がある個別的な法律関係以外に、事情変更の問題に対する対応策はなかったというわけでもない。この民法は、スイス民法典をまねって、第1条に「民事に関する法規定がない場合は習慣に従い、習慣もない場合は法理に従い…」と規定されている。これによって、裁判官は、習慣や法理に従い、または類推適用若しくは拡張解釈による判断が可能になる[227]。すなわち、この時期において、「裁判官が法を創造する」［法官造法］という形で法律の欠陥を克服することは不可能ではなかった。但し、契約の成立、契約厳守の原則または履行不能などの概念についての解釈は、概念法学・注釈学派の影響を深く受けているので、上述した［法官造法］は理論上で可能であったものの、実際に裁判官による法創造は多くなかった。実務において、戦争或いは大幅の値上がりにより生じる履行困難の問題に対して、事情変更法理を考慮に入れず（司法院解釈〔院字1875号〕[228]、1939年4月19日）、または厳格な態度（司法院解釈〔院字1944号、1939年12月7日〕を示していた。

二、非常時期民事訴訟補充条例（1940年～1945年）

非常時期民事訴訟補充条例　第20条

226　彭鳳至・前掲注（129）178～179頁参照。
227　中華民国民法1条「民事，法律所未規定者，依習慣；無習慣者，依法理。」
228　司法院解釈院字第1875号「(一) 代替物之借貸。依民法四百七十八條規定。本應由借用人返還與該物種類、品質、數量相同之物。無論返還時物價如何高漲。其所漲之價既非利息。即不生利息過本之問題。」

「前条の状況について、当事者の起訴により、あるいは調停前に起訴した場合に、裁判所は以下のように判断すべきである。

（一）争議となる法律関係は、戦争により受ける影響について、法律の規定がある場合に、その規定に従う。

（二）前項に関する法律規がない、中央あるいは省・市政府は戦争の原因で、争議となる法律関係に関する処理の方法を定めた場合に、その方法に従う。

前項の法律や方法がない場合に、当該法律関係が戦争による事情の急変は、当時予見し得ず、本来の関係により生じる効力に従うと、明らかに公平を失する場合に、裁判所は、社会経済の状況、当事者生活の状況、及び戦争による損害の程度を斟酌しながら、給付の増減、延期或いは分割払いの判決を為すことができる」[229]。

三、復員後民事訴訟を処理する補充条例（1945 年～1954 年）

この時期の中国において、日中戦争が終わった後、内戦が勃発した。1949 年中華民国政府は台湾に移し、その後は貨幣の改革を行った。つまり当時台湾の社会や金融状況は非常に不安定であった。事情変更の問題を対処するために、「非常時期民事訴訟補充条例」（以下は「補充条例Ⅰ」を称する）が失効した後、政府は「復員後民事訴訟を処理する補充条例」（以下は「補充条例Ⅱ」を称する）を公布した。

１．　事情変更法理に関する規定の内容

補充条例Ⅱの 12 条、13 条の内容は以下の通りである。

「12 条　法律行為が成立した後、当事者の責めに帰すべからざる事由により事情が変更し、その当時予測することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合に、裁判所は公平に裁量に基づき、給付の増・減またはほかの本来の効果を変更する判決を下すことができる。

13 条　法律行為以外により生じた法律関係も前項の規定に準ずる。」[230]

事情変更の法理に関して、補充条例Ⅱの 12、13 条は補充条例Ⅰの 20 条と比べれば、以下

---

[229]　非常時期民事訴訟条例第 20 條
「前條情形，經當事人起訴或於調解前已起訴者，法院應依左列規定為裁判。
一、爭議之法律關係，就其因戰事所受影響，法律有規定者，依其規定。
二、無前款法律規定時，中央或省市政府因戰事就爭議之法律關係，已以命令定有處理辦法者，依其辦法。
無前項法律及辦法時，如該法律關係因戰事致情事劇變，非當時所得預料，而依原有關係發生效力，顯失公平者，法院得斟酌社會經濟情形，當事人生活狀況，及其因戰事所受損失之程度，為增減給付延期或分期給付之裁判。」

[230]　復員後辦理民事訴訟補充條例
「第 12 條 法律行為成立後，因不可歸責於當事人之事由，情事變更，非當時所預料，而依原有效果，顯失公平者，法院應依公平裁量，為增減給付貨變更其他原有效果之判決。
第 13 條 前條規定，於非因法律行為發生之法律關係準用之。」

の特徴があると言われる[231]。

（１）法律関係の種類を制限しない、法律行為すら限られていない。

（２）裁判所の調停は前置的な手続きではない。

（３）戦争の影響により生じる事情変更に限られていないだけではなく、急激な変更にも限られていない。

（４）法院が斟酌できる事情は、制限的に列挙されたことに限られていない。

（５）裁判所の裁量権は幅広い。（給付の増・減、延期若しくは分割払いに限らず、他の本来の効果を変更できる）

補充条例Ⅱの 12 条、13 条の内容とその特徴から見れば、当事者の意思をあまり尊重していなかったこと、または裁判所の裁量権が大きいことなどがわかる。その理由として、当時の民法典において、事情変更法理に関する一般条項がないにもかかわらず、実際には戦争などにより生ずる事情変更の問題が多かったので、裁判の効率を保証することが挙げられるだろう。

２．　実務の見解

この時期の事情変更法理に関する実務の見解は、概ね司法院解釈、最高裁判所判例及び最高裁判所民刑事法廷会議の決議によりなっていた。特にその中の司法院解釈と最高裁判所の判例は、事情変更法理の適用要件と範囲、法律効果、裁判所裁量の基準と範囲についての具体的な規範となった。その後の一定の時期において、上記した解釈や判例に違反することは、法律適用の誤りとみられ、上訴審の上訴理由になっていた。

（１）司法院解釈の内容

補充条例Ⅱについての司法院解釈は幅広く、その具体的なものは以下の通りである。

１）適用手続き（院解字 3134 号〔1946 年 6 月 24 日〕）[232]

司法院解釈院解字 3134 号〔1946 年 6 月 24 日〕により、補充条例Ⅱの 12 条、13 条の適用手続きについて、補充条例Ⅰが廃止された後、補充条例Ⅱの 12 条の要件を満たす場合に、裁判所は調停の手続きを経ずに、右条文に従って判決を下すことができると解釈されている。

２）　法律効果について

院解字 3634 号〔1947 年 11 月 11 日〕[233]

231　彭鳳至・前掲注（129）200 頁参照。

232　院解字第 3134 號「(三) 非常時期民事訴訟補充條例廢止後，事件合於復員後辦理民事訴訟補充條例第十二條所定要件者，無須經調解程序，得經為同條之判決」。
この司法解釈は、台湾「司法院法學資料檢索系統」における「判解函釋」によるものである。以下も同様である。http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm

233　院解字 3634 号〔1947 年 11 月 11 日〕「復員後辦理民事訴訟補充條例第十二條所謂增減給付，乃使給付不失其同一性而增減其分量之謂。故應為增加給付之判決時，不得變更給付物質種類。」

「復員後民事訴訟を処理する補充条例 12 条がいわゆる給付の増減は、給付の同一性を失わせないために、その量を増減することである。その故に、給付の増減の判決を下す場合に、給付物の種類を変更してはいけない。」

院解字 4011 号〔1948 年 6 月 15 日〕[234]

「補充条例Ⅱの 12 条の適用要件に満たす場合には、給付の増加をすべきである。ある年度が何倍に増加すべきかに至っては、本解釈が判断すべきものではない。」

３）執行事件の適用（院解字 3125 号〔1946 年 6 月 24 日〕）[235]

判決より確定された事件は、当地の陥落によって、執行を申し込めず、または執行が終わっておらず、その後、事情の変更により、補充条例Ⅱ第 12 条の適用要件に満たす場合に、債権者は他の訴訟で給付の増加を請求できる。この点について、院字 2759 号〔民国 33 年 10 月 04 日〕院解字 2987 号〔民国 34 年 9 月 26 日〕も参照できる[236]。

司法院は、補充条例Ⅱの 12、13 条の適用について、契約法に関するものだけではなくて、破産や担保などの内容についても解釈を出した。本研究の範囲外であるが、以下の通りに簡単に紹介する。

４）破産事件の適用（院解字 3261 号〔1946 年 10 月 16 日〕）

「戦争前に破産宣告で終結した事件において、戦争によって破産財団の財産の時値が破産債権総額の何十倍を超える場合に、その破産債権が『復員後民事訴訟を処理する補充条例』12 条が規定する給付増加の要件に満たせば、増加される給付に基づいて破産債権額を分配すべきである。」[237]

５）担保金事件の適用（院解字 4064 号〔1948 年 6 月 22 日〕）

「戦前に交付された家屋賃貸担保金がまだ返還されない場合に、『復員後民事訴訟を処理

---

234 院解字 4011 号〔1948 年 6 月 15 日〕「具備復員後辦理民事訴訟條例第十二條之適用要件者，應增加給付。至某年度應增為若干倍，在解釋上未便懸斷。」

235 司法院解釈院解字 3125 号〔1946 年 6 月 24 日〕「判決確定之事件，因地方淪陷，未聲請執行，或執行而未終結，嗣後情勢變更，具備復員後辦理民事訴訟條例第十二條之適用要件者，債權人自得另行起訴，請求為增加給付之判決（參照院字第 2759 號，院字 2987 號解釋）。執行法院拍定之房屋，雖因地方淪陷，買受人未繳價金，致該房屋尚未移轉管業，而買賣行為應認為業已成立，嗣後情事變更，如具備同條之適用條件，債務人可自對買受人起訴，請求增加給付之判決。」

236 院字 2759 号〔民國 33 年 10 月 4 日〕「非常時期民事訴訟補充條例第二十條第二項所稱之情事劇變。發生於確定判決之事實審言詞辯論終結後者。為該確定判決之既判力所不及。故確認給付義務存在。或命債務人給付之判決確定後給付義務消滅前情事劇變。具備同條項之適用要件者。法院自得為增減給付之判決」、院解字 2987 号〔民國 34 年 9 月 26 日〕「債務人依民國三十一年之確定判決應給付借款而未給付。其後因受戰事影響致生爭議者。債權人仍得聲請法院依非常時期民事訴訟補充條例之規定調解之。其具備同條例第二十條第二項之適用要件者。法院自得為增加給付之判決。惟在前次判決之事實審言詞辯論終結前所發生之情事劇變。不得斟酌之（參照院字第二七五九號解釋）。」

237 司法解釋院解字 3261 號「抗戰前宣告破產而終結之事件因戰事影響致破產財團之財產時值總額超過破產債權總額數達數十倍者如其破產債權具備復員後辦理民事訴訟補充條例第十二條所定增加給付之要件應按增加給付之破產債權額予以分配。」

する補充条例』の規定に従って給付を増加して返還すべきである。」[238]

（2）裁判における見解

1）補充条例Ⅱの 12 条を適用する要件

この時期において、補充条例Ⅱの適用要件、すなわち、事情変更法理の要件を検討した裁判例はたくさんあった。

まずは、要件の「当事者の責めに帰すべからざる事由」について、民国 41 年〔1952 年〕臺上字 1406 号判決は、補充条例Ⅱの 12 条における「当事者の責めに帰すべからざる」について、以下のように述べていた。

「当事者の責めに帰すべからざる事由により事情が変更するということは、その事情の変更が当事者の責めに帰すべからざることを指し、元の債務者の履行遅延が債務者に帰責できるか否かという問題には関係ない。従って、双務契約において、一方当事者の履行遅延により他方当事者が契約を終止する場合に、相手の当事者に契約不履行による損害を賠償すべきである。これに対して、相手当事者の相対的給付を事情変更の原則に基づいて、その額の増、減を公平的に裁量することによって、一方当事者が実際に受けた損害を計算すべきである」

また、要件の「その当時予見することができず」について、民国 43 年〔1954 年〕臺上字 1179 号判決によると、当事者は、契約を締結の「その当時予見することができない」ことは、補充条例Ⅱの 12 条を適用する余地がある当たり前の要件である。判決文は以下の通りである。

「被上告人と甲の家屋及び金銭賃貸契約において、被上告人が金銭を返還する場合に、甲は貨幣の価値の変動を理由として給付の増加を請求できないと既に約束したことから見れば、貨幣の価値の変動により生じる不公平の結果が予見できる。それにもかかわらず、明言で給付増加の請求権を放棄する以上、契約に拘束されるべきであって、補充条例Ⅱの 12 条の規定を適用する余地はない。」

本件は、当事者は契約に貨幣の価値が変動する場合にも、給付の増加を請求できないと表明したことにより、事情変更の法理に適用しなかった。つまり、当事者は契約を締結する当時に、貨幣の価値変動を予見したうえで、そのリスクを当事者の合意で分配した。しかし、もし契約に右のような約束が明記されなかったら、補充条例Ⅱの 12 条を適用することができるかはまた問題になる。すなわち、契約に書かれていないことを予見できるかどうかについての解釈問題である。

さらに、要件の「事情の激変により公平を失する」について、補充条例Ⅱの 12 条による

238　司法解釋院解字 4064 號「戰前所交付之房屋租賃擔保金未返還者應依復原後辦理民事訴訟補充條例第十二條之規定增加給付以返還之。」

と、「本来の効果に従うと明らかに公平を失する」ことが事情変更法理に適用する要件としているが、事情の急激な変更は必要とされていないと指摘された。では、どれほど事情が変更すれば、本来の効果に従うと明らかに公平を失するのかについての判断は裁判所の裁量が必要となる。この点について、民国 39 年〔1950 年〕臺上字 1440 号判決は、「補充条例Ⅱの 12 条がいわゆる事情の変更により、その本来の効果に従うと明らかに公平を失することは、事情の激変によって、一般的な観念でその本来の効果に従うと明らかに公平を失することを指す。新台湾ドルを給付とする契約が成立の後、物価は変動があったとしても、一般的な観念からみれば、明らかに公平を失するわけではないので、本条を適用できない」と判断した。

２）補充条例Ⅱの 12 条を適用する基準時

判決が確定された後、給付義務が消滅する前の間に、補充条例Ⅱの 12 条を適用することができるか否かについて、民国 39 年〔1950 年〕臺上字 214 号判決は「判決の既判力は、判決を確定させる事実審の口頭弁論［言詞辯論］終結時の状態により生じるものなので、それ以降に発生した事実は､既判力に拘束されない｡補充条例Ⅱの 12 条のいわゆる事情変更は、判決を確定させる事実審の口頭弁論後に発生するのであれば、その確定判決の既判力はその事情変更に及ばない」と述べている[239]。

このほか、判決が執行された後に、本条の適用について、民国 39 年〔1950 年〕臺上字 1517 号判決は「債務が弁済された後、抵当物返還請求の訴訟を提起する場合に、補充条例Ⅱの 12 条の規定に満たせば、被告は債権の金額の増加を請求できる。しかし、当該条例が実施された前に、確定判決が執行された場合には、当然本条の規定に基づき、給付増加を求められない」という立場だった。

３）裁判所裁量権の範囲及び基準

補充条例Ⅱの 12 条の適用について、民国 37 年〔1948 年〕上字 6171 号判決は「補充条例Ⅱの 12 条の規定により、給付の増・減またはほかの本来の効果を変更する判決を下す場合に、裁判所は客観的な公平基準に従って、自由裁量をすることができる。この裁量権は、当事者の主張に拘束されないだけではなく、すべて物価の変動の程度に限る必要もない」ということを述べたことにより、この時期において、裁判所はかなり幅広い自由裁量権を持って、契約への介入は少なくはないといえよう。

裁判所の自由裁量権の基準が必ず明白ではなかったが、民国 38 年〔1949 年〕穂上字 73 号は補充条例Ⅱの 12 条の性質を以下のように解釈していた。

「補充条例Ⅱの 12 条の規定は、一方当事者が事情の変更により、不相当な損失を受け、相手当事者が予見し得なかった利益を得る場合のための救済手段である。それ故、裁判所

239　彭鳳至・前掲注（129）203 頁参照。

は、当事者の間で争われている法律関係が当該条文の規定の要件に満たし、給付の増加の判決を下すべきだと認める場合に、当事者の間に成立した法律関係、一方当事者が事情の変更により受ける上述の損失、相手当事者が得る前述の利益の実状及びその間の関係などを、公平的に給付の増加を考慮するための重要事項として、斟酌すべきである。」

４）当事者の権限

補充条例Ⅱの 12 条の適用について、裁判所の自由裁量権は大きい。しかし、双方当事者が当該条文を主張しせず、あるいは明言でその権利を放棄することを明言した場合、当時においても裁判所は自らこの条文を適用し、契約の効果を変えることはないだろう。民国 37 年〔1948 年〕上字 7782 号判決によると、裁判所は、権限に基づいて補充条例Ⅱの 12 条を適用できるものの、当事者はその権利を放棄する場合に、右条文を適用できないことを示した。

３． 小括

貨幣価値の低下、台湾ドルの改革または政府が台湾に移されたなどの背景により、この時期における社会及び金融の状況は依然として不安定であった。補充条例Ⅱの 12 条、13 条は事情変更法理についての立法例として認められている。裁判所の見解から見ると、事情変更法理を認めたうえで、幅広く適用したことがわかる。しかしながら、彭鳳至は、この時期の裁判所の見解が概念法学に深く影響されていたと指摘している。例として、民国 37 年〔1986 年〕上字 7140 号判決を挙げられた。この判決で裁判所は、当事者が持つ松の柴木［松柴］は国土の陥落により毀滅されたにもかかわらず、種類債務は履行不能の問題にはならず、債務者の責任を軽減する余地はないと判断した。彭先生は、この判決に対して、戦時中でもこのような厳しい解釈をするのは妥当であるか疑問を持っている[240]。

四、民法 219 条（1999 年の民法改正により削除）の誠実信用原則（1955 年～1968 年）

この時期において、社会と経済の状況は比較的に安定しており、貨幣改革の問題はまだ残っていたが、物価の変動は激しいとは言えなかった。前述のように中華民国民法典には事情変更法理についての規定はなかった。そして、臨時法令である補充条例Ⅱは 1954 年 2 月 19 日に失効したのに伴い、事情変更法理に関する法律上の欠陥は顕在化となったと言われている[241]。一方、最高法院民事、刑事法廷総会会議の決議は、事情変更の問題についての法律条文上の欠陥に対して、直接に解決の方法を提出した。その決議の内容は以下の通りである。

[240] 彭鳳至・前掲注（129）209 頁参照。
[241] 同上 212 頁参照。

「最高法院 1955 年（民国 44 年）11 月 27 日民、刑廷総会会議決議（三）

復員後民事訴訟を処理する補充条例が失効した後に起こった事件は、法律行為が成立した後、事情の変更により、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合に、民法 219 条に基づき、給付増減または本来の効果を変更する判決を下せる」[242] 。

しかし、最高法院の決議は法律上の拘束力はないため、前述した事情変更の問題における法律条文上の欠陥を補っていない[243]。また、この決議が事実上の裁判規範となったか否かを判断することは、当時の裁判の状況から解明するほかはない。

五、旧民事訴訟法 397 条

１． 立法過程における論争

上述した補充条例Ⅱが失効した後、事情変更法理が明文化されるべきなのか、如何に立法すべきかについての見解が分かれていた。民事訴訟法 397 条の立法についての主な論点は、事情変更の問題は、実体法あるいは手続法上の問題であるかに集中していた。学者の多数は、事情変更の問題は訴訟の手続きと無関係であって、本条は今まで条例に踏襲しながら民事訴訟法の中に規定することは妥当ではない、且つ、事情変更法理に従うと、権利を変動させる効果は生ずるので、実体法の中に取り入れるべきであると主張した。それに対して、本来事情変更法理が民法総則に定められるべきであるが、民法改正が行われていない場合に、民事訴訟法に規定することも一つの方法のではないかと主張する学者もいた[244]。

２． 内容

立法過程において、反対意見が多いにもかかわらず、民国 57 年（1968 年）２月１日の民事訴訟法改正により条文化された。その 397 条の内容は以下の通りである。

「法律行為の成立の後に、当事者の責めに帰すべきからざる事由により、その当時予見することができない事情の変更が生じ、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合には、裁判所は、職権的公平裁量により、給付の増減またはその本来の効果の変更に関する判決をなすべきである。

前項の規定は、法律行為によらずして発生した法律関係は準用する」[245]。

---

[242] 於復員後辦理民事訴訟補充條例期滿失效後起訴之事件，如法律行為成立後，因情事變更依原有效果顯失公平者，可適用民法第二百十九條為增減給付或變更其他原有效果之判決。

[243] 彭鳳至・前掲注（129）214 頁参照。

[244] 同上 224 頁参照。

[245] 中華民國民事訴訟法第 397 条「法律行為成立後，因不可歸責於當事人之事由，致情事變更非當事所預料，而依其原有效果顯失公平者，法源應依職權公平裁量，為增、減給付或變更其原有效果之判決。前項規定，於非因法律行為發生之法律關係準用之。」

第二款　1999 年債権法改正における事情変更法理

一、民法 227 の 2 の内容

中華民国民法 227 の 2 の内容は以下の通りである

「契約成立の後に、事情が変更し、その当時予見することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合には、当事者は裁判所に給付の増減またはその他の本来の効果の変更を求めることができる。

前項の規定は、契約によらずして発生した債権について準用する。[246]」

二、立法の背景と理由[247]

上述したように、台湾は事情変更法理についての法律規定は、1940 年代の「復員後辦理民事訴訟補充条例」から旧民事訴訟法 397 条などの形をとっていた。しかし、事情変更法理は民法における誠実信用原則の下の概念であって、実体法で設けられるべきであると考えられる[248]。

行政院、司法院は同法理を民法典に書き込む理由を以下の通りに述べている。

「一　本条新設

二　事情変更の原則は私法上の原則の一つである。民事訴訟法の 397 条は明文を設けているものの、民法においては、個別の具体的な規定しかない。例えば、252 条、265 条、442 条などのほか、一般性がある原則的規定はまだなく、適用に際してよく問題が生じる。目下の実務においては、誠実信用原則と民事訴訟法 397 条により、給付増・減或いは本来の効果を変更する判決を下す。しかし、誠実信用原則は、上位的かつ抽象的な規定であるので、や

246　中華民国民法第 227 条之 2
「契約成立後，情勢變更，非當時所得預料，而依原有效果顯失公平者，當事人得聲請法院增、減其給付或變更其他原有之效果。
前項規定，於非因契約所發生之債，準用之。」

247　司法院法学資料検索システム（http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm）で公開された 1999 年債権法改正の変動条文の説明「民法債編部分條文行政院司法院提案條文對照表」は、民法 227 条の 2 について、「行政院、司法院草案條文說明
一　本條新增。
二　情事變更原則為私法上之一大原則，民事訴訟法第三百九十七條雖有明文，惟民法除有個別具體之規定，例如二百五十二條、第二百六十五條、第四百四十二條等外，尚乏一般性之原則規定，致適用上易生困擾。目前實務上雖依誠實信用原則依民事訴訟法第三百九十七條，為增、減給付或變更原有效果之判決。但誠實信用原則為上位抽象之規定，究不如明定具體條文為宜。爰參考民事訴訟法第三百九十七條之立法體例，增訂第一項規定，俾利適用。又情事變更，純屬客觀之事實，當無可歸責於當事人之事由所引起之事例，故民事訴訟法三百九十七條規定「因不可歸責於當事人之事由致」等文字無贅列之必要，併予敘明
三　情事變更原則，適用於契約之情形最多。惟非因契約所發生之債，例如無因管理，不當得利等，遇情事變更時，亦宜準用，爰增訂第二項規定，俾符公允。
審查會條文說明照行政院、司法院案條文通過。」とされている。
「中華民國八十八年四月二十一日總統（88）華總一義字第 8800085140 號令」による。

248　邱聰智『新訂民法債編通則（下)』(承法数位文化、2014 年 2 版）第 17 頁参照。

はり具体的な条文を明確に設けるほうがよい。民事訴訟法 397 条の立法スタイルを参考しながら、適切に適用するために、第１項の規定を増加する。また、事情変更は客観的な事実であるので、当事者に帰責できる事由により生じる事例は当然ない。従って、民事訴訟法 397 条における『当事者の責めに帰すべきからざる事由による』のような文言はもはや必要ではない」。

三、旧民事訴訟法 397 条との区別

１． 要件について

民法 227 条の２の１項がいわゆる「事情変更の原則」の要件は、旧民事訴訟法 397 条の要件と実質的な区別がない。すなわち、民法 227 条の２の立法は、従来の立法、学説、判例により形成された規範を踏襲し、事情変更法理を民法の枠組みに組み込んだことに過ぎない。その適用について、以下の２点を注意すべきであると言われている。

一つは、本条の適用は契約により生ずる法律関係に限らない。民法 227 条の２は、旧民事訴訟法 397 条における「法律行為の成立の後」の文言に対して、「契約成立の後」に変わった。227 条の２の１項だけを見ると、「法律行為」は、「契約」、「単独行為」、「合同行為」と分類され[249]、単独行為と合同行為は事情変更法理の適用から除外されているように見える。しかし、同条の２項は「前項の規定は、契約によらずして発生した債権について準用する」と定めている。すなわち、本条の適用は契約により生じる法律関係に限らず、例えば、単独行為（遺言など）、不法行為、不法利得、事務管理などの場合も事情変更法理の規定に準用できる[250]。「法律行為」から「契約」に変更された理由は、本条は債権通則の債権効力の個所に規定され、立法体系上の考慮、または、事情変更はお主に契約上の問題であるといった点にあると考えられる[251]。

二つは、事情変更は当事者の責めに帰すべきからざる事由による必要があるか否か。

227 条の２の立法理由から見れば、帰責性についての文言を削除したのは、帰責性の要件要らないわけではいない。ただ、事情変更は、客観的事実であると認識されるので、当事者の責めに帰すことできる事由により生じることではない。従って、条文に書く必要がないと述べられている[252]。

２． 効果について

まずは、事情変更の効果として、事情変更法理の適用を主張する当事者は、給付の増減ま

249 王澤鑑『民法概要』（三民書局・台大法学院福利社、2005 年）81～86 頁参照。
250 林誠二「事情変更原則之再探討」台湾本土法学雑誌（2000・12）61～63 頁参照。
251 同上 68 頁参照。
252 林誠二・前掲注（250）68 頁参照。

たはその本来の効果の変更を求めることができる。すなわち、契約の改訂のみ規定されており、契約の解消に関する効果が明示的には定められていない点をその特徴として指摘されている[253]。しかし、通説や実務の見解によると、契約の解除は事情変更法理の第二次の効果である。

また、旧民事訴訟法の 397 条にける事情変更法理の効果として、契約改訂に関する判決を行う権限が裁判所に認められている点に対して、韓世遠は、「民法 227 条の２は、当事者の請求に基づいて裁判所が契約改訂を行う旨規律されるに至っており、これに関しては、事情変更の原則の適用に関する職権主義から当事者主義への推移を示すものとして理解されている」[254]と評価している。

３． 本条の遡及効

民法債編施行法第 15 条の「民法債権法が改正及び施行される前に生じた債権も、改正の民法 227 条の２の規定に適用できる」[255]により、本条は遡及効があると定められている。しかし、この施行法の規定がなくても、旧民事訴訟法 397 条により事情変更の問題を対応できると考えられている[256]。

253 石川博康・前掲注（57）255 頁参照。
254 韓世遠「情事変更原則研究:以大陸法為主的比較考察及対我国理論構成的嘗試」中外法学 2000 年 4 号（2000 年）455 頁参照。石川博康『再交渉義務の理論』（有斐閣、2011 年）255 頁注の（5）も韓世遠先生の見解を引用した。
255 民法債編施行法第十五條「修正之民法第二百二十七條之二之規定，於民法債編修正施行前發生之債，亦適用之。」
256 林誠二・前掲注（250）68 頁参照。

第二節　　学説の状況

第一款　事情変更法理の理論的根拠

以上のように事情変更の法理に関する法律規定が改正されるなかで、その理論的根拠についても学説から様々な見解が主張された。なかでも約款説、相互説、行為基礎論、法律制度説及び誠実信用原則説は台湾の立法、学説または実務に影響を与えたと考えられる[257]。

一、約款説

本説は、事情変更法理が当事者意思に基づく約款の一種であると主張する。そして、この約款の性質については、さらに「前提論」と「黙示的条項論」とで立場が分かれている。史尚寛は、ドイツ学者ウィントシャイト（Bernhard Windscheid）の前提論（Voraussetzungslehre）[258]を約款説の代表的な学説として捉える。前提は、意思表示の附随条項であって、条件の程度には至らないものである。

これに対して、林誠二の論文は、前提説のほか、黙示条項論についても論じた。黙示条項説とは、当事者は法律行為を行う場合に、必ずある事件の状態が継続的に存在することを基礎とする。この事件の状態の継続的存在は、当事者により明確に契約に定められていないものの、法律の性質上、当事者の当該法律行為の効力に対する黙示的条項である[259]。しかし、「前提説」と「黙示条項説」は当事者の意思をその理論の基礎としているので、法律行為の要件及び錯誤と混乱されやすく、今は当説があんまり採用されていないといわている[260]。

二、相互性説

本説は、ドイツの法学者 Krüchmann により提出された。彼は事情変更法理の本質は双務契約の相互性に基づくと主張する。事情変更法理の適用範囲として、（ｉ）反対給付が非常に不確実となる場合、（ii）一方の給付の価値が変化せず、その反対給付が一般人から見て

257　この５つの学説は台湾の学者が提出したものではなくて、主にドイツの学説に影響されると思われる。台湾法上の理論的根拠を論じる場合に、史尚寛先生はドイツ法の上述した５つの学説を紹介した。その後、林誠二なども史先生の見解を批判しながら、上述の分類によって事情変更の原則の理論的根拠を議論した。史尚寛・前掲注（175）446～449 頁、林誠二・前掲注（250）59～61 頁参照。

258　ウィントシャイトによると、「前提論は意思表示論の一環として位置づけられている。意思表示が行われると、法的効力の発生が欲しされていることを理由として、法秩序がその効力を承認する。原則として、意思表示が行われた以上、当事者はその表示に拘束されるが、一定の場合にこの原則を貫徹することは、当事者の本来の意思に反することになる。すなわち、当事者は一定の事情を前提として、意思表示を行ったが、実際はそれと異なっていた、あるいは、異なるに至った場合である。意思表示に条件が付されている場合と異なり、意思表示を行った者は事情が変更しないということを当然として考えていたために、その旨を明示しないに過ぎたい。その意味で、前提とは、展開されていない条件（Unentwickelte Bedingung）である。よって、当事者の前提を覆すような事情の変動が生じた場合、意思表示はその正当性根拠を失い、効力を失うことになるのである。」吉政知宏・前掲注（5）15 頁以下、参照。

259　林誠二・前掲注（250）59 頁参照。

260　史尚寛・前掲注（175）446～447 頁参照。

非常に困難となり、従ってその履行の期待可能性が無くなる場合、（iii）権利行使が不能となる場合、（iv）その他、特に法規によって「Clausula rebus sic stantibus」が認められている場合が挙げられる。その効力は履行拒否の抗弁権または契約終止権或いは解除権である。史尚寛は、本説における相互性とは主観的であるかあるいは客観的であるかについての解釈は不明であることを指摘した[261]。例えば、低価格で物を売ると、その相当性を判断する場合に、当事者の相当であるとの認識が相互性の範囲内に入れば、結局当事者意思の解釈問題となる。一方、不相当を客観的に判断するのであれば、売主は価格が不相当である場合に、いつでも契約を解除できることは適切ではない。

さらに、林誠二もこの説に対して、「事情変更の原則の適用範囲は、双務契約に限らなくて、非法律行為により生じる法律関係及び法律行為の中の単独行為或いは片務契約にも及ぶ。ゆえに、相互性説を採ると、台湾における事情変更の原則の適用範囲と違うので、採用すべきではない」のように批判している[262]。

三、行為基礎論

ドイツ法学者エルトマン（Ortmann）の行為基礎論は事情変更法理についての重要な理論である。エルトマンによると、行為基礎は「行為基礎とは、行為意思がその基礎の上にきずかれる一定の事情の存在または発生に関する表象（Vorstellung）であるが、それは行為の締結のさいに現われ、相手方によってその重要性を認識され、異議を述べられない一方当事者の表象であるか、または数人の当事者の共通の表象である」のように定義されている[263]。台湾学者はエルトマンの行為基礎論に対して、批判的見解が有力である。林誠二によると、本説は、約款説或いは相互説と比べると事情変更法理の適用要件を明らかにしてるものの、その立論の基礎をはっきり示していない。すなわち、基礎の事実の不存在は、過去、行為の時或いは将来に発生することがあり、過去及び行為の時に発生することは当事者にとって錯誤の問題であって、事情変更の範囲に入らない[264]。

四、法律制度説

法律制度説の代表学者は史尚寛教授である。本説によると、事情変更の原則の適用は、当事者が予見できない事情の激変により不公平が生じる場合の救済手段であって、当事者の意思により説明できるものではない。従って、その適用は法律上の効力であって、すなわち

261　史尚寛・前掲注（175）447 頁参照。この点について、林誠二先生は「当事者の主観を認定基準とすると、当事者意思に介入するだけではなくて、意思解釈の問題が生じ、約款説と同じ欠陥がある。一方、客観を基準とすると、債務者は価格が相当でないため相互性がないであることを理由として契約解除を請求できる。それは明らかに不当である」と相互説を批判した。林誠二・前掲注（250）59 頁参照。
262　林誠二・前掲注（250）60 頁参照。
263　五十嵐清・前掲注（2）88 頁参照。
264　林誠二・前掲注（250）60 頁参照。

法律が規定する制度である[265]。この見解は台湾の事情変更法理の理論及び適用に大きな影響を与えたものの[266]、批判も少なくない。

林誠二によると、本説は事情変更法理の法律根拠を説明できるが、その立法の論理を解明できない。すなわち、確かに台湾の民法においては、148 条は誠実信用の原則の一般的規定で、民法 227 条の２及び民事訴訟法 397 条は事情変更の原則の規定である。また、個別的な場合の事情変更の原則についての救済が個別条文で定められている。しかし、社会事情の変遷は法律の規定で規制できないところも多い、一時的な法律制度は次々に現れる社会的変更に対応できない。もし事情変更の法理上の根拠を見つければ、法律に規定されていない事情が生じても、その法律の精神を適用の根拠としてもよいであろうと考えられている。林誠二は、明らかにしたいのは、事情変更の原則という法律制度の理論的根拠であり、法律制度そのものは事情変更の原則の理論根拠にはならない主張する[267]。

五、誠信衡平説

台湾法における「誠実信用の原則」［誠信原則］は、民法典の第１編「総則」の第７章の「権利の行使」のところに規定されて、民法全般の一般的条項である。日本法にいわゆる「信義誠実の原則」（信義則）と類似ている[268]。史尚寛は「誠信原則」をドイツ法の事情変更の法理の理論的根拠の一つとして紹介したが、前述したように法律制度説を選んだ。近時の議論を鑑みると、誠信原則及び衡平原則[269]を事情変更法理の理論的根拠として論じる見解は有力である。本説に対して、誠実信用の原則を事情変更法理の理論的根拠とすると、裁判官の主観的見解が公平及び理性を判断する唯一の基準となる恐れがあるという批判の声もある。

しかし、林誠二は「裁判官は誠実信用、衡平原則を援用する場合に、外延的な事情変更の事実、例えば、戦争、災害、インフレ、経済危機などの事実がなければならない。さらに、このような事実は当事者が予見できない、且つ明らかに公平を失する結果を生じる場合だけは、事情変更法理を適用できる。誠実信用原則は一種の指導的規範であり、事情変更の原則は、誠実信用の原則の一つの適用である」と事情変更法理の理論的根拠は「誠信衡平」説

265　史尚寛・前掲注（175）449 頁参照。

266　本説の批判として、林誠二の議論は有力であるが、彭鳳至の本にも「この見解はわが国の事情変更之原則の理論および適用に極めて大きな影響を与えるものの、その論点について、まだ検討の余地があるだろう」と本説を疑問視している。彭鳳至・前掲注（129）285 頁参照。

267　林誠二・前掲注（250）60 頁参照

268　法改正前の誠実信用の条文は、民法典 219 条で債権編のところに規定されていたが、1982 年の法改正により民法典総則編に編入した。中華民国民法 148 条「権利の行使は、公共利益を違反、或いは、他人を損害することを主な目的としてはいけない。権利の行使、義務の履行は誠実及び信用的な方法で行わなければならない。」［權利之行使，不得違反公共利益，或以損害他人為主要目的，行使權力，履行義務，應依誠實及信用方法。］

269　黄茂栄『債法総論（増訂第 3 版）』（根植法学叢書編輯室、2010 年）85～86 頁参照。

であると主張する[270]。

第二款　事情変更法理の要件

事情変更法理の要件について学説の見解は必ずしも統一されていないが、民法 227 条の 2 の 1 項により確定された要件は、①事情変更の事実があること、②事情変更の事実は法律行為が成立した後、法律効力が消滅する前に発生すること、③法律行為の当時に予見することができないこと、④当事者双方に帰責できないこと、⑤本来の効果に従うと明らかに公平を失することであるとの主張が有力である[271]。

一、「事情」とは何か

まず、「事情」とは何かという問に答えなければならない。すなわち、ここで言う事情は、客観的な事実だけを指すのか、あるいは主観の認知も含まれているのかという問題である。通説は、ドイツ法の影響で、「事情」とは法律行為成立時の環境あるいは基礎のすべての状況であると考える。その行為の環境は客観的な事実であり、主観的な事実を含まない[272]。例えば、突然起きる戦争、自然災害、暴動、ストライキ、経済危機、貨幣価値の落下、物価の騰貴、為替相場の大幅な変化などのことが挙げられているが、事情変更法理が適用されるか否かは、特定の事例の中で以下の要件と合わせて総合的に判断しなければならない。

二、「変更」とは何か

どのような或いはどの程度の「変更」は事情変更法理の「変更」にあたるかについて、史尚寛によると、変更は経済的或いは非経済的、地域上の普遍的或いは一部的、一時的或いは永久的なのかを問わず、その「変更」はその他の要件と結合して判断しなければ成らない。民法 227 条における「変更」は「激変」のことだけであるか否かによるとした明示していない[273]。しかし、その変更は、当事者が予見することができず、且つ、変動の程度は本来の効力に従うと明らかに公平を失するほどにならなければならない[274]。

三、事情変更の事実が生じる時点について

事情変更法理の適用は、法律行為が成立した後、または法律効力が消滅する前に生ずることを要件としている。法律行為の効果が消滅した後に生じる事実は事情変更の問題になら

270　林誠二・前掲注（250）61 頁参照
271　林誠二・前掲注（250）68 頁参照。
272　彭鳳至・前掲注（129）451～452 頁など参照。
273　非常時期民事訴訟補充条例第 20 条 2 項は「激変」を事情変更の原則の要件とする。
274　林誠二・前掲注（250）62 頁参照。

ない。また、法律行為の前に既に事情が変更した、或いは事情が変更し始まった場合に、当事者がその事情変更を知ったにもかかわらず、法律行為を行うのであれば、その事情の変更を法律行為の環境となり、事情変更の問題は生じない。当事者はその事情の変更を知らずに、法律行為を行った場合に、錯誤の問題となる[275]。契約関係において、契約が成立後、履行までの間に発生した変更の事実は、当原則に適用できるか否かについて、以下の 3 つの論点に巡って議論されている。

１．　変更した事情が原状に恢復する場合に、事情変更法理に適用できるのか

法律行為の成立後、法律効力が消滅する前に事情変更が生じるものの、変更した事情が原状に恢復した場合に、事情変更法理を適用できるのか。債権関係においては、①この恢復は履行の給付が行われた後に恢復した場合に、変更の結果は本来の法律効果に影響を与えたので、「明らかに公平を失する」［顯失公平］可能性があり、事情変更の原則に適用可能性がある。②一方、履行の前に事情変更が恢復した場合、事情変更の結果の消滅に従って、本来の法律効果への影響もなくなるので、「明らかに公平を失する」ことにはならず、事情変更法理の適用も当然できないと考えられる[276]。

２．　当事者が事情の変更を知らない、または知ったにもかかわらず事情変更法理を主張せずに債務を履行した場合

未履行の契約だけに事情変更法理を適用できる旨を示したドイツ最高裁の判例に基づいて、当事者が事情の変更を知らないまま契約を履行した場合に、同法理を適用できない。ここで債務への弁済行為は法律行為ではなく、事実行為であるゆえに、民法 88 条のいわゆる錯誤の規定により取消してはいけない[277]。

---

[275]　事情変更法理と錯誤法理の相違について、呉学義は「錯誤は、意思表示の当時に既存する観念は事実と一致しないことを指すに対して、事情変更の原則は、意思表示当時の真意と表示の不一致ではなく、意思表示の後に生じる事情変更により、意思表示の必然的な環境（意思表示の基礎［筆者注］）が意思表示の真意と一致しないことを指す。錯誤は、意思表示の当時に、その基礎である事実を間違ったため、効果は最初の意思表示を取消し（中華民国民法 88 条）、または無効にすべきである（日本民法 95 条）。一方、事情変更の原則は、当時の環境と認識が一致であるため、当時の意思表示は当然無効または取消されるべきではない。」と事情変更の原則を錯誤と厳格に区別しなければならないと強調した。呉学義『事情変更原則與貨幣価値之変動（戦時民事立法）』（商務印書館、1946 年）41～42 頁参照。そして、林誠二も両者の性質、要件または効果の差異を詳しく検討した。林誠二「情勢變更原則之理論與實際―債法上之比較研究―」立法院院聞地 10 巻第 9 期（1978 年）41～42 頁参照。

[276]　林誠二・前掲注（250）62 頁参照。私見では、②の場合に、契約が履行される前に事情が原状に恢復するとしても、その影響が重大であったり、履行の寸前に原状恢復したりした場合には、事情の変更により「明らかに公平を失する」可能性がないとはいえないと考える。

[277]　林誠二・前掲注（275）44～45 頁参照。

３． 債務者の履行遅延がある場合

中華民国民法典 231 条[278]は

「債務者が遅延する場合、債権者は遅延による損害賠償を請求できる。

前項の債務者は、遅延中の不可抗力により生じる損害に責任を負うべきである。但し、債務者は給付遅延しなくても損害が免れないことを証明できる場合、この限りでない。」

と定めている。

争点となるのは、債務者が履行遅延に陥り、事情変更が発生する場合に、事情変更法理を主張できるのか。すなわち、事情変更法理は 231 条 2 項[279]より優先的に適用されるべきか否かである。従来の学説によれば、事情変更法理は、危険負担のように危険の「帰属」を決める（民法 231 条 2 項）ではなくて、公平に危険を「分担」することを目的とする。債務者は遅延により一般責任を負担するほかに、過大な責任を負うべきではない。ゆえに、事情変更と遅延は直接的な因果関係がない以上、履行遅延は事情変更法理の適用に妨げない[280]。

しかし、従来の学説や判例に対する反対意見もある。姚志明によれば、事情変更法理は、意思表示の瑕疵、瑕疵担保責任あるいは債務不履行責任などの規範を補充する規範に位置づけられるべきであり、これらの規範の適用がある場合に、本法理には適用できない。そのため、債務者に帰責できる給付遅延の場合に、民法 231 条 2 項に適用すべきであり、事情変更法理の適用を排除すべきとされている。そうでないと、不可抗力事件が発生してすぐに事情変更法理が適用されるとなれば、民法 231 条 2 項は空文化される[281]。また、林誠二は、給付の遅延は債務者に帰責できることは、事情変更法理の「当事者の責めに帰すべからざる」要件と矛盾しているとして、否定的な態度を示した[282]。

四、事情の変更は当事者の責めに帰すべからざる事由により生じること

民法 227 条の２の１項は、事情変更法理の要件について、当事者の無帰責性を明示しな

---

278 中華民国民法典 231 条
「債務者が遅延する場合、債権者は遅延による損害賠償を請求できる。
前項の債務者は、遅延中の不可抗力により生じる損害に責任を負うべきである。但し、債務者は給付遅延しなくても損害が免れないことを証明できる場合に、この限りでない。」

279 中華民国民法典 231 条
「債務人遅延者，債權人得請求其賠償因遲延而生之損失。
前項債務人，在遲延中，對於因不可抗力而生之損害，亦應負責。但債務人證明縱不遲延給付，而仍不免損失者，不在此限。」

280 この見解はドイツの判例に影響され、史尚寛は本説の代表者である。史尚寛『債法総論』（中国政法大学出版社、2000 年）451～452 頁参照。実務においても、肯定説（最高裁 41 年台上字第 1406 号判決、最高裁 69 年台上字 3860 号判決および最高裁 85 年台上字第 1892 号判決）を取るのは一般的である。

281 姚志明「一般情事變更原則於給付工程案例之適用―兼評最高法院九十四年台上字第八九八號判決―」月旦法學雜誌第 156 期（2008 年 4 月）266 頁参照。

282 林誠二・前掲注（275）45 頁参照。

い。しかしながら、学説は立法者の真意はこの要件捨てるわけではない。地震、水害、台風、戦争、クーデターなどのいわゆる不可抗力（絶対的な事変）は当然当事者の責めに帰すべからざる事由なので、これらにより生ずる事変は、事情変更法理を適用できる。一方、第三者に帰責できる事由により生ずる状態（相対的な事変）は事情変更法理を適用できるかどうかについては、否定的な見解は有力である[283]。

五、予見不可能性について

台湾の実務において、当事者の予見不可能性という要件は、「明らかに公平を失する」の要件と同じく、事情変更法理に適用できるか否かを判断するもっとも核心的な要件である。「予見することができない」（予見不可能性）というのは、事情の変更は当事者が予見した、または予見できるものではないことである。この要件を判断する場合に、以下の点が議論される。

１．　客観上の予見できない性質を持つ

学者たちは、客観的見ても契約関係が成立する当時に予見できないことは、事情変更法理にいわゆる「予見不可能性」に当たる点について、大体一致している[284]。当事者（X）は実際に予見しなかったものの、誠実信用原則によって、事情の変更は当然予見できると見なす場合（客観的視点から見る）も、その当事者は事情変更の原則を主張できない。その理由は、契約締結後、相手当事者（Y）は当事者（X）の予見性に対して期待性があり、Xの過失により予見できなかったので、Xが事情変更の結果を負担しなければならない。また、客観的みれば予見することができる事変は、契約締結の時点で既に存在し、当事者がその事変を認識しなかった場合に、錯誤の問題となる[285]。

２．　契約における一方当事者だけが事情の変更を予見しなかった場合

予見しなかった一方当事者は事情変更を主張できるという見解[286]に対して、さらに状況によって考えなければならないとの意見もある。すなわち①取引の目的物は一般的なものである場合に、予見した当事者は常に相手が予見しなかったことを利用して不当利益を求めるので、善意かつ予見しなかった相手の当事者に事情変更の原則の保護を与えるべきで

283　姚志明は「事情変更の原則における『事情変更』は『絶対的な事変』である。『絶対的な事変』の場合に、事情変更の原則を適用できなければ、ほかの救済手段がなく、不公平な結果が生ずる。『相対的事変』については、当事者と第三者の不法行為の問題が生ずるので、事情変更の原則に適用する余地はない」と述べている。姚志明・前掲注（281）265 頁参照。
284　史尚寛・前掲注（175）453 頁、林誠二・前掲（275）45 頁、姚志明・前掲注（281）264 頁など参照。
285　史尚寛・前掲注（175）453 頁。
286　同上 452～453 頁参照。

ある。②取引の目的物は射幸的、例えば株式の売買である場合に、株を購入する当事者は株式市場の不安定を知るはずなので、そのリスクを負わなければ成らない[287]。

六、明らかに公平を失することの判断基準（リスクの配分、裁判官の裁量権）

民法 227 条の 2 のいわゆる「明らかに公平を失する」［顯失公平］は、本来の効果に従うと、誠実信用と衡平の原則に違反となる。ここの「公平」とは、自然法における理想的公平であり、信義則に違反するかどうかを判断する場合に、具体的な事案の事実に基づいて当時の社会環境を斟酌しながら判断すべきであると考えられている[288]。また、「明らかに公平を失する」場合だけが事情変更の原則を引用できる。「明らかに公平を失する」の客観的な判断基準として、以下の原則が提示された[289]。

１． 取引の安全を害する恐れがある。すなわち、通常の利益関係を大きく変動させる。〔取引安全の障碍〕

２． 相手当事者が期待しなかった利益だけを除去する。事情変更の原則の目的は不当の損害を除去するので、その適用で相手に不当な損害を与えてはいけない。

３． 不公平の事実は法律関係の当事者双方あるいは一方に存在する。

４． 事情の変更は明らかに公平を失する結果との間に相当の因果関係があること。

姚志明は日本学者五十嵐清先生が事情変更の結果に関する論説に基づいて、「明らかに公平を失する」ことを主に①経済的不能、②等価関係の破壊、③契約目的不到達に類型化した[290]。

第三款　事情変更法理の効果

通説としては、事情変更の要件が成立する場合、本来の法律関係の効力をどのように変更するのか、理論上は契約の改訂や解除の二つの効果があると議論されている[291]。すなわち、第一次的効果として、事情変更法理は成立された法律関係が事情変更により生じる不公平の結果を排除することを目的とするため、その効果はまず当初の法律関係を維持しながら、その内容を変更する程度に止まるべきであることが挙げられている。そして第二次的効果は、もし、このような方法はまだ不公平の結果を排除できなければ、その法律関係を終了あるいは消滅させる措置を採用することである。最近、裁判の介入による私的自治への侵害に

287　林誠二・前掲注（275）45 頁参照。
288　林誠二・前掲注（275）46 頁、姚志明・前掲注（281）266 頁。
289　史尚寛・前掲注（175）454 頁参照。
290　姚志明・前掲注（281）267 頁。
291　史尚寛・前掲注（175）456 頁以下、楊宏暉「論事情変更原則下重新協商義務之建構」台北大学法学論叢第 97 期（2016）18～19 頁、林誠二・前掲注（250）64～66 頁など参照。

ついての懸念を解消するため、「再交渉義務」［重新協商義務］を事情変更の法理の効果として民法に導入する提唱が注目を集めている。その具体的な契約調整の方法・手段として、以下のようなことが挙げられている[292]。

一、第一次的効果

１． 給付の増減

給付増減の定義についての論説は統一的な見解がないものの、「給付の増減とは、事情の変更により、給付の数量に関する困難が生じ、法律は公平の目的を実現するため、本来約束した給付の数量を減少あるいは増加する」[293]という定義は有力である。

裁判所は給付の増減をする基準についても、かならず明白ではないが、判例は「事情変更により給付の増加を命じる判決は、物価の変動だけを根拠とするではなく、客観且つ公平な基準に従い、一方当事者が事情変更により受けた損失および他方の当事者が事情変更により得た利益、またはその他の実際の状況を考慮しながら、適切な給付の増加額を決める」[294]という立場で、学説もそれと一致している。また、給付の数量の増減の程度について、第一に、給付の種類を変更できない、第二に、給付の増減は一定の限度内に控えるべきであると強調されている[295]。

ここにいう給付の増減の基準について、やはり事案ごとに、種々の事情を斟酌しながら、裁量しなければならない。そして、どうしても裁判の主観的な判断が必要であり、客観的な基準を決めるのはそもそも不可能である。台湾の学説からみると、給付の増加については、通底するのは公平原則であることが見られる。

２． 給付の延期あるいは分割払い

契約の改訂には、上記の給付の増減のほか、給付の延期あるいは分割払い[296]が挙げれれる。民法の 318 条は以下の通りに規定している。

---

[292] ここで挙がられる者以外には、民法 418 条が規定する「贈与者は贈与の約束をした後、その経済状況が明らかに変更し、若し贈与はその生計に重大な影響を与え、あるいは扶養義務の履行を妨げる場合に、その贈与の履行を拒むことができる」こと、民法 201 条（特定の通貨の給付）および民法 480 条第 1 項第一款（返還）が規定する特定の通貨の効力が無くなる場合も事情変更であるので、ほかの種類の通貨を支給や返還しなければならないことも事情変更の法理の第一時的効果の具体的な形であると考えられている。林誠二・前掲注（250）65 頁参照。

[293] 林誠二・前掲注（250）64 頁参照。

[294] 最高法院 66〔1977〕年台上字第 2975 号民事判決〔判決日 1977 年 9 月 30 日〕

[295] 裁判所は給付の増減をする限度について、史尚寛は「既存する債務を縮小する場合に、いくら縮小しても、本来の債権の継続的な存在を前提とする。一方、給付の増加は一定の限度を超えたら、債権の同一性を失うので、とくに給付の増加は限度を超えて、相手方に新たな義務を負わせてはいけない。」史尚寛・前掲注（175）456 頁、林誠二・前掲注（250）64 頁参照。

[296] 延期あるいは分割払いは事情変更の効果として、実は履行期の変更である。史尚寛・前掲注（175）457 頁参照。

「(一部あるいは延期弁済) 債務者は一部弁済を為す権利がない。ただし、法院は債務者の状況を斟酌して、債権者の利益を損なわない相当の範囲内に、債務者の分割払い、あるいは延期弁済を認容することができる。

法院が分割払いを認めたにもかかわらず、債務者がその中の一期を遅延する場合に、債権者は債権の全部の弁済を請求することができる。

給付が分割できない場合に、法院は第 1 項の但し書きに準じてその延期を認めることができる。」[297]

この条文における「法院は債務者の状況を斟酌」することについて、解釈としては、事情変更により債務者の給付の状況が困難になる場合も含まれていると考えられている[298]。

３． 同種の給付の変更

史尚寛によると、種類債権が特定された後、事情変更が生じる場合にも特定物を給付させることは、誠実信義原則に反する。一定の条件で、債務者は変更の権利があって、ほかの同種物で特定された目的物を替えることができる。そして、若し種類債権が特定された後、債務者の責めに帰すべからざる事情変更によって、債務者に特定物の給付をさせることは明らかに公平を失する場合に、債務者に変更権を与えるべきである。

４． 先給付の拒絶（不安の抗弁権）

双務契約の当事者は民法 264 条の規定により同時履行抗弁権を主張したい場合には、自分は先給付の義務を果たさなければならない。但し、民法 265 条は「一方当事者は、他方当事者に先給付の義務を履行すべき場合に、もし他方当事者の財産が締約の後明らかに減少し、対等の給付の履行することが困難になる恐れがあれば、他方が先に給付を履行しないあるいは担保を提供する前には、自分の給付を拒むことができる」[299]と定めている。通説は、この条文における「他方当事者の財産が締約の後明らかに減少し、対等の給付の履行することが困難になる恐れがある」ことは、事情変更を含んでいると解釈すべきだと主張している[300]。一方、姚志明は上記の民法 318 条および 265 条の規定は、事情変更の法理特有の効果で

---

297 中華民国民法 318 条「(一部或緩期清償)
債務人無為一部清償之權利。但法院得斟酌債務人之境況，許其於無甚害於債權人利益之相當期限內，分期給付，或緩期清償。
法院許為分期給付者，債務人一期遲延給付時，債權人得請求全部清償。
給付不可分者，法院得比照第一項但書之規定，許其緩期清償。」

298 史尚寛・前掲注（175）458 頁、林誠二・前掲注（250）64 頁参照。

299 中華民国民法第 265 條「(不安抗辯權)
當事人之一方，應向他方先為給付者，如他方之財產，於訂約後顯形減少，有難為對待給付之虞時，如他方未為對待給付或提出擔保前，得拒絕自己之給付。」

300 史尚寛・前掲注（175）458 頁、林誠二・前掲注（250）64～65 頁参照。鄭玉波『民商法問題研究（一)』(鄭玉波出版、1983 年）第 4 版、193 頁など参照。

はないので、別に事情変更の法理の要件に満たさなくても、当事者は裁判所に請求することができると指摘している[301]。

二、第二次的効果

通説によれば、第二次的効果は、第一次的効果の方法を用いても事情変更により生ずる不公平な結果を排除できない場合に、契約関係を消滅させる[302]。例えば、契約を解除あるいは継続性契約を終止することは最後の手段であり、当事者は一般的に法律関係の消滅の結果を喜ばしく思わないからである[303]。一方、事情変更の法理を規定する民法 227 条の２の１項は明確的に第二次的効果を定めていない[304]ものの、条文にいわゆる「その他の本来の効果の変更を求めることができる」ことは、契約の解除あるいは終止のような本来の効果を変更する方法を含むと解釈すべきであると考えられている[305]。林誠二の見解によると、事情変更によって契約の目的が達成不能になっても、当事者に本来の法律関係を維持させるのは不当であることで、契約を解除できる。また、継続的契約において、契約解除による原状恢復することは難しい場合に、将来に向かってその契約の効力を消滅させるべきであり、すなわち契約を終止すべきである[306]。

三、第一次的効果と第二次的効果の関係

この問題に対して、まず解除・終止権と給付増減請求権の関係について、史尚寛はドイツの判例法理基づいて、両者の関係は以下の四つの見解がある指摘している[307]。すなわち、①増額請求権は解除権の派生的な適用形態であるので、解除権を認めるなら、当然増額請求権もある。②増額請求は解除権の先行要件であり、解除権を行使する者は、債権者に対して先に給付増加を催告すべきであって、拒絶されてから契約を解除することができる。③法律規定に従って増額権が認められる場合に、解除権を行使することができない。④増額請求権は

301　姚志明・前掲注（281）266 頁参照。
302　史尚寛・前掲注（175）455 頁、林誠二・前掲注（250）65～66 頁、姚志明・前掲注（281）272 頁、楊宏暉・前掲注（291）19 頁参照。
303　姚志明・前掲注（281）272 頁参照。
304　確かに、227 条の 2 の 1 項の文言だけを見ると、台湾法において、事情変更の法理の効果は契約の改訂しか規定してないように見える。例えば、石川博康は台湾法を検討する場合に、「事情変更の原則の効果として契約の改訂のみが規定されており、契約解消に関する効果が明示的に定められていない点をその特徴として指摘することができる」と論じている。石川博康・前掲注（57）254 頁参照。
305　黄茂榮『債法総論（三）増訂 3 版』（植根出版社、2010 年）92 頁参照。
306　契約解除と契約終止のほか、中華民国民法典 750 条が規定する保証責任の除去請求権も事情変更法理の第二次的効果であると考えられている。林誠二「事情変更原則之再探討」台湾本土法学雑誌（第 12 期）2000 年、64 頁参照。また、この点について、史尚寛は「对于当事人双方尚不足获充分之公平结果时，始应认有溯及效力之解除契约权」を述べている。すなわち、中・長期契約について、まずは未来に向いて契約の効力を終止すべきであるが、それにしてもまだ公平的な結果を得ない場合のみ、遡及効のある契約解除権が生じる。例えば、一方の給付は長期的な分割払いに対して、他方給付は分割できない給付である場合。史尚寛・前掲注（175）459 頁参照。
307　史尚寛・前掲注（175）459 頁、注〔１〕参照。

解除権以外の一つの独立的な権利である。

林誠二はこの四つの見解に基づいて、「事情変更原則の第一次的効果は、本来の法律関係の維持を目的とする。かつこの原則は誠実衡平原則に基づいて成り立っているので、どのように当事者間の公平正義を求めるかはもっとも重要な課題である」ことを述べて、第一次的効果の重要性を強調しながら、その第一次的効果が効かないなら、第二次的効果が機能すると主張する[308]。つまり、上記の②の見解と一致し、近時の有力説である。

四、再交渉義務論の展開

台湾の現行民法においては、「再交渉義務」[重新協商義務]を事情変更の法理の効果として規定されていないだけではなくて、上述のように、通説も契約の改訂および解除について見解であって、議論の蓄積もよほど多くはない。台湾法においては、事情変更のおける契約調整について、法律の規定は直接的なものである。つまり、裁判所は当事者主張により契約の効力および内容の変更を衡量して決める。

もちろん、裁判所は当事者の請求の範囲内に職権によって裁量しなければならないものの、その最終的な内容は裁判所が一方的に決める結果になりかねない。つまり、第三者による当事者自治への侵害の恐れがある。このような問題を解消するため、学者たちは伝統的な効果論以外には、解決策を模索してきた。そして、近時の学説には「再交渉義務」を事情変更法理の効果として台湾民法に導入すべきか否かについての議論が関心を集まっている。この問題は以下の視点から検討されている[309]。

１．　私的自治の優先と裁判所介入の補充性

台湾の実務および学説を鑑みれば、一般的に、事情変更の法理の適用には、契約の均衡が著しく失われば裁判所が直接に介入することができるわけではなくて、当事者により為した契約リスクの配分についての約束を優先的に考慮し、当事者の私的自治を尊重しなければならい。そして、当事者が契約の改訂あるいは解除を求める場合に、当事者にとって少なくともう一回試して、交渉の形で求められる結果を達成することは、私的自治の原則に相応しい。このような「再交渉義務」は台湾法上の事情変更の法理の学説や実務との基本的立場は一致しているので、その導入は齟齬が生じないと考えられている[310]。

２．　比例原則に従って私的自治への介入

まず、楊氏は、台湾法における当事者の自主的決定を中心とする私的自治が憲法上保護さ

308　林誠二「事情変更原則之再探討」台湾本土法学雑誌（第 12 期）2000 年、65 頁参照。
309　楊宏暉・前掲注（291）１頁以下参照。
310　同上 62～64 頁参照。

れるものであることを強調する上で、比例原則によると、あらゆる私的自治への介入はもっとも穏やかかつ効率的な方法で行わなければないと主張する。事情変更の法理に関する規定は現代契約法の趨勢であり、裁判所に契約の自由と契約の神聖を緩和するある程度の権限を与えるものの、法律プロセスの設計においては、当事者が自ら協議を達成することをできる限り促進すべきである。従って、先に当事者に再交渉義務を負わせ、裁判所は予備的な立場に引き込むことは、私的自治を守るからであると述べられている[311]。

また、比例原則を運用する際には、二つの異なる価値の調和に関わる。基本的に、私的自治と契約自由は契約法の重要な基本的価値であるものの、限界がないわけではない。そして、私的自治が効かない場合に、国や裁判所は介入することができる。このような介入はあくまでも例外的な状況であり、私的自治は利益衡量において特別な地位を持ち、優先的に考慮しなければならないものの、台湾民法に規定される事情変更の法理の効果によると、裁判所が硬直的介入する恐れがある。従って、台湾の民法においては、再交渉義務の立脚の根拠があるとされている[312]。

３．　現行民法における「再交渉義務」に類似する規定

当事者間の利益の衝突による紛争を解決するには、現行民法における数多くの条文は、当事者間の自発的交渉が先に行い、交渉は合意に至らない場合だけ裁判所の判決が紛争解決の補充的措置として介入することができると規定している。例えば、民法 425 条[313]の１の２項に於いては、賃貸借関係が推定される場合の賃料の金額について、また、838 条[314]の１の１項は、法定地上権が設定される場合に、その内容について当事者が協議できない場合に、裁判所にその金額又は内容を決めることを請求できると定めている。もし、このような協議の前置を積極的な意義を与えると、当事者が協議の達成に積極的に交渉義務を果たさなければならない。例えば、適時的に交渉、提案、議論しなければならないなど。以上の現行民法の規定を鑑みれば、事情変更の場合に、民法に再交渉義務を織り込むことは違和感がない

311　楊宏暉・前掲注（291）64 頁参照。
312　楊宏暉・前掲注（291）65 頁参照。
313　中華民国民法典「第 425-1 條（土地所有人與房屋所有人之租賃關係）
土地及其土地上之房屋同屬一人所有，而僅將土地或僅將房屋所有權讓與他人，或將土地及房屋同時或先後讓與相異之人時，土地受讓人或房屋受讓人與讓與人間或房屋受讓人與土地受讓人間，推定在房屋得使用期限內，有租賃關係。其期限不受第四百四十九條第一項規定之限制。
前項情形，其租金數額當事人不能協議時，得請求法院定之。」
314　中華民国民法典第「838-1 條（強制執行拍賣之協定）
土地及其土地上之建築物，同屬於一人所有，因強制執行之拍賣，其土地與建築物之拍定人各異時，視為已有地上權之設定，其地租、期間及範圍由當事人協議定之；不能協議者，得請求法院以判決定之。其僅以土地或建築物為拍賣時，亦同。
前項地上權，因建築物之滅失而消滅。」

と考えられている[315]。

五、当事者の主張あるいは裁判所の職権によるなのか

2000 年 5 月 5 日民法 227 条の２が施行された前に、旧民事訴訟法 397 条の規定によれば、裁判所は職権により事情変更法理を適用できるものの、民法 227 条の２が施行された後から、当事者の主張は必要となる。この点については、事情変更の法理の適用に関する、裁判所の職権主義から当事者主義への推移を示すものとして理解されている[316]。

六、227 条の２の１項とほかの法規定の関係

姚志明教授によると、台湾民法における 227 条の２の１項に定められた事情変更の法理と、他の法規定との関係は以下の通りである[317]。第一に、「特別事情変更」に関する規定は、227 条の２に優先する。民法 227 条の２は一般事情変更法理の規範であり、台湾民法においては、事情変更法理に関する個別的な特別法規定がある。例えば、民法 65 条（財団目的不到達)、252 条（違約金の減額)、418 条（贈与契約の履行拒絶)、424 条（賃借人の終了権)、442 条（不動産賃貸借賃料増減請求権)、472 条 1 項（賃借人の契約終了権)、549 条（委任契約）などである。第二に、瑕疵担保責任（民法 359 条以下）の適用範囲に入る場合に、民法 227 条の２に定める事情変更法理を適用する余地はない。第三に、債務者に帰責できない給付不能は 227 条の２を適用できないが、経済的不能については事情変更法理を適用できる。第四に、意思表示の錯誤による取消は、事情変更法理の適用に優先する。

第四款　本節まとめ

以上では、台湾法における事情変更法理に関する学説につき、主に同法理の理論的根拠、要件論、効果論を中心に検討した。

まず、事情変更法理の理論的根拠は、母法と言われるドイツ民法における信義則をはじめ、英米法の衡平理論の影響を受けている。史先生の議論はドイツの学説を紹介した上で、事情変更法理の理論的根拠を法律制度説に求めた。これに対する反論のうち特に着目すべきは、林誠二の「信義衡平則」[誠実衡平原則] に関する議論である。法の適用にあたって、実際にその抽象的な権利や義務の内容を具体化す・実現化するときには、個別的な事情や状

315　楊宏暉・前掲注（291）66 頁参照。
316　石川博康・前掲注（57）255 頁、韓世遠「情事変更原則研究－以大陸法為主的比較考察及対我国理論構成的嘗試」中外法学 2000 年 4 号 455 頁（2000 年）を参照、また、韓世遠『民法的解釈論與立法論』（法律出版社、2015 年）61 頁参照。
317　姚志明・前掲注（281）270 頁参照。

況に応じた修正・補充がどうしても必要となる。林教授は事情変更法理の根拠を信義則に求めるだけではなくて、事情変更の結果が「明らかに公平を失う」［公平原則］ことも重視する。すなわち、事情変更法理の適用に際して、当事者意思の尊重と契約の公平とのバランスが重要であるというのである。

次に、同法理の要件について、（ｉ）債務者の履行遅延がある場合に、事情変更法理の適用があるかどうかについて議論が分かれている。この点本稿は、債務者の遅延と事情の変更の間に相当する因果関係がなければ、事情変更法理の適用を妨げないと考える。（ii）予見不可能性について、事情の変更の予見不可能性は客観的の判断に基づくべきである。本研究は特に、当事者にとってある程度の予見可能であっても、その事情変更の程度を一般人が予見できない場合に、事情変更法理の適用を肯定する見解に着目する[318]。この見解の背景には、当事者意思を必ずしも中心に据えず、事情変更により生じるリスクを公平に配分しようとする理念があるのではないかと考える。（iii）当事者の帰責性について、民法 227 条の 2 はこの要件を明文で示していないものの、事情変更法理の適用にあたって本要件を考慮しなければならないというのが、学説上通説となっている。（iv）台湾法では、「明らかに公平を失すること」の判断することは、事情変更の法理のもっとも核心的な要件であり、同法理に通底するのは公平原則であると考えられる。

事情変更法理の効果として、227 条の２の１項は契約の改訂しか定めていないものの、第一次効果と第二次効果の関係についての学説上の議論は、事情変更により生じるリスクを段階的に、多様的に配分するためにも有意義である。また、台湾民法は、事情変更法理の効果として再交渉義務を明文で示していない。現在の状況をみると、裁判所が中間的な役割を果たして、裁判官はその職権に従って、第三者の目から公平を衡量する。最高裁 98 年〔2009〕年台上字第 1914 号判決は「裁判所は給付増加の判決を下す場合に、客観的な基準で一方当事者の事情変更による損失、他方当事者の事情変更による利益、またその他の実際の状況を斟酌しながら、増加給付の額を決めなければならない。物価の変動だけを判断の根拠としてはいけない」[319]と示している。

私法自治の視点から見れば、裁判所または裁判官の介入をなるべく控え、契約当事者の意思を尊重しなければならない。そうであれば、当事者が事情の変更を知った上に、どのような交渉を行うか、またはどのような交渉結果を達成できるのかを基準とすべきであると考えられる。すなわち、当事者双方の真意を裁判所が事情変更に関する規定を適用する際の主

318　駱建廷「淺談美國法上契約免責事由與我國情事變更原則之比較（下）」萬國法律 187 期（2013）71 頁参照。

319　最高裁98〔2009〕年台上字1914号判決（判決日2009年10月15日）は「法院為增加給付之判決，應依客觀之標準，審酌一方因情事變更所受之損失，他方因情事變更所得之利益，及其他實際情形，以定其增加給付之適當數額，非全以物價變動據。」と示している。

な参考基準とする。しかし、如何に当事者の真意を究明することは単純なことではない。従って、裁判官が契約を調整する前に、当事者に再交渉義務を負わせることにより、前述したような私的自治と契約の調整の間の緊張関係を緩和させることが期待できる[320]。

第三節　事情変更により生じる紛争とその解決

本節では台湾法における事情変更の法理の実務状況を明らかにすることを目的とする。第一款はリーディングケースの紹介で、第二款は台湾司法院が公布した『最高法院民事裁判書彙編』に編輯された判決を手がかりとして全体的に台湾の実務における事情変更法理の適用状況を分析する。第三款では、契約類型ごとに、個別の事案におけるリスク配分の状況検討することで、民法 227 条の２の１項の適用状況の具体像の描写を試みる。1999 年民法改正後、台湾の実務を全体的みると、実際の紛争によくあらわれる主要な類型は、売買契約（一回的契約)、賃貸借契約（継続的契約)、請負契約とりわけ公共工事契約（長期且つ重大な契約)、保険契約（リスクが契約の内容となる契約）である。

第一款　リーディングケースの分析

上述のように、台湾民法において、事情変更の法理に関する立法は第二次世界大戦後まもなく施行された「復員後民事訴訟を処理する補充条例」[復員後辦理民事訴訟補充條例]（補充条例Ⅱ）〔1945 年 12 月 18 日〕に遡れる。そのあと、民法改正前まで、事情変更により生じる問題を対応するために、民事訴訟法の 397 条などが機能していた。1999 年の民法改正による事情変更の法理の明文化も、これらの立法の経緯・またそれに基づく判例の状況を踏襲して成り立ったものであるとも言える。従って、リーディングケースについての検討は重要である。台湾の早期の判決書はデータ化されなかったので（1996 年以前)、オンライン上では公開されていない。しかし、最高法院によって判例要旨を編輯して『最高法院判例要旨』(最高法院、2003）という出版物が作られていて、「司法院法学資料検索システム」でも公開さている。「事情変更」をキーワードで検索すると、33 件が出て来るが、本論文はそのなかの重要なものを紹介する。残念ながら、一部の判例は判決の要旨および理由のみ記述するので、詳しい事実関係についての紹介は割愛せざるを得ない。

一、事情変更法理の要件に関するリーディングケース

320　楊宏暉・前掲注（291）１頁以下参照。

１.「当事者帰責性」についての判例[321]

＜要旨＞

「補充条例Ⅱ」の 12 条のいわゆる当事者の責めに帰すべからざる事由により生じる事情の変更とは、事情変更そのものは当事者の責めに帰すべからざる事由により生じるものということであって、本来の債務者の履行遅延が債務者に帰責できるか否かには関係がない。ゆえに、双務契約に於いて、一方当事者が履行を遅延し、他方が契約を終止する場合に、履行遅延の当事者は当然他方当事者に債務不履行による損害賠償をしなければならない。なお、他方の給付についても事情変更の法則に従って、公平的に増減を裁量することによって、一方当事者が実際に受けた損害を差し引くべきである。

Ｘ　（上告人）　　台湾省政府建設庁〇〇局

Ｙら（被上告人）　Ｙ１　南洋営造場　　Ｙ２　和志製革場

　　Ｙ３　大慶華営造場　Ｙ４　大同木材店

＜事実の概要＞

Ｙ１とＸは 1949 年３月 21 日に、Ｙ２～Ｙ４を保証人として、Ｘから灌漑工事を請け負うための契約を締結した。本契約は、工事費は 8,375 元（NTD）（後ほど設計の変更によって 7,406.648 元に変更した）、手付け金は契約代金の七割、工事期間は 200 日（ウイークデー）にし、期間通りに完成できないあるいは仕事がうまくできない場合に、Ｘが契約を解除できることや、Ｘがほかの会社に頼むために受けた損害は、すべてＹらがその賠償を負わなければならないことについて約束した。その後、Ｙ１の責任で期間内に工事が完成されなかった。ＸはＹ１が完成しなかった部分について改めて入札者を募集したが、物価の上昇によって、Ａに 41,000 元の価格で請負させた。

原審は、「Ｘは、Ｙ１が期日どおりに竣工しなかったことで、特約によって契約を解除し、Ｙらに損害賠償請求を求めることは不適切ではない。なお、完成されなかった工事はほかの会社に請負させる代金が 41,000 元に上昇したので、本来の契約によって完成されなかった工事の代金（2,481.291 元）は、当然一般的な経済状況及びその他の状況を斟酌して８倍にするほうが公平である。そして、それに基づいてＸがＹ１の債務不履行により受けた損害額を認定すべきである。その額は、改めて請負者を募集するために掛かった 41,000 元から 19,850.328 元（完成されなかった工事の代金 2,481.291 元×８倍）を差し引いてから、残る 21,149.672 元である。従って、一審が下したＹ１がＸに 17,369.037 元を多く賠償させ、またはＹ２～Ｙ４がこの部分の保証責任についての判決を破棄、Ｘが一審でのこの部分についての訴えを棄却すべきである」と判断した。

---

[321] 最高法院民事判決 41〔1952〕年台上字第 1406 号〔判決日 1952 年 12 月 4 日〕

＜判旨＞上訴棄却

判決理由は上述する＜要旨＞と原審判決と同じ主旨。

【コメント】

当時の台湾民法において、まだ事情変更の法理についての明文がなかったが、事情変更の問題が補充条例Ⅱに基づいて対処されていた。補充条例Ⅱにおける事情変更法理の適用要件の一つとして、「当事者の責めに帰すべからざる」事由により事情が変更することが定められた。天災、地震、クーデターなどの絶対的事変は当事者の責めに帰すべからざる事由であるのはいうまでもないことであるが、本件における価格の変動のような社会的事情の変動も当事者の責めに帰すべからざる事由になれるということが示された。

この判例は、履行遅延による損害賠償と事情変更法理による給付増減請求権が併存であることと示した。つまり、債務者の履行遅延中、債務消滅前に生じる事情の変更はこの履行遅延直接によらず、事情変更法理に満たす場合に、同法理の適用が妨げられないことである。しかし、上述したように、学説では見解が分かれている。史尚寛教授は、判例の立場と一致することに対して、近時では反対の見解を持つ学者が多い。

２.「予見可能性」についての判例[322]

＜要旨＞

民事訴訟法 397 条が規定する給付の増減あるいは本来のその他の効果を変更する判決を為す前提条件は、当事者の責めに帰すべからざる理由によって事情が変更し、当時予見し得なかった場合である。本件被上告人が補償金を期限内に支払うことができないことは周知のことであり、上告人は当時予見できないとは言えないので、事情変更の原則の適用する用地がない。

Ｘ（上告人）　頼永晋

Ｙ（被上告人）蔡永義

＜事実の概要＞

Ｙは 1978 年に、訴外Ａ（本件土地の被相続人）と双方が共有した土地について、訴訟上の和解を成立した。Ｙは所有した土地の超過部分を取得する代わりに、Ａに 884,812.5 元（NTD）を補償する。Ｘは 1988 年にＡから本件土地を相続した。Ｙは 1991 年（和解が成立された 13 年後）から前記の補償を支払いし始めたが、土地の公告価格は 5 倍あまりに上昇

322　最高法院民事判決 82〔1993〕年台上字第 2154 号〔判決日 1993 年 9 月 3 日〕『最高法院民事裁判書彙編』第 13 期 826～831 頁参照。本件よりもっと早い判例があるものの（最高法院民事判決 80〔1991〕年度台上字第 524 号があるが、台湾の司法院法学資料検索システムからその判決要旨しか公開されていない)、本件「予見可能性」の要件に関しては同じ旨の判決を下し、また事実関係や判決理由なども公開されいるので、本件を紹介する。

した。

＜Xの主張＞

Xは、Yに対してYの履行遅延による損害賠償を求めた。

＜Yの主張＞

Yは、「Xがもし和解が成立した後、分割の登記に協力してくれれば、地価上昇の問題が生じない。また、自分がXに対して何回も分割の登記の協力を求めたものの、Xは履行を断った。従って、Xは履行遅延による地価の上昇の結果を引き受けなければならない、その事情変更を理由として給付増額の請求は理由がない」などとして抗弁した。

＜判旨＞上告棄却

原審判決によると、Xは分割の登記の手続きについてYにずっと協力せず、和解の条件を履行しなかったので、当然Yに対して、Yの履行遅延による地価の上昇の結果を負わせることを求めることができない。また、民事訴訟法 397 条の規定によると、法律行為の成立の後に、当事者の責めに帰すべきからざる事由により、その当時予見することができない事情の変更が生じ、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合には、裁判所は、職権に基づき、公平な裁量により、給付の増減またはその本来の効果に関する判決をなすべきである。この条文の前提的条件は、当事者の責めに帰すべからざる理由によって事情が変更し、当時に予見し得なかったのことである。Yが期日どおりに補償金を支払えないのは、Xが分割の登記に協力しなかったことに帰責できる。また、物価が年々上昇するのは周知のことであるので、Xが予見し得なかったことを主張できない。

【コメント】

本件判決の法律根拠は、事情変更の法理に関する民法改正前の民事訴訟法の 397 条（改正前）である。事情変更の法理の重要な要件である「予見不可能性」について、判決理由において、物価が年々上昇することは周知のことであるゆえに、予見可能性があると判断した。この物価の上昇の状況は契約締結前でも存在したのか、あるいは契約締結後から上昇し始まったのかが問題になる。

判決理由はこの点について詳しく述べていないが、少なく本件において和解の契約が成立する当時に、地価が上昇する傾向があると推測できる。また、物価の上昇のことを予見したものの、その上昇の幅がもし合理の範囲を超える場合に、事情変更の法理を適用できるだろう。本件は、土地の公告地価が 5 倍くらい上昇し、この幅は恐らく契約締結する当時の土地価格の上昇率からみれば、予見できるものと考えられる。さらに、本件のXには履行遅延に帰責性があるので、その遅延により生じる不利の結果を予見し得ないを主張できない。

３．「明らかに公平を失する」ことを判断する判例[323]

＜要旨＞

「復員後民事訴訟を処理する補充条例」第 12 条のいわゆる「事情の変更によって本来の効果にしたがうとと明らかに公平を失する」ことは、事情が変更し、一般的観念に基づいて、本来の効果にしたがうと明らかに公平を失するというのである。ニュー台湾ドルを給付とする契約が成立後、物価は変動があるとしても、一般的観念から見れば明らかに公平を失するとは言えない場合に、本条の適用はできない。

＜判旨＞破棄差戻し

本件賃貸借契約が成立するとき、ニュー台湾ドルがすでに発行された。そのあとある商品の価格が上昇することが免れないものの、すべての物価の一般的な現象とはいえない場合を、事情の激変、一般的観念では本来の効果にしたがうと明らかに公平をすると認められるのか。原審では当事者間の賃貸借契約が成立後、事情が確かに激変したであるか否かについて詳しく説明しなかった。物価が２倍以上に上昇したことだけで、契約代金の一倍の金額を増加する原審判決を是認できない。

【コメント】

本件は、最高裁判例集にも選ばれた重要な判例であり、その後の実務に大きな影響を与えている。「明らかに公平を失すること」は台湾法における事情変更法理の核心的な要件であるものの、本判決以前には、どのような場合に「公平を失する」のか判断する基準は必ずしも明確ではなかった。

本件の判決理由によると、「明らかに公平を失する」か判断するには、「一般的観念」に従わなければならない。本判決は、物価が２倍以上に上昇したことは「一般的観念」から見れば「明らかに公平を失する」とは必ずしもいえないとし、代金増加請求を認めた原審を棄却した。

また、この判例では、「明らかに公平性を失する」ための前提として、事情が「激変」することが必要であるとされている。しかし、最高法院 41 年度台上字第 47 号判例は、「物価が僅かに変動したものの、当事者は大した影響を受けず、その他の状況を斟酌し、まだ明らかに公平を失する程度に至らない場合に、債権者の請求を認めて債務者に給付増加を命じることができない」と示し、事情の「激変」を強調しなかった。上述した補充条例Ⅰは、「激変」について定めたが、補充条例Ⅱには「激変」の文言がない。通説によると、事情変更法理の適用には、事情が「激変」したか否かは問われない[324]。つまり、緩慢な変更でも、予見

323　39〔1950〕年台上字第 1440 号〔判決日 1950 年 11 月 24 日〕。

324　林誠二・前掲注（250）62 頁、尤英夫「談民法情事變更的規定――側重工程案件方面觀察」工程仲裁

不可能性、無帰責性の要件を満たし、かつ契約本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合に、事情変更法理を適用できる。

以上の検討を踏まえて、この判例は、事情変更法理の適用要件を判断する際、当事者間の公平性を明確に重視している。公平性を失するか否かを判断するには、当事者意思を基準とするのではなく、客観的な社会や経済状況に基づいて個々の事案ごとに総合的な考慮を行わなければならないと思われる。

二、事情変更による契約の調整基準に関するリーディングケース――売買契約における給付増加請求を認めなかった事件[325]

＜要旨＞

事情変更により給付の増加を命じる判決は、物価の変動だけを根拠とするではなく、客観且つ公平な基準に従い、一方当事者が事情変更により受けた損失および他方の当事者が事情変更により得た利益、またはその他の実際の状況を考慮しながら、適切な給付の増加額を決める。

Ｘ（原告、被控訴人、被上告人）和信興実業株式有限会社

Ｙ（被告、控訴人、上告人）台湾物資局

＜事案概要＞

ＸとＹは 1973 年 11 月に、ＹはＸから単価 21.8 元（NTD）/kg で、5,500 トンの大豆油を購入し、ＸはＹに 1974 年 4 月 1 日から翌年の３月まで毎月 460 トンぐらいを交付するという契約を締結した。契約成立後、履行される前に、政府は経済政策の実施により、大豆油の価格基準が２回調整された。１回目は、22.5 元（NTD）/kg から 27.8 元/kg に調整し、２回目はさらに 40.5 元/kg に引き上げた。

原審において、Ｘは「政府の２回大豆油価格基準についての調整によりＸの生産コストが上昇することは、人間の力［人力］で抵抗できない、且つ両当事者が契約締結時に予見できなかったことである。経済部物価監督会の代表は、1974 年 11 月 7 日に行われた差額の支払いに関する会議に出席した時に、製造業者は、取引先に差額を請求できることを明確に指示した。さらに、Ｘは大豆油価格の調整に同意した。」などのことを理由として、Ｙに給付の増加を請求した。原審判決は「民事訴訟法 397 条１項の規定によると、本件における大豆油価格の上昇をもたらした事由は、当事者に帰責できない、予見できなかったことであり、本来の価格に従って給付すると、明らかに公平を失する」と一審判決を維持し、Ｘの給付増加

季刊第 98 期 62 頁参照。

325　最高法院 66 年〔1977 年〕台上字第 2975 号民事判決〔判決日 1977 年 9 月 30 日〕

請求を認めた。Ｙは上告した。

＜判旨＞　破棄差戻し

事情変更により給付の増加を命じる判決は、物価の変動だけを根拠とするではなく、客観且つ公平な基準に従い、一方当事者が事情変更により受けた損失および他方の当事者が事情変更により得た利益、またはその他の実際の状況を考慮しながら、適切な給付の増加額を決める。本件において、Ｘは事情変更により給付増加を求めたが、大豆油の価格の上昇することだけを計算の基準とし、大豆油売買契約締結後、油絞りのコストの増加及びその金額を証明しなかった。原審はそのＸの請求そのままを認めたことは妥当ではない。

【コメント】

本件は、どのような基準で事情変更により生じるリスクを配分すべきかについての重要な判例である。本判決の中の論述もその後の判決によく引用されている（84〔1995〕年度台上字第 2715 号判決〔1995 年 11 月 17 日〕、85〔1996〕年度台上字第 866 号判決〔1996 年４月 25 日〕など)。本判決は主に、裁判所が事情変更法理に基づく給付の増減を行う際に、第一に客観且つ公平な基準に従うこと、第二に当事者が事情変更により受けた利益と損失を考慮すべきことを示した。

第二款　最高裁判決の全体像

一、最高裁判決の全貌

本款は、最高裁判決、特に事情変更法理の適用の有無を争点とした判決を中心にし、台湾における同法理に基づく後発的事情変更により生じるリスクをどのように配分しているかを検討する[326]。

事情変更法理を適用したか否かのことに従えば、最高裁判決は以下の四種類の判決に分けられる。①事情変更法理の適用を肯定した最高裁判決（表３−１）、②事情変更法理の適用を否定した最高裁判決（表３−２）、③事情変更法理の適用について、原審の否定的判決を破棄差戻した最高裁判決（表３−３）、④事情変更法理の適用について原審の肯定的判決を破棄差戻した最高裁判決（表３−４）。

まずは肯定例（上記①）について、以下の点を言って置きたい。本稿が検討する 60 件の

326　裁判例の分析対象は台湾司法院の『最高法院民事裁判書彙編』に収録された判決である。判決文はすべて台湾の「司法院法学資料検索システム」に掲載されている。
http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm
このシステムでキーワードの「事情変更」と「契約」を入力すると、今の時点で（2017 年 11 月まで）は 197 件の判決が出て来るが、そのすべてを事情変更法理の適用についてのものではない。従って、事情変更法理の適用を争点とする裁判例だけを分析対象とする。

判決において、最高裁は直接事情変更法理を適用して給付の増減請求を認めたのは 9 件があり、否定例（16 件）や原審の肯定的な判決を破棄差戻した判決（21 件）を比べると、多数ではないものの、差戻し審で事情変更法理を適用した判決を含めば、肯定例は少なくはない。すなわち、台湾の裁判は事情変更法理の適用に対しては、比較的に積極的であるとは言えよう。そして、紛争となる契約類型は長期的な公共工事請負契約、土地賃貸借・使用契約、及び契約締結されてから履行されるまで一定の期間がある不動産売買・贈与[327]契約に集中している。また、肯定例の判決の結果から見れば、契約代金の調整はほとんどである。その中に、当事者の請求額をそのまま認めた判決[328]もあるが、裁判所は職権により、一方当事者が事情変更により受けた利益、他方当事者が受けた損害を総合的衡量して自ら調整額を決めた判決[329]もある。

そして、否定例（上記②）について、事情変更法理の適用を否定した理由として、もっとも論じられたのは三つがある。一つは、当事者が事情の変更に予見可能性がある、もう一つは当事者が事情の変更に帰責性があること、三つ目は事情変更によって明らかに公平を失することになっていないことである。多くの判決はその中の一つの理由を中心に検討して事情変更法理の適用を否定したものの、上述する三つの理由のすべて検討した判決もある。

また、法律が規定する事情変更法理の一つの要件を満たさないだけで、その適用を否定できるかが問題になる。例えば、事情変更法理を主張し、給付増減を請求若しくは抗弁する一方当事者がその事情の変更について予見可能性、或いは帰責性があるだけで、本法理の適用を否定できるのか。台湾の裁判所はこの問題検討する際に、当事者間の特約（予見可能性）がある場合、及び一方当事者の履行遅延（帰責性）がある場合に、事情変更法理の適用の有無を検討している。この２点は後でも検討するが、結論を先取りすれば、最高裁は当事者間に特約がある場合に事情変更法理の適用について、原則的に否定的な立場に立つものの[330]、101〔2002〕年台上字第 1045 号（表 3-1 の事例 8）のように「工事が始まると、どんな状況があっても、意外の損失はすべてＸが負担する」という特約があったとしても、事情変更法

327　台湾法において、不動産の物権変動は登記主義を採るので、不動産売買・贈与契約が締結されてから所有権移転登記を行う間に常に一定の間隔がある。この間において、契約がまだ履行されていないので、事情変更が生じる可能性がある。
中華民国民法典第 758 条
「(設權登記－登記生效要件) 不動產物權，依法律行為而取得、設定、喪失及變更者，非經登記，不生效力。
前項行為，應以書面為之。」〔不動産の物権について、法律行為による取得、設定、喪失及び変更は登記を行わないと、効力が生じない。〕

328　81〔1992〕年度台上字第 2196 号、83〔1994〕年台上字第 1190 号、90〔2001〕年台上字第 1657 号（表 3-1 の事例 1、2、4）などを参照。

329　89〔2000〕年台上字第 967 号、101〔2012〕年度台上字第 1045 号（表 3-1 の事例 3、8）などを参照。

330　84〔1995〕年台上字第 760 号、95〔2006〕年台上字第 2309 号、96〔2007〕年度台上字第 2468 号（表 3-2 の事例 3、7、8）を参照。

理を適用して給付増加の請求を認めた最高裁判決もある。すなわち、最高裁の意見が分かれている。一方、最高裁は、「当事者が履行遅延する場合に、事情変更法理の適用に支障がない」つまり、一方当事者の事情変更法理に基づく請求に対して、他方当事者は履行期間において履行遅延があることを抗弁としてはいけないことについての意見が揃っている[331]。

二、契約類型に基づく検討

１． 売買契約

（１） 動産

動産売買とくに継続的供給契約においては、戦争の勃発などによる原料の入手難、労働力の不足、物価の高騰などのため、売主の履行が著しく困難となる場合に、解除を求めることは比較法的に例が多い（英米法のフラストレイション、ドイツ法の経済的不能論）[332]。しかしながら、台湾法の状況はやや違って、動産売買契約についての紛争事案において、事情変更法理を適用して契約を解除させる判決は見当たらない。学説は解除を事情変更法理の二次的効果として認めているが、実務は契約の調整しか考慮していない印象が強い。一方、動産売買契約において、代金を調整する判例がある。そもそも、動産の売買契約は事情変更法理の適用できるか否かが問題になる。台湾の実務はとくに動産と不動産の売買を区別しないが、結果から見れば、売買契約に関する紛争の類型は不動産がその大部を占めしている。動産売買契約に関する事例は、最高裁判決において肯定例の中に一つもないだけではなくて、差戻し審においても事情変更法理を適用した判決はわずかである[333]。

（２） 不動産

台湾法においては、登記を不動産の物権変動の要件とし、不動産売買の契約が締結されてから、登記の手続きを行うまでは常に一定の隔たりがある。また、不動産が買主に引渡されて、買主は、不注意で登記を求めなかった或いは客観的な原因によって登記がされなかったまま、その不動産を占有または使用する場合がある。そして紛争となる時に、買主はその登記を求めるが、売主は不動産移転登記の代わりに、事情変更法理に基づいて代金増加を求める事例は多い[334]。

不動産売買契約における事情変更法理を適用した最高裁判例は多くないが、90〔2001〕年台上字第 1657 号判決はその例である。この判決において、契約契約締結された後、不動産

331 79〔1990〕年度台上字第 989 号（表 3-3 の事例１）を参照。
332 五十嵐清・前掲注（2）154 頁参照。
333 99〔2010〕年度台上字第 2389 号（表 3-3 事例 10）を参照。
334 90〔2001〕年台上字第 1657 号（表 3-3 の事例 4)、88 年〔1999〕年台上字第 2693 号（表 3-2 の事例 5)、101〔2012〕年度台上字第 493 号（表 3-2 の事例 10)、85〔1996〕年台上字第 482 号（表 3-3 の事例 2）などを参照。

移転登記が行われなかった。買主は売主に対してその登記を求めたが、売主は土地の市場価格が大幅に上昇し、本来の給付に従うと、明らかに公平を失することを主張し、事情変更法理に基づいて抗弁した。最高裁は、原審の「公告地価[335]が契約成立時と比べると約 6 倍、市場価格が 70 倍以上上昇したことは当事者に帰責できない、かつ予見しえないことである」との給付増加請求を認容した判断を維持した。本件の地価の上昇幅を鑑みると、特にその市場価格が 70 倍あまりに上昇することは裁判の判断に大きな影響を与えている。

しかし、このような類型に事案に対して、最高裁は別に市場価格の上昇幅を判断基準として事情変更法理を適用することを示したわけではない。そもそも、不動産の価格が何倍上昇するかは明らかに公平を失するかについての基準が存在するか否かことすら問題になる。台湾の実務はこの点について、裁判所は事案ごとに、事情変更法理のその他の要件を考慮しながら、一方当事者が不動産価格の大幅な上昇により受けた損害、または他方当事者が受けた利益を総合的に判断しているとされている。

２． 賃貸借

台湾の最高裁判決からみれば、不動産、特に土地の賃貸借契約（検討対象となる最高裁判決には不動産以外の事例はない）は事情変更法理が機能する主な紛争類型である。不動産賃貸借は長期にわたることが多く[336]、その間において事情変更が問題となることが少なくない[337]。1960 年代以降の経済発展とともに、地方によって程度が異なるが、土地価格は上昇

---

335 台湾の土地価格について、公告地価、申告地価、公告土地現値および市場価格四つの用語を区別することが重要である。公告地価とは、土地所有権者が地価を申告する時の参考になるため、政府は地価を規定するあるいは土地の価格を再規定する場合に、その年の 1 月 1 日に公布する土地の価格である。申告地価とは、政府が地価を定める或いは再規定する場合に、土地所有権者は、公告地価の上下の 20%範囲内でその土地の価格を申告することができる。土地所有権者が申告した地価は地価税の根拠となる。そして、公告土地現値とは、直轄市及び県（市）政府が管轄地域内の土地に対して、調査による売買或いは収益の実例の資料を根拠として、地価評議委員会が判定した後に、毎年の 1 月 1 日に公布し、主に土地所有権移転或いは典権を設定するする時の土地移転の現値を査定する基準とされるものである。
https://www.land.moi.gov.tw/chhtml/landnamequery.asp?qcode=4&cid=3#（中華民国地政司のホームページ）を参照。
そして、公告地価または公告土地現値と市場価格の関係は必ず一定の比率で計算するではないが、一般的に、公告地価が市場価格の 20%くらいしかないが、公告土地現値は市場価格の 88%くらいであると考えられる。
http://blog.housetube.tw/archives/36898

336 例えば 83〔1994〕年台上字第 1190 号判決の賃借期間は 99 年、99〔2010〕年台上字第 1939 号の賃借期間は永久的である。

337 この点について、日本法においては、明治末より大正初めにかけての多くの判例は、地上権または賃貸借成立に際して約定された地代が、その後に発生した事情の変更、ことに公租公課の増徴、地価の騰貴により比隣の地代に比較して不相当となった場合に、地主の地代値上げの請求を求めた、判例はその根拠として慣習法または事実たる慣習を援用したが、学説はこれを事情変更の原則の適用例と解した。この判例法は、大正 10 年の借地・借家法において地代家賃増減請求権として成文化され、独立の制度となった。この制度が事情変更の原則に基づくものであることは言うまでもないが、今日では、独立の要件（一

し続けていたことで、特に大都市では一部の土地の市場価格が急激な上昇があった。この変動の中で、契約締結時の低い価格で土地を賃貸した貸主にとっては、損失になると考えられ、著しく不公平になる場合には、賃料の調整を求めることができる。このような事例において、二つ問題に注目したい。

一つは、契約は賃料が一定の基準、例えば、公告地価（105〔2016〕年度台上字第 385 号裁定)、或いは申告地価（93〔2004〕年台上字第 2446 号、102〔2013〕年台上字第 1235 号）等）によってその賃料を調整、或いは賃料を調整しない（83〔1994〕年台上字第 1190 号判決）との特約があった場合に、事情が変更すると、事情変更法理の適用ができるか否かである。

この問題に対して、実務の見解は一致してない。同法理を適用した判決を見ると、「土地価格の上昇、物価変動、経済状況の変動などによって、本来の賃料が地価税をカバーできない事情が生じたことは、契約締結時に予見し得なかった」という理由で、事情変更法理の適用を認めた事例がある。このような事例において、事情変更の不予見性の要件に当てはまるか否かを判断するには、当事者間の著しい不均衡の状況、つまり、契約に約束された賃料は既に貸主が負担する税金をもカバーできない事情は予見し得ないことであると判断した（83〔1994〕年台上字第 1190 号判決)。また、「賃料が約束の敷地の申告地価の固定比率によって計算することが、明らかに公平を失する場合に、賃借人は民法 227 条の２の 1 項により法院に賃料の調整を請求できる」とういう理由で、事情変更の要件に満たす場合に、特約が排除され得ることが示されている（93〔2004〕年度台上字第 2446 号)。

二つ目は、賃料調整の基準についての問題である。台湾法において、事情変更法理の効果について、理論上には裁判所による解除及び調整があるのの、実務では、同法理に基づく契約調整を求める事例はほとんどである。従って、事情変更の要件に満たす場合に、裁判所はどのよう基準に基づいて契約を調整するかが重要である。具体的結果から見れば、賃貸人の土地賃料の増加請求を認めた事例（83〔1994〕年台上字第 1190 号判決)、あるいは契約で約束された比率と賃貸人が主張した調整する比率の折衷的な判断をした事例（93〔2004〕年台上字第 2446 号)、または周りの土地賃料の計算式（土地面積＊公告地価 5%＊0.5〔半年〕＊60%）を参考しながら本来無料と約束した土地使用貸借を調整した事例がある（99〔2010〕台上字第 1939 号)。このように、統一的な調整基準が示されておらず、事案ごとに総合的な状況を考慮しながら、当事者間の均衡を調整することになっている。

般の場合より緩和されている）及び効果（形成権として増減額請求）を有する制度となっている。五十嵐清・前掲注（2）158 頁参照。しかし、台湾法は、日本の借地借家法のような特別法で処理する問題を事情変更法理の問題として取り扱っていることが明らかである。

３． 贈与契約

台湾の民法の 418 条は「贈与者は、贈与契約が締結された後、その経済状況が著しく変化し、贈与によってその生計が重大に影響され、或いは扶養義務が妨げられる場合に、贈与の履行を拒むことができる」と定めている。これは、贈与契約が締結された後の事情変更について特別規定と考えられている[338]。すなわち、事情変更する場合に、この条文の適用と民事訴訟法 397 条（旧）及び現行の民法 227 条の２の 1 項の事情変更法理に関する規定の適用の関係がまず問題にある。判例は両者のどっちが優先的であるかについてのことを明確的に示してないにもかかわらず、同じ判決において同時に両者を議論することから見れば、すくなくとも両者はお互いの適用を妨げないことが考えられる(89〔2000〕年台上字第 786 号)。

また、理論的には、第二次的効果として、「本来の効果の変更」は、契約解除などの契約を消滅させる効果も含むにもかかわらず、一般的に台湾法上の事情変更法理の規定とみられる法律条文（旧民事訴訟法 397 条及び現行の民法 227 条の２の 1 項等）は事情変更の効果について、給付の増減、或いは本来の効果の変更のみを明確に規定している。一方、贈与契約において、418 条が定める要件に満たすと、贈与者は履行を拒絶することができることで、契約を解除することができるかどうかは別にとして、履行されない贈与債務の拒絶することを主張することができる。

従って、法律上は、贈与契約における事情変更法理の第二次的効果を認めていることが考えられる。しかし、最高裁は事実認定に基づいて民法 418 条その適用によって贈与者の履行拒絶権を認める余地がある（90〔2001〕年度台上字第 1354 号）と示しても、実務において 418 条の要件の認定は厳しくて、筆者が調べた範囲内の最高裁判決には適用例がない。例えば、上述した 89〔2000〕年台上字第 786 号判決において、418 条の適用を否定した同時に、「民訴 397 条が規定する裁判所が本来の効果を変更することとは、本来の法律行為の効力を消滅させるではなくて、変更させることである」と述べて、事情変更法理の効果における「本来の効果の変更」を狭い意味で解釈し、贈与者の履行拒絶権を認めなかった。

４． 公共工事請負契約

公共工事請負契約とは、政府機関がと公共工事を請負う業者との間に締結された契約である[339]。台湾法において、最高裁判決における事情変更法理に関わる紛争を対象とする事例

---

338 史尚寛・前掲注（175）446 頁参照。

339 「公共工事の執行は、政府購買法とその施工細則及び関連する法令……に拘束され、または工事慣習の影響を受け、請負の性質を有するだけではなくて、売買、雇用及びその他の無名契約の性質を持つので、公共工事契約は混合契約である」。そして、公共工事請負契約は工事の進行にもっとも緊密かつ長期に関わり、事情変更の問題が多発するので、本稿は主に公共工事請負契約に絞る。
楊式昌「公共工程契約當事人法律行為之應有認知」中華科学電子書 54 期（2002 年 4 月）参照。
http://www.ceci.org.tw/book/54/ch54.htm

の比率はもっとも高くて、本稿が取り扱う 60 件の 3 分の 1 を占めている。その理由として、公共工事請負契約の意義および特徴から見られる。

（1）公共工事請負契約の特徴

1）履行期間の長期性

高速道路、公共建物建設、天然ガスの受け入れ基地建設などの公共工事の施工期間は何年か、何十年になるのは普通である。この長期の履行期間にわたって契約締結時に予見できない事情が生じるのもおかしくない。

2）影響要素（リスク）の複雑性

例えば自然的要素、社会変動、経済危機、法令・政策の変化および請負人の履行能力などは公共工事契約の履行に影響を与える。このようなリスクの多様性に前述した履行期間の長期性を加えて、益々事情変更の可能性が高くなる。

3）社会、公益性

公共工事請負契約は、一般の民事契約が原則的に双方当事者だけに影響があることと違って、社会に広い影響を与える可能性がある。例えば、事情変更によって、契約の履行に障害が生じる場合に、高速道路の建設工事は注文者（国、政府）と請負人（建設業者）を影響する一方、沿線の住民などの生活、利益に害する可能性がある。また、その紛争解決に効率性がある方法がない場合に、社会的損害は拡大する。また、公共工事契約の内容は常に国や社会の発展に関わるので、公益性がある。従って、このような公益性を考慮に入れれば、契約が事情変更によって履行が困難、或いは当事者間の均衡が崩れる場合に、事情変更法理によって契約調整で紛争を解決し、工事をできる限り維持させることが重要である。

4）金額が巨大である

この類型の契約における工事総金額、また請負代金額は幅広いであるものの、紛争になる事例における金額はいずれも巨大である。例えば、台湾最高裁 84〔1995〕年度台上字第 760 号判決における「国民住宅建築工事契約」の総金額は 290,142,060 元（NTD）となる。101〔2012〕年度台上字第 1045 号判決における「員林水路整備工事契約」の総代金は 1,110,000,000 元（NTD）である。この金額の膨大さも事情が変更する場合に考慮に入れなければならない。なぜかというと、事情変更による損害額も巨大になるからである。この膨大の損害額を本当に一方当事者に負担させていいのか、そもそも、一方当事者がその負担を引き受けることができなくて、破産してしまう可能性もある。

5）関わる法律・政策・規範の多様性

公共工事請負契約が締結されてから履行が完了するまでの間に、土地法、環境保護法、廃棄物処理法、政府購買法などの法律、または政策にも深くかかわりがある。このような法律・政策が変動すると、契約の内容を大きく調整されることがよく生じる。

（２）具体的形態及び事情変更法理の適用状況

公共工事請負契約は上述する長期性、あるいは直面するリスクの複雑性などの特性があるので、事情変更の具体例も様々である。台湾の最高裁判決についての考察から主に以下の３つの形態が見られる。

１）原材料価格の変動

砂石、セメント若しくは金属製品などの原材料は公共工事にとって欠かせない原材料である。台湾において、輸入先の砂石の輸出制限、自然災害による採掘制限、砂石運送車に対する過積載の取締りなど、いわゆる「砂石風波」による工事代金の調整に関する紛争が多発している。97〔2008 年〕年度台上字第 60 号判決その典型例である。この判例において、台湾の工事用砂石の物価指数は、契約締結時において 1996 年 4 月の 93.91 であったものの、完工時の 2000 年 12 月に 153.27 まで上がって、その上昇幅は 40%以上に至った。最高裁は請負業者の代金増加請求に対して、事情変更法理の適用について否定的であった原審判決を破棄差戻し、この事件における同法理の適用の可能性を示した（差戻し審では、代金増加請求が認められた）。このような原材料価格の大幅な上昇によって、工事のコストが高くなる。ほかに原材料価格を影響する事情は、金融危機による原材料価格の下落（101〔2012〕年度台上字第 79 号）などがある。

このような原材料価格の変動によるコスト変化のリスクをどのように配分するかが問題になる。若し契約通りに履行で一方的にそのリスクを請負人に負担させると、当事者間の等価関係が破壊される。

台湾では、公共工事請負契約における事情変更の問題に対して、事情変更法理を主張することができるほか、物価調整規定に基づいて請負代金物価の調整を求めることも多い。その規定は、政府が公布する物価調整原則、及び関連する物価調整に関する手本（約款・スライド条項）を含む。これらの規定の共通点として、行政院主計処が公布する「営造工事物価指数」[340]のことを工事代金調整の根拠としている[341]。

現行する政府が公布した物価調整原則は以下のものがある。①中央機関が締約した工事が国内建築物価の変動による物価調整原則[342]。この原則は行政院主計処が公布する「台湾地区営造工事物価指数表」（以下「指数表」と称する）における「総指数」を調整の指数根拠とするので、「総指数物調原則」とも呼ばれている。その方法は、目積もる日の総指数と開

340　中華民国統計資訊網 http://statdb.dgbas.gov.tw/pxweb/Dialog/price.asp を参照。

341　杜欣鴻「公共工程物價調整規定與情事變更原則比較研究」國立台湾大学法律学院法律学系修士論文（2016 年）46 頁参照。

342　「中央機關已訂約工程因應國內營建物價變動之物價調整處理原則」（中華民國 95〔2006〕年 5 月 5 日行政院公共工程委員會院授工企字第 09500166030 號函により修正）、その具体的内容および計算例は、http://www.rootlaw.com.tw/LawContent.aspx?LawID=A040340001007800-0950505 を参照。

札日の総指数と比べて、増減の絶対値が 2.5%を超える部分に対して調整する。2.5%以内の部分は調整しない。②機関が締約した工事の施工中における物価変動による物価調整補助原則[343]、この原則は、主に「指数表」のなかの「個別項目指数」に従って、特定の個別項目（例えば、鉄筋、プレキャストコンクリートなど）の契約金額が契約総金額の 10%以上占めている、かつ着工する当月の指数は、開札或いは価格を協議する当月の指数に比べて、上下幅が 10%を超える場合に、その 10%を超える部分に対して、物価調整補助金を計算する。このほか、「営造工事物価総指数」「特定項目を含まない総指数」などに従って補助金にについて計算方法もあるが、ここでは詳述しない。③営造物価の下落による機関が締約した工事契約に関する物価指数調整原則[344]。この原則が公布された背景として、2008 年の金融危機による国際経済が悪化し、国際市場における原材料価格の下落は台湾にも大きな影響を与えたことが考えられる。このような影響は裁判でも反映された（101〔2012〕年度台上字第 79 号判決、103〔2014〕年度台上字第 308 号判決)。

台湾の実務ではもっとも意見が分かれているのは、当事者は、上述のような物価調整原則、或いは物価調整に関する手本に基づく条項を契約に書き込んだ場合に、事情変更法理を適用することができるか否かのことである。この点については本款の「四」のところに検討する。

２）設計の変更

公共工事が一定の設計に従って進むことは一般的であるが、当事者に帰責できない、かつ予見できない事情によって、設計の変更が余儀なくされるかもしれない。その設計の変更によって本来の契約代金で工事がうまく完成できなくなったり、あるいは施工期間が長くなったりことで、契約調整の問題が生じる。実務において、公共工事契約の特性への配慮で注文者は入札書類の中に設計の変更についての内容を明記することが多い。それにしても、変更の程度又は回数とか予見せず、事情変更の問題が生じる事例もある。例えば、設計上の不所存、ほかの公共工事からの影響、住民の苦情への対応などのことで、工事の設計が再三変更された。その設計の変更で施工期間が延長され、工事のコストも高くなった事例がある（101〔2012〕年度台上字第 1045 号)。本件において、最高裁は事情変更法理を適用して請負人の代金増加請求の一部を認めた。

３）施工期間の延長

---

343 「機關已訂約施工中工程因應營建物價變動之物價調整補貼原則」（中華民國 97〔2008〕年 11 月 24 日行政院院授工企字第 09700487010 号函により修正）の具体的内容は、
http://www.rootlaw.com.tw/LawContent.aspx?LawID=A040340001011800-0971124 を参照。

344 「機關已訂約工程因應營建物價下跌之物價指數門檻調整處理原則」（中華民國 98 年 3 月 30 日行政院院授工企字第 09800127660 号函により公布）の具体的内容は、
http://www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LawID=A040340001012700-0980330 を参照。

施工期間の延長による契約調整についての紛争は、公共工事請負契約における事情変更法理に関する重要な紛争類型である。施工期間の延長を引き起こす原因は二種類に分けることができる。一つは、土地・建設の許可が取れない（101〔2012〕年台上字第 813 号)、設計の変更（101〔2012〕年度台上字第 1045 号)、ほかの工事の遅延（95〔2006〕年台上字第 2309 号）などの人的原因である。もう一つは、台風（97〔2008〕年度台上字第 1794 号）等の自然的原因である。

５　保険契約

保険は当事者の責めに帰すべからざる偶然の事由により生ずる結果に対して、これを補整する仕組みとも理解されるものである。つまり、保険そのものが事情変更による危険への一つの仕組みであると言われている[345]。保険契約とは、保険関係の設定を目的とする契約であり、保険者が保険契約者から保険料を受取、保険事故が発生しとき保険金を支払うことが、その内容である。従って、保険者は、将来にリスクを考慮しながら、保険契約者から受け取る保険料の金額を決めることができる一方、そのリスクが顕在化（事故の発生）する場合に、保険契約者に対して一定の保険金を給付する義務がある。保険契約[346]においては、事情変更法理を適用することができるのかが問題になる。

台湾の実務において、事情変更の問題をもっとも取り扱うのは、上述のように「工事請負契約」であることに間違いはない。最高裁レベルの判決では、保険契約における事情変更の問題を争点とする事案は少ない[347]にもかかわらず、104 年度台上字第 2433 号判決での保険

345　勝本・前掲注（2）1000 頁以下、米谷隆三「保険法における事情変更の原則―客観主義保険法の一つの展開―」、大林良一等編『加藤由作博士還暦記念　保険学論集』（春秋社、1957）159 頁参照。

346　金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄等編『法律学小辞典（第 4 版)』（有斐閣、2008 年）1146 頁参照。

347　この点について、まずは保険契約の性質を解明することが必要である。確かに、保険契約は、台湾の実務で最も紛争「公共工事請負契約」「不動産の賃貸借契約」等契約のように継続性ものの、射幸性もある。陳忠武「民事類実務導読」台湾法学雑誌第 298 期（2016）第 94 頁参照。保険契約が契約法上の射幸契約の一種に属するか否かについて、大森忠夫は、「契約当事者がその契約に基づいて実際上果たすべき給付義務またはその範囲が契約成立当時には、不確定な偶然の事実によって左右される、という関係にある場合に、これを射幸契約と称する。…保険契約においては、当事者としての加入者（正確に言えば保険契約者であるが、他人のためにする場合の受益者を含ませる意味で簡単にこう言っておく）と保険者とがなす具体的な給付と反対給付、すなわち保険料と保険金とは、その双方または少なくともその一方が、支払われるか否かまたは少なくとも支払われる学如何が偶然の事実によって左右され、従って双方の具体的な給付間の均衡関係が偶然の事実によって左右される」を述べて、保険契約は射幸契約の一種に属するものであると主張している。大森忠夫『保険契約の法的構造』（有斐閣、1956）133 頁以下参照。そうすると、問題となるのは、この保険契約の射幸性によると、当事者がそのリスクを自ら負担すべきか、あるいは事情変更法理によるリスクの再分配を求めることができるのか。本稿の見解は保険契約においても、民法 227 条の２の１項が規定する事情変更法理の適用を排除でいない。なぜなら、保険契約は射幸性があるものの、その保険の事故が発生するか否か、いつ発生するのか、事故の影響する範囲についての予見は難しい。保険契約において、保険者がいかなる事情が発生しても保険契約者のすべてリスクを負担することが明記されない以上、射幸性があることだけで事情変更法理の排除できないからだと思われる。但し、保険契約は射幸性があるため、保険料がとても高く請求する場合に、保険者も相当するリスクを受けなければないだろう。

契約における事情変更法理の適用問題に対する論述は大きな注目を集めた。その主な争点は、2001 年 9 月 11 日にアメリカ 911 テロ事件が発生した後、国際保険市場の再保険の相場が変動し、再保険料が高騰する及び条件が厳しくなることが生じる場合に、契約締結当時に予見し得ない事情の変更が生じることに属するか否かである。本件の原審は民法 227 条の２の１項に基づき、保険会社の保険料増加請求を認めた。最高裁は事実認定によって予見可能性要件については再検討の必要がある等の理由で原審判決を破棄戻したものの、保険契約における事情変更法理の適用を否定しなかった。その結果として、差戻し審で和解となった。

６　労働契約

労働契約において、一般的に、労働者は使用者より弱い一方当事者である。ゆえに、数多くの立法は最低賃金、行政機関の介入等に関して強行規定を定めることで、労働契約の公平の確保によって契約正義を追求する。つまり、労働契約はその特性があるので、民法上の事情変更法理を適用することができるのかは問題にある。

台湾の労働基準法の 11 条、12 条、14 条及び 15 条は、不可抗力或いは過大なリスクの発生によって、契約の履行は明らかに公平を失する場合について、契約の解消のことを規定している。しかし、契約の解消のほか、民法 227 条の 2 の 1 項に基づく契約の調整ができるのか。

その典型例として、最高裁 94〔2005〕年台上字第 2367 号判決がある。本判決では、使用者は、労働者が減られた給料やボーナスを請求することに対して、財政状況の悪化という理由で事情変更法理に基づいて抗弁した。最高裁は、「民法 227 条の２の１項の規定する事情変更原則の立法理由によると、事情変更は客観的な事実であり、当然当事者に帰責できる事由により生じることではない。本件使用者の欠損は客観的な事実により生じたことではなく、その自身に帰責できる事由により生じたことである。故に、原審の労働者に対する減給が事情変更原則を適用できない判断を是認すべきである」と述べて、使用者側の帰責性を強調し、労働契約における事情変更法理の適用に消極的である。

三、事情変更法理の要件に影響する要素

上述のように台湾実務における事情変更法理の適用についての全貌を浮き彫りし、そして契約類型ごとにその適用の客観的状況を検討した。従って、契約締結後の事情の変更により生じるリスクを再分配するか否かを決めるには、つまり、事情変更法理の要件に影響を与

いずれにせよ、保険契約における事情変更法理の適用の際に、保険法上の規範、保険業界の慣習などを慎重に考慮しなければならい。

えるのはどのような要素があるのかを明らかにすることを試みたい。

１． 当事者の属性

（１） 個人と個人

上述した契約類型ごとの整理から見れば、事情変更法理と関わる個人間の契約は 16 件があって、検討対象の 60 件の 1／4 あまりを占めている。その中に不動産に関わる事案はほとんどである。その適用例（表 3-1 事例 2、5）の 2 件を見ると、いずれも土地の長期かつ継続的な賃貸借契約である。否定例（表 3-2 事例 2、5、16）の 3 件は、不動産の贈与、売買のような一時的契約である。

（２） 企業と個人

事例表における 60 件の最高裁判決では企業と個人間の事案は不動産賃貸借についての一件しかない（105〔2016〕年台簡上字第 39 号〔表 3-4 事例 22〕）。これで企業と個人間の契約は事情変更の問題が生じないとはいえないが、少なくとも紛争が解決されないまま最高裁まで訴訟が続けたケースがほとんどないとは言えよう。

なぜこのような状況が生じる。契約代金の金額が後述（３）、（４）の類型と比べると少ないので、当事者は事情変更法理によるリスク再分配を求めるインセンティブは比較的に弱いことが考えられるものの、上述（１）個人間の契約の代金もさほど巨額ではないだろう。

従って、推測できるのは、個人間の契約の内容は比較的に簡単で、未来の事情の変更を考慮に入れずに契約を締結することが多くて、事情が変更する場合に訴訟が起り易いということである。それに対して、企業はリスクに対する意識は比較的に強く、契約を締結する時に、保険、特約あるいは約款等によって将来のリスクを回避、分散することができる。また、リスクが生じる場合に、企業は個人に比べてリスクを引き受ける能力を有し、訴訟に至る前に紛争を解決することができる。

また、労働契約の場合には、最高裁は企業側の帰責性を理由として事情変更法理の適用を否定したことから見れば、事実判断で企業側に確か帰責性があるかもしれないが、弱者である労働者を保護することも考慮に入れたのではないかと思われる。

（３） 企業と企業

事例表によると、企業と企業の間の契約に関する事件は 12 件があって、関わる契約類型は工事・運送請負工事、売買、土地の売買・賃貸借の様々である。しかし、事情変更法理の適用について肯定的の判決は一件もないことに対して、否定例は４件があることから見れば、最高裁は企業間の契約の事情変更の問題に消極的である。これらの否定例の判決理由には、「貨物価格の変動を当然予見した」のような当事者の予見可能性を強調することがある（103〔2014〕年度台上字第号 1200 号〔表 3-3 事例 13〕）。

（4）公的主体とその他の主体

このパターンの事件は最も多くて、60 件の中の半分くらいを占めている。注目すべきなのは、肯定例の 9 件の中の 7 件はこのパターンである。そして、この 7 件のいずれも他方当事者が公的性質を有する当事者に対する契約調整の請求が認めれた。当事者は政府、政府機関及び国営企業など公的主体である場合に、その公益性、社会的責任等が考えられるだろう。

２　継続的契約と事情変更法理の適用

上述の契約類型に関する検討の結果から見れば、一時的契約と比べると、不動産の賃貸借契約、公共工事請負契約などの典型的な継続的契約には事情変更の問題が生じやすいことは間違いない。そして、このような継続的契約では、一定期間の契約と期間が特定されないものがある。

四、紛争解決規範――効果の枠組み

１．　当事者の再交渉

周知のように、台湾法において理論的には、事情変更の問題に対応するため、再交渉義務論を導入する必要があるという見解があるにもかかわらず、民法は事情変更法理に関して再交渉義務を規定していない。実務でも、明確に当事者に再交渉させる判決もない。しかし、最高裁は何回の差し戻し審で、最後に和解で結審した事案もいくつかがある（91〔2002〕年台上字第 386 号〔表 3-3 事例 5〕）

このように、最高裁が直接に判断するのではなくて、差戻しで下級審に事実関係に基づいて判断させる。それに、当事者にも再交渉のチャンスを与えることが考えられる。従って、台湾の実務において、再交渉は事情変更法理の適用のためのひとつの手続きとして認められていることが考えられる。

しかし、問題になるのは、最高裁と下級裁判所の意見が分かれている場合に、何回も差戻しや上告を繰り返して、なかなか確定的な判決が下されないのも現実である（99〔2010〕年度台上字第 1939 号判決〔表 3-1 事例６〕）。これは司法資源を過大に占用する（浪費）ことになりかねない。

２．　裁判所の介入による調整

台湾民法の 227 条の２の１項は、事情変更法理の効果について、「当事者は裁判所に給付の増減またはその他の本来の効果の変更を求めることができる」ことを規定している。実務

では、事情変更の要件に満たす場合に、給付の増減を求める事案はほとんどである。そして、もっとも議論されているのは、契約の特約と事情変更法理の関係である。具体的にいうと、「契約調整についての特約がなかった場合」と「契約調整についての特約があった場合」二つの場面を想定できる。契約調整についての特約がなかった場合に、事情変更法理の要件に満たすか否かを判断することになるので、問題となるのは、特約があった場合に裁判所に介入により紛争解決することできるか否かのことである。形式的の結果から見れば、リストにおける最高裁の肯定例では、特約があった事例と特約がなかった事例との比率は４：５であり、否定例は７：９である。つまり特約があったことで事情変更法理の適用を除外するわけではないことが明らかである。従って、契約調整に関する特約がにもかかわらず、事情変更法理を適用する理由は台湾法の契約法の拘束力を理解するには重要である。それで、以下の二つの場合における最高裁の判断を検討する。

（１） 調整しない旨の特約があった場合

実務において、この場合における事情変更法理の適用の有無に対する意見が分かれている。以下はその肯定の理由と否定の主な理由を紹介する。

１）肯定理由

肯定の理由は事情変更の要件に対する総合的な判断なので、それを類型化することは困難である。従って、ここはいくつかの最高裁の判決理由の要旨を取り上げる。101〔2012〕年台上字第 813 号判決（表 3-1 事例 7）では、「工事契約書の第 18 条第４項においては『本工事は、物価変動による工事代金調整についての規定がなくて、…乙は補助金、賠償、施工期間の延長、操業停止、或いは契約の解除若しく終止を要求しないことに同意する』があるものの、合理的な範囲を超える予見し得ないリスクは、この条項が約束した規範の範囲に属さいないので、事情変更原則を適用する余地がある」ということで、特約は限界があることを示している。また、101〔2012〕年台上字第 1045 号判決（表 3-1 事例 8）では、契約において、「工事が始まると、どんな状況があっても、以外の損失はすべてＸが負担する」という特約があったにもかかわらず、最高裁は「契約における特約が無効である、事情変更原則の適用を排除できない」ということで、事情変更法理の適用を認めた。

２）否定理由

否定の理由は様々あるが、まとめると、主に以下の二点がある。

第一に、私的自治、契約自由等の原則を違反することである。

例えば 102 年度台上字第 2234 号判決において、「契約の第 4 条第 7 項は、本工事は物価指数の変動に従って契約代金を調整せず、請負人は自ら可能なる物価変動の要素を入札価格の考慮に入れなければならない旨のことを明記した」、「本件契約が締結された前から強烈な事情の変更が生じていたことは上告人が予見できたことであるは原審が確定した事実

であって、契約履行期間では、物価が変動し続けても、この変動は上告人が契約締結時に推定・判断できることであり、かつ両当事者が上記の特約を締結する真意、契約目的が及ぼす範囲内のことである。従って、私法自治及び契約自由の原則に従うと、上告人が事情変更原則に基づく給付増加の請求を認容しなかった原審判決は合法である」というように述べている。

第二に、事情の変更に予見可能性があることである。

例えば、95〔2006〕年台上字第 2309 号判決（表 3-2 事例 7）では、入札注意事項において、「『保険費』などの４種類の給付は、その特定の方法によって処理することを除く、契約に従って、変更あるいは増減できない」という特約があった。最高裁は当事者に予見可能性があることで、事情変更法理に基づく請求を認めなかった。同様な主旨の判例は、96〔2007〕年度台上字第 2468 号（表 3-2 事例 8)、101〔2012〕年度台上字第 493 号（表 3-2）などがある。

（２）契約において物価（賃料）調整条項に従って調整する約束があった場合

この場合に、肯定的見解を持つ最高裁判決は 93〔2004〕年台上字第 2446 号判決（表 3-1 事例 5）がある。本件では、当事者は、賃料は申告地価の４％により調整することを約束した。最高裁は、「賃料が約束の申告地価の固定比率によって計算することは明らかに公平を失する場合に、賃借人は民法 227 条の２の１項の規定により裁判所に賃料の調整を請求できる」ということを示した。否定的見解を持つ判決は、大体上述した「調整しない旨の特約があった場合」の理由と一致している（84〔1995〕年台上字第 760 号判決)。

最高裁判決リスト

事情変更法理の適用を肯定した最高裁判決（表3-1）									
番号	事件号〔判決日・裁定日〕	紛争類型	当事者	事実の概要	事情変更についての特約の有無	法律根拠	事情変更を主張する当事者の請求及び抗弁	判旨	裁判による契約調整状況
1	81〔1992〕年度台上字第2196号〔1992年9月23日〕	公共工事請負	X政府機関注文者 Y企業請負人	YはXから本件道路のパイプラインの設置工事を請け負った。工事後、YはXに対して工事補助金を求めたが、Xは応じなかった。そして、仲裁で事情変更の原則でXがYに1,588,442元の給付を命じた。	—	民事訴訟法397条	仲裁人は衡平正義の理念に基づいて、職権に従って事情変更の原則で判断を下したことは法律と齟齬がない。	上告棄却 法律は、仲裁人は仲裁の判断をする場合に、事情変更の原則によって当事者の論争を解決することを禁じていない。	裁判は仲裁の事情変更による給付増加の判断を認容した。
2	83〔1994〕年台上字第1190号〔1994年5月18日〕	土地賃貸借	X個人賃貸人 Y ら個人賃借人	XはY日本統治時代に本件土地について、99年の長期賃貸借契約を締結した。	—	民事訴訟法397条	Yらは事情変更の原則に基づいて賃料増加を求めた。	民事訴訟法397条の要件を満たせれば、それを適用すべき。本件土地価格の上昇、物価変動、経済状況の変動などによって、本来の賃料が地価税をカバーできない事情が生じたことは、契約締結時に予見し得なかったことである。	Yらの賃料調整請求を認めた。
3	89〔2000〕年台上字第967号〔2000年4月27日〕	公共工事請負	X政府機構注文者 Y企業請負人	XとYは、請負契約における工事による損害賠償事件について、仲裁を通じて、XがYに113,520,000元を給付することになった。Xはその仲裁判断を取消すことを求めた。	—	民事訴訟法397条	Yは、本件仲裁人は事情変更の原則に従って、仲裁判断をしたので、仲裁人の職権によるものであり、裁判所はその権限を審査してはいけないと抗弁した。	本件の仲裁は、Xは顕著な過失がなく、Yは若干違約したものの、本件の自然災害の被害の拡大は、自然の原因によるものであり、その費用を全部Xに負担させると、明らかに公平を失することになる。	自然災害によるリスクを両当事者に分担させることになった。

4	90〔2001〕年台上字第1657号〔2001年9月20日〕	土地売買	X政府買主 Y農会法人売主	XとYは1984年の間に、Yが所有する本件市場の土地の売買に合意したが、所有権の移転の登記が行われなかった。Xはその所有権の移転を求めた。	—	民事訴訟法397条	Yは、「Xは、9年が経ってからやっと本件土地の移転の登記を引き伸ばして請求する。この間に本件土地の市場価格が上昇し、民事訴訟法397条に基づいて、Xの給付の増加を命ずるべきである」などのことで、抗弁した。	上訴棄却 原審では、「本件土地の2001年の公告価格は契約成立の1984年と比べると、約6倍上昇した。市場価格70倍以上上昇することは当事者に帰責できない、且つ予見しえないことで、Yの給付増加請求を認めるべきである」との判断は合法である	裁判所の裁量によって、XがYに追加給付を支払う。
5	93〔2004〕年度台上字第2446号〔2004年12月2日〕	土地賃貸借	X個人賃貸人 Yら個人賃借人	YらはXから台北市にある土地を不定期賃貸借契約で借りて、2棟の5階ビルを住宅として建設し、賃料は申告地価の4％と約束した。土地の価格は賃貸借契約締結時に比べて大幅に上昇した。	賃料を申告地価の4％にする	民法227条の2の1項	Xは、賃料を当期申告地価の10%に調整、また、後の地価の変化に従い、上記の比率で調整することを求めた。	上告棄却（Yら） 賃料が約束の敷地申告地価の固定比率によって計算することは明らかに公平を失する場合に、賃借人は民法227条の2の1項規定により法院に賃料の調整を請求できる。	賃料を申告地価の4%→8%に引き上げた。
6	99〔2010〕年度台上字第1939号〔2010年10月21日〕	土地賃貸借	X役所賃貸人 Y学校賃借人	XとYは、YがXから賃料なしに土地を永久的に借りる契約を締結した。土地価値の大幅な上昇（約40倍）	—	民法227条の2の1項	Xの主位的請求：建物収去土地明渡し。 予備的請求：契約関係終止までの賃料支給	上訴棄却 原審がすべての証拠を総合的に判断した上に、事情変更の原則に従って、契約の効果を変更することは正当である。	無償→YがXに半年637,394元を支給（法定地価を基準として）
7	101〔2012〕年度台上字第813号〔2012年5月31日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XとYは、地下駐車場の建設工事契約を締結した後、Yが土地および建築の許可を取得しなかったことで、工事が延期された。その間に、鉄筋の価格が大幅に変動した。	契約18条4項「Xは給付増加、賠償、延期、作業停止、或いはそれによって契約解除、終止を要求しないことに同意」	民法227条の2の1項	Xは、227条の2の1項によって、給付の増加を求める	Yの上告を棄却「本件契約の18条のような特約があるとしても、合理的な範囲を超えるリスクが生じる場合に、その特約の範囲に属さず、事情変更の原則に適用することができる。	YはXに、21,714,534元を給付する

8	101〔2012〕年度台上字第1045号〔2012年7月12日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XはYから本件工事を請け負った。工事は設計変更等の原因で5回、合計1099日延長された。	Xは工事期間の延長について損害賠償を請求することができない。工事が始まると、どんな状況があっても、意外の損失はすべてXが負担する	民法227条の2の1項	Xは、工事期間の延長によってコストおよび管理費用が急増し、予見できなかったことであり、事情変更の原則に基づいて、Yに対して、51,697,183元の増加給付を求める	両当事者の上告を棄却。 契約における特約が無効である、事情変更原則の適用を排除できない。予見できないリクスにより生じる不利益をすべて弱者であるXに負わせては行けない。Xの請求を一部認容、一部破棄。	事情変更原則に基づいて、Xの請求の一部（27,750,000元の増加給付）が認められた。
9	102〔2013〕年台上字第1235号〔2013年6月27日〕	土地使用契約	X個人所有者 Y政府使用者	別件判決では、YはXに申告地価の5％で35万元あまりの不当利得を返還することが確定された。その後、申告地価が0.5～1倍以上上昇した。	—	民法227条の2の1項	Xは、Yは別件判決で確定された金額で給付すると、明らかに公平を失すると主張し、民事訴訟法397条1項および民法227条の2の1項によってその年の申告地価の5％に基づいて契約の調整を求めた	Yの上訴を棄却する。 確定された判決（本来の判決）の内容がまだ実現されなくて、その口頭弁論が終了後の事情が変更し、その事情によって明らかに公平を失する場合に、当事者はほか訴えを提起することによって本来の判決の給付或いはその他の本来の効果を変更することを求めることができる。	Xの請求が求められた。確定された判決における給付額を上昇した後のその年の申告地価の5％に調整された

事情変更法理の適用を否定した最高裁判決（表3-2）

番号	事件号〔判決日・裁定日〕	紛争類型	当事者	事実の概要	事情変更についての特約の有無	法律根拠	事情変更を主張する当事者の請求及び抗弁	判旨	裁判による契約調整状況
1	83〔1994〕年台上字第1734号〔1994年7月8日〕	贈与及び請負契約	X財団受贈者 Y企業贈与者	Yは購入した土地をXに贈与した。Yは本件土地の上で本件建物を建て、その1階から7階を所有する。Xは建物の8～10階を所有する（宗廟）。そして、YはXに毎年36万元の祭祀費及び経費を給付するが約束された。	第3条第4款 祭祀費及び経費について、物価あるいは幣制が変動する場合に、物価総指数によって毎年一回調整する	民事訴訟法397条	Yは「いま台湾の物価が穏やかであり、貨幣の価値も変動がない。Xの財政状況も良い。契約締結された後の事情が変更し、費用を調整する必要がない」	上告棄却 本来の契約の効果に従っても、明らかに公平を失することが生じないので、当然民事訴訟法397条の適用がない。	契約における金額調整についての約束によって履行する。
2	83〔1994〕年台上字第2264号〔1994年8月31日〕	不動産売買	X個人買主 Y個人売主	XはYから本件土地および建物を購入した後、両当事者は訴訟の和解で、Xが15万元を給付する事に対して、YはXに本件土地及び建物所有権の移転登記手続きをすることを約束した。	—	民事訴訟法397条	Yは、和解の約束があったとしても、本件土地の公告価格は締約時より2.9倍上昇し、Xが本来の価格で給付すると、Yに対しては明らかに公平を失すると主張した。	上告棄却 事情変更の要件に満たさない。	和解の約束（再交渉の結果？）でリスクを配分
3	84〔1995〕年台上字第760号〔1995年3月31日〕	公共工事請負	X企業請負者 Y政府注文者	XはYから「台北市政府国民住宅工事」を請け負って契約を締結した。施工の間に、物価、人件費が上昇した。	契約第4条5款 施工期間において、物価が変動する場合に、契約に附する工事計算方法によって処理する。	民事訴訟法397条	Xは事情変更の原則を援用し、給付の増加を求めた	上告棄却 両当事者は契約締結後の物価が変動する場合における代金調整についてすでに特約があったため、事情変更などを理由として、給付の増加をもとめることができない。	契約の特約によってリスクを分配する

4	88年〔1999〕年台上字第2693号〔1999年11月4日〕	土地売買	X個人買主 Y個人売主	Xは1990年12月13日に、Yから本件土地を総額9,000,000元で購入した。そのなかの3,000,000元を支払った。Xは残る部分について、政府の計画によって一時的に給付をしたが、契約関係がまだ存在することで、自分が残る代金を支払ってから本件土地の移転登記を求めた。	—	民事訴訟法397条	Yはまず Xの給付の遅延によって契約が解除されたと主張、そして、たとえ契約解除がされないだとしても、付加価値税をすべてYに負担させることは不公平であり、民訴397条を援用し、抗弁した。	上訴棄却 土地売買の双方が所有権移転登記の期限について約束しなかった場合に、土地付加価値税が上昇することはただどっちがそれを負担することになるが、事情変更とはいえない。	—
5	89〔2000〕年台上字第786号〔2000年4月7日〕	贈与	X個人受贈者 Y個人贈与者	Yは1985年4月15日本件Xに贈与した。そして、その土地の使用目的はお寺あるいは慈善事業である。	—	民法418条 民事訴訟法397条	Yは、贈与証明書が成立した後、事情が変更し、民事訴訟法397条の規定によると、本来の贈与契約の効果を変更することができると抗弁した。	上訴棄却 民訴397条が規定する要件に満たさない。明らか公平を失することになっていない。民訴397条が規定する裁判所が本来の効果を変更することとは、本来の法律行為の効力を消滅させるではなくて、変更させることである。	—
6	94〔2005〕年台上字第2367号〔2005年12月29日〕	労働	X ら個人従業員 Y企業使用者	Xらは銀行Yの従業員であり、Yは経営の困難などの理由で、Xらの給料二回、ボーナス一回を減らした。	—	民法227条の2の1項	Yは「事情変更の原則によると、Yの欠損は契約締結時に予見し得なかったことで、Yの財務状況に照らすと、Xらの給料を減額しないと、明らかに公平を失する」と抗弁。	上訴棄却 事情変更は客観的な事実であり、当事者の責に帰することができれば、事情変更の原則の適用がない。本件Yの欠損はY自身の原因もある。Yの抗弁を認めなかった。	—

7	95〔2006〕年台上字第2309号〔2006年10月19日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XとYは立体交差橋の工事請負契約を締結し、契約代金は436,000,000元である。施工期間がパイプラインの移動によって185日延長された。	入札注意事項14条「保険費」などの四種類の給付はその特定の方法によって処理することを除く、契約に従って、変更或いは増減できない。	民法227条の２の１項	Xは、パイプラインの移動は通常の移動期間より長くなることは契約締結時に予見し得ないことを主張し、227条の２の１項に基づいて2,229,675元の追加給付を求める。	Xの上告棄却 Xに予見可能性があった。	—
8	96〔2007〕年度台上字第2468号〔2007年11月1日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XとYは2000年4月15日に本件公共請負契約を締結し、契約代金は220,898,503元である。	契約3条（代金調整）、16条（期間延長）、26条（契約終止権）。	民法227条の２の１項	Xは民法227条の２の１項などの条文によって、給付の増額を求めた	棄却 本件工事契約の16条および16条の約束によると、両当事者はすでに工期の延長などの事情について処理の方法を約束した。Xが予見し得ないとの主張は根拠がない。	Xの事情変更原則に基づく請求が認めなかった
9	99〔2010〕年度台上字第843号〔2010年5月13日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y企業注文者	Yは訴外A（彰化県政府）から工事を請け負って、2000年3月9日にその中の道路および照明の工事をXに下請けさせた。工事期間が726日延長された。Yは2005年5月23日から給付遅延責任を負うべきであったものの、Xは2007年11月20日に訴えを提起した。	契約五条四款「Xは、竣工期限或いはYが決る延長期間若しくはYが決定するその他の期限をすべて認める同時に、補（賠）償、操業停止或いはその他の要求をしない」	民法227条の２の１項	予見し得なかった且つXの責めに帰すべからざる重大な事由によって工事期間が726日延長されることで、Xが52,125,630元を多く支給した。Xは、民法227条の２の１項に基づいて、報酬の増額を求めた。	Xの上訴棄却 時効により請求権の消滅 従って、給付増加請求の消滅時効の期間を判断するには、本来の給付の性質に基づかなければならない。	Xが時効による結果を受ける

10	101〔2012〕年度台上字第493号〔2012年4月12日〕	土地売買	X　個人（買主） Y　企業（売主）	XとYらは2009年12月8日に、Yらが65万元（TWD）／坪の単価、合計56,108,000元の総金額で、Xに土地を売る契約を締結した。訴外Aが本件土地の差し押さえを主張することで、本件土地の所有権をXに移転する登記手続きも余儀なくされた。	ある売主が契約の各義務を履行しなければ、売主の違約となる。買主は一定の期間内に履行の催告をすべきである。	民法227条の2の1項	Yらは、「本件差し押さえの執行判決は本件土地の被相続人Bに対するもので、Yらに対するものではなくて、YらがXと契約を締結する当時に予見できなかった。また、Xが何の損害も受けていない」などを理由として、民法227条の2に従って違約金が免除または減額されるべきだと抗弁。	破棄差戻しYに帰責できる。違約金に関する約束もあった。民法227条の2の1の事情変更の原則に適用できない。	Yが違約金を支払う
11	102〔2013〕年台上字第930号〔2013年　5月22日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XはYから本件特定の区域の緑化工事を請け負った。Xに帰責できない事由によって工事の期間が延長された。	—	民法227条の2の1項	Xは、Xの責めに帰すべからざる事由によって施工期間が延長され、Xが計画外の維持費などを支払ったので、227条の2の1項などによって給付の増加を求めた。	棄却（事情変更の請求について） 本件契約締結後、その基礎或いは環境は契約締結当時に予見し得なかった変動が生じていない。	Xが敗訴で、リスクを負担する
12	103〔2014〕年度台上字第1142号〔2014年6月11日〕	土地賃貸借	X企業賃貸人 Y政府賃借人	XとAは、Xが所有する土地をYの前身であるAに貸出する契約を締結した。本件土地は契約締結時に、農業用地に属し、農地税が免除されていたが、2002年	—	民法227条の2の1項	政策の変動は予見できなかったことで、土地をYに使用させながら、税金を負担することは明らかに公平を	本件紛争となった租税の納付は、契約当事者間の給付の内容になっていない	Xが税金を負担する

				本件土地は都市計画変更によって「台南科学工業団地特定計画区」に変更された。Xは159,629,066元の税金を納付した。			失する。		
13	103〔2014〕年度台上字第1200号〔2014年6月19日〕	売買	X企業売主 Y企業買主	YはXと、Xから総金額4,636万元（TWD）の電線・電気ケーブルを購入することを約束した。契約締結当時の銅の価格は6,500～7,000ドル（USD）／トンだった。その後、銅の価格は最低3,071ドル／トンまで落下し、Yは引き続き契約を履行することを拒絶した。		民法227条の２の１項	Yは銅の国際価格の大幅な下落との事情変更により、契約の通りに履行することは自分にとっては明らかに不公平であるという理由で抗弁し、Xに手付金及び利息の返還請求の内容で反訴を提起した	当該貨物価格の変動は当然予見したことである。また、Yは契約を履行することにより超過支出をするわけではないので、損害を受けたこともない	Yが価格変動のリスクを負担する
14	105〔2016〕年度台上字第385号裁定〔2016年3月16日〕	土地賃貸借	X企業賃貸人 Y企業賃借人	XとYは、YがXから土地および家屋を賃借する本件契約を締結した。年間賃料は合計16,488,000元である。政府は本件土地の一部の公告地価を1,400元／平方メートル2,000元／平方メートルに調整した。（42.86%）	ある 毎年の賃料は政府が公布する公告地価に従って調整する。	民法227条の２の１項	Xは賃料減額を請求 本件土地の2013年の公告地価が前より42.86%引き上げられることは、契約締結時に予見できなかったことであって、契約の約束通りに賃料を上がると、明らかに公平を失する。故に、事情変更の原則に従って、賃料上昇幅は毎年10%に減額されるべきである。	明らかに公平を失してない	YがXに賃料の差額を支払う

15	105〔2016〕年度台上字第1424号〔2016年8月24日〕	売買	X企業売主 Y企業買主	YはXから6,300トンの鉄筋を購入する契約を締結した。YはXから3093.48トンの鉄筋を購入した後の2010年2月10日に、Aが自ら鉄筋を調達することを理由として、引き続きXから購入しかった。2010年4月6日の鉄筋の市場価格は20,600元に下落した。	—	民法227条の2の1項	Yは抗弁として、かりにYが損害賠償責任を負うと判断しても、民法227条の2の規定に従ってYの給付を減額すべきであると主張した。	当事者間に明らかに公平を失する事情がない	Yが価格変動のリスクを負担する
16	105〔2016〕年台上字第1880号〔2016年10月27日〕	土地売買	X個人売主 Y個人買主	XとYは、土地売買契約を締結した。本件土地はXとほかの所有者が共有する土地であり、本件契約が締結された後、土地の分割がずっと行われていない。	—	民法227条の2の1項	Xは契約解除を請求理由は、本件土地の分割がずっと行われていないことは予見できなかった。地価が高騰し、Xに対しては明らかに不公平である。	契約締結時に予見できなかった事情の変更により元来の給付が明らかに公平を失するとはいえない。	Xがリクスを負担する

事情変更法理の適用について原審に差戻した最高裁判決一覧（原審の否定的判決を破棄）（表3-3）

番号	事件号〔判決日・裁定日〕	紛争類型	当事者	事実の概要	事情変更についての特約の有無	法律根拠	事情変更を主張する当事者の請求及び抗弁	判旨	裁判による契約調整状況
1	79〔1990〕年度台上字第989号〔1990年5月14日〕	工事請負	Xら企業請負人 Y財団法人注文者	XとYは1979年に、Yが所有する土地をXらに引渡し、Xらがその土地の上で建物を建築すること、その建物および土地の所有権の分割についての契約を締結した。本来土地にある建物を取り壊す許可を取得しなかった。	—	民事訴訟法397条	Yは「契約が締結されてから10年が経って、地価が大幅に上昇し、本来の契約が約束された比率によって家屋を分配すると、明らかに公平を失する」と主張し、事情変更の原則基づいて分配の比率を変更することを求めた。	破棄差戻し 給付遅延の後、事情変更が生じる場合でも、事情変更の原則の適用が妨げられない。本件において、本来の比率によると、明らかに公平を失することになる状況があるので、事情変更の原則を適用できるか否かについては、斟酌すべきである。	—
2	85〔1996〕年台上字第482号〔1996年3月7日〕	土地売買	X企業買主 Y企業売主	Xは1984年にYから本件土地を購入して、1988年に工事が竣工し、Yに対して土地所有権移転登記手続きを求めたが、Yが応じなかった。原審は、「民事訴訟法397条基づく給付の増加を求めるには、訴訟を提起しなければならない、Yはその規定によって抗弁することはできない。	—	民事訴訟法397条	Yは、同時履行抗弁、および、「本件土地価値の上昇幅は巨大で、Xはそれを使用していることで、価値増加の利益も受けている。本来の金額で給付すると、Yに対しては明らかに公平を失する」	破棄差戻し 民事訴訟法397条が規定する「事情変更の原則」は私法上の原則であり、当事者は訴訟外あるいは訴訟のどちらでも主張できる。訴訟においては、請求若しくは抗弁権の形で行使することができる	—
3	88〔1999〕年台上字第3039号〔1999年12月22日〕	土地売買	Xら個人売主 Yら個人買主	Xらは1969年に、Yらから本件紛争となる土地の40坪を総代金1万元で購入し、その中の5,000元を支払ったが、残る5000元はずっと支払わなかった。	-	民事訴訟法397条	本件土地の価格は250元／坪だったが、今の市場価格が13万元以上になって、本来の価格で給付すると、明らかに公平を失することを主張する。Yに対して原審判決で命じた	契約成立から30年が経過し、各種の客観的原因によって、地価が数倍に上昇する事情の変更が生じたことは客観的事実である。原審はそれを認識せずに、事情変更が生じて	-

							5000 元のほか、市場価値の半分の 2,976,743 元を求めた。	いないとの判断は不注意のである。	
4	90〔2001〕年台上字第 1354 号判決	贈与	X個人 贈与者 Y個人 受贈者	XとYの間に贈与の契約を締結した。Xは経済状況の悪化によって贈与債務の履行を断った。	—	民法 418 条	Xは贈与の承諾をした後、経済状況は明らかに変更したことは、生活に重大な影響を与える。民法 418 条に基づいて上告した。	破棄差戻し Xの経済状況が明らかに変更したか否かを確認することは、贈与契約の履行に抗弁できるか否かに関わる。	差戻し審（台湾高等法院民事判決 90〔2001〕年度上更(一)字第 212 号 2001 年 10 月 16 日）で、Xが敗訴。
5	91〔2002〕年台上字第 386 号〔2002 年 3 月 7 日〕	土地売買	X個人 買主 Yら 個人 売主	Xは 1987 年 10 月 2 日に、Yらから本件土地を購入した。その一部は所有権移転登記が行われなかった。Xはその移転登記を求めた。	—	民事訴訟法 397 条（民法 227 条の 2 と併存する時期）	Yらは、Xがわずかの 9 万元を支払ったことに対して、市場価格は 2 千万元あまりの土地を取得できることは明らかに公平を失する。	破棄差戻し 民事訴訟法の 397 条がいわゆる裁判所が職権に従う裁量は、当事者の請求の増減の範囲内で行わなければならない。原審は両当事者の請求の範囲を超える裁判は適切ではない。	差戻し審（台湾高等裁判所 91〔2002〕年重上更（一）字 41 号 2003 年 3 月 4 日）で和解。
6	95〔2006〕年台上字第 2143 号〔2006 年 9 月 28 日〕	公共工事請負	X企業 請負人 Y政府 注文者	XはYから快速道路の新築工事を請け負ってた。その後、工期が延長され、一部の河の採掘の禁止によって砂石の価格が上昇した。	—	民法 227 条の 2 の 1 項	Xは、施工期間の延長および砂石採掘の禁止は契約締結時に予見し得なかった。それによる損害について、Yに対して、給付の追加（53,101,642 元）を求めた。	破棄差戻し 原審がXの請求を認めなかった判決は、事情変更の原則を適用できるか否かに関する事実関係を究明していない。	差戻し審（台湾高等法院高雄分院民事 95〔2006〕年度重上更(一)字第 29 号）Xの砂石の採掘禁止による一部（8,978,728 元）の請求を認めた。
7	96〔2007〕年度台上字第 2237 号〔2007 年 10 月 5 日〕	公共工事請負	X企業 請負人 Y政府 注文者	2002 年 10 月 24 日、Xは建設工事のプロジェクトを落札した。同年の 11 月 11 日にYと工事契約を締結した。当該工事は同年 10 月 29 日に始まった間もなく、国内建築工事	—	民法 227 条の 2 の 1 項	Xは、「台湾の建築工事の物価の綜合指数、鉄筋の指数、金属製品の指数の変動は落札時に予見できる範囲を大幅に超えた。契約に従うと、Xは契約代金の 2 倍に近い原材料	鉄筋と建築物価は、2002 年入札が始まった前の変動はまだ正常の範囲内だったが、契約締結後、高騰しつづき、『2003 年原則』、『2004 年原則』が公示した正常の上昇	差戻し審でXの請求がみとめられた。工事代金が 19,918,395 元増額（約 8％）

				物価が激しく変動し、Xは大きな損害を被った。（物価指数が 20%～100%上昇）			コストを負担することになる。明らか不公平である」などを理由として、工事代金の増加を求めた。	幅を大幅に超えた。Xは、このようなことを契約締結時に予見できない	
8	97〔2008〕年度台上字第 60 号〔2008 年 1 月 1 日〕	公共工事請負	X 企業（請負人）Y 政府（注文者）	XとYは、1996 年に「東西快速道路」に関する工事請負契約を締結した。総代金は 1,149,422,452 元。	契約 11 条「（一）材料が変動と問わずに契約の単価により計算する」	民法 227 条の 2 の 1 項	Xは、施工が始まった後、台風の影響で砂の採掘が全面的に禁止され、国内の砂石価格が急激に上昇したことを予見し得なかったことで、事情変更原則によって、25,905,531 元の増加給付を請求した。	破棄差戻し（原審ではXが敗訴）Xが契約 11 条の（一）を選んだことだけで、Xが事情変更を予見した且つ事情変更による請求を放棄したことを推定することは理由が不十分である。	差戻し審（台湾高等法院 97 年〔2008〕重上更（一）字 28 号）でXの請求認容。最後は調停が成立した（98 年〔2009〕重上更（二）字 148 号）
9	98〔2009〕年度台上字第 331 号〔2009 年 3 月 5 日〕	運送請負契約	X企業運送の請負人 Y企業依頼人	XはYから本件輸入運送を落札、2007 年 1 月 3 日に本件運送契約を締結した。その後、実際にXが運送した貨物は、入札注意事項に書かれた「予想運送」の規格と量は大きな差があった。	入札注意事項第 2 条 6 項、7 項及び「輸入物予想運送表」によると、関係する数量は推定のもので、実際の数量は「発送通知表」に準ずる	民法 227 条の 2 の 1 項	Xは事情変更の原則によって、Yに対して、1,601,497 元の増加給付を求める。（一審と原審はXのこの部分の請求を認め、Yは上訴した）	破棄差戻し裁判所は事情変更の原則によって給付の増減の判決を為すには、客観且つ公平的な基準に従って、一方当事者の事情変更による損失、他方当事者が受けた利益などの状況を斟酌、その給付の適切の額を決めなければならない。原審の検討は足りない。	差戻し審（台湾高等法院台南分院民事判決 98〔2009〕年度上更(一)字第 13 号）Xの請求の一部（Xの超過損失が 1,364,820 元）を認容した。
10	99〔2010〕年度台上字第 1336 号〔2010 年 7 月 22 日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	Xは 2001 年 9 月 5 日に、Yから「嘉義市政府センター南ビル建設工事」を請け負った。工事中、金属製品指数および建設物価総指数が 10%～20%くらいに上昇した。	契約 6 条 3 項は、物価が変動する場合に、請負人が単価の調整或いは損害賠償を求めることができないと	民法 227 条の 2 の 1 項	Xは、2001 年の末頃から建設物価が急激に上昇し、物価指数の上昇の幅は契約締結時に予見し得なかった。Yに対して 77,056,373 元の増加給付を求めた。	破棄戻し。契約締結当時に予見し得なかった激変が生じたかどうかについて、社会の経済状況、一般観念及びその他の客観的事情を総合的に判断しなければならない。	差戻し審（台湾高等法院臺南分院民事判決 99 年〔2010〕度建上更(二)字第 2 号））でX請求額の約半分（36,365,468 元）を容認した（両当

					書かれた。				事者がリスクを共同負担することになった)。
11	99〔2010〕年度台上字第2389号〔2010年12月23日〕	原材料売買	X個人売主 Y個人買主	Yは訴外Aから請け負った工事のために、Xから500トン建設材料の鉄筋を購入する契約を締結した。契約締結の後、国内の鉄筋の価格が変動し、2008年7月から2009年4月まで、価格は一時的に本来の価格の半分に下落した。	ある	民法227条の2の1項	Yは、鉄筋の価格が50%下落する事情は契約締結時に予見できなかったことなので、民法227条の2が規定する事情変更の原則に基づいて、代金を市場価格に減額すべきであると抗弁した。	両当事者の特別約束により民法227条の2の1項の適用を否定できるのか。原審は詳しく検討せずに控訴人に不利な判断を下したのは、異議がないではない。	差戻し審(台湾高等法院台南分院100〔2011〕年度重上更〔一〕字第2号〔2011年5月3日〕)で3000元／トン、総額1,500,000元を減額。
12	102〔2013〕年台上字第1157号〔2013年6月30日〕	土地賃貸借	Xら個人賃貸人 Yら個人賃借人	Xらが所有する本件土地は、1963年に訴外Aのため、地上権が設定され、土地登記簿に地上権の期限は不定期で、賃料欄には空白だった。その後、YらはAから建物を購入した。そして、周囲の繁華の程度と地価が大幅に上昇した。		民法第835条の1の2項	Xは土地の地上権賃料と本件土地のその年の申告価格の年間利息6%に調整しようと求めた。	破棄差戻し地価の変化の幅は当事者契約締結当時に予見できなかった。賃料の調整を認めたが、Xの請求額を認めなくて、差戻した	差戻し審(台湾高等法院民事判決104年度上更(二)字第112号〔2007年3月14日〕)で2%にした。
13	105〔2016〕年度台上字801号民事判決〔2016年5月12日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y国有会社注文者	XらとYは、台湾北部における液化天然ガスの受け入れ基地建設に関する請負契約を締結した。契約の履行期間において、建築の原材料が値上がりすることによって、Xの原材料を購入するための費用は大幅に上昇した。	契約の40.1条	民法227条の2の1項	Xは建設材料の価格の上昇によりコストが増加することを理由として代金増額を求めた。	契約締結後、建設原材料の価格変動の状況は、Xが予見できる合理的な範囲を超えていないという原審の判断を是認できない。	Xの代金調整請求を認めなかった原審判決を破棄差戻し(2017年10月の時点で、差戻し審はまだ審理中)

事情変更法理の適用について原審に差戻した最高裁判決一覧（原審の肯定的判決を破棄）（表3-4）

番号	事件号〔判決日・裁定日〕	紛争類型	当事者	事実の概要	事情変更についての特約の有無	法律根拠	事情変更を主張する当事者の請求および抗弁	判旨	結果
1	66〔1977〕年台上字第2975号〔1977年9月30日〕	売買	X企業売主 Y企業買主	XとYは1973年11月に、YはXから単価21.8元（TWD）/kgで、5,500トンの大豆油を購入する契約を締結した。契約成立後、政府の経済政策の実施により、大豆油の価格基準が40.5元/kgに引き挙げられた。	—	—	Xは給付の増額を求めた	破棄差戻し 大豆油売買契約締結後、油絞りのコストの増加及びその金額を証明しなかった。原審はそのXの請求そのままを認めたことは妥当ではない。	—
2	73〔1984〕年台上字第2195号〔5月24日〕	土地売買	X個人買主 Yら個人売主	Xは1969年に、Yらから本件土地を120元/坪、総額1,306,000元で購入した。その一部が徴収され、Xは残る部分の移転登記を求めた。	—	民事訴訟法397条	Yらは、「近年の土地の価格が急激に上昇することは契約締結当時に予見し得なかったことである」と主張し、給付の増加および契約効果を変更すべきだと抗弁した。	破棄差戻し 原審判決は土地価格の上昇額だけを衡量の基準としたことは適切ではない。	—
3	84〔1995〕年台上字第2715号〔1995年11月17日〕	土地売買	X個人買主 Y個人売主	XはYから本件土地を購入する予約と締結し、本約が締結される時に頭金の7,000,000元を支払うことや、所有権移転登記がされる時に残金を支払うと約束された。	—	民事訴訟法397条	Yは、「Yは本約を締結する義務があるとしても、Xは現在の市場価格で本件土地を買取るとともに、付加価値税を負担しなければならない」と抗弁した。	破棄差戻し 本件当事者が本約を締結する時に、もし本当に事情変更の原則を考慮すべきだとすれば、「当事者の帰責性」を検討すべきであるとともに、その金額を斟酌するには、「公告現在価値」だけを基準として判断することは適切ではない。	—
4	85〔1996〕年台上字第866号	不動産売買	Xら個人買主 Yら	XらはYらから本件建物及び土地を購入した、地上の建物について	—	民事訴訟法397条	Yは本件土地の価値が売買契約成立時と比べると、10倍も値上がっ	破棄差戻し 原審は「当事者の帰責性要件」などの法定要件を考慮	—

	〔1996年4月25日〕		個人売主	の移転登記が行われたが、土地所有権の移転登記がされなかった。Xらは残金2,000,000元を給付しなかった。			たことで、事情変更の原則によって給付が少なくとも27,780,000元の増加されるべきである主張した。	せずに、ただ本件土地の「公告現在価値」の上昇を唯一の判断基準として、事情変更の原則を適用下判決は不当である。	
5	85〔1996〕年台上字第1892号〔1996年8月30日〕	土地売買	X個人買主 Y個人売主	XはYらの被相続人から本件土地を購入し、移転登記はしなかった。その後、本件土地は政府に徴収され、Yらが20,142,000元の補償金をもらった。Xはその補償金を求めた。	—	民事訴訟法397条	Yらは、Xが代金の残金を支給しなかったことや、本件土地が10倍以上値上がり、本来の給付に従うと明らかに公平を失することを主張し、補償金とXの増加給付の相殺することを求めた。	破棄差戻し 原審は売買の総代金とXが支払った代金との比率で、Xの増加給付を計算することは適切ではない。	—
6	86〔1997〕年台上字第1354号〔1997年4月30日〕	土地売買	Xら個人買主 Yら個人売主	訴外AはYらの被相続Bから土地を購入して、Xらに売った。移転登記は行われなかった。	—	民事訴訟法397条	Yらは契約締結してからの26年間に地価が大幅に値上がり、本来の価格で給付すると、明らかに公平を失する。	破棄差戻し 事情変更の事実は事実審の口頭弁論が終了する前に生じれば、裁判所は判決を下すことができ、当事者は別に訴えを提起する必要はない。事実関係の確認は必要である。	—
7	86〔1997〕年台上字第1364号〔1997年4月30日〕	土地賃貸借	Xら書院賃貸人 Yら政府賃借人	YはXから公園用地として土地を賃借した。契約は、土地を公園以外のために使用すると、Xはその解除により土地を取り戻すことができると約束した。そして、契約内容とした土地の一部は道路や車庫となった。Xは土地返還及び代金増加を求めた。原審で、Yが敗訴で、上告した。	—	民事訴訟法397条	Xは、Yの未払い賃料は、もし1974年の基準で支払うと明らかに公平ではないと主張し、賃料の増加を求めた。	一部破棄差戻し（事情変更原則の請求）、一部棄却（土地返還） 当事者が合意した賃料調整の幅は低すぎることで、裁判所が事情変更の原則によって給付増加の判決を下すことを是認できない。	—
8	86〔1997〕年台上字第	土地売買	X個人買主 Yら	1982年XがYから本件土地を購入する契約を締結し	—	民事訴訟法397	Yは「本件契約成立してからの十年間の地価の急激な	破棄差戻し Yの抗弁を認容し、Xの代金増加を命じ	—

	2630 号〔1997 年 8 月 22 日〕		個人売主	た。XはYに対して土地所有権移転登記を求めた。		条	上昇は両当事者に帰責できない事由であること」を主張し、事情変更の原則によって、移転登記をする同時に代金の増加を求めた。	た原審判決は、事情変更は帰責性があるか否か、直接にXの給付を 17,452,974 元の増加を命じたのは公平であるかいなかなどの問題についての検討は足りない。	
9	93〔2004〕年度台上字第 2503 号〔2004 年 12 月 16 日〕	土地売買	X政府売主 Y財団法人買主	Yは 1963 年にXから本件土地を「専用転売」の形で購入した。1974 年に、本件土地の一部を商業用地として訴外Aに転売した。Xは契約解除で、Yに土地所有権移転登記を求める。	契約締結のため、Yは保証書を出した。本件土地を難民住宅及び工場などのみに使い、違反すると、Xが契約を取消すことができる、Yが支払った代金だけを取り戻せる。	民法 227 条の２の１項	YはXの請求に対して、歴史上の香港・マカオ等の難民はもういない、社会の事情は契約締結当時の 1960 年代と大きく変わって、民法 227 条の２の１項に基づいて、抗弁した。	破棄差戻し原審は現状恢復に、本来Yが支払った代金を返還する場合に、契約成立時に予見し得なかった事情が生じたか否かについての判断は適切ではない。	差戻し審（台湾高等法院民事判決 94〔2005〕年度重上更(二)字第 5 号）はYの事情変更の抗弁を認めなかったが、貨幣価値の変動を衡量しながら、Yの同時履行の抗弁を認め、XがYに 5,296,963 元の返還を命じた。
10	94〔2005〕年台上字第 898 号〔2005 年 5 月 19 日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XはYから「基隆河改修○○工事」を請け負って、その河川を掘って、土を合法的な土捨場に運送することを担当する。	—	民法 227 条の２の１項	Xは、北部の合法的な土捨場Wが他人に独占されることで、Xは土を非合法的なZに運送したことによって、運賃が上がったことを主張し、Yに対して、その差額を請求した。	破棄差戻し北部の合法的な土捨場が独占されたことだけで事情事情変更があったとの判断は不十分で、事情変更の要件についての検討が不十分である。	差戻し審（台湾高等法院台中分院民事判決 94 年度建上更(一)字第 7 号）では、Xの事情変更の原則に基づく請求を認めなかった。

11	97〔2008〕年度台上字第360号〔2008年2月29日〕	工事請負	X企業請負人 Y国立大学注文者	XはYから体育館の建設工事を請け負って契約を締結した。決算の契約代金は922,810,060元となった。工程会は鑑定によって、YがXに240,862,948元を再給付する調停意見を出したが、Yは断って、調停は成立しなかった。（一審は、Xの請求一部の67,125,012元を認めた、Xは控訴し、原審ではYに84,205,194元の追加給付を命じた。）X、Y上告	入札注意事項第5条（数量の変動による代金変動についての手続き）契約21条（物価調整指数に関する約束）	民法227条の2の1項	Xは、227条の2の1項によって、273,807,241元の追加給付を求める。	破棄差戻し（Yの一部の請求には理由がある。Xの上告は理由がない。原審のYがXに対して84,205,194元の追加給付に関する判決を破棄）	差戻し審Xの請求一部認容、一部棄却
12	97〔2008〕年度台上字第1547号〔2008年7月24日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	Xは1997年1月にYから「台北市至善福利園の建築工事」を請け負った後、砂石の価格は急激に上昇した。	—	民法227条の2の1項	Xは、砂石価格は予見し得なかったことで、それによってXのコストが7,243,543元超過したことを主張し、Yに対して、契約代金の増加を求めた。	破棄差戻し時効の経過。明らかに公平を失することについての判断は速断である。	差戻し審（台湾高等法院民事判決97〔2008〕年度建上更(二)字第18号）において、Xが契約基礎の変動、および明らかに公平を失することを証明できないことによって、Xに請求を認容しなかった。
13	97〔2008〕年度台上字第1794号〔2008年8月27日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	XはYから快速道路の新築工事を請け負って、工事期間が1270日と約束されたものの、420日延長された。	契約の第六条（四）、七条（二）、十条	民法227条の2の1項	Xは工事期間の延長がXの帰責にできない事由により生じ、且つ契約締結時に予見し得なかったことで、管理費の増加をすべてXに負担させるのは明らかに公平	破棄差戻し両当事者は契約で工事期間延長の事由について明確に約束した。Xが設計の変更および台風などの自然災害による工事期間の延長に対して全く予見	差戻し審で、訴えを取り下げる

							を失すること主張し、Yに対して16,527,000元の増加給付を求めった。	し得ないのか。	
14	98〔2009〕年度台上字第888号〔2009年5月21日〕	請負	X企業請負人 Y企業注文者	XとYは2005年6月16日に「工事購買請負契約」を締結した。工事が始まる時から竣工までは495日が経過した。	契約14条において工事代金を調整しないことが書かれた	民法227条の2の1項	工期の延長はYの責めに帰すべきことにより生じるものであり、その延長の間に、物価指数、原材料の価格の上昇は契約締結時にXが予見し得なかったことである。	破棄差戻し当事者間は契約締結時に、当事者に帰責できる事由による損害を処理する方法を約束した場合に、債務不履行の問題になるので、事情変更ではない。	差戻し審でもXの請求を認めなかった。
15	100〔2011〕年度台簡上字第18号〔2011年6月9日〕	売買	X企業売主 Y企業買主	XとYは、YがXから1000トンの銑鉄を購入する契約を締結した（34.5元／kg）。その後、Yが受領しなく、契約解除の旨をXに電話で伝えた。そのときの銑鉄の市場価格が約20元／kgに下落した。	—	民法227条の2の1項	Yが事情変更の抗弁で、契約代金の減額を求めた	原審の「契約締結まえに、銑鉄の価格が2倍くらいの上昇があり、Yが銑鉄の価格の上昇を予見しながら、本件契約を締結した。すなわち、本件目的物の価格変動について予見可能性がある」との判断は適切である	破棄差戻し審で和解
16	101〔2012〕年度台上字第79号〔2012年1月12日〕	公共工事請負	X企業請負人 Y政府注文者	Yは訴外Aから工事を請け負ってから、その工事の中の「F機電工事」についてXと下請契約を締結した。契約締結後の2008年から国際経済が悪化し、金融危機によって、物価指数が下落した。その下落の幅は約14%。一審では、XはYに対して未払い金を請求したが、Yは物価の下落により、Yが物価調整金を控除することができると抗弁した。	契約6条「（3）本件工事の間に、物価指数の調整によって、YがAから調整金をもらう場合に、規定される比率でXに給付する」	民法227条の2の1項	Yは、契約においては、物価指数の下落についての約束がないものの、YとAの契約では、物価が変動する場合に、Aは「営造工事物価総指数」に基づき、その上下の幅が2.5%を超える部分について調整することができるとの約束があったと主張しながら、物価調整金を控除できると抗弁した。	破棄差戻し（原審ではYの抗弁を認容しなかった）契約を解釈するには、当然当事者の契約締結時の真意を探求し、契約の文言に拘ってはいけない。但し、契約の文言は当事者の真意を表す場合に、契約の文言を無視してはいけない。本件契約は物価の上昇のみ約束したが、Yが物価の急激な下落することを予見し得ない抗弁は全く理由がないとはいえない。	差戻し審「台湾高等法院民事判決101〔2012〕度重上更(一)字第19号」で、「YはAからも補助調整金をもらった。明らかに公平を失することがない。」等の理由で、Yの抗弁を認めなかった。

17	102〔2013〕年台上字第929号〔2013年5月22日〕	請負	X企業請負人 Y政府注文者	Xは2007年9月20日にYと、Yから「金門地雷除去及探査工事」を請け負った。実際の地雷除去の面積は契約に記載されたものより1.8倍くらいに拡大した。	付属条項の一、「工事の実際の場所及び面積は現地での探査の結果に準ずる」、二、「契約に記載された面積はアバウトである」	民法227条の2の1項	Xは、地雷除去工事の実際の面積は契約に書かれたものより1.8倍くらいに拡大し、変更後の面積に従ってYに75,098,880元の増加給付を求めた。	破棄差戻し 原審は付属条項だけを理由で、本件工事の変更は客観的事情の正常的な発展であると判断し、事情変更の原則の適用を否定したことは、詳しく検討すべきである。	差戻し審では、Xが作業の面積の増加に予見可能性がないとはいえない理由で、Xの請求を認めなかった
18	103〔2014〕年度台上字第308号〔2014年2月26日〕	公共工事請負	X企業請負者 Y政府注文者	XとYは、Xが本件工事の施工を担当することを約束した後、鉄筋・金属製品の物価が大幅に下落した。Yは工事代金の決算する場合に、契約に書かれた物価の調整原則に基づいて、24,900,678元を控除した。	契約の第五条の一、(四)	民法227条の2の1項	Xは金属製品の大幅な価格変動は、契約締結時に予見し得なかったことで、民法227条の2の1項が規定する事情変更の原則を適用すべきであると給付の調整を求めた。	破棄差戻し 特約があっても、事情変更の原則の要件に満たす場合には、その適用することができる	差戻し審で、Xは予見可能性があることを理由として、Xの請求を棄却した。
19	103〔2014〕年度台上字第560号〔2014年3月26日〕	請負	X企業請負者 Y政府部門注文者	Yは訴外A（台湾大学）に団地の設計及びその工事の監督についての仕事を委託した。XはAから工事を請け負ったが、政策の変化で、Yが自らAの権利義務を引き受けてXと本件契約を締結した。その後、設計図、施工時間の延長などの事情があった。	契約4条3項2款、13条4項	民法227条の2の1項	締結後、設計図は80%以上の重大な変化があって、工事の延長によりXの監督の期間も延長されたので、民法227条の2の規定により給付の増加及びその利息を求める。	事情変更についての上告を棄却 原審では当事者間が設計の変化、期間の延長については特約があるので、227条の2の適用はない。	差戻し審はまだ審理中
20	104〔2015〕年度台上字第1911号〔2015年10月	公共工事請負	X企業請負者 Y企業注文者	Xは、Yが内政部（A）から請け負った公共工事を下請けした。Yがその後内政部から本件調	XとYの間の本件契約において、物価を調整し	民法227条の2の1項	Xは、工事期間内、物価指数の大幅な変動により、コストが上昇し、YがAから受け取った	民法227条の2の1項による請求は形成の訴訟で、明確の除斥期間を定められていないが、原	差戻し審で、除斥期間の経過により消滅したので、Xの請求が

	8日〕			整金を受領した。	ないことを約束した		調整金を一定の比率でXに支給すると承諾したにもかかわらず、Xに支給しなかった。民法227条の2の1項が規定する事情変更の原則に基づいて、契約代金の調整を求める	審が2年にすべきであるとの判断は適切であるものの、その起算点は事情変更の要件に満たすときからである。その権利がいつ完全に成立に関しては事実関係に従って適切に認定しなければならない。	認められなかった。（結果的に、時効の経過でXの敗訴となったものの、物価調整に関する特約があったとしても、227条の2の1項の適用も可能であることも注目すべきである）
21	104〔2015〕年度台上字第2433号〔2015年12月23日〕	保険契約	X企業（保険者） Y企業（被保険者）	XとYは、本件保険契約を締結し、総保険料は207,168,957元にした。巨額の保険であるので、再保険を使う必要がある。Yの主なる発電設備が落札されないと、再保険が進まないことになった。本件保険契約締結後911テロ事件によって国際再保険相場は大きな変化が起こした。Xが再保険するためのコストが大幅に上昇した。	—	保険法59条、60条および民法227条の2の1項	Xは保険費を556,127,124元に調整しようとの請求で訴えを提起した。	本件原審は911事件と巨大災害の状況とどのような違いがあるかを説明しないまま、911による保険料変動は通常の保険サイクルに属さない、かつ両当事者が契約締結時に予見し得なかったことで、事情変更原則の適用でYに不利な判決を下したことは適切ではない。	差戻し審で和解
22	105〔2016〕年度台簡上字第39号〔2016年11月30日〕	不動産賃貸借	X個人賃借人 Y企業賃貸人	Xは保育所および幼稚園を設立ため、Yから本件土地を賃借した。契約締結後、Yが書類を提供できなかったことで、Xが本件物件の用途変更の許可書を申し込めなかった。Xは本件物件の付帯工事をし、使用し続けた。	—	民法227条の2の1項	Xは賃料減額を請求かりにYに帰責性がないとしても、Xにも何の帰責性もない。用途変更の許可書を申請できないことで、契約の目的が達成できない。事情変更の原則に基づいて、賃料減額を請求できる。	本件最高裁判決は事情変更の原則の適用有無について直接に言及しなかったが、原審の否定的な判断を維持した。	差戻し審理中（本稿の最後の確認は2018年1月30日）

第三款　具体例の分析――主な契約類型ごとに

一、売買契約

台湾の「司法院法学資料検索システム」で「事情変更」と「売買契約」のキーワードで検索すると、2017 年 10 月まで売買契約に関する事情変更の原則を主張、または抗弁とする最高法院裁判例は 169 件があるものの、事情変更の法理に適用し、給付の増減または変更する判決はすくない。以下は最高法院の判決を中心に、当法理に関する適用例および否定例を紹介する。

１．適用例

（１）土地売買契約における事情変更法理を適用した事件[348]

Ｘら（原告、控訴人、被上告人）

Ｙ　（被告、被控訴人、上告人）

＜事実の概要＞

本件土地は、もともとＹと訴外Ａ共有するものであった。訴外Ｂは 1970 年 5 月 6 日にＹと、Ｂが 533,200 元（NTD）の価格でＹから本件土地を購入する旨の契約を締結し、ＢがＹに 500,000 元を支払った。その後、ＢがＸらと売買契約の譲渡契約を締結し、Ｘら（三人）がそれぞれに本件土地の利益の 1／3 を有することを約束した。本件契約の 13 条は「甲（Ｂ）が契約を履行しない場合に、すでに支払った代金がすべて乙（Ｙ）に没収され、ならびに契約が解除される。乙が契約を履行しない場合に、受けた代金を返還するほか、さらに代金と同額の違約金を甲に賠償することで、契約が解除される。そのときに契約双方は異議を述べることができない」と約束した。Ｙは 2004 年 8 月 23 日に、本件土地が分割できないことを主張し、本件土地を一括で他人に売った。そして、Ｙは、本件契約の 13 条の約束を根拠として、受けた契約代金プラス一倍の違約金合計 1,000,000 元をＸらに返還することで、本件契約を解除することをＸらに告知した。Ｘが受領しなかったことで、Ｙはその 1,000,000 元を裁判所に供託した。

＜Ｘの主張＞

Ｘは「本件土地は 1970 年契約締結時からの間に、60 元／平方メートルから 2580 元／平方メートルに上昇し、Ｘらが少なくとも 20,000,000 元以上の損失を受けている」ことを主張し、契約 13 条および事情変更の規定を根拠として、裁判所に供託された 1,000,000 元を除き、Ｙに合計 5,000,000 元の増加代金および法定遅延利息を求めた。

348　最高法院民事判決 98〔2009〕年台上字第 1929 号〔判決日 2009 年 10 月 15 日〕。

＜Ｙの主張＞

Ｙは①本件土地が分割できない、②契約の 13 条は解除権留保の特約なので、代金返還かつ違約金を支払えば契約を解除できる、③当時の法律によって農地が細かく分割できないことがよく知られていたことだけではなくて、その法律の変更も非常に時間がかかることが予見できることであったので、事情変更の原則を適用する余地がないなどの理由で抗弁した。

一審判決[349]は、Ｘの請求を一部認容（ＹがＸ１に 199,861 元、Ｘ２に 189,861 元、Ｘ３に 199,861 元を支払え）一部棄却した。Ｘが控訴し、控訴審は控訴を棄却した。Ｘが上訴した。一回目の最高裁判決[350]は破棄差戻しの判決を下した。差戻し審[351]では、Ｘの請求を認めた。Ｙは上告した。

＜判旨＞上告棄却

原審では、「本件契約 13 条は、たとえＢが契約代金を支払って解除権留保の約束であるとしても、ＢがＹと契約する当時に、当事者一方が契約締結してから何十年後に契約を解除する可能性を予見できないので、当事者はさらなる契約の履行を確保できる金額についての約束をしなかった。それゆえ、契約の基礎となる客観的事情、すなわち目的物の価値が重大な変動が生じたと考えられる。また、本件売買契約の目的物の価値の上昇は、双方当事者の責めに帰すべからざる事由により生じことである。Ｙが契約の約束によって契約を解除すると、Ｘらに対しては明らかに公平を失する。従って、Ｘらの事情変更の原則の適用についての主張は根拠がある。事情変更によって給付の増減あるいは本来の効果を変更するには、当事者が事情の変更により、一方当事者がうけた相当ではない損失、他方当事者が得た予想外の利益およびそのたの事情を斟酌しながら、公平的裁量を為さなければならない。本件土地の公告価格は契約締結時より 43 倍上昇し、現在の価値は 22,927,600 元以上となっている。且つ本件土地は新竹県政府の都市計画区の付近であり、まわりの商業圏も形成し、しかも交通の重要な通路であるので、現在の事実上の価値はあるかに契約代金を超えている。このような上昇によってもたらされた利益はＹの予想外の利益であり、Ｘらが受けた相当ではない損失である。ゆえに、Ｘらの請求を認めるべきである」との判断は適切である。Ｙの上告は理由がない。

【コメント】

本件判決では、一般論として、事情変更法理の要件を論じた。まとめると、①契約の客

349 台湾新竹地方法院民事判決 93〔2004〕年度訴字第 502 号〔判決日 2007 年 6 月 20 日〕。
350 最高法院民事判決 97〔2008〕年台上字第 876 号〔判決日 2008 年 4 月 29 日〕。
351 台湾高等法院民事判決 97〔2008〕年度上更（一）字第 71 号〔判決日 2009 年 6 月 30 日〕。

観的な基礎となる事情が重大な変動が生じること、②その事情の変動は当事者が予見できないこと、③当事者に帰責性がないこと、④契約本来の効力に従うと明らかに公平を失すること。これは、台湾の従来の判例・通説の立場である。

または、事情変更法理により、裁判所は給付の増減を考慮する際に、事情変更により当事者間の利益の変動状況、すなわち、等価関係の状況により公平的な判断を為さなければならないことを示した。一方、本件の事実関係に着目すると、以下のいつかの点に注目したい。まずは、予見可能性について、当事者間において、契約の 13 条の形で、解除権留保、または解除権行使による責任を約束した。つまり、当事者間は契約が履行されない可能性につてある程度で予見していたと考えられる、本判決は、予見可能であるとしても、事情の変動が一定の程度を超えたら、当事者の予見可能性を否定すべきだと判断した。

さらに、給付の増減を斟酌する基準について、Ｘらの具体的な損失、またはＹが得た確実な利益を計算するにはそもそも不可能である。本件において、Ｘらの請求額は 5,000,000 元であり、別にＹが得た利益と比べるとさほど多くはないので、Ｘらがある程度の妥協をして、紛争を解決しようとする誠意があるから、裁判所はその額を認めたのではないだろうか。

（２）金融危機の影響による契約代金減額請求事件[352]

Ｘ（原告、被控訴人）台北県中和市公所

Ｙ（被告、控訴人）　昶昱興業有限会社

＜事実の概要＞

ＸとＹは 2007 年に、Ｙが毎月Ｘから 4.3 元／kg（NTD）の単価で紙類の回収物の購入契約を締結した。契約の履行期間は 2008 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までである。Ｙは契約に従ってＸに 100 万元の保証金を交付した。2008 年 10 月から金融危機が起り、世界経済環境は急に悪くなって、台湾の紙類の回収物の価格は 1 元／kg 以下に下落した。こういう状況の下に、Ｘは 2008 年 10 月に 279,917 キロの紙を類の回収物Ｙに交付したが、Ｙはこの部分の代金を支払わなかった。また、Ｘは、2008 年 11 月の紙類の回収物 288,522 キロを 208,155 元で、12 月 350,832 キロを 290,274 元でほかの工場に売った。

＜Ｘの主張＞

ＸはＹに対して、契約代金の支払い及び履行遅延利息を求めた。

＜Ｙの主張＞

両当事者が契約を締結する当時に、金融危機はまだ発生しなかった。しかし、2008 年 10

352　台湾高等法院民事判決 98〔2009〕年度上字第 423 号〔判決日 2009 年 7 月 28 日〕

月から、世界の経済が不景気になり、資源回収物の価格は急に下落した。契約に約束された価格に従って履行すると、明らかに不公平になるので、たとえその約束が有効であると判断されても、Ｙは民法 227 条の２の規定に基づいて、給付の減少を求めることができる。

一審（台湾板橋地方法院 97〔2008〕年度訴字第 2873 号民事判決〔判決 2009 年 3 月 19 日〕）は、ＹはＸに契約代金およびその法定遅延利息を支払えとの判決を下した。Ｙは「両当事者が契約を締結した 2007 年 12 月 25 日にまだ金融危機が発生しなかったが、2008 年 10 月から世界経済が低迷し、資源回収物の価格は 1 元／kg 以下に急激に下落した。契約とおりに履行すると明らかにＹに対して不公平である。従って、民法 227 条の２の規定により給付を減額すべきである」との理由で控訴した。

＜判旨＞破棄差戻し

民法 227 条の２の１項は、「契約成立の後に、事情が変更し、その当時予見することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合には、当事者は裁判所に給付の増減またはその本来の効果の変更を求めることができる」のように明文している。本項のいわゆる事情変更の原則の宗旨は、契約成立後において締約当時に予見できなかった事情が発生する場合に、法院の裁量により公平的当事者間のリスクまたは予見できない損失を配分することである。Ｙは資源回収業者であり、正常の経営状況においても利益は大きくない。Ｘは政府機関であって、営利することを目的として回収資源を販売するわけではない。このような予見できない金融危機の時期において、Ｘは関連する業者がこの危機から乗り越えることに協力または配慮する責任を持っている。以上のことによって、本院はＹの給付を 3 元／kg にするほうが適当であると判断する。

【コメント】

売買契約のような一回的契約は、賃貸借契約などの継続的契約と違って、事情変更法理を適用する場合に、いっそう慎重に判断しなければならない。台湾の裁判例特に最高裁の判決から見れば、売買契約で事情変更法理を適用した裁判例は多くはない。本件は、高等裁判所の判決であるものの、その判決理由が意味深いため取り上げた。

本件の背景として、2008 年の世界的金融危機の発生によって世界経済は一時的に急激に悪化する客観的な状況があった。その影響を受けて資源回収物の価格も下落し、業者はこのような何十年に一回の経済危機を予見する可能性は低い。そして、この事情変更により顕在化されたリスク、すなわち価格の下落による損害を一方当事者に負担させると明らかに公平を失するのかが問題になる。本件では、4.3 元／kg の契約価格から 1 元／kg 以下に、およそ本来価格の 1／4 に下落した。ＹはもしＸから契約本来の価格で紙類を購入すれば、自分がその差額の損失を負うことになる。

裁判所は、この状況において明らかに公平を失するのかを判断するには、両当事者の身分

の特性のことをも考慮に入れた。すなわち、①Ｙが資源回収業者であり、一定の公益性を持つこと、②Ｙの営利能力が高くないこと、③Ｘが政府機関であり、公的責任を負うこと。このように契約本来定められた 4.3 元／kg の単価を 3 元／kg に調整することで、政府機関は一定のリスクを負担することになる。換言すれば、ここでＸの公的性質の強調することで事情変更法理を適用したことの反対解釈として、もしＸが公的性質と持っていない個人である場合に、必ずＸは契約本来の価格で請求でき、Ｙが価格変化の結果を引き受けることになるとは言えないが、その可能性が高くなるはずである。

しかし、契約主体の公的性格を事情変更法理の適用有無の判断理由の一つとすると、経済危機などのような事情変更が起きる場合に、個人や企業法人と契約を締結した公的機関が社会的責任を持ってリスクを負うことになる。果たして、このよう判断理由は一般的な理由になれるだろうか。筆者はやはり事案によって総合てきな判断をしなければならないと思う。本件では、上告がなかったので、高等裁判所で事情変更による紛争がある程度で解決されたと推測できよう。

（３）原材料価格の暴落による契約代金減額請求事件[353]

Ｘ（原告、被控訴人、被上告人）超鋼鉄有限会社

Ｙ（被告、控訴人、上告人）鈺通営造工事株式有限会社

＜事実の概要＞

Ｙは訴外Ａから請け負った工事のために、Ｘから 500 トン建設材料の鉄筋を購入することになった。両者は 2008 年 7 月 25 日に総額 16,275,000 元（NTD)、2008 年 9 月 20 日までに引渡しの契約を締結した。Ｙは契約締結時に代金の 20%の手付金 3,255,000 元をＸに先払いした。契約締結の後、国内の鉄筋の価格が変動し、2008 年 7 月から 2009 年 4 月まで、価格は一時的に原来の価格の半分に下落した。

＜Ｘの主張＞

Ｘは「Ｙは手付金と代金 86,822 元を給付した後、Ｘの貨物の引渡しを拒絶し、Ｘに契約代金も支払わなかった。そして、契約の履行期限の後においてもＹが契約通りに履行しなかった」ことで、Ｙに 12,933,178 元及び法定遅延利息を請求した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは、契約締結してから 2008 年 11 月請負工事が着工するまでの間に、鉄筋の価格が 50%下落する事情は契約締結時に予見できなかったことなので、民法 227 条の２が明文する事情変更の原則に基づいて、代金を市場価格に減額すべきであると抗弁した。

353　最高法院民事判決 99〔2010〕年度台上字第 2389 号〔判決日 2010 年 12 月 23 日〕

一審（台湾嘉義地方法院民事判決 98〔2009〕年度重訴字第 22 号〔判決日 2010 年 3 月 16 日〕）は、鉄筋価格の下落は事情変更の事実であるものの、本件契約の補充事項の 9 条において、「本件契約が成立した後、貨物の価格は変動しても、約束された数量、価格が影響されなく、売買契約の両方当事者とも異議を述べることができない」との約束を理由として、両当事者は明らかに契約により民法 227 条の２の１項が規定する事情変更の原則の適用を排除していたと判断し、Ｘの請求を認めた。

二審（台湾高等法院台南分院民事判決 99〔2010〕年度重上字 24 号〔判決日 2010 年 8 月 24 日〕）は、「民法 227 条の２の１項が規定する事情変更の原則は、契約成立「後」に締約した当時に予見し得ない事情が発生する場合に、裁判所の裁量により当事者間のリスク及び予見し得ない損失を公平に分配することを主旨とする規範である。もし、契約が成立する当時において、当事者は契約の履行期間に当該事情が発生する可能性は予見し得るのであれば、当事者はみずからリスク評価しながら、締約するかどうかまたは給付の内容（材料、代金）等を考慮すべきであり、契約成立後予見し得る事情の事実上の発生により、事情変更の原則を根拠として、給付の増加を請求できない（最高法院 97〔2008〕年台上字 1794 号判決参照)。ゆえに、当事者は締結された契約において、未来に発生しうる事情の変更について、特別に双方の権利・義務の取得或いは放棄することを約束したのであれば、契約自由、私的自治の原則に従って、民法 227 上の２の 1 項の適用を排除すべきであり、当事者間の特別な約束を適用すべきである」などの理由でＹの控訴を棄却し、一審判決を維持した。

＜判旨＞破棄差戻し

本件契約は、「契約が成立した後、貨物の価格は変動しても、約束された数量、価格が影響されなく、売買契約の両方当事者とも異議を述べることができない」と約束したが、その真意はなんだろうか。上告人は一度ならず「両当事者が契約を締結する時に、鉄筋の価格はまだ上昇する傾向があるにもかかわらず、契約締結後のわずかの３か月の間に 50％下落することは締約時に予見し得るものではない」と主張している。従って、もし鉄筋の価格の変動は確かにその主張のとおり、且つその急激の下落は売買契約両方当事者が締約時に予見し得ないものだとすると、上述するいわゆる貨物価格の変動についての約束は、この価格の急激の下落を含むのか。また、この約束により、すなわち両当事者の特別約束により民法 227 条の２の１項の適用を否定できるのか。以上の疑問は必ずしも明らかになったわけではない。原審が詳しく検討せずに控訴人に不利な判断を下したことには、異議がないではない。

＜差戻し審＞（台湾高等法院台南分院 100〔2011〕年度重上更〔一〕字第２号〔判決日 2011 年５月３日〕）

①Ｙは契約締結時に、鉄筋価格が反転して暴落したことを予見し得ない。契約の補充条項

のいわゆる「貨物の価格は変動しても」はその価格の暴落の状況を含んでいないと解すべきであるので、民法 277 条の２の 1 項が規定する事情変更の原則の適用を排除できない。従って、契約成立後において、締約時に予見し得ない事情が発生する場合に、裁判所は、公平に契約当事者間のリスクおよび予見し得ない損害を分配し、両当事者間の法律効果の衡平を裁量できる。

本件鉄筋の代金総額は 1,500,000 元（3000 元／トン＊500 トン）を減額すべきである。その理由は「Ｙは、Ｘが鉄筋価格の暴落により 9,300,000 元以上の利益を得ると主張している。しかしＸは、自分は鋼鉄の生産工場ではなくて、Ｙと契約した後に全額の現金を鋼鉄生産業者に給付してから貨物を取得し、契約を期日どおりに履行できるので、暴利を得なかったと抗弁する。本件契約が締結されたあと、両方当事者は、鉄筋材料の価格の暴落により相当の損失を受けるべきであって、Ｘは利益を得たとしても、Ｙが主張する金額には至らない。②Ｘは、本件訴訟の前の 2009 年 1 月 23 日毎トン 3000 元安くする旨の書類をＹに送ったので、この 3000 元毎トンの減額は、Ｘが 1 トン鉄筋から得る超過利益であると言える」とのことである。

【コメント】

本件は売買契約に関する紛争事件における特約があったにもかかわらず、事情変更法理を適用した代表的な判決である。問題となるのは、契約において、特約がある場合に、事情変更法理の適用する余地があるか否かである。一審や二審は否定的な意見を持つことに対して、最高裁は直接に具体的な判断を下さなかったが、この点については肯定的な意見を持つといえよう。この点についての学説もわかれていて、裁判所は立場も統一していない。

そして、差戻し審において、さらに①事情変更法理の適用を排除できない理由、または②契約代金の調整の基準を示した。

① の理由において、「貨物の価格は変動しても」は本件のような価格の暴落の状況を含んでいないと述べているものの、詳しくは検討していない。裁判所は本件では事情変更法理の適用を考慮する際に、2008 年世界的金融危機の影響の要素も考えられたものではないかと推測できよう。

② の調整基準について、Ｘは契約の維持するために、Ｙに対して再交渉しようとの善意を持つにもかかわらず、裁判所はＸがその善意で譲ろうとする利益をＸが獲得する超過利益と判断することは牽強付会しているのではないかと思われる。

２．否定例

（１）「予見可能性がある」ことで売買契約における事情変更の抗弁を否定した事件[354]

Ｘ　（原告、被控訴人、上告人）華新麗華株式有限会社

Ｙ　（被告、被控訴人、上告人）樺興機電有限会社

＜事実の概要＞

Ｙは訴外Ａから請け負った工事を行うなめに、2007 年 12 月 11 日にＸと当該契約を締結した。両当事者は契約で 2008 年 1 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までの貨物供給期間内に、ＹはＸから総金額 4,636 万元（NTD）の電線・電気ケーブルを購入することを約束した。契約締結当時の銅の価格は 6,500～7,000 ドル（USD）／トンだった。その半年後に、銅の価格は 8684 ドル／トンに上昇したが（この間にＸは契約通りにＹから総金額 1021 万 2257 元〔NTD〕の電線・電気ケーブルを購入した)、その後、銅の価格は最低 3,071 ドル／トンまで落下し、Ｙは引き続き契約を履行することを拒絶した。

＜Ｘの主張＞

銅の価格の上昇による本件契約の目的物への影響を防ぐために、本件契約を締結し、Ｙが契約の期間において、契約の付録に記載された固定価格によりＸから本件商品を購入することになった。銅の価格が大幅に下落したあと、Ｙは契約を履行しなくなった。Ｙの債務不履行により、Ｘが損害を被った。Ｙに契約代金および法定遅延利息の給付を請求した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは銅の国際価格の大幅な下落との事情変更により、契約の通りに履行することは自分にとっては明らかに不公平であるという理由で抗弁し、Ｘに手付金及び利息の返還請求の内容で反訴を提起した。

原審は、「Ｙの主な業務は電気・水道の配管を設置することで、電線や電気ケーブルなどの原料の国際価格の急激な変動を知らない理由はないにもかかわらず、工事のために 18 月の期間内に固定的な価格で、当該貨物を購入する旨の契約を締結することは、コストの変動を回避するためであろう。従って、当該貨物価格の変動は当然予見したことである。また、Ｙは契約を履行することにより超過支出をするわけではないので、損害を受けたこともない」などを理由として、Ｙの事情変更の抗弁を認めなかった。Ｘ、Ｙは同時に上告した。

＜判旨＞Ｙの上告棄却

事情変更の抗弁に関する理由は原審と一致する。

【コメント】

本件は売買契約において、当事者に予見可能性があることを理由として、事情変更法理の

354　最高法院民事判決 103〔2014〕年度台上字第 1200 号〔判決日 2014 年 6 月 19 日〕

適用を否定した最高裁判決である。原審では、「Ｙの主な業務は電気・水道の配管を設置することで、電線や電気ケーブルなどの原料の国際価格の急激な変動を知らない理由はない」ということ理由として、Ｙに予見可能性があったことを判断した。このような判断は社会通念上に基づいたもので、判断基準はリーディングケース・通説の客観的基準と一致していると考えられる。また、本件判決は、当事者の主体性を考慮に入れ、予見可能性要件の客観的基準を具体化する判例の一つであると評価できる。

（２）「債務者に帰責性がある」ことで土地売買売買契約における事情変更の抗弁を拒否した事件[355]

Ｘ　　（原告、被控訴人、上告人）陳世坤

Ｙら　（被告、控訴人、被上告人）賴劉阿緞 賴美麗 賴三晋 賴俊仲　賴志昂

＜事実の概要＞

ＸとＹらは 2009 年 12 月 8 日に、Ｙらが 65 万元（NTD）／坪の単価、合計 56,108,000 元の総金額で、Ｘに土地を売る契約を締結した。そして、ＸはＹに 14,199,640 元を支払った。2009 年 12 月 23 日、訴外Ａが本件土地の差し押さえを主張することで、Ｙは契約通りに契約義務を履行できなくて、本件土地の所有権をＸに移転する登記手続きも余儀なくされた。Ｘは 2010 年 7 月 1 日、または 2010 年 8 月 17 日にＹらに対して二回契約履行の催告を行ったが、Ｙらは履行しなかった。

＜Ｘの主張＞

Ｘは、契約代金 14,199,640 元の返還、及び同額の懲罰的違約金の支払いをＹらに請求した。

＜Ｙらの主張＞

Ｙらは、「本件差し押さえの執行判決は本件土地の被相続人Ｂに対するもので、Ｙらに対するものではなくて、ＹらがＸと契約を締結する当時に予見できなかった。また、Ｘが何の損害も受けていない」などを理由として、民法 227 条の２（事情変更の原則）に従って違約金が免除または減額されるべきだと抗弁した。さらに、Ｙは 252 条[356]〔違約金減額についての規定〕

一審[357]はＸの請求を認めた。原審[358]は 252 条の規定に基づいて違約金を 1,379,800 に減額する判決を下した。Ｘは上告。

355　最高法院民事判決 101〔2012〕年度台上字第 493 号〔判決日 2012 年 4 月 12 日〕

356　台湾民法 252 条「約束した違約金額が高すぎる場合に、裁判所は相当する金額に減額できる」〔約定之違約金額過高者，法院得減至相當之數額〕。

357　台湾台中地方法院民事判決 99〔2010〕年度重訴字第 447 号〔判決日 2011 年 1 月 6 日〕。

358　台湾高等法院台中分院民事判決 100〔2011〕年度重上字第 41 号〔判決日 2011 年 5 月 11 日〕。

＜判旨＞破棄差戻し

「Ｙは本件土地に瑕疵担保責任を負う。土地が差し押さえられ、または競売されることことにより給付不能となる原因は、Ｙの責任に期することができる。本件契約における給付の不能は、被上告人に帰責できるにもかかわらず、売主に対する違約金に関する約束もあったので、民法 227 条の２の１の事情変更の原則に適用できない。また、本件契約の第７条２項は『売主が契約の各義務を履行しなければ、売主の違約となる。買主は一定の期間内に履行の催告をすべきである』とする」。

【コメント】

この判決において、まずは、事情変更法理を適用するには、当事者に帰責性がないことが要件であることを明言した。つまり、当事者一方に帰責性がある場合に、事情変更法理を適用できない。本件にいて、第三者が土地の被相続人に対して執行請求による契約が履行できなくなる場合に、もしＹらは本件土地の権利の瑕疵を知っていたにもかかわらず、Ｘと契約を締結する場合に、帰責性があるとの判断は適切だろう。しかし、Ｙらはその瑕疵を知らなかった場合に、つまり、第三者による相対的な事情変更は、事情変更法理の適用する余地があるのであろうか。本件はこの問題を直接検討しなかったが、結果からみれば、否定的な立場を示した。また、台湾民法において、252 条は違約金の減額に関する法律規範が設けられているが、あくまで裁判所による減額にとどまるので、Ｙらは事情変更法理を援用する理由は、違約金を免除されたいとの考えにあると思われる。

（３）「明らかに公平を失する」要件に満たさないことで損害賠償金軽減請求を拒否した事件[359]

Ｘ（原告、控訴人、被上告人）東和鋼鉄企業株式有限会社

Ｙ（被告、被控訴人、上告人）根基営造株式有限会社

＜事実の概要＞

ＹはＡから請け負った工事を行うなめ、2008 年 5 月 27 日にＸから 8,750 トン（暫定）の鉄筋を単価 38,500 元（NTD）で購入する契約を締結した。2008 年 12 月 5 日にＸとＹは、鉄筋の量を 6,300 トンに減らす本件協議を締結した。ＹはＸから 3093.48 トンの鉄筋を購入した後の 2010 年 2 月 10 日に、Ａが自ら鉄筋を調達することを理由として、引き続きＸから購入しない旨の書類をＸに送達した。Ｘはその後Ｙに二回催告してから契約終止を意思表示する書類をＹに送達した。2010 年 4 月 6 日の鉄筋の市場価格は 20,600 元に下落した。

＜Ｘの主張＞

[359] 台湾最高人民法院民事判決 105〔2016〕年度台上字第 1424 号〔判決日 2016 年 8 月 24 日〕。

Ｘは鉄筋の単価が 38,500 から 20,600 元までの差額はＹの債務不履行により生じる自分の損失であると主張し、Ｙに損害賠償をもとめて訴えを提起した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは抗弁として、（１）本件契約が予約の性質があり、鉄筋の数量は実際に交付したものに準ずるべきある、（２）本件工事のためにＸと本件契約を締結し、Ａの原因で引き続きＸから購入しなくなることはＹに帰責できない、（３）契約締結後の鉄筋価格の急激の下落は両当事者が予想できなかったことであるので、かりにＹが損害賠償責任を負うと判断しても、民法 227 条の２の規定に従ってＹの給付を減額すべきであると主張した。

一審[360]は、Ｘの請求を棄却した。Ｘは控訴し、高等裁判所は一審判決を維持し、控訴を棄却した[361]。Ｘは上告し、最高裁判所は高等裁判所の判決を破棄差戻した[362]。第一回の差戻し審[363]はＸの上告を棄却した。最高裁は第一回の差戻し審判決を破棄差戻した[364]。第二回の差戻し審（原審）[365]は、Ｘの損害賠償請求を認めた。一方、Ｙの事情変更の抗弁を認めなかった。Ｙは上告した。

＜判旨＞上告棄却

「両当事者は本件協議において、目的物の鉄筋を 6,300 トンに減少することを明示し、『暫定』という文言はない。従って、ＹはＸから 6,300 トンの鉄筋を購入すべきである。また、Ｘは、もともとＹが履行すれば得られるべき利益がＹの債務不履行によって得られなくなった。この利益は価格の差額の損害である。なお、両当事者は、本件契約締結後、予見できなかった価格の大幅な下落が発生した後、この価格の変動に対して、売買の数量の減少などの方法で本件契約を調整する旨の協議に合意したので、当事者間に明らかに公平を失する事情がない。故に、民法 227 条の２の規定に従って賠償金額を減少する必要はない。」

【コメント】

本件では、最高裁と下級審の見解が分かれてる。最高裁は「両当事者は、本件契約締結後、予見できなかった価格の大幅な下落が発生した後、この価格の変動に対して、売買の数量の減少などの方法で本件契約を調整する旨の協議に合意したので、当事者間に明らかに公平を失する事情がない」という理由で、事情変更法理に基づく賠償金減額請求を認めなかった。史尚寛教授によれば、当事者は事情の変更について、完全に予見したとは言えないが、ある程度で予見した場合も、自らその事情変更によるリスクを負わなければならない。本件

360 台湾台北地方法院民事判決 100〔2011〕年度重訴字第 292 号〔判決日 2011 年 7 月 21 日〕。
361 台湾高等法院民事判決 100〔2011〕年度重上字第 594 号〔判決日 2011 年 10 月 26 日〕。
362 最高法院民事判決 101〔2012〕年度台上字第 1499 号〔判決日 2012 年 9 月 20 日〕。
363 台湾高等法院民事判決 101〔2012〕年度重上更（一）000096 号〔判決日 2014 年 5 月 20 日〕。
364 最高法院民事判決 104〔2015〕年度台上字 1060 号〔判決日 2015 年 6 月 10 日〕。
365 台湾高等法院民事判決 104〔2015〕年度重上更（二）000086 号〔判決日 2016 年 4 月 12 日〕。

判決では、当事者はある程度で物価の変動を予見し、当事者がみずから再交渉することによって目的物の減少に合意した。つまり、物価変動のリスクを甘受するので、明らかに公平を失するとはいえない。このような論理は、事情変更法理の適用に対して制限的であると考えられる。

また、本件判決は、事実関係か見れば、前述した「金融危機の影響による契約代金減額請求事件」と似ているが、最高裁の判断はまったく違う。事情変更法理の適用は、事案ごとに考慮しなければならない。

（４）不動産売買契約における事情変更法理による違約金調整請求事件[366]

＜事実の概要＞

Ｘ　上告人（原告、控訴人、被上告人）　陳志豪

Ｙ　上告人（被告、被控訴人、被上告人）游政義

両当事者Ｘ、Ｙは、2003 年 1 月 14 日にＹが所有する特定の土地の 6 分の 1 をＸに売却する契約を締結した。売買契約の総合金額は 1,380 万元（NTD）であった。Ｘは契約の第２条の約束に従って 1,230 万元（NTD）Ｙに給付した。Ｙは当該土地をＸに抵当した。Ｘは 2003 年 3 月 15 日から当該土地の地上物を占有または使用してきた。本件土地は政府の計画より、2003 年の間に分割されていた。移転登記のことについて、契約の 11 条は「本件の目的土地は、北県政府塭仔圳開発プロジェクトの計画が完成によって、新しい所有権書が発行されて 7 日以内に乙（Ｙ）は所有権移転の必要な証明書、印鑑などを補充しないと、契約違反となる」、またその 9 条は「本件契約が締結された後、Ｙは売らないまたは契約義務を違反する場合に、受け取った代金およびその代金と同額の賠償金をＸに給付した後、本件契約を解除できる」と約束した。

＜Ｘの主張＞

Ｘは「政府の新計画によって、本件土地の価値が 4 倍近くに上昇した。Ｙは、Ｘが所有権移転登記を請求するときに、Ｘが土地の付加価値税を全部納付することを要求した。Ｘはこれらの要求を断った。Ｙがこれを理由として解除権を行使し、Ｘが甚大な損害を被ったので、誠信原則に反する」などの理由で、Ｙに土地所有権移転登記を求めた。

＜Ｙの主張＞

Ｙは契約 9 条が約束された自由解除権に基づいて抗弁した。

一審（台湾新北地方法院民事判決、2012 年度重訴字第 489 号〔判決日　2012 年 3 月 29 日〕）において、Ｘの請求を棄却した。原審（台湾高等法院判決 102〔2013〕年度重上字第

366　最高法院民事判決 104〔2015〕年度台上字第 1914 号〔判決日 2015 年 10 月 8 日〕。

357 号〔判決日 2014 年 10 月 28 日〕）は、一審判決のＸが敗訴することを維持しながら、「両当事者は契約を締結する当時に、当事者一方が締約の後の数年後に契約を解除することを予見しなかったので、契約履行を確保できるほどの解約金額を約束しなかった。ゆえに、両当事者は締約数年後の売買契約の目的物の価値を締約の基礎としなかった。Ｙは締約の 9 年後に契約を違反し、売らないようにした。ただの 1,230 万元の解約金は明らかに契約の履行を確保できない。当該契約の基礎となった客観的事情、すなわち目的土地の価値が重大の変動があった。従って、Ｘはこのような変化を予見したら、本件契約を締結しなかった、あるいは他の内容の契約を締結したはずである。また、本件契約における価値の上昇は、双方当事者には帰責できない事由により生じる。Ｙは本来の契約により、契約代金および解約金の合計 2,460 万元をＸに支払って、本件契約を解除することはＸに対しては明らかに不公平である。従って、Ｘの事情変更の原則の適用についての主張を認めるべきである。

本件土地は 2012 年 10 月 16 日の鑑定結果によると、市場価格は 73,392,936 元であり、契約代金の約 5.32 倍となった。Ｘはこの市場価格を参考し、Ｙに 52,093,492 元を追加請求したが、事情の変更により給付の増減または本来の効果を変更する場合に、事情変更により、一方当事者が相当でない損失と他方当事者が得た予想外の利益及びその他の状況を斟酌し、公平な裁量を行う（最高法院 47〔1958〕年度台上字第 1771 号判例、94〔2005〕年度台上字第 898 号判決の旨を参照）。ただ、土地価値の上昇は国または社会の発展の結果であって、Ｘにその全部を取得させるべきではないゆえに、本件解約金を 1,230 万元の 2 倍の 2,460 万元にすることが適当である。そして、税金 150 万元を扣除して、ＹはＸに 1,080 万元を支払うべきである」と判決を下した。

Ｘ、Ｙは原審判決に対して、各自上訴した。Ｘは「もし、不動産移転の履行期限がまだ至らないと認めれば、Ｙは契約を解除し、給付を断ったことに対して、Ｘは将来の給付の訴えを提起できる。また、もしＹは合法的に契約を解除と認めれば、事情変更の原則により、Ｙの違約金の増加について以下の予備的請求を追加する。（一）新しい不動産所有権書を取得、及び 150 万元を支払った後に、不動産所有権をＸに移転登記をしよう（第一の予備的順位）。（二）Ｙに 52,093,492 元および利息を支払おう（第二の予備的順位）」を請求した。

＜判旨＞破棄差戻し

Ｘの「契約締結後、長年において本件土地および地上物がＸに交付または使用されている。かつ、Ｘはその地価税を支払っている。よって、ＸはＹが契約を解除しないことを信じた。９年後、Ｙは契約解除権を行使することは誠信原則（誠実信用）原則に違反し、その権利は失効すべきである」などの抗弁は根拠がないとはいえない。原審は双方の長年の契約履行の状況を考慮しないことは見直すべきである。Ｙがただ解除権を行使していないことは、Ｘの信頼を正当化させるわけではなくて、その解除権は失効しない論述は検討する余地が

ある」。「優位的な訴えについてＸにたいする不利の原審判決が廃棄差戻されるべきである故に、予備的な地位にある訴訟（事情変更の原則による違約金調整を含む）の裁判は維持すべきではない、破棄差し戻すべきである。」

【コメント】

本件の最高法院判決は、違約金額調整請求の前提とした契約の解除権の有無について、否定的な見解を持っているので、結局地価の上昇により事情変更法理の適用に対して、言及しなかった。そして、差戻し審判決（台湾高等法院 104〔2015〕年重上更(一)字第 128 号民事判決〔判決日 2016 年 11 月 22 日〕）も最高法院との見解が一致し、事情変更法理の適用を争点しなかった。本判決は典型例とはいえないが、その第二審判決の事情変更法理についての論述に注目したい。

第二審判決は、土地の価格の上昇がもたらした契約に対する影響の結果を公平に両当事者に分担しようと試みをした。その分担の具体的な方法は、ある固定的な基準に従うわけではなくて、本件事実の特定の事情に基づいて解約金の調整を命じるというものであった。例えば、土地価値の上昇は国家や社会の発展とともにもたらされた結果なので、すべて一方当事者に帰属させなくて、ＹがＸに交付すべき解約金を裁量する場合に、土地価値の上昇により出来あがる価値（以下は〔地価上昇価値〕）を一部しか解約金増加の形でＸに分配しなければならない。二審判決はその「一部」を契約が約束した解約金と同額にしたが、土地の市場価値が契約した代金の 5 倍となった。即ち、たとえＹはＸに交付する解約金が 2 倍となっても、残った地価上昇価値をそのままＹに分配してもよいだろうか。

二、賃貸借契約

１． 肯定例

（１）不動産の賃貸借契約における周囲地価の上昇により賃料調整請求事件[367]

Ｘ　（原告、控訴人、被上告人）

Ｙら（被告、被控訴人、上告人）

＜事案の概要＞

1977 年、ＹらはＸから台北市にある 170 平方メートルの土地を不定期賃貸借契約で借りて、２棟の５階ビルを住宅として建設し、賃料は申告地価の４％と約束した。本件土地は、交通が便利で、周辺も繁華であって、土地の価格は賃貸借契約締結時に比べて大幅に上昇した。Ｘは 2000 年 12 月 25 日Ｙらに、2001 年 1 月 1 日から、毎年の賃料を 2000 年当期申告地価の１平方メートル 60960 元の 5.5%に調整する旨を通知したが、Ｙらは断った。

＜Ｘの主張＞

[367] 台湾最高法院民事判決 93〔2004〕年度台上字第 2446 号〔判決日 2004 年 12 月 2 日〕。

Xは「本件土地の賃料は、契約締結された時からの 20 年あまりの間に調整したことがない。本件土地は今台北市の〇〇〇路と万慶街の交差点の近くに位置し、すぐ前は地下鉄の駅であり、交通は便利である。その価格が大幅に上昇したことは、明らかに両当事者が契約を締結したときに予見し得なかったことである。約束された賃料はもはや地価税などの税金をカバーできなくなる」などのことを理由として、賃料を当期申告地価の 10%に調整し、その後の地価の変化に従い、上記の比率で調整すべきであることを主張して訴えた。

＜Yの主張＞

両当事者が約束した賃料は低いわけではない。また、両当事者はすでに賃料について、申告地価の変動の従って調整することを約束したので、Xは当然賃料調整を請求することができない。

一審はXの請求を棄却した。Xは控訴し、二審は「本法院は、前述土地の位置、交通状況、生活の環境、商業活動および公告地価と公告土地現値の差が 2.6 倍になったなどの事情を考慮すると、申告地価の８％に調整するほうが合理的である」を述べて、Xの請求を認めた。Yらは最高法院に上告した。

＜判旨＞上告棄却

「契約成立後、事情の変更は当時予見できなかった、その効果によって明らかに公平を失する場合、当事者は裁判所に給付の増減またはその本来の効果の変更を求めることができることは民法 227 条の２の１項の明文である。本件土地は、台北市〇〇〇路〇段と万慶街の交差点におり、前は捷運景美駅の出口である。隣は多くの路線バスの停留所があり、筋向かいは映画館、カラオケ、百貨店などが並んである。……本件土地の位置と利用原状は変更し、この変更は当事者が契約締結時に予見できないことで、Xは事情変更の原則より法院に給付増加を請求することができる。

不定期の敷地賃貸借において、契約当事者は、敷地の申告価格の固定比率によって賃料を計算することを約束し、賃料が敷地申告価格の高下により調整になるとしても、契約成立後、その敷地周辺の環境、繁華の程度、賃借人は敷地から受ける経済価値および利益等が変更し、この変更は予見できなかったことで、賃料が約束の敷地申告地価の固定比率によって計算することは明らかいに公平を失する場合に、賃借人は民法 227 条の２の規定により法院に賃料の調整を請求できる。」

【コメント】

本件において、最高法院は「契約は賃料の調整についての約束があったとしても、事情変更の法理の適用を排除することはできない」ことを示した。この点について、本件の後も「法律行為成立のとき、当事者は事情が変更することを予見し、その変更に対してどのように給付を調整することを約束した場合に、事情変更法理を適用する余地が無い」ように否定

的見解を持つ最高法院の判決もある[368]。問題となるのは、価格調整についての約束があった場合に、事情変更法理の適用が一律的に除外されるか否か。極端的な原因による資材価格の上昇、例えば、国際的なエネルギー危機・原材料不足などによる物価の上昇は、当事者が物価調整についての約束があったとしても、その事情は契約において約束があったとは言い切れないだろう。

賃貸人が請求したのは原来の地価の 4%から 10%に調整することを請求したが、法院は8%に調整するほうが合理的と判断したが、その判断基準を示していない。すなわち、裁判官の自由裁量権に委ねられている。

（2）無償土地賃貸借契約における建物収去土地明渡し請求事件[369]

X（原告、被上告人）雲林県土庫町役所

Y（被告、上告人）雲林県市立永年高等中学

＜事実の概要＞

XとYは、1961 年 3 月 5 日に「公有土地賃貸借契約」を締結した。当該契約は、Xが所有する土地をYに学校の基地として賃貸し、YがXに賃料を支払わずに無期限に賃借することを約束した。Xは 2004 年 4 月 29 日および 6 月 9 日に、契約終止または土地回収のことをYに通知したが、Yは応じなかった。

＜Xの主張＞

Xは「両当事者は本件契約を締結しても、今本件土地が所在する町の交通は便利で、商業活動も活発であって、地価が高騰したなどの事情は、両当事者が本件契約を締結した当時の事情と比べると明らかに変更した。且つこのような変更は契約締結時に予見し得ないことである」などの理由で、本来の無償契約を有償契約に変更することを求めた。

＜Yの主張＞

Yは、「両当時が契約を締結する当時、賃貸借の目的物、期限および賃料の支払い方法などについてすべて約束した。かつ両当事者は賃料の部分について『賃借人は土地の使用に賃貸人に賃料を一切支払わない』と約束したから、Xが地元の学生または地方創生のために賃料を放棄し、賃料が約束しない無償使用とは違って、当事者の間に、等価関係がある」などを理由として、抗弁した。

争点となるのは、本件では「事情変更の原則」の適用があるか否か、また、XはYに対して土地使用対価（賃料）を請求できるのかである。

368 最高法院民事判決 103〔2014〕年度台上字第 1622 号〔判決日 2014 年 8 月 13 日〕。
369 最高法院民事判決 99〔2010〕年度台上字第 1939 号〔判決日 2010 年 10 月 21 日〕。

一審[370]や二審[371]にＸの敗訴になった。最高裁の一回目の判決[372]は二審の判決を破棄差戻したが、一回目の差戻し審[373]はＸの敗訴を維持した。Ｘはまた上告して、二回目の差戻し審（原審）[374]判決はＸの事情変更の請求を認めた。Ｙは上告した。

＜判旨＞上告棄却

民法 227 条の２の１項が規定する事情変更の原則の主旨とは、契約締結後において、締結時に予見できなかった事情が発生する場合に、裁判所の裁量により契約当事者間のリスクおよび予見できなかった損失を公平に分配することである。また、当初予見できなかった激変が発生したか否かを判断するには、社会経済の状況、一般観念およびその他の客観的事情を総合的に判断しなければならない。原審がすべての証拠を総合的に判断した上に、事情変更の原則に従って、ＹがＸに本件土地を使用する対価として半年 637,394 元を支払うのように本来の契約の効果を変更することは正当である。また、民法 227 条の２の１項の規定における契約には、有償契約に限らず、無償契約も含まれる。

【コメント】

本件において、まず問題となるのは、事情の変更により当事者間の公平を明らかに失するか否かである。Ｙの抗弁によると、契約締結の時、Ｘは本件土地を賃料なしでＹに無期限に賃借したのは地方創生のためであった。この時点ではＸとＹの間に等価関係があったと考えられる。しかしながら、数十年が経過した後、地価が明らかに上昇し、かつＹの学校にすくならぬ数の地元出身者でない学生が入学したことから、等価関係の破壊があったとする最高裁の判断は適切であろう。

また、最高裁は、「裁判所の裁量により契約当事者間のリスクおよび予見できなかった損失を公平に分配する」と述べており、事情変更法理を事情の変更により生ずるリスク配分の問題として捉えていると考えられる。また、当事者の予見不可能性について、「社会経済の状況、一般観念及びその他の客観的事情を総合的に判断しなければならない」と示した。つまり、当事者の予見不可能性の判断は、客観的基準によることになる。

さらに、最高裁は、Ｘの賃料調整請求を認めたものの、建物の撤去および土地の回収などの請求を認めなかった。これは契約の解除を制限し、契約を調整することにより契約を維持するためであると考えられる。

370 台湾雲林地方法院判決 94〔2005 年〕重訴字第 000052 号〔判決日 2006 年 3 月 29 日〕。
371 台湾高等法院台南分院民事判決 96〔2007 年〕重上字第 000037 号〔判決日 2007 年 6 月 12 日〕。
372 最高法院民事判決 96〔2007〕年台上字 002204 号〔判決日 2007 年 10 月 4 日〕。
373 台湾高等法院台南分院民事判決 96 年重上更（一）字第 000019 号〔判決日 2009 年 4 月 28 日〕。
374 台湾高等法院台南分院民事判決 99〔2010〕年重上更（二）字第 2 号〔判決日 2010 年 6 月 30 日〕。

２．否定例

（１）「明らかに公平を失する」要件に満たさない理由で土地賃貸借契約おける賃料減額請求を認めなかった事件[375]

Ｘ（原告、被控訴人、被上告人）台湾肥料株式有限会社

Ｙ（被告、控訴人、上告人）　　昱成光能株式有限会社

ＸとＹは、2011 年 1 月 13 日にＹがＸから苗栗市にある本件土地および家屋を賃借する本件契約を締結した。賃借期間は 2011 年 1 月 16 日から 2031 年 1 月 15 日まで、賃料は月 1,374,000 元（NTD)、年間賃料は合計 16,488,000 元である。2011 年 5 月 1 日から賃料が発生する。毎年の賃料は政府が公布する公告地価に従って調整する。また、本件土地の一部の公告地価は、2011 年および 2012 年は 1,400 元／平方メートルだったが、2013 年に 2,000 元／平方メートルに調整した。Ｘは、2013 年 4 月 15 日または 5 月 9 日にＹに公告地価が調整した後に生ずる本来の賃料との間の差額の補足を請求したが、Ｙは応じなかった。

＜Ｘの主張＞

Ｘは（１）未払い賃料の差額およびその利息を支払え、（２）仮執行のことを求めて、訴えを提起した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは、「本件紛争となる土地の 2013 年の公告地価が前より 42.86％引き上げられることは、明らかに契約締結時に予見できなかったことであって、契約の約束通りに賃料を上がると、明らかに公平を失する。故に、民法 227 条の２の規定に従って、賃料の上昇幅は毎年 10％にすべきである」を理由として、抗弁した。

一審[376]や原審[377]においては、Ｙが敗訴した。原審は事情変更の原則の適用有無について、以下のとおりに判断した。すなわち、本件契約第 5 条 3 項の約束により、年間賃料の調整は政府が公布する公告地価の調整幅に従って調整することを約束した。私的自治および契約自由の原則に基づいてその約束に尊重しなければならない。その約束について、当事者が契約締結する当時、予見できた合理的なリスクに基づいて為した約束であると解釈すべきであるので、合理範囲以外の予見できなかったリスクが上記の約束の規範に含まれない。し従って、上記約束があるだけでは事情変更の原則の適用を排除すべきではない。「Ｙは、上記の約束の拘束から抜け出し、民法 227 条の２の１項の規定により、賃料の減額を請求したいなら、当然契約成立後の環境あるいは基礎が激変、合理的な範囲を超えたリスクが発生することは当時予見できなかったこと、または、一般観念によると元来の契約内容に従って賃料

375　最高法院民事裁定 105〔2016〕年度台上字第 385 号〔裁定日 2016 年 3 月 16 日〕。
376　台湾台北地方法院民事判決 102〔2013〕年度訴字第 5236 号〔判決日 2014 年 12 月 24 日〕。
377　台湾高等法院民事判決 104〔2015〕年度上字 407 号〔判決日 2015 年 11 月 18 日〕。

を給付すると明らかに公平を失するなどの事実について、挙証責任を負わなければならない」。さらに「本件における土地公告価格の調整は本件土地が所在する地域全体に対するものであり、Ｙにねらいを定めたものではない。本件は社会通念上において、契約の内容に従って給付すると明らかに公平を失することがない」。

Ｙは上告した。

＜判旨＞上告棄却

両当事者間の賃貸借契約において、年間賃料については政府が公布する本件土地の公告地価に従って調整すると約束した。そして、調整された給付額は、事情変更により明らかに公平を失する状況をもたらさなかった。Ｙの民法 227 条の 2 に基づく給付減額請求に理由がない。

【コメント】

本件契約において、「毎年の賃料は政府が公布する公告地価に従って調整する」という賃料調整特約があった。これに対して最高裁は、事情変更法理の適用要件を満たす場合、特約があっただけでは同法理の適用を排除することができないと示した。

このように最高裁は、一般論として本件に事情変更法理を適用する余地があることを認めながら、事実関係を結合した上で、結局は同法理の適用を認めなかった。その理由は、特約があったとしても、また元来の契約および特約にしたがって賃料を調整したとしても、社会通念上明らかに公平を失することにならないためである。

以上の検討を踏まえ、最高裁は、当事者間の特約（当事者の合意）と事情変更により生ずるリスクの重大性（事情変更の結果）との両方を総合的に考慮した上で、事情変更法理の適用を認めなかった

（２）土地賃貸借のおける政策変更による地価税を請求する事件[378]

Ｘ（原告、控訴人、上告人）台湾糖業株式有限会社

Ｙ（被告、被控訴人、被上告人）行政院農業委員会

＜事実の概要＞

ＸとＡは 1972 年 1 月 20 日に、Ｘが所有する土地をＹの前身であるＡに貸出する契約を締結した。その後、この賃貸借契約はＡからＹに移した。本件土地は契約締結時に、農業用地に属し、政策に従って農地税が免除されていたので、Ｘは実際に地価税を一切負担しなかった。しかし、2002 年本件土地は都市計画変更によって「台南科学工業団地特定計画区」に変更された。そして、台南県税務局はＸに対して、2004 年から 2012 年までの地価税合計

[378] 最高法院民事判決 103〔2014 年〕年度台上字第 1142 号〔判決日 2014 年 6 月 11 日〕。

159,629,066 元（NTD）を追徴し、Ｘはこの税金を納めた。本件契約の第 6 条は「土地の税金の免除について、使用期間においては、Ａが使用証明をＸに渡して、Ｘが税務機構に申請する」と約束した。

＜Ｘの主張＞

本件土地は都市計画変更によって「台南科学工業団地特定計画区」に変更されたことが契約締結当時予見し得なかったことである。本件土地を継続的にＹに提供すると、Ｘが契約当時に予見し得なかった巨額の地価税を負担しなければならないことは、明らかに公平を失する。Ｘは民法 227 条の２の 1 項に従って、Ｙに自分が納めた地価税 159,629,066 元を請求し、訴えを提起した。

＜Ｙの主張＞

Ｙは 427 条が規定する「賃借物に関するすべての租税は賃貸人が負担する」[379]のことで抗弁した。

一審と原審のいずれもＸが敗訴した。Ｘは上告した。

＜判旨＞上告棄却

民法 227 条の２の 1 項が規定する事情変更の原則は、双務契約あるいは片務契約が成立した後、当事者双方の間の対価関係もしくは比例関係、または債務者側の給付が事情変更によって明らかに公平を失する場合に、給付の増減により公平の結果を達するものである。その効力は、契約成立後に定められた給付に対して、給付の増減（給付の量の変更）、或いはその本来の効果の変更（裁判所に契約を終止・解除する判決を求め、法律関係を消滅させる）を求めることができるが、本来の契約が約定されなかった給付の内容を調整できない。本件紛争となった租税の納付は、契約当事者間の給付の内容になっていない。

【コメント】

Ｙに対して税金の支給請求はできないは正当である。解除を請求できるか。もしＸは税金の納付によって、契約を履行できなくなる或いは履行困難になる場合に、事情変更法理を適用する余地があるだろう。また、Ｘが納付する税金とＹからもらう賃料の間に明らかに不均衡の場合に、すなわち、両当事者間の等価関係が破壊された場合にも、Ｘは事情変更法理に基づいて、Ｙに対して賃料の増額を請求できるだろう。

379　中華民国民法「第 427 條（租賃物稅捐之負擔）就租賃物應納之一切稅捐，由出租人負擔。」

三、請負契約――公共工事請負契約を中心に

１． 肯定例

（１）物価の変動による給付金額の調整を請求する事件[380]

Ｘら（原告、控訴人、上告人）$Ｘ_1$ 中鼎工事株式有限会社、$Ｘ_2$ 万鼎工事サービス株式有限会社、$Ｘ_3$ 株式会社 IHI、$Ｘ_4$ 東亜建設工業株域会社

Ｙ（被告、被控訴人、被上告人）台湾中油株式有限会社

＜事案の概要＞

2004 年 7 月 23 日に、Ｘら（$Ｘ_1$～$Ｘ_4$により立てられた「請負者」、$Ｘ_1$を代表者とする）とＹは、台湾北部における液化天然ガスの受け入れ基地建設に関する請負契約を締結した（以下は「本件契約」と称する）。総額は 6,719,056,877 元（NTD）及び 126,063,406 ドル（USD）となっていた。契約の履行期間において、建築の原材料が値上がりすることによって、Ｘの原材料を購入するための費用は大幅に上昇した。

Ｘは工事会に契約履行紛争の調停を申し込んで、工事会は 2007 年 5 月 16 日に調停意見を作り出した。この調停意見は、行政院 2004 年 5 月 3 日が公布した「中央機関が締結した工事契約に関する国内建設物価の変動による物価調整原則」[381]（以下は「物価調整原則」と称する） に規定された公式を参考しながら、本件の特性に従ってＹがＸに給付すべき金額を計算した。両当事者はこの意見に同意し、0000000 号の調停書が作られた。

Ｘは 2008 年 3 月 18 日に、本件工事の第 2 回の「LNG 貯蔵タンクの金属材料」調整金（以下は「第２回調整金」）をＹに請求した。2008 年 3 月 21 日に、ＹはＸの第 2 回調整金請求に対して、Ｙの本件工事組の係長黄栄裕はＸに「第２回調整金額は 4,783,313 ドル（USD）であることを確認する。計画に従って予算を査定する上に、支払えることを確認できたら、Ｘらに支払う」という旨のファックス文書をＸに送った。そして、2009 年 4 月の間に、Ｙは予算が困難であることを理由としてＸの請求を断った。

さらに、Ｘは 2009 年 9 月 30 日に、受け入れステーション、貯蔵タンク、埠頭の設備、材料及び建設などの工事項目も建設材料の価格の上昇によりコストが増加することを理由として、Ｙに第 3 回の物価調整金を請求したものの、Ｙは本件契約の 40.1 条(本件契約 40.1 条「契約代金は、工事の機具・設備・材料、臨時施設又はその他の設備、人力、運送、消耗品もしくは原材料（金属を含む)、又は契約に従って本件工事を執行・完成するための物・サービスの価格若しくはコストの変動により調整或いは上昇しない」)の約束があったことによりＸらの請求を断った。

---

380 最高裁判所 105〔2016〕年度台上字 801 号民事判決〔判決日 2016 年 5 月 12 日〕。

381 「中央機關已訂約工程因應國內營建物價變動之物價調整處理原則」

Ｘは請負代金増額請求の訴えを提起した。

一審（台北地方裁判所民事判決 99 年〔2010 年〕度建字 241 号、判決日 2011 年 7 月 26 日]）は「2002 年から建設材料の価格は予見できない大幅に高騰し、行政院は 2004 年 5 月 3 日に物価調整原則を公布した。そして、ＸらとＹの契約は、2004 年 7 月 23 日に本件契約を締結した。すなわち、契約の締結は、上記の価格の高騰及び行政院の物価調整原則があった後のことである。Ｘらは業界の有名な建設会社であり、各種類の大型工事を請け負った経験が豊富で、経済上の弱者でもない。Ｘらは未来の建設材料、金属材料の価格変動について、予見できる知識、経験、能力を持つべきである。両当事者はこの変動を意識した上で、契約の 40.1 条を約束し、契約の内容を守る旨が明らかである。故に、Ｘの請求を認めることは私的自治、契約自由の原則を違反するだけではなく、他の入札者に対しては不公平な結果が生じる。さらに、上述のように、Ｘらは本件契約を締結する時に、建設材料、金属材料などの価格変動について、相当する知識、経験、能力を持ち、すなわち、価格が上昇し続けることを判断また予見できたと考えられる。民法 227 条の 2 の 1 項が規定する『当時予見できなかった』の要件に満たさない」理由として、Ｘらの第 2 回、第 3 回の調整金請求を棄却した。

二審（台湾高等裁判所民事判決 100〔2011〕年度建字第 142 号判決、判決日 2013 年 4 月 9 日）において、本件の争点を以下の 2 つにまとめた、1 つ目は、ファックスの内容から見れば、第 2 回の 4,783,313 ドル（USD）調整金請求について、両当事者の意思表示は一致したか否か。2 つ目は、Ｘらは民法の 227 条の２の事情変更の原則に関する規定によって第２回及び第３回の調整金を請求できるか否か。二審は、１つ目の争点について、「両当事者間のファックス文書は意見の交換であるとみなすべき、Ｙの係長は計算の方法と金額だけを確認し、請求通りに支払えるかどうかは、まだ主管の承認を得る必要があるだけではなくて、充分な予算があれば第 2 回の調整金を支払うことになる」を理由として、「両当事者は第 2 回の調整金について合意があった」ことを認めなかった。二つ目の争点について、「民法 227 条の 2 の 1 項がいわゆる事情変更は、契約成立後、成立する当時の環境或いは基礎が激変し、通念上、本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合のことを指す。この事情変更の事実は、契約が成立した後に発生することが 227 条の 2 の 1 項を適用することに必要とされる。もし、契約当事者は、契約締結時にその発生の可能性を予見した上で、その法律効果を約束した場合に、本条文に適用できない。この点について、最高裁 97 年〔2008 年〕度台上時第 60 号判決、98 年度台上字第 1662 号判決の要旨を参考できる。そして、当時予見できた激変が発生したかどうかについて、社会経済の状況、一般の通念及びその他の客観的事情を総合的に判断しなければならない。この点については、最高裁 99 年〔2010 年〕度台上字第 1336 号判決を参考できる。さらに、$Ｘ_{1}$～$Ｘ_{4}$ 四社は連合する形でＹと契約した

こと自体は、各会社の資源を整合することにより競争力を強める。そして、リスクの負担能力も一社より強いので、Ｘらは連合して工事を請け負った時にリスクを分散すること考慮した。両当事者は契約 40.1 条で物価の変動により契約代金を調整しない旨の約束をし、Ｘらの規模及び当時の経済環境を鑑みると、金属材料、建設材料の価格が上昇し続けるリスクを予見できないとはいえない。締約するかどうか及び給付の内容（材料、代金）を考慮する場合に、Ｘらは自らリスク評価を行うべきであるため、物価の上昇により生じる損失はＸらに負担すべきである。」などを理由として、Ｘらの控訴を棄却した。

そして、Ｘらは最高裁判所に上訴した。ＸらはＹに、第 2 回及び第 3 回の調整金合計 7,892,816 ドル(USD)と 384,158,802 元 (NTD)、又は全額支払うまでの５％の利息を請求した。Ｙは「Ｘらは有権の代表者と書面契約を締結しなかったことで、契約主文の第 7 条の約束により、合意の効力は生じない。また、原材料の価格の上昇する傾向は、入札の時点でもあり、工事期間における上げ幅は合理的な予測範囲を超えなかったこので、Ｘらが契約を締結する時に予見できた事情である。且つ、両当事者は契約の 40.1 条では、工事の代金が物価の変動で調整しないことが約束されたので、本件は事情変更の原則に適用してはいけない」などの理由で抗弁した。

＜判旨＞　破棄差戻し

「227 条の 2 の 1 項が言う事情変更は、契約成立後、成立当時の環境或いは基礎が変動することにより、合理範囲を超える予見できないリスクが生じることを指す。また、事情変更による給付の増・減或いは他の本来の効果を変更するには、当事者一方が事情変更により受けた相当でない損失、相手が得た予想外の利益及びその他の状況を総合的に斟酌して公平な裁量を行わければならない。原審は『契約の履行期間において、Ｘらは建設原材料価格の上昇を理由として、工事会に契約履行紛争の調停を申し込んで、両当事者は工事会の意見に基づき、ＹはＸに第 1 回の調整金を支払った。それに、Ｙは第 2 回の 4,783,313 ドル (USD) の調整金額を確認した』などのことを認めた。しかし、原審は、第 2 回、第 3 回の原材料価格変動の状況、契約締結時より価格の上昇或いは低下する幅などを明確にしていない。Ｙはどうして第 1 回の調整金の支払いを認めただけではなくて、第 2 回調整金の上述した金額も認めたことから見れば、Ｙも本件契約が締結された後、事情はＸの予想外の重大な変動があったことを承認しているのではないか。　契約締結後、建設原材料の価格変動の状況は、Ｘが予見できる合理的な範囲を超えていないという原審の判断を是認できない。原審判決が法に違反し、破棄されるべきである上訴の論旨は、理由がないとは言えない。」

【コメント】

最高裁判所は本件を台湾高等裁判所に差戻し[382]、Ｘの請求を明確に認めたのではなかったが、当事者間に契約代金を調整しない（本件契約 40.1 条）旨の約束があったとしても、事情変更法理を適用する余地があることを示した。ここに問題となるのは、私的自治と事情変更の法理の関係である。確かに、契約において、当事者は契約締結時のリスク、又は未来のリスクについて、約束があった場合に、その私的自治を尊重しなければならない。しかし、当事者間に明らかに力の差がある場合に、状況はまた変わるだろう。すなわち、優勢の一方当事者は物価を調整しない特約を作って、劣勢の一方当事者はやむを得ずにそれにサインをした場合に、事情変更しても当事者の合意を尊重し、契約の効力を維持すべきなのか。本件の話はまたちょっと違う。本件契約において、代金不調整という約束があったにも関わらず、両当事者は第 1 回の調整金について調停により、契約代金を調整する合意に至った。すなわち、工事会の意見に基づき、再交渉を行って、新たな合意に至ったとも言えるだろう。そして、ここの再交渉は当事者間の義務であるかどうかという問題もある。

更に問題となるのは、第一回の調整金に関する合意は、第２・３回の調整金に効力を及ぼすのか。一審・原審は否定的な態度を示したことに対して、最高裁判旨の文脈から見れば、少なくとも、両当事者間は第 1 回の調整金に関して、原材料の物価の変動により契約代金の調整することを合意しながら、Ｘらは予見不可能性があることだけで第 2・3 回の調整金を否定する理由は不十分であると示した。

（２）建築物原材料価格の上昇による給付増加を請求する事件[383]

Ｘ（原告　被控訴人、被上告人）興亜営造工程株式有限会社

Ｙ（被告、控訴人、上告人）　　南投県政府

＜事案の概要＞

2002 年 10 月 24 日、Ｘは 232,280,000 元（NTD）の価格で、Ｙから「南投県埔里町の県に属する行政機関の建設工事」のプロジェクトを落札した。同年の 11 月 11 日に工事契約を締結した。当該工事は同年 10 月 29 日に始まった間もなく、国内建築工事物価が激しく変動し、Ｘは大きな損害を被った。

＜Ｘの請求＞

Ｘは、「2002 年 10 月 29 日工事が始まった後、台湾の建築工事の物価の綜合指数、鉄筋の

382　台湾高等裁判所 105 〔2016〕年建上更(二) 字 000013 号民事判決。
383　台湾最高法院民事判決 96〔2007〕年台上字第 2237 号〔判決日 2007 年 10 月 5 日〕。

指数、金属製品の指数は、2002 年 10 月 24 日に工事の入札時から 2004 年 6 月 7 日の工事の終了日まで、20%以上の上昇があった。とくに、鉄筋などの金属製品は 100%以上も上昇した。この変動は落札時に予見できる範囲を大幅に超えた。契約に従うと、Ｘは契約代金の 2 倍に近い原材料コストを負担することになる。これはＸにとって明らか不公平である」などを理由として、民法 227 条の２の 1 項の適用を主張し、Ｙに 19,918,395 元（NTD）の工事代金を増加することを請求した。

＜Ｙの請求＞

Ｙは、「工事の必要な原材料の価格は契約締結後から上昇し始まったわけではなくて、2002 年 3、4 月から大幅な上昇があったので、契約当時に予見できることであるので、事情変更の原則に適用できない。」などを理由として、抗弁した。

争点の一つは、物価の上昇は、契約成立前から始まり、契約成立後も引き続き上昇する場合に、一方当事者は事情変更の原則の適用を主張できるか否か。

一審（台湾南投地方裁判所 94 年〔2005 年〕建字第 8 号判決、判決日 2006 年 7 月 19 日）は、「……鉄筋と建築物価は、2002 年入札が始まった前の変動はまだ正常の範囲内だったが、契約締結後、高騰しつづき、『2003 年原則』、『2004 年原則』が公示した正常の上昇幅を大幅に超えた。Ｘは、このようなことを契約締結時に予見できない」とＸの請求を認めた。

二審（台湾高等裁判所台中分所 95 年〔2006 年〕建上字第 39 号判決）は、一審判決の見解に同意し、控訴を棄却した。

＜判旨＞　破棄差戻し（理由は争点とは関係ないので、省略する）

＜差戻し審＞　一審判決の見解に同意した。

【コメント】

Ｘは、契約締結後でも物価が大幅に上昇したことは事実であり、事情変更法理によりＹに給付の増加を請求できると考えている。それに対して、Ｙは物価の上昇は契約締結前から始まったので、民法 227 条の２の１項が示した要件に満たさないことで、事情変更法理に適用できないと主張している。一審判決は物価の上昇は契約締結前からだとしても、事情変更法理に適用可能性があると示した。本件の事実に戻ると、物価の変動は契約締結前から始まったものの、事情変更と言える変動は契約締結後に生じたと認められた。すなわち、227 条の２の１項における「事情変更の事実は、法律行為成立後、法律効力消滅前に生ずる」という要件のポイントは「事実」が発生する時点ではなくて、「事情変更といえる事実」に着目すべきであると思われる。

２．否定例

（１）建設資材の輸入先の輸出禁止例により事情変更の法理を適用した原審判決を破棄差戻した判決[384]。「いわゆる『砂石風波』事件」

Ｘ（原告、控訴人、被上告人）工信工程株式有限会社

Ｙ（被告、被控訴人、上告人）交通部台湾区国道新建工程局

＜事実の概要＞

Ｘは 2005 年 5 月 5 日に、Ｙから「国道 6 号南投第Ｃ605 標双東路工事」（以下は「本件工事」と称する）を請け負って工事契約を締結した。契約の総合代金は 21 億 3000 万元（NTD）で、本来の履行期限は 2008 年 4 月 11 日まででであったものの、５回の延長によって 2008 年 10 月 15 日になった。中国大陸地区は 2007 年 3 月 1 日から砂石の輸出を禁止し始めた。

＜Ｘの主張＞

Ｘは、「契約履行期間において、中国大陸地区は 2007 年 3 月 1 日から砂石の輸出を禁止する予見し得なかったことが発生し、砂石材料は不足になった。ＸはＹに対して施工期限を延長することを求めたが、Ｙに拒絶された。期限通りに竣工するため、Ｘはコストを上げるしかなかった」などを理由として、民法 227 条の２の規定に基づいて増加代金を求めた。

＜Ｙの主張＞

Ｙは「本件契約において、中国大陸産の砂石が契約履行の条件ではない。本件工事の遅延はＸ自身の原因によって生じたものである。両当事者が契約締結時に物価の変動を考慮に入れ、給付増減の計算式を契約に書き込んでいた。また、Ｙは契約どおりにＸに物価調整代金を支払った」などのことで、Ｘの請求を断った。

原審[385]は一審のＸの敗訴判決を破棄し、ＹがＸに増加代金を支払う判決を下した。

＜判旨＞破棄差戻し

「契約成立の後に、事情が変更し、その当時予見することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合には、当事者は裁判所に給付の増減またはその他の本来の効果の変更を求めることができる」のように、民法 227 条の２の１項は事情変更に関して規定している。この規定に基づいて給付の増減あるいは本来の効果を変更することを求めるには、契約が成立後、当事者の責めに帰すべからざる事由により当時予見し得なかった激変が生じて、本来の効果に従って契約を履行することが明らかに公平を失する場合でなければならない。もし発生する事情は、社会・経済の状況、一般観念およびその他の客観的事情を総合的に判断し、なお契約本来の効果に従っても引き受けることができる範囲を超えて

384 最高法院民事判決 104〔2015〕年度台上字第 2413 号〔判決日 2015 年 12 月 16 日〕。
385 台湾高等法院民事判決 103〔2014〕年度建上字第 70 号〔判決日 2014 年 11 月 25 日〕。

いなければ、事情変更があると認められないので、上記の規定を適用できない。鑑定報告書によると、「中国大陸の砂石は長年に渡って、台湾地区の使用量の２割～３割くらいを占めしている。2006 年 1 月～9 月の間に、中国大陸から輸入した砂石は輸入量の 99%を占め、当時の砂石の生産量の約 30%であった」、すなわち、台湾地区が使用する砂石はなお 7 割が台湾産のものである。

砂石の輸出禁止事件は砂石およびレディーミクストコンクリートの価格を上昇させたものの、レディーミクストコンクリートが入手できなくなったわけではない。Ｘは高い価格でレディーミクストコンクリートを購入し、工事を続けることができる。また、本件契約では、工事費は行政院が公布した「台湾地区建築工事物価指数」に規定する増減率により調整することについて約束され、Ｘはこの約束に基づいて 2007 年 4 月～7 月物価指数調整金額を受け取った。

故に、Ｘは、中国大陸の砂石の輸出禁止に影響され、コストが高くなることによって損害を受けたものの、填補が与えられた。Ｘは比較的に高い価格でレディーミクストコンクリートを購入し、工事を続けることができないわけではない。このような状況を鑑みても、中国大陸の砂石の輸出禁止が契約締結当時に予見できなかった激変であり、かつ本来の効果に従うと明らかに契約が公平を失するといえるのか。原審が 227 条の２の１の規定に基づいてＸの給付増加の請求を認めたことを是認できない。Ｙの上告は理由がある。

【コメント】

本件は、砂石輸入の制限により砂石価格が上昇した場合について事情変更法理を適用した原審判決を、破棄差戻したものである。最高裁は直接判断をしなかったものの、判決理由で以下のことを示した。まず、一般論では、給付の増減あるいは本来の効果の変更が認められるためには、契約成立後、当事者の責めに帰すべからざる事由により当時予見し得なかった激変が生じて、本来の効果に従って契約を履行することが明らかに公平を失する場合でなければならないとされた。

また最高裁は、原審が本件の事情変更に対する予見不可能性、無帰責性などの要件を詳しく検討しなかったとして、事情変更により生ずるリスクの重大性、つまり当事者間に明らかに公平を失したかを中心に論じた。最高裁は、主に、①中国大陸からの砂石の輸入量が台湾のすべての砂石の生産量の３割しか占めていない、②価格は高くなるが、ほかのルートから砂石を購入できる、③ＹはＸに一定の補償金を払ったなどの理由で、当事者間の公平を明らかに失したか否かにつき、否定的な態度であると考えられる。

（２）公共工事における特約があった場合事情変更法理の適用についての最高裁判決[386]

Ｘ（原告、控訴人、上告人）　　同興営造工事株式有限会社

Ｙ（被告、被控訴人、被上告人）新北市政府水利局

＜判決の要旨＞

リスクの発生および変動の範囲は、客観的事情の通常的な発展ではなく、当事者が契約締結時に認識した基礎あるいは環境を超えることによって、予見可能性があるとはいえなくなる場合に、信義則が契約の効果を規正する機能によると、当事者は事情変更の原則に従って契約の効果の調整を求めることができ、本来の契約条項の拘束から解放されることこそ、事情変更の原則に込められている公平の理念と契約正義に相応しい。

＜事実の概要＞

ＸとＹは 2008 年 7 月 18 日に本件契約を締結した。契約はＸが本件工事の施工を担当することを約束した。その後、鉄筋・金属製品の物価が大幅に下落したが、その他の原材料、人件費などは大きな変動はなかった。Ｙは工事代金の決算する場合に、契約に書かれた物価の調整原則に基づいて、24,900,678 元を控除した。

＜Ｘの主張＞

Ｘは「『営造工事物価総指数』を物価調整の基準とすることは、明らかに工事の主なる項目の価格の変動に基づいて適切な物価の調整基準を選んでいなかった。金属製品の大幅な価格変動は、契約締結時に予見し得なかったことで、民法 227 条の２の１項が規定する事情変更の原則を適用すべきである」ことを主張し、Ｙに対して 186,215,315 元の給付を求めた。

＜Ｙの主張＞

Ｙは「本件契約の第五条の一、（四）には『営造工事の物価総指数』を代金の調整基準とする合意があったので、その約束に拘束されるべきである。」と抗弁した。

＜判旨＞破棄差戻し

当事者は契約において、契約締結後に生じるリスクの公平な分配を約束し、その真意、契約の内容及び目的、社会経済状況と一般観念を総合的に考え見れば、当該事故の発生およびリスク変動が契約締結時に当事者の予見し得たことであると認められ、「契約厳守」及び「契約神聖」の原則に基づいて、当事者はもちろん契約の本来の約束に従って権利を行使することができ、事情変更原則によって給付の増減を請求することができない。ただし、そのリスクの発生および変動の範囲は、客観的事情の通常的な発展ではなく、当事者が契約締結時に認識した基礎あるいは環境を超えることによって、予見可能性があるとはいえなくなる場

[386] 最高裁民事判決 103〔2014〕年度台上字第 308 号〔判決日 2014 年 2 月 26 日〕

合に、信義則が契約の効果を規正する機能によると、当事者は事情変更の原則に従って契約の効果の調整を求めることができ、本来の契約条項の拘束から解放されることこそ、事情変更の原則に込められている公平の理念と契約正義に相応しい。

本件契約の第五条の一、（四）は「物価の調整について、１．工事中において、物価が変動する場合、総指数の変動幅の０％を超える部分について、行政院主計処が公布する『営造工事物価総指数』に従って検収後に工事代金を調整する」と約束した。しかしながら、Ｘは、「Ｙが『営造工事物の価総指数』に基づいて 24,900,678 元を控除したのは、鉄筋・金属製品の物価が急激に下落したからでありながら、ほかの原材料、人件費などは大きな変動はなかった。これにより生じた『営造工事物の価総指数』と『下水道工事の物価指数』との間の差は予見できなかったものである」ことを主張していた。契約本来の物価調整原則に従うと、控除された契約代金が過多であることも事実である。

従って、Ｘが事情変更の原則に基づいて給付の増加を求めることができるか否かを判断するには、以下のこと究明する必要がある。すなわち、本件契約締結後、鉄筋・金属製品の価格の変動は、Ｘが契約締結時に認識した基礎あるいは環境を超えているか。そして、この物価の変動は一般の客観的な事情の正常的な発展であるかあるいは異常（常態ではない）な変化であるか。また、Ｘが契約締結時はその変化に予見可能性があるか。さらに、両当事者の真意、契約の内容、目的、社会経済の状況および一般観念を総合的鑑みれば、その価格の変動の発生および下落幅の範囲は、契約の第五条の一、（四）に書かれた「物価の変動」に含まれ、Ｘが予見できたのか。

【コメント】

本件判決の後の差戻し審[387]において、以下の理由でＸの請求を棄却した。つまり、事情変更の法理の適用を否定した。まず、本件Ｘは、事情変更の原則の適用について、すなわち、鉄筋・金属製品の価格の契約締結後における大幅な下落が一般の合理的な範囲を超え、予見できないリスクであることに対して挙証責任を負う。また、Ｘはそのコスト、利潤の計算に関係する物価および物価指数の変動に対して、相当な専門知識、経験および判断能力を持つべきである。Ｘが専門的な建設会社であり、公共工事の請負を主な事業としてるので、元々関連する産業の概況について評価またはリスクの管理を為さなければならない。Ｘは鋼鉄の価格が下落することに対して、予見すべきである。さらに、2007 年～2008 年のグローバル金融危機が 2007 年のサブプライム住宅ローン危機に起源するものであることは世界的な重要な情報であり、一般の経験によると、Ｘはサブプライム住宅ローン危機が未来の国際市場における鉄筋・金属製品の物価の変動への影響を予見すべきである。従って、契約締結後

387　台湾高等法院民事判決 103 年度建上更（一）字第 7 号〔判決日 104 年 11 月 24 日〕。

の鉄筋・金属製品の物価の大幅な下落はXが予見できないこととはいえない。

以上の理由から見れば、上述した肯定例（105〔2016〕年度台上字801号）と違って、本件判決において、特約があった場合に、事情変更の結果より当事者の予見不可能性を重視している。ゆえに、最高裁では、特約があった場合に事情変更法理を適用できるか否かに対する意見が必ずしも一致していない。

四、保険契約―保険金調整請求事件[388]

X（原告、上告人）兆豊産物保険株式有限会社

Y（被告、上告人）台湾電力株式有限会社

＜事実の概要＞

XとYは、2000年1月25日に、本件保険契約を締結した。本来の総保険金額は85,558,019,000（NTD）元（主なる発電設備650億元）であったが、その後双方の合意によって、総保険金額を73,988,915,000元（主なる発電設備53,430,896,000億元）に調整した。また、総保険料は239,562,453元を207,168,957元に調整した。保険期間は2000年8月15日から2009年1月15日までである。本件は巨額の保険であるので、再保険する必要がある。国内の再保険の経験が足りないので、海外の再保険会社に頼むしかない。海外の再保険会社に相談した結果、Yの主なる発電機の設備が落札されないと、再保険は進まないことになった。Yは2003年6月18日Xに主なる発電機の設備が落札されたことを知らせた。しかし、本件保険契約締結後の2001年9月1日、アメリカで911テロ事件が発生し、国際の再保険相場は大きな変化が起こした。Xが再保険するためのコストは大幅に上昇した。

＜Xの主張＞

Xは「アメリカで911テロ事件の発生によって、国際保険市場では再保険料が高くなったり、条件が厳しくなったりして、本来と同じ条件で再保険することができなくなった。……などの状況は両当事者が入札や締約するときに予見し得たことではなく、本来の契約の効果に従うと明らかに公平を失するので、事情変更原則に適用すべきである」ことで、保険費を調整するよう求めた。

＜Yの主張＞

保険法59条から63条までは、民法227条の2の1項の特別規定である。それによって再保険市場に変化があっても、元の保険者は再保険条件及び料金の向上を引き受けなかればならない。また、保険業者は、保険市場が重大な天災や人的事故あるいは国際経済事情の影響を受けることを予見すべきである。

388 最高法院民事判決104〔2015〕年度台上字第2433号〔判決日2015年12月23日〕。

一審[389]はＸの保険料調整請求を認めた。Ｙは控訴し、二審[390]は一審判決を破棄し、Ｘが敗訴した。Ｘは上告し、最高裁は二回も高等裁判所の判決を破棄差戻したが、二回の差戻し審のいずれもＸの上記の保険料調整請求（556,127,124 元）を認めなかった。

原審[391]（第二回の差戻し審）は、「Ｘの民法 227 条の２の１項が規定する事情変更の原則に基づく保険料を 556,127,124 元に調整する請求は、保護の必要が欠き、棄却すべきである。また、Ｘの同じ条文に従って、84,628,221 元および利息の追加請求は理由があるので、認めるべきである。この部分を超える請求は理由がなくて、棄却すべきである。」のようにＸの契約調整請求の一部を認めた。

ＸとＹはそれぞれまた上告し、ＸがＹに対して、保険料を 471,498,903 元に調整、また 348,958,167 元の追加請求を求めた。

＜判旨＞破棄差戻し

保険契約は本質上の継続的契約であり、保険者が保険期間ないにおいて危険を継続的に負担すること、債務の本旨に従って履行すると言える。保険者は保険をうけた後、自分の財政状況と能力を衡量してから、再保険あるいは他の危険分散メカニズムを利用してリスクを分散できる。また、事情変更の原則の適用は、継続性契約が本質に固有するものである。事情変更の原則は、契約成立後、契約締結時に予見し得ない事情が発生する場合に、裁判所の裁量により契約当事者間のリスクおよび予見し得ない損失を公平的に配分することを主旨としている。

特に、保険者は相当な専門知識をもつ商業団体組織である。保険契約を締結するかどうか、契約を締結する条件はいかなるか、保険契約のリスクを分散またはどんな方法で分散するかなどは、その専門性によって判断されるべき事項である。従って、契約成立後、保険契約締結当時に予見し得ない事情が生じる場合を除き、事情変更の原則の適用によって保険量を調整する余地がない。

また、保険契約は当事者の約束によって一方当事者が保険費を他方に支払う。他方は予見不能、あるいは不可抗力の事故により生じる損害に対して、賠償を負担する契約である（台湾保険法第一条の規定を参照）この予見不能、あるいは不可抗力の事故、すなわち保険事故の発生は不確定性があり、発生するか否かあるいはいつ発生するのかの不確定性を含んでいる。保険者は保険リスク（保険契約締結時、現在あるいは未来の責任について正確かつ事前的に評価できなく、保険費の過小評価によって保険費が保険給付をカバーできない）および時間リスク（予想賠償時と実際の賠償時の間の時間差）を引き受けるべきであるととも

389 台湾台北地方法院民事判決 93〔2004〕年度保険字第 20 号〔判決日 2005 年 8 月 31 日〕。
390 台湾高等法院民事判決 94〔2005〕年度保険上字第 49 号〔判決日 2007 年 11 月 6 日〕。
391 台湾高等法院民事判決 100〔2011〕年度保険上更(二)字第 5 号〔判決日 2014 年 10 月 21 日〕

に、それに対して利益を受ける（例えば、保険事故の不発生、賠償責任が予想より低いあるいは実際の賠償時間が予想より遅い)。このような不確定性は、保険者が保険契約を検証する際にみずから評価しなければならない事項である。保険マーケット（再保険マーケットを含む）における保険サイクル［核保循環 insurance cycle／underwriting cycle］とは、マーケット全体の波動の繰り返しという現象である。すなわち、マーケットがソフトの時期に、市場に入る者が増えて、市場は需要に超えている過剰な保険能力があるので、保険料の収入や保険者の収益が下がり、一部の保険者がマーケットから撤退ことによってマーケットは縮小する。そして、マーケットの保険能力が乏しくなって需要が供給に超えることで、保険料が上昇し、保険者の収益が増え、投資者がまた市場に入る。このように保険マーケットがサイクルをしている。一方巨大な災害を引き起こすリスクについて、発生原因は人的要素（爆発、航空事故、船事故、道路の災難、鉱坑災難、建物および橋の崩壊など）と自然的要素がある（洪水、台風、地震、干害、森林火災、極寒など)。保険者は保険契約を締結する際に、このような予見し得ない巨大災害の発生の可能性および賠償能力の有無などについて詳しく検討する上で、保険料を決める。なお偶然に発生する巨大災害を理由として、契約当時に予見し得なかった事情の変更によって、保険料の調整を求めることができない。本件原審は、911 事件と上述する巨大災害の状況はどんな区別があるのかについて説明しなかったまま、911 事件により生じる再保険料の変動は正常的な保険サイクル、かつ両当事者が契約締結時に予見できなかったことで、事情変更の原則を適用すべきだと判断した上で、Ｙに不利な判決を下したのはもっと考える必要があったである。

さらに、本件保険契約は 2000 年１月 25 日に締結され、本件工事の書類によると主なる発電機の設備は同年の３月に落札になる見込みと記載されている。すなわち、Ｘが応札した時に、主なる発電機の設備がまだ落札されなかったことを知っていた。そうすると、主なる発電機の設備の落札の遅延は、両当事者が契約を締結した当時に予見し得なかったことであるか否か、あるいは職業的な保険経営者であるＸはその遅延を予見できなかったか否かの問題は事情変更の原則の適用の有無に対して重要である。原審判決は違法である。

＜差戻し審＞和解

【コメント】

本件は民法227条の２の１項により事情変更の法理が台湾で明文化された後、最高裁が下した保険契約における事情変更の法理の適用に関する重要な判決である[392]。本件の審理過程から見れば、各審級の判断は異なって、第一審から差戻し審の繰り返しを経て最終的

[392] 台湾「司法院法學資料檢索系統」に収録された判決によると、本件は保険契約に関する事情変更の法理の適用の有無を争点とする唯一の最高法院の判決である。
http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm

な和解までに10年あまりの長い時間をかけた。その理由として、契約金額が膨大であること、保険契約における事情変更の法理の適用、または高裁と最高裁が911事件の性質に対する意見の対立などが挙げられる。本判決は、従来の判例との関係について、事情変更の法理に関する一般論的には一致しているが、保険契約の特性よびその特性と事情変更の法理との関係に関する検討に注目が集まっている。以下は保険契約における事情変更の法理の適用について論評を試みることにする。

第一に、保険契約と事情変更の法理の適用との関係が問題になる[393]。本判決は原審の民法227条の２の１項の規定による保険料を調整する判決に対して、事情変更の要件に満たしているか否かに関する検討が不十分であるとの理由で破棄し、自らその適用については最終的な判断をしなかったものの、保険契約における事情変更の法理の適用を否定しなかった。つまり、台湾法において、事情変更の要件に満たすと保険契約においても事情変更の法理の適用で給付の増減、契約本来の効果を変更することを求めることができる。

しかしながら、保険契約は、保険関係の設定を目的とする契約で、保険者が保険契約者から保険料を受け取り、保険事故が発生したとき保険金を支払うことがその内容であり[394]、保険契約者が保険を買う理由は、保険契約者が予見できない事故が生じる場合に、自分のリスクを最小限に控えたいからであり、保険者が簡単に予見不可能の理由で事情変更の法理を主張するは、保険契約の本旨に反することになる。従って、保険契約においては、本件判決のように事情変更の法理の適用に対して、慎重に考慮しなければならないのは当然である。

第二に、保険サイクル［核保循環insurance cycle／underwriting cycle］に属するリスクと事情変更の関係は問題になる。本件判決理由において、保険サイクルの中に、予見できないリスクもあるものの、常態的なマーケットのサイクルであり、保険者はそのリスクを考慮に入れて保険料を決めることで、そのリスクを負わなければならないとされていると述べられている。それに最高裁は、原審判決による911事件と保険サイクルとの関係についての検討が不足していると指摘した。

それでは、原審判決のこの点に関する論述を振り返って見よう。つまり、原審は「『保険サイクル』について、保険者は長期の資料の統計、分析により巨大災害の台風、地震、洪水等の発生率を予見することができ、それを保険料算定の参照にする。911事件は世界安全の維持者を自任するアメリカで発生し、その手法が人心をひどく驚かせ、損害の規模

393　この点について、日本の保険法は、危険の増加・減少の制度を設けている（保険 11 条・48 条・77 条)。この制度主旨について、「これは、給付・反対給付金等の原則という保険技術的な論拠に基づき、事情変更の原則とは異質の制度として危険の変動の制度を理解する立場に即したものである」と主張されている。石川博康・前掲注（13）21 頁、山下友信『保険法』（有斐閣、2005）570 頁参照。
394　金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄ほか編『法律学小辞典』（有斐閣、2008 年）1146 頁参照。

も巨大であって、当時では空前の事件であった。そして保険マーケットへ急激かつ甚大な影響を与えることは、保険者が想像できない、かつ長期的な資料の統計、分析によって予見あるいは予測できない事件である。従って、この事件による保険料の上昇は常態的な保険サイクルとはいえない。911事件は保険契約の締結後に発生し、再保険の保険料は重大な変化があって、Xが契約締結時における保険料の計算の基準および評価を大幅に乖離した。若し本件契約の本来の給付に従うと、当事者にとって明らかに公平を失することになるので、民法227条の２の１項によって事情変更の原則に適用すべきである」と判断していた。最高裁判決が、このような原審の説明をなぜ不十分だと判断したのか、その理由は示されていない。

第四款　本節のまとめ

台湾の裁判における事情変更法理についての紛争は、お主に以下の争点を巡って議論している。

（ｉ）事情の変更があるか否か。もっとも、この要件を直接に議論する判決は少ない。その中で、最高裁判所民事判決 94〔2005〕年台上字 2367 号の判旨は「事情」の客観性について、「227 条の２の 1 項の所謂事情変更の原則は、その立法理由によると、事情変更は客観の事実である」と述べている。どのような、どの程度の「変更」が事情変更法理の「変更」にあたるかについて、その「変更」に当事者の帰責性があるか否か、当事者がその変更を予見できたか否か、またはその変更は著しく不公平の結果を導いたといったほかの要件を結合しながら個別の事件で判断すべきであるとされている。

（ⅱ）当事者に予見可能性があるか否か。この要件は、「明らかに公平を失する」の要件と同じく、事情変更法理に適用できるか否かを判断するもっとも核心的な要件である。台湾の実務においても、予見不可能性を巡る紛争が最も多いとも言える。

（ⅲ）当事者の帰責性があるか否か。この点について、1999 年民法改正前、旧民事訴訟法 397 条が規定する当事者の無帰責性要件を巡る判決は比較的に多かった。最高裁 82 年〔1993 年〕台上字第 2154 号、最高裁 87 年〔1998 年〕台上字 1549 号民事判決を参照できる。

（ⅳ）明らかに公平を失するか否かに巡る紛争。判例は、「明らかに公平を失する」について、主に当事者の予見可能性または帰責性の有無を確認した上で、総合的に判断する。

第四節　小括

台湾における中華民国民法典（1929 年）には事情変更法理についての規定はなかった。これは、当時の民法典の参考対象であったドイツ民法典、日本民法典[395]においてもまだ事情変更法理についての規定がなかったためであろう。しかし、当時の台湾は戦争の影響で、社会や経済的状況が非常に不安定な状態であったため、実務は事情変更の問題に直面することとなった。こうした背景の中で、非常時期民事訴訟補充条例、民事訴訟法などには事情変更法理に関する規定があった。また、ドイツ債権法改正作業における事情変更法理についての議論の影響を受け、1999 年の台湾における債権法改正において同法理が明文化されるに至った。

台湾法における事情変更に関する学説の議論をまとめると、以下の特徴が見られる。まず、事情変更法理の理論的根拠について、ドイツ民法における信義則をはじめ、英米法の衡平理論の影響を受けている。

次に要件について、①債務者の履行遅延がある場合に、事情変更法理の適用があるかどうかについて議論が分かれている。本稿は、債務者の遅延と事情の変更の間に相当する因果関係がなければ、事情変更法理の適用に妨げないと思う。②予見不可能性について、事情の変更の予見不可能性は客観的の判断に基づくべきである。本研究が着目するのは、当事者がある程度事情変更を予見していたとしても、一般人にはその事情変更の程度を予見できない場合には、事情変更法理に適用できるという見解である[396]。この見解は当事者意思を中心としておらず、事情変更により生じるリスクを公平に配分しようとの理念が潜んでいると考えられる。③当事者の無帰責性について、学説は、民法 227 条の２はこの要件を明文で示していないが、学説では、事情変更法理の適用にあたって本要件を考慮しなければならないとする立場が通説となっている。④「明らかに公平を失すると判断されること」は、事情変更法理のもっとも重要な要件だと思われる。

さらに、事情変更法理の効果として、227 条の２は契約の改訂しか定めていないものの、学説は第一次的効果と第二次的効果の関係についての通説は、改訂が優先的に、改訂によって紛争解決できない場合だけに解除が登場するとなっている。このような見解は、事情変更により生じるリスクを段階的に、多様的に配分することに有意義ではないかと思われる。mた、再交渉義務論の台湾法への導入が検討されているが、これは、契約の私的自治と契約の調整の緊張関係を緩和させる努力であると評価できよう。

395　鈴木賢「東アジア法系の成立可能性」今井弘道編『発展する東アジアと法学の課題』（成文堂、2008 年）66 頁以下参照。

396　駱建廷「淺談美國法上契約免責事由與我國情事變更原則之比較（下）」萬國法律第 187 期（2013）、第 71 頁参照。

台湾の裁判例を全体的に見ると、事情変更法理に関する判決は数多く存在する。裁判例の状況については、概ね 1999 年の民法改正を境目として変化が見られる。民法改正以前に機能していたのは、補充条例Ⅰ、補充条例Ⅱ、及び民事訴訟法 397 条などであった。もっとも、1999 年台湾民法改正において事情変更の法理が初めて民法典で明文化されたとは言え、その直後から事情変更に関する最高裁判決が急増したわけではなかった。これは、事情変更法理に関する学説、判例、そして非常時期条例及び民事訴訟法 397 条などの規定があったからであろう。その後、大きな社会変更や自然災害（砂石風波、世界金融危機、自然災害など）とともに事情変更に関するケースが増える傾向が見られるものの、これらに該当しない場合についても、事情変更の請求或いは抗弁として、給付の増減、及び本来の契約のその他の効果を変更することを求める事案がある。

上述した検討を踏まえ、台湾の実務では、事情変更法理が頻繁に適用されることが明らかである。その原因として、（ⅰ）明文規定があること、（ⅱ）裁判官の裁量権が大きいであること、（ⅲ）契約の拘束力に対して、比較的に柔軟な態度を取っていることが考えられる。そして、特に興味深いのは、当事者間の契約において物価調整に関する約束があった場合に、事情変更法理を適用した判例である。ここでは、当事者間の物価調整条項が事情変更法理の適用を排除できるか否かが問題になる。実務の見解は分かれているものの、本論文は否定的な意見を持つ。この点については、終章の事情変更法理と契約の拘束力の関係のところで検討する。

第四章　終章

本稿の第一章から第三章までは、日中台の契約法における事情変更法理に関する立法の変遷、学説及び裁判例の状況を整理し、事情変更法理の意義、要件及び効果を検討してきた。本稿がもっとも関心を持つのは裁判例の状況についてである。とくに、日本と比べて同法理の適用に比較的積極的である中国や台湾の裁判例を類型化することで、裁判所が同法理の適用に際して考慮する要素を抽出することを試みた。以下では本節はその検討を踏まえ、日中台の事情変更法理の相違を明らかにすることによって、同法理と契約の拘束力との関係、とくに、同法理の適用による契約の拘束力への影響を検討する。

第一節　日中台における事情変更法理の比較

第一款　法規定及びその立法経緯から見る事情変更法理の意義

一、日本法

周知のように、日本の民法典はフランス・ドイツ民法典の影響を受けて成立した。制定当時は、pacta sunt servanda（契約は守られるべきである）原則が支配的であり、事情変更法理が忘れ去られていた時期に成立したフランス・ドイツの民法典のいずれにも同法理に関する法規定がなかった。そして、日本民法典は事情変更法理を条文化としなかったことも当然である。しかし、ドイツ法では、事情変更の問題は行為基礎論という形で議論されるようになり、やがて 2002 年に施行された債務法現代化法により、BGB313 条として明文化された。また、元々事情変更法理に対して最も消極的であったフランス民法典もつい 2016 年の債権法改正案は事情変更法理を取り入るに至った。

日本における今回の債権法改正でも、事情変更法理の明文化は重要な課題として取り上げられた。しかし、同法理の濫用、私的自治の介入等の懸念につき経済界や弁護士会などから反対を受け、結局明文化は見送られた。

また、今回の改正においては、「契約自由の貫徹」[397]が重要な指導理念とされたことも、事情変更法理の明文化が見送られた経緯に影響を与えたのではないかと考えられる。契約自由を貫徹する立場は私的自治の原則を重視するが、事情変更法理の明文化がこれと矛盾ないし対立するものであるかが問題となる。

この点、日本における伝統的な理解によれば、「事情変更の原則」は、原則としてそのまま承認されるはずの当事者意思に対する制限として位置づけられる。そのため、「私的自治

[397] 債権法改正における「契約自由の貫徹」についての論説は、野澤正充「契約責任法の新たな展開−瑕疵担保責任から契約不適合責任へ」NBL 第 1107 号（2017）7 頁参照。

の原則」を重視するのであれば、事情変更法理が機能する領域は狭められることになる。この伝統的な理解に対して、事情変更法理は pacta sunt servanda 原則を制限するものではない――換言すれば、当事者意思に対する制限ではない――との理解に基づき、同法理を、契約締結時において予想されていなかったリスクが顕在化した時の対処を規律するものとして位置づける見解が注目を集めている。しかし、今回の債権法改正は伝統的な理解を前提とし、事情変更法理の明文化を見送ったようである。

さらに、今回の改正の背景には、日本の社会的・経済的状況も関わっているように思われる。1970 年代、日本のエネルギー資源が輸入に依存していたためにオイルショックが勃発し、物価に一時的に深刻な変動があった。これに加えて日本では地震や台風等の災害が頻発しており、事情変更の法理が機能する場面は少なくない。それにもかかわらず、バブル崩壊後の数十年にわたって、日本社会や経済、とりわけ物価が比較的安定している。

以上より、事情変更法理の明文化が見送られた理由として、①実務からの反対の声が強かったこと、②今回の債権法改正が「契約自由の貫徹」を指針とし、事情変更法理について伝統的な理解を踏襲したこと、③近年の日本の社会・経済状況が安定しており、同法理の明文化に対する緊迫感がないこと等が挙げられるだろう。

しかしながら、グローバル化が進む中で、長期的あるいは継続的な国際契約が益々多くなっている。比較法的に見れば、上述した主な国の立法、あるいは PICC やヨーロッパ契約法原則などの国際的契約法規範において、事情変更法理を条文として規定することはもはや主流であると言っても過言ではない。国際契約における事情変更による紛争を想定すれば、同法理について、国際的な動向と国内の状況との間に法的ギャップがあることは、紛争解決に不利であると言わざるをえない。

二、中国法

中国契約法（1999 年 3 月 15 日施行）には事情変更法理を定めた明文の規定はない。その立法過程において、同法理は草案の段階では取り入れられたにもかかわらず、最終的には取り除かれた。一方、事情変更の問題に対処するため、最高人民法院は契約法適用司法解釈（二）の 26 条（2009 年 4 月 24 日）で事情変更法理につき明記したものの、その直後に、同法理を適用するための手続きを複雑にして、その適用のハードル引き上げる旨を含む『通知』（表 2−1 の 11 番参照、2009 年 4 月 27 日）を公布した。さらには、同法理を慎重に適用しなければならないという主旨の最高人民法院の『指導意見』（表 2−1 の 12 番参照、2009 年 7 月 7 日）も出された。このような立法過程から見れば、中国法は事情変更法理の明文化に対して、日本民法と同じく慎重であると思われる。

契約法立法の過程（1990 年代）においては事情変更法理の明文化を重要な課題として検

討しつつ、結局は明文化しなかった背景について、「中華人民共和国契約法草案の審議結果」（本稿第二章第一節）によると、①事情変更法理の問題が複雑であること、②反対意見が多かったこと、③関連する概念との境界が明らかでないこと、④適用が非常に稀な場合に限られていることといった理由が挙げられている。これらは、日本の債権法改正において同法理の明文化が見送られた経緯と似ている部分が多い。とりわけ④事情変更法理の希少性、あるいは例外性の強調については、日本の伝統的見解と一致していると思われる。

さらに、中国契約法において事情変更法理が明文化されなかった原因を明らかにするには、当時の中国の社会的背景や経済的状況を考慮しなければならない。この点について、田中信行教授が契約法第 5 次草案（1998 年 9 月に全人代常務委員会により公表され、パブリックコメントが求められた）について行った研究が示唆的である。

この第 5 次草案では、事情変更法理に関して「国の経済政策、社会経済などの客観的情勢にもとづく巨大な変化によって、当事者一方に契約履行の意味を失わせるか、重大な損害を与え、しかもこのような変化が契約締結時には予見し得ないか克服できないものである場合、……」と書かれている。田中教授はその中の「国の経済政策」という文言を取り上げ、このような文言が挿入された経緯について議論を展開している。

というのも、中国では 1978 年に開放政策が開始されて以来、非常に速いスピードで改革が進められており、改革の進展にあわせて政策も目まぐるしく変化している。事情変更法理の適用の対象として政策の変更が強調されると、中国では契約の安定性が著しく害される恐れがある。従って、第 5 次草案は経済界、とりわけ外資系企業からの激しい反発を受けた。その後、全人代での審議のために提出された草案からは、この部分が削除されただけでなく、事情変更法理について定めた条文そのものが削除された。

しかし、第 5 次草案以前の草案では、事情変更法理について「国の経済政策」といった文言はなかった。ではなぜ第 5 次草案を修正して、わざわざ火種を生むようなことをしたのか、田中教授は以下のように推測する[398]。

当時の起草グループは、事情変更法理が、経済政策が変更される度に契約を解除したり変更したりする根拠として利用されることを危惧していた。そこで、同法理を利用しようとする党の上層部の本当の狙いをあえてストレートに明記して周知させ、反対の声が上がったところで、炎上した世論をもって上層部を説得する狙いがあったのだという。仮に説得に失敗しても、事情変更法理を濫用すればどうなるかを上層部に理解させることさえできれば、一定の効果があると考えられていたとされる[399]。

398　田中信行『はじめての中国法』（有斐閣、2013）180 頁以下参照。
399　同上 186 頁以下参照。

一方、当時の契約法起草委員会の会長であった梁慧星先生は、1988 年の論文「契約法における事情変更問題」において、同法理が事情変更の問題を処理するために不可欠のものであり、その明文化は民法発展の潮流であると強調している。そのうえで、「我々が目下解決すべき問題は、事情変更の原則を確立すべきか否かではなく、現行法の基礎に基づいて、各国の立法経緯や理論研究の成果を参考にしながら、事情変更の原則に関する法律制度を整備することである」と述べる。つまり梁先生は、事情変更法理の明文化に積極的であったが、当時はまだ同法理を明文化するタイミングではないと考えていたのである。

管見では、田中教授の推測には一定の正当性があるものの、「国の経済政策」という文言が第 5 次草案に明記されたのは、起草グループが党の上層部の指示を受けたためであろうと思われる。というのも、起草グループのメンバーのうち共産党員が大きな割合を占めており、党の意思に反してあえて世論の反対を煽るモチベーションがあったとは考えにくいためである。むしろ、どれほど反発があるか確認したかったのは共産党自身だったのではないだろうか。

第 5 次草案に対して、経済界、とりわけ外資系企業が猛反発したことは上述した通りである。もちろん日本企業も反対に回った[400]。しかし、当時の比較法的観点からしても、事情変更法理を明文化した立法例は少数ではないし、同法理は必ずしも当事者一方だけに利するものではない。にもかかわらず、なぜ外資系企業の反発がこれほど激しいものとなったのか。それは、外資系企業の中国司法に対する不信感が強く、事情変更の問題が生じた場合に、中国の国有企業に有利な判断が下されることを懸念していたからであろう。1990 年代、外資系企業は中国に大規模な進出を行い、中国の経済発展に大きな役割を果たしている。故に、立法者はその意見を無視できず、結局事情変更法理の明文化は見送られた。

最後に、第２章で検討した最近の民法典の立法の動向を振り返ってみると、梁慧星先生などの提案はいずれも事情変更法理の条文を民法典に取り入れようとしている。今回の立法作業では、現行の物権法、契約法などの法律及びその司法解釈を民法典で統一しようとする傾向が強いため、既に契約法適用司法解釈（二）に示された事情変更法理に関する規定を民法典に書き込むことも十分考えられる。さらに、バブル崩壊の可能性が高まり、政策も頻繁に変動している中国社会において、契約締結後、将来何が起こるかについての当事者の予見可能性は低いと言わざるを得ない。中国における事情変更法理に関する法規定の重要度は高く、その立法の動向に注目し続ける必要があるだろう。

400　同上 183 頁参照。

三、台湾法

台湾現行の民法典「中華民国民法」は、1929 年に当時の中華民国政府により公布され、1945 年に台湾において施行された[401]。この民法には、事情変更法理の条文は存在しなかった。1929 年の同法公布後、日中戦争の勃発に伴って貨幣の価値が下落し、深刻なインフレが生じた。このように戦時中、または戦後の社会や経済が大きな混乱に陥った場合に、それでもなお契約をそのまま履行しなければならないとすれば、一層の混乱が生じかねない。とはいえ、民法の改正には時間がかかるので、ひとまず「非常時期民事訴訟補充条例」（1940～1945 年）や「復員後民事訴訟を処理する補充条例」（1945～1954）のような民事訴訟法上の特別法による応急処置を取っていたのではないかと思われる。

これらの補充条例はあくまで応急処置であるので、一定の期間の効力しか持たない。しかしこれらの条例は、失効した後に意義を失ったのではなく、むしろその後の台湾法における事情変更法理の立法、学説および実務に多大な影響を与えたと言える。例えば 1968 年 2 月 1 日に改正・施行された民事訴訟法 397 条は、前述した補充条例を踏襲して事情変更問題を対処する立法であると考えられる。さらに 1999 年の債権法改正では、民事訴訟法 397 条に基づき、事情変更法理が 227 条の 2 の条文で明文化された。

この経緯を見れば、台湾法は、日本・中国法のように紆余曲折を経ずに、比較的積極的に事情変更法理を受け容れている。同法理の誕生・定着に至った台湾の社会的背景を考えれば、その理由はわかりやすいものである。すなわち、台湾の事情変更法理の起源とみなされる「補充条例」は戦時中に生まれたものであり、近年は社会・経済状況が比較的安定しているとはいえ、中国大陸との緊張関係や戦争の脅威は今なお消えていない。また、台湾は日本同様エネルギーなどの資源が乏しく、輸入への依存が非常に強い。さらに、台湾も環太平洋地震帯の一部にかかっているので、地震などの自然災害が頻発しているという事情もある。

---

401 中華民国民法が台湾で施行される前の、日本統治時代（1895～1945）の 50 年の間に、日本民法も台湾に大きな影響を与えた。台湾の民法は日本法に深い影響を受けたものの、日本民法自体も事情変更法理に関する明文はなかったので、本稿では日本民法が台湾民法への影響についての内容は割愛したい。この点についての研究は、陳自強先生などの論考を参考することができる。概ねにいうと、二つの時期に分けている。すなわち、1895～1922 年（前期）においては、いわゆる「律令民法 時期・特別統治時期」には、台湾における民事事件について、原則として清朝 統治(清治)期の台湾の慣習[旧慣]が踏襲され、1923 年から日本民法が台湾で施行されたものの、親族および相続に関する事柄については、依然として台 湾の慣習が援用されていた。1923 年 1 月 1 日から 1945 年 10 月 25 日(内地延長主義の時期)まで台湾で施行されていた民法は、現行の中華民国民法ではなく、基本的には当時日本本土で適用されていた日本民法(1898 年 7 月 16 日施行)であった。1945 年に中華民国民法が台湾において施行されたが法体系上、ドイツ民法の影響を深く受けていただけでなく、学説や判例もその発展において、間接的には日本を経由し、直接的にはドイツの法律文献の紹介を経て、ドイツの動向ばかりを追いつづけてきた。そのため、形式的には政権が代わることで新法と旧法の適用における接合の問題が生じるはずだが、日本民法と中華民国民法とでは、法律原則および法律概念の運用に大きな差異がないため、台湾人民は法律生活に大きな変化が生じたと感じておらず、法律の接合に重大な困難は生じなかった。陳自強、黄浄愉＝鈴木賢訳「台湾民法の百年―財産法の改正を中心として―」北大法学論集 63 巻（3）229 頁（2010 年）以下参照。

第二款　要件・効果の相違

一、事情が変更したこと

事情変更法理における「事情」とはなにかについて、日中台の判例法理または法律規定の表現は違うものの、契約締結時を基準とし、契約の基礎となる「客観的」なものであるとの認識は一致している。そして、事情変更は、契約締結後、履行期までの間に生ずる必要があるという点も共通している。

「変更」の程度について日本法の通説は、信義則違反の要件の問題として解している[402]。これに対して、中国の司法解釈は事情変更の「重大性」及び「公平原則」違反を強調し、台湾民法もその変更により「明らかに公平を失する」ことを求めている。この差異から見れば、中国や台湾法は、事情変更がもたらす当事者への影響を日本法より重視していることが分かる。

二、予見不可能性要件について

予見不可能性は日中台の共通要件であるだけでなく、その他の主要な国あるいは国際的契約法規範の立法例から見ても、事情変更法理の重要な要件の一つである。しかし、日中台の裁判所が、事情の変更について当事者が予見可能であったか否かを判断する際、重視する価値はそれぞれ異なり、それによって結果も大きく異なる。

日本の通説では、予見不可能性とは、契約締結当時に当事者が予見しなかった、または予見し得なかったこととされている。最高裁は、予見不可能性要件をかなり厳しく解している（最判平成９・７・１民集 51 巻 6 号 2452 頁）。このように予見不可能性要件の水準を高く設定することによって、事情変更法理の適用のハードルを引き上げているのである[403]。そうすると、当事者は、契約締結後における事情変更の影響を最小限に抑えるため、契約を締結するとき、未来のあらゆるリスクをできる限り考慮に入れなければならない。このように考えると、予見不可能性要件の厳格解釈は契約リスクの現在化を導くことになる。

402　勝本正晃教授は事情変更程度の問題に関しては、信義衡平要件の問題と解されている（勝本・前掲注（２）572頁参照）。しかし、その後の五十嵐清教授により形成された通説及び判例法理は、信義則違反のことを強調することになった。従って、日本における事情変更法理の変遷を議論するには、信義則の意味内容を検討することは重要となっている。すなわち、「信義衡平」と「信義則」の間に実質的な違いがあるか否かのことである。山田希教授は、信義則の意味について以下のように述べている。「信義則、債権の行使や債務の履行に誠実な行動を求めるという規定の文言を超えて、契約関係における新たな義務の発生根拠とされることも多い。一般条項である信義則には、多様な問題への対処に利用する打ち出の小づち的な役割も期待されるが、少なくとも、この原則がどのような価値や利益を保護し、または保護しうるのかは、時代の遷り変りとともに、その都度、議論を深めていく必要がある」（山田希「契約自由の原則とその制約法理をめぐる改正論議の帰趨」立命館法学 2015 年 5・6 号、956頁）。つまり、判例・通説は当事者意思の尊重を根拠として、信義則を狭めに解釈するのではないかと思われる。

403　小粥太郎「事情変更の原則の要件」、窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権［第８版］』（有斐閣、2018）83 頁参照。

このようなリスクの現在化の要求は、一時的契約の場合には大きな問題はないが、継続的契約の場合、将来のリスクをすべて現実化することはほぼ不可能だろう。特に、不動産の長期賃貸借契約において、長年の間に周囲の不動産価格が変動しても賃料を契約時のまま維持すると、一方当事者にとって明らかに不公平になりかねない[404]。

中国の契約法適用司法解釈（二）の 26 条は予見不可能性要件を明記している。学説もこの要件を認めている。興味深いのは、実務における予見不可能性についての見解である。小口教授による中国の事情変更法理の実務に関する研究成果によると、2009 年に事情変更法理についての司法解釈などが公布された後、事情変更法理を適用する裁判例の割合は少なくなった[405]。ここでは、商業リスクは当事者が商業活動の中で予見し得るリスクであるとされ、商業リスクと認定されれば同法理の適用は認められない。中国法では、当事者の予見可能性を高く設定し、同法理の適用を制限することになった。

台湾民法 227 条の２の１項でも予見不可能性要件が定められている。通説では、契約関係が成立する時点で客観的に見ても予見できなければ、予見不可能性が認められるとされている。これは中国法や日本法と変わりがない。しかし、台湾では実務上事情変更法理が頻繁に適用されることからすれば、当事者の予見不可能性についての要求は比較的低いとも言えよう。例えば、原材料価格の暴落による契約代金減額請求を認めた判決（最高法院民事判決 99〔2010〕年度台上字第 2389 号）では、契約上、貨物の市場価格が変動しても代金を調整しない旨の条項があった。一般的に、このような条項は、未来のあらゆる変動を予想に入れ、当事者はそのリスクを甘受したものと解すべきであろう。しかし台湾の最高裁は、当事者が契約を調整しない旨の特約を結んでいたとしても、それが当事者の真意であったか否か、また、契約双方当事者が締約時に急激な下落を予見しえたか否かを総合的に考慮しなければならないとした。

404　川島武宜教授によると、契約上の権利義務を確定的なものと見る西洋人の考え方と違って、あらかじめ権利義務が固定的・確定的に決められていて、当事者間に懇願したり、恩恵を与えたり、融通をきかせたりする余地がないことの方が、日本人の契約法意識からすれば不安なのである。そのため、契約に詳しい規定を置くことはさほど重要視されず、従って、当事者もそれを注意して読んで深刻に考えたりはしない。むしろ問題が起こったときに、「誠意をもって協議し」、円満に解決して「争を水に流す」ほうが、はるかに重要である。本稿は必ずしもこのような契約法意識を推奨するものではないが、日本法の検討にあたっては、契約締結時点に、なるべく未来の事情変更を考慮にいれ、権利義務を固定させる（現在化）という意識が低い点に注意せねばならない。このような法意識の下では、予見し得なかった事情の変更が生じた場合に、再交渉あるいは裁判による調整などの機会を当事者に与えなければ、一方当事者が過大な損失を受ける可能性がある。川島武宜『日本人の法意識』（岩波新書、2008）114 頁以下参照。

405　小口彦太・前掲注（15）101～102 頁参照。

三、無帰責性要件について

日本の通説・判例法理では、事情変更が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたことが要求される。戦争の勃発、大災害の発生、インフレの進行、法令の変更などがその例とされている[406]。また、当事者の一方の履行遅延中に事情変更が生じた時、その当事者は事情変更を主張できない[407]（最判昭和 26・2・6 民集 5・3・36)。このように、無帰責性要件の厳格な解釈により、事情変更法理の適用は難しくなる。

中国法や台湾法の条文は無帰責性を明記していないものの、学説・判例は日本と同じく、無帰責性を事情変更法理の要件の一つとする。台湾の債権法改正では、事情変更法理を明文化する際に、無帰責性要件が削除された。台湾法において、事情変更は客観的事実であると認識されている以上、当事者の責めに帰することができる事由により生じることはないので、わざわざ条文に書く必要がないと考えられたためである[408]。

債務者が履行遅延に陥った場合に、事情変更法理の適用ができるか否かについて、台湾の判例は日本と異なる立場をとる。最高法院民事判決 41〔1952〕年台上字第 1406 号は、「いわゆる当事者の責めに帰すべからざる事由により生じる事情の変更とは、事情変更そのものが当事者の責めに帰すべからざる理由により生じるものであるということを示すに過ぎず、本来の債務者の履行遅延が債務者に帰責できるか否かとは無関係である」とした。

四、事情変更の結果について

日本法の通説・判例によると、事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当となったと認められることが、事情変更法理の核心的な要件である。近時、この信義則違反にあたる結果は、主に経済的不能、等価関係の破壊、及び契約目的不到達の３つの場合とされている[409]。

中国の契約法適用司法解釈によると、事情変更の結果として「明らかに不公平となり、または契約目的を実現できない」ことが必要である。どのような場合に「明らかに不公平となる」かについての統一的な見解はないが、実務では、等価関係の障害の場合が多い。ここでの「明らかに不公平となる」場合には、上述した日本法上の等価関係の障害と経済的不能を含むと思われる。すなわち、事情の変更により等価関係の障害が生じ、或いは契約の履行が一方当事者にとって著しく困難になった場合など、当初の契約通りの履行を強いることが明らかに不公平と思われるときに、事情変更法理を適用できる。また、目的の実現不能に関

406　五十嵐・前掲注（２）74 頁参照。
407　この問題に対して、履行遅延中に、客観的事情が変更する場合に、事情変更法理を主張することができるという判例・通説と異なる見解もある。勝本・前掲注（２）575 頁。
408　林誠二・前掲注（250）68 頁参照。
409　谷口知平＝五十嵐清・前掲注（３）74～76 頁参照。

しては、天災、政府行為、第三者行為などの事例がある。

台湾の学説上、日本法の議論から示唆を受けて、事情変更の結果を上述した３類型に分ける見解があるものの[410]、民法 227 条の２の１項では、事情変更の結果として「明らかに公平を失する」ことだけを明記している。実務上は、主に等価関係の障害関する事例が争われている。

五、効果の差異および再交渉義務の位置づけ

事情変更法理の効果として、日本法と中国法は、契約の改訂または解除をあげる。日本法において、改訂と解除のどちらが第一次的効果か議論が分かれている。勝本説によると、事情変更の効果として、第一次的には契約改訂が認められるが、それが拒絶された場合、または改訂の可能性のない場合に、初めて第二次的効果として解除が認められるとされる[411]。確かに、いきなり契約を解除するより、なるべく契約関係を維持することが望ましいと考えられるので、第一次的に契約の改訂を申し入れるという解決方法は合理的といえる[412]。

一方、台湾民法 227 条の２の１項は、事情変更法理の効果について、「当事者は裁判所に給付の増減またはそのたの本来の効果の変更を求めることができる」と定めている。学説では、「本来の効果の変更」には契約の解除も含むという見解があるものの、条文の文言上は契約改訂が中心的な効果である。実務でも、契約の調整を認めた事例がほとんどである。このように契約の改訂を事情変更法理の主な効果とする立法は、特殊な例であるといえる。このように効果を設定することのメリットは、契約の調整によって契約関係を維持することにある。特に、公共工事請負契約等の継続性のある契約の場合、解除より調整の方が望ましい。

また、再交渉義務について、日本法では 1980 年代後半以降から、ドイツ法とアメリカ法の影響を受けて、事情変更の場合に契約内容の再交渉に応じるべき義務を認める立場が登場している。この点、日本の学説は事情変更法理の効果として議論しているが、これを正面から認める判決はない。一方、内田貴教授によれば、下級審裁判例（東京高判昭和 30 年 8 月 26 日下民集 6 巻 8 号 1689 頁、東京地判昭和 34 年 8 月 19 日判時 200 号 22 頁など）では、解除を肯定した裁判例の多くが、当初の法律関係を存続させるために、第一次的契約内容変更の抗弁権を認めるべきことに言及し、相手がこれに応じないときに始めて解除が認められると述べている。これは、契約の修正申し出による再交渉を求めているものと解することができると指摘される[413]。

---

410 姚志明・前掲注（281）11～12 頁参照。
411 勝本・前掲注（２）598 頁以下参照。
412 谷口知平＝五十嵐清・前掲注（３）89 頁参照。
413 内田貴「契約プロセスと法」『岩波講座　社会科学の方法Ⅵ社会変動の中の法』（岩波書店、1993）

中国の契約法の立法において、草案の中に再交渉義務についての規定があった。しかし、その後施行された契約法や司法解釈はいずれも、再交渉義務の規定を削除した。これは、再交渉義務は真の意味での「義務」なのか、強制履行の効力を有する義務を構成し得るのか、問題となったためである。

台湾民法 227 条の２の 1 項は再交渉義務について規定していない。学説上の議論もそれほど多くない。しかしながら、台湾の最高法院では、事情変更に関する事件において、事情変更法理を肯定したものの、自ら判断せずに破棄差戻したものが多く（表 3-3、3-4 参照）こうした差戻し審の中には、和解や調停によって解決された事件もある（表 3-3 の 5、8 番、表 3-4 の 15、21 番)。こうした差戻事件において（特に原審が事情変更法理の適用を否定した場合)、当事者双方は差戻し審での再交渉を経て和解に至ったといえるのではないかと考えられる。こうした例を当事者に再交渉義務を課すものといえるか否か、検討の余地がある。

第三款　日本法への示唆―中国・台湾法における事情変更法理の運用から

一、日中台の運用実態の差異の原因

日本の最高裁は、予見不可能性要件、当事者の無帰責性要件を厳格に解釈しており、事情変更法理の適用例を一件も出していない。これに対して、台湾の最高裁は様々な契約類型で紛争を解決するために本法理を積極的に運用している。また、中国法においても、2009 年以降運用が減少する傾向があるものの、最高法院はいくつかの重要な適用例を出した。このような日中台の運用実態の差異の原因、特に日本の裁判所はなぜ事情変更法理の適用について消極的である原因として、以下のものがあると考えられる。

１．事情変更法理に関する法規定の状況が異なるため

日本の最近の債権法改正では、事情変更法理を明文化する提案や議論があったものの、上述したように、①実務からの反対の声が強かったこと、②今回の債権法改正が「契約自由の貫徹」を指針とし、事情変更法理について伝統的な理解を踏襲したこと、③近年の日本の社会・経済状況が安定しており、同法理の明文化に対する緊迫感がないこと等の理由で、同法理の明文化が見送られた。今後も日本法では同法理の適用に消極的な対応が続くと予想される。これに対して台湾法では、民法の 227 条の２の１項が事情変更法理を明文で規定し

150 頁参照。この点について、五十嵐教授は「しかしわが国の判例は、調整義務と再交渉義務をはっきり区別していないので（内田も同様)、そういえるかどうか」ということで、疑問の余地があることを指摘した。五十嵐清「事情変更・契約調整・再交渉義務――事情変更の原則の効果・再考」札幌大学企業法務２号 65～66 頁参照。

ている。また、中国契約法には明文の規定はないが、契約法司法解釈において事情変更法理への言及がある。

事情変更法理が明文化されれば単純に適用例が多くなるとはいえないが、明文規定があるか否かは、当然同法理の運用実態に影響を与える。もっとも、明文規定があっても、事情変更法理が適用されるには、予見不可能性、当事者の無帰責性、信義則違反（日本通説・判例）若しくは明らかに公平を失する（中・台）等の要件を満たさなければならない。それに、同法理に基づいてどのように契約を調整するかの判断も、裁判所にとって容易いものではない。明文規定がなければ、裁判所はその適用を避ける傾向があると思われる。

２． 事情変更法理の起源に差異があるため

事情変更法理の起源について、内田貴教授は以下のように述べる。「本来日本の裁判所は、契約の解釈や信義則といったテクニックを使って、比較的に柔軟に契約内容に介入してきた。それにもかかわらず、こと事情変更に関しては、最高裁がきわめて制限的なのは奇妙なほどである」[414]。また、「その理由のひとつは、恐らく、日本の事情変更の原則の法理が当時ドイツの影響を受けつつ形成されたという点にありそうである。ドイツで事情変更の原則が判例で確立したのはワイマール期であるが、当時のインフレは並大抵なものではなく、物価は何億倍にも上昇した。その後のドイツでは、事情変更の原則（行為基礎の喪失）はもっとゆるやかに適用されているが、日本では、契約を守らなければならないという原則に対する例外として、以上のような異常事態に適用される法理として導入したため、……最高裁では、その適用が極めて制限的になったのではないかと想像できる」[415]。

一方、本章第一節で検討したように、台湾法の事情変更法理は、戦時下の事情変更の問題を処理するため、自らの需要に照らして形成されたものである。そして、1999 年債権法改正では、積み重ねられてきた判例法理・及び当時のドイツ法債権法改正の動向（2002 に公布された）を参照しながら、事情変更法理が現在の民法 227 条の２の１項の形になった。

また、中国では、中華人民共和国が 1949 年に成立した後、中華民国時代に制定された法律を放棄し、民法が存在しない時期を経て 1999 年に契約法を制定した。この契約法には事情変更法理に関する規定がないものの、2009 年に公布された契約司法解釈（二）は国際法・ドイツ法（改正後）・台湾法（改正後）の新たな発展を参考しながら、同法理を導入した。

日本における事情変更法理が、同法理が厳しく制限された時期に導入されたのに対して、中国や台湾法が同法理の明文化または比較的緩やかな適用といった近時の潮流の影響を受けたように、各国の法起源には差異が見られる。

414 内田貴・前掲注（95）12 頁。
415 同上。

３． 中国・台湾法と日本契約法の価値志向が異なるため

本章の第一節で検討したように、日本の事情変更に関する判例・通説及び債権法改正の経緯から見れば、「予見不可能性」、「無帰責性」、「信義則違反」要件の解釈にあたって私的自治が極めて重視されている。しかし、事情変更の場合にも私的自治を一方的に強調すれば、司法による契約の改訂や解除が過度に難しくなる恐れがあり、事情変更法理が空洞化する。これにより、事情変更により生じる契約外のリスクを一方当事者に負担させる不公平な状況が続くことになり、紛争解決に有益ではない。これはまさに日本法上の事情変更法理が直面している問題である。

中国・台湾法は事情変更の問題に対して、当事者の意思だけでなく、契約の公平性をも重視する。しかしながら、契約の公平性のみを強調すると、司法の介入が不当に拡大しかねない。裁判所が公平原則に基づいて契約を調整する際、明確な基準がないため、結局は平均的にリスクを配分する傾向がある。台湾法では、契約において「調整しない」旨の条項があるにも関わらず、事情変更法理に基づいて契約を調整した判例（101〔2012〕台上字第 813 号〔2012 年 5 月 31 日〕）がある。このように、台湾の裁判所は特約（当事者の意思）を無視して契約に介入しすぎており、事情変更法理が濫用されているのではないかとの懸念もある。中国法でも 2009 年以前に、台湾と同じような傾向が見られた。

二、中国・台湾法から日本法への示唆

日本法において事情変更法理の態様として、従来、①等価関係の破壊、②経済的不能、③目的の到達不能が挙げられてきた[416]。最高裁はいずれの場合においても肯定例を出さず、とりわけ②や③については下級審裁判例も乏しかった。このような実態を踏まえ、中国・台湾法から得た示唆を以下の２点に即して検討する。

１． 公平原則の重視――等価関係の破壊に関して

中・台法では「明らかに公平を失すること」を事情変更法理の核心的な要件として捉えている。日本法でも、勝本先生の危険分担説、近時のリスク配分説のような、事情変更法理を、事情変更により生じるリスクを如何に配分するかの問題と捉え、契約の実質的公平を追求する見解がある。しかしながら、日本判例法理・債権法改正はこのような見解を採用せず、私的自治をもっとも重要視、裁判所による契約への介入に消極的である。

上述したように、公平原則には欠点もあるので、本稿は、直ちに日本の事情変更法理に公平原則を取り入れようと主張するものではない。但し、事情変更法理の適用に際しては、当

416 谷口知平＝五十嵐清・前掲（3）74～75 頁参照。

事者の意思だけを重視するのではなく、事情変更により契約の公平性が著しく損なわれたのかも考慮に入れるべきではないかと思われる。

台湾法では、事情変更法理の頻繁な適用が私的自治を害することになりかねないのではないかと指摘されている。この問題に対して、裁判所が公平原則による契約に介入する前に、当事者に再交渉させることによって、私的自治と司法による介入の間のバランスを取ろうという再交渉義務を導入すべきであることを提唱する見解が注目されている[417]。また、今進行中の中国民法典の立法活動においても、再交渉義務論は重要な課題として取り扱われている。

２． 契約の維持を重視──経済的不能・目的の到達不能について

日本の最高裁は、事情変更、特に経済的不能または契約の目的到達不能が生ずる場合に、事情変更法理の適用に消極的である。そのため、一方当事者にリスクを負担させ、あるいは履行不能概念の拡大解釈によって契約を解除することになりかねない（実証研究は今後の課題とする)。一方当事者に契約外のリスクを負担させることは、上述した不公平な状況を招き、履行不能で契約を解除することは、契約の維持を尊重する立場と衝突する。

中国法における「取引を促す原則」［鼓励交易原則］についての議論は契約の維持に有用である。王利明教授によれば、中国の契約法［合同法］は、契約の自由を維持することと、当事者の利益、取引秩序を保障することを基本的な目的とする。しかしながら、契約法の目標は取引・当事者の保護だけではなく、「取引を促す」こともその重要な機能である。「取引を促す」ことの具体的表現のひとつは、契約の履行と契約利益の実現することを保障することであるとされている[418]。この「取引を促す原則」に基づく契約の契約の維持は、契約内容通りの履行を保障するだけではなく、事情変更により生ずる契約外のリスクの配分によって（とりわけ事情変更法理基づく改訂)、契約を存続させることも含むと思われる。

また、事情変更法理の効果について、台湾法の判例が契約の解除ではなく改訂を優先的に考慮する理由のひとつは、契約を維持することであろう。特に公共工事請負契約において、土地徴収の難航、地元住民の抗議活動などによって履行が困難になる場合に、契約を解除や一方当事者にリスクを負わせるのではなく、工事の期間の延長、請負代金の調整請求を認めた判例が少なくない。そもそも、公共工事請負契約の場合に、契約の解除はいうまでもないが、一方的に請負人にリスクを負わせると（すなわち、事情変更法理に基づく請求を認めない）と、公共請負契約の金額の巨大化などの原因で、工事が結局破綻になる等の公共利益を害する結果になりかねない。

---

417 楊宏暉・前掲注（291） ５～７頁参照。
418 王利明「合同法的目標與鼓励交易」法学研究 18 巻 3 期（1996 年）93 頁参照。

表 4−1　日中台における事情変更法理の比較

		日本法	中国法	台湾法
理論的根拠		信義則（伝統）→契約規範論（契約内容の確定）→リスク二分論（契約内と契約外のリスク）	誠実信用原則 ＝公平原則	誠実信用原則 ≤公平原則
要件		通説による。 ①契約の客観的基礎の変更（事情変更）、 ②当事者が予見せず、または予見し得なかったこと（不予見性）、 ③当事者の責めに帰することができない事由によって生じたこと（無帰責性）、 ④当事者を当初の契約内容に拘束することが信義則上著しく不当とみられること（信義則違反）。	契約法適用司法解釈（二）26 条による ①契約成立後、客観的な状況において重大な変化が生じること（事情変更）、 ②当事者が契約締結時に予見できなかったこと（不予見性）、 ③不可抗力によってもたらされたのでないこと、 ④商業リスクに属さないこと、 ⑤契約を継続的に履行することが一方当事者にとって明らかに不公平であること、または契約目的不到達であること。（公平原則、目的不到達）	民法 227 条の 2 の 1 項による ①事情の変更（客観的） ②締約当時予見することができないこと（不予見性）、 ③その本来の効果に従うと明らかに公平を失する場合（公平原則）。
効果		契約の改訂または解除。なお改訂が優先される（通説）。	契約の改訂または解除。	給付の増減またはその他の本来の効果の変更（通説によると、解除も含む）。
		再交渉については、いずれも明文がない。ただし中国の民法典提案においては、再交渉義務の導入が言及されている。		
履行障害	等価関係の破壊	事情変更法理 借地借家法 32 条	契約法適用司法解釈（二）26 条（事情変更法理）	民法 227 条の 2 の 1 項の事情変更法理

<table>
<tr><td rowspan="5">に関する規範</td><td colspan="2">目的不到達</td><td rowspan="2">事情変更法理</td><td>契約法適用司法解釈（二）26 条（事情変更法理）</td><td rowspan="3">学説によれば、事情変更法理</td></tr>
<tr><td>契約法 94 条 1 項の法定解除（不可抗力による目的不到達）</td></tr>
<tr><td colspan="2">経済的不能（履行困難）</td><td>事情変更法理</td><td>契約法適用司法解釈（二）26 条（事情変更法理）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">履行不能</td><td>当事者の帰責性なし</td><td>〔改正前〕危険負担（一方当事者がリスクを負担）により契約消滅
〔改正後〕債権者主義を廃止〕</td><td rowspan="2">履行不能による解除権
①不可抗力による目的不到達（94 条 1 項）
②その他の場合、帰責性問わず、債権者の解除権（94 条 4 項の後段。）</td><td>民法 225 条
給付義務の免除及び代位弁済請求権の発生</td></tr>
<tr><td>当事者に帰責性ある</td><td>履行不能による債権者の解除権</td><td>民法 226 条
損害賠償請求権と一部履行の拒絶</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実務状況</td><td colspan="2">肯定</td><td>最高裁判決は存在しないが、下級審判決がある</td><td>2009 年以前
2009 年以後減少（適用の厳格化）</td><td>契約類型ごとに大きな差があるものの、比較的に多い</td></tr>
<tr><td colspan="2">否定</td><td>①予見可能性がある
②帰責性がある
③信義則違反にならない</td><td>①不可抗力
②商業リスク</td><td>①予見可能性がある
②明らかに公平を失するとはいえない</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約の拘束力</td><td colspan="3">強 ⟺ 弱</td></tr>
<tr><td colspan="2">裁判所による契約への介入</td><td colspan="3">少ない ⟺ 多い</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約の価値志向</td><td colspan="3">私的自治 ⟺ 公平</td></tr>
</table>

第二節　事情変更法理と契約拘束力の関係

上述したように、日中台の契約法は、事情変更法理との親和性の程度が異なる。これは、事情変更法理が機能する範囲、つまり契約の拘束力の限界についての認識が異なるからである。従って、日中台の比較法研究にあたって、事情変更法理と契約の拘束力との関係を明らかにすることは不可欠であると思われる。この問題について、近時の日本の学説では、契約の拘束力の根拠を当事者の合意に求める見解が有力である[419]。本稿はこの立場から事情変更法理の検討を行うこととする。

第一款　潮見教授の見解[420]

一、契約の拘束力の根拠

私的自治の原則によれば、自らの生活関係を自らの意思により形成した者は、その結果に拘束され、責任を負担しなければならず、自己決定に基づく自己責任が派生することになる。自己決定に基づく自己責任の考え方は、契約の世界では、当事者は自らの意思で契約を締結した以上、締結した契約に拘束されると言い換えられる。契約は、当事者の合意によって成立し、合意された内容の実現に向けて当事者を拘束する規範となるのである。

要するに、自由主義社会を基礎として成立した近代民法のもとでは、当事者は相手方と契約を締結するかどうか、または、どのような内容の契約を締結するか、自由に決定することができる。しかし、いったん契約が成立すると、当事者は契約に拘束される。従って、一方当事者が契約内容を実現しない場合には、相手方はこの者に対して契約の実現を強制することができるし、契約違反（債務不履行）を理由としてさまざまな救済手段を用いることもできる。上述したような考え方は、契約の拘束力の根拠を当事者の合意（意思）に求める立場、つまり古典的契約理論である[421]。

二、事情変更法理の規律目的

潮見教授によると、事情変更法理の規律目的は、主に、契約の拘束力からの解放（不利当事者の契約解除権）と契約改訂である。事情変更の法理は、事情の変更により不利益を被る当事者による「契約の拘束力」からの解放の主張、すなわち、不利当事者からの解除の申入れがなされる場面で問題となる。また、事情の変更に基づき不利当事者から契約内容の改訂請求（さらに、相手方に対する再交渉の主張）がなされる局面でも問題となる。つまり、事

419　潮見・前掲注（1）85 頁以下参照。
420　同上。
421　同上 86 頁参照。

情変更法理の規律目的は、その効果と密接に関わるものである。

三、事情変更の法理と「契約の拘束力」との関係

伝統的な理論は、事情変更の法理を「契約の拘束力」（pacta sunt servanda）に対する例外則として位置づけ、同法理は私的自治を制限するための法理であるとする。これに対して、事情変更法理において扱われてきた問題を契約内容の確定問題に吸収する考え方がある。この見解からは、「契約の拘束力」に対する例外をどのように両当事者に配分するかが問題となる。

潮見教授の見解によると、事情変更法理において問題となるリスクは、両当事者が契約において考慮に入れ、リスク配分の対象としたリスク（契約で引き受けられたリスク）の外にあるものである（契約外在的なリスク）。この「契約外在的なリスク」は契約規範が対象とするものではなく、従って、私的自治の射程外に置かれたものである。この意味において、事情変更の法理は、私的時自治の原則を制約するものではない。ここでは、「契約外在的なリスク」が現実化したとき、「契約の拘束力」を維持するか、それとも、契約でそのリスクの配分を決定していない以上、不利当事者に「契約の拘束力」に基づく負担を強いることはできないから、契約からの離脱や契約の改訂にむけた再交渉を認めるかが、問われることになる[422]。

第二款　本稿の立場

一、事情変更法理の目的

本稿は、事情変更法理は当事者意思を制約する法理ではないとの立場をとる。事情変更法理が適用されれば、当事者は契約の拘束力から解放され、あるいは当事者の受ける影響が変化する。それによって、確かに、客観的には本来の契約の拘束力が制約されたようにも見えるが、事情変更法理の目的は、契約の拘束力を制約することではない。

事情変更が問題となる場合、裁判所は、第一に当事者の意思をできるかぎり尊重すべきだと思われる。契約の条文上、将来生じ得るリスクの配分方法が明確に記されていれば、その意思に従わなければならない。また、契約上明確に書かれてないものについては、契約の解釈によらねばならならい（契約補充的解釈による私的自治の尊重）。ハイリスク・ハイリターンの契約など、事情変更により生じるリスクが契約の内容に含まれるとみなされる場合（契約内容の確定）、事情変更法理は適用されない。

422　同上 106～107 頁参照。

二、事情変更法理の例外性

上述したように、契約の安定性を理由として、事情変更法理の例外性を強調し、その明文化に反対する声がある。確かに、経済や社会状況が安定しているときには、将来生じ得る事態についての予見可能性は比較的高い。しかし、事情変更法理の例外性を過度に強調し、同法理の適用が極めて厳格に制限されると、大きな災害や社会・経済の変動が起きた場合に、同法理による適切な紛争解決は困難になる。

三、再交渉義務の機能

裁判所は、事情変更により生じる契約外のリスクを再分配する際、契約を解除したり改訂したりすることができる。しかし、裁判所が直ちに契約に介入することは、私的自治を害する恐れがあるので、まずは当事者に再交渉の機会を与えることが望ましい。従って再交渉義務は、私的自治と司法による介入との間の調整弁又はクッションになると考える。

四、司法による介入

契約法における私的自治・契約の自由には限界がある。契約内容に含まれないリスクが生じ、かつそのリスクの分配について再交渉を経ても当事者が合意に至らない場合――すなわち私的自治の限界を越える場合――、司法による契約の介入によってそのリスクを再分配すべきである。

第三節　残された課題

一、事情変更の法理と履行不能論の関係

契約の長期化、複雑化、運送の長距離化などが進む現在の国際貿易や、国内の賃貸借などの継続的・長期的契約においては、契約解除あるいは強制施行といった方法だけでは紛争解決に有益でないと考えられる。この点、「favor contractus の原則」という概念は、「契約の維持」や「契約の尊重」と訳されることがあるように、契約の不存在・無効・解除等を制限し、契約規範による当事者間の関係規律に優位を与える考え方であると言える[423]。

上述したように、日本の判例は、事情変更法理の適用について極めて消極的である。そのため、事情変更の場面において、履行不能または債務不履行の法理によって紛争を解決することが考えられ、不能概念が拡大される恐れがある。不能による契約解消の拡大傾向は、国

[423] 曽野裕夫「Favor contractus のヴァリエーション――CISG と債権法改正議論の比較を通じて――」藤岡康宏先生古稀記念論文集『民法学における古典と革新』（成文堂、2011）〔松久三四彦＝藤原正則＝須加憲子＝池田清治編〕255 頁、また、同「民法改正の動向（3）アメリカ・国際的法統一」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』ジュリスト増刊（有斐閣、2007）36 頁参照。

際的潮流でもある「契約の尊重（favor contractus）」[424]という動向に逆行するものであるといえよう。「favor contractus の原則」を尊重するのであれば、事情変更法理と履行不能法理との関係を明らかにすることは重要であろう。特に経済的不能の場合について、いずれの法理による解決を選択すべきか、または判例・裁判例についての実証研究も必要であり、今後の課題としたい。

二、契約内外のリスクの類型化

事情変更法理が機能する契約外のリスクと、機能しない契約内のリスクとの区別について、あらゆる契約に通用する統一的な境界線を引くことは不可能であろう。しかし、典型的な判例を分析して、契約外のリスクを具体化し、契約類型ごとに検討を加えることで、一定の示唆を得ることができる。本稿は、中国における裁判例を①等価関係の障害、②履行困難、③目的の実現不能の３類型によって検討した他、台湾の最高裁判決について、売買、賃貸借、請負、保険、労働契約といった事案を中心に紹介したが、日本の裁判例についての検討はなお不足していると言わざるを得ない。

三、事情変更法規範のギャップによる紛争

上述したように、日中台において事情変更法理を受け入れる程度が異なる。とりわけ同法理の明文化の状況、実務の状況には大きな差がある。グローバル化が進む中で、国際間の契約における事情変更の問題を無視することはできない。例えば、中国や台湾に進出する日本企業は、こうした法的ギャップにより生じる紛争に直面することになるのではないだろうか。本稿は主に日中台の国内法を中心に検討してきたが、国際法上の事情変更法理の状況については簡単な紹介を行ったにすぎないので、この点は将来の課題としたい。

424　三枝健治「UCC 第二編改正作業における契約の尊重（favor contractus）」早法 84 巻 3 号（2009）194 頁参照。